

家畜共済の事務取扱処理要領

平成 2 3 年 6 月

農林水産省

家畜共済の事務取扱要領及び事務処理要領について

	昭和61年 3月31日	61	農経 B	第 804号
一部改正	昭和62年 3月30日	62	農経 B	第 739号
"	昭和62年 5月21日	62	農経 B	第1282号
"	昭和62年12月23日	62	農経 B	第3644号
"	平成元年 4月 5日	元	農経 B	第 819号
"	平成元年 4月21日	元	農経 A	第 409号
"	平成 2年 6月 8日	2	農経 B	第1357号
"	平成 3年 4月 1日	3	農経 B	第 799号
"	平成 4年 6月 1日	4	農経 B	第1133号
"	平成 5年 3月16日	5	農経 B	第 516号
"	平成 7年12月18日	7	農経 B	第3698号
"	平成 8年 3月29日	8	農経 B	第 993号
"	平成 9年 3月10日	9	農経 B	第 551号
"	平成 9年10月17日	9	農経 B	第2848号
"	平成10年 3月17日	10	農経 B	第 593号
"	平成10年 3月25日	10	農経 B	第 514号
"	平成10年 4月 6日	10	農経 B	第 911号
"	平成11年 3月16日	11	農経 B	第 690号
"	平成11年 3月18日	11	農経 B	第 765号
"	平成12年 3月31日	12	農経 B	第1229号
"	平成12年 9月28日	12	農経 B	第3181号
"	平成13年 1月 5日	12	農経 A	第1774号
"	平成14年 1月 9日	13	経 営	第5190号
"	平成14年 4月18日	14	経 営	第 197号
"	平成14年 7月 1日	14	経 営	第1881号
"	平成16年 3月12日	15	経 営	第6711号
"	平成17年 9月12日	17	経 営	第3439号
"	平成18年 3月29日	17	経 営	第7408号
"	平成19年 3月20日	18	経 営	第7080号
"	平成20年 3月25日	19	経 営	第7860号
"	平成20年 9月 9日	20	経 営	第3324号
"	平成20年12月 3日	20	経 営	第4876号
"	平成21年 3月31日	20	経 営	第6663号
"	平成21年 9月28日	21	経 営	第3371号
"	平成22年 2月 9日	21	経 営	第5897号
"	平成22年 3月30日	21	経 営	第7206号
"	平成23年 3月30日	22	経 営	第7332号
"	平成23年 6月29日	23	経 営	第1000号

家畜共済の事務取扱要領

家畜共済の事務取扱要領

—目 次—

凡 例	… 1	
1	共済目的の種類	3
2	共済掛金率の設定方法	4
3	加入資格者	1 3
4	保険関係の協議等	1 3
5	引受審査	1 6
6	個体の識別	1 7
7	家畜の評価（肉豚に係るものを除く。）	1 9
8	家畜共済関係番号	2 3
9	共済金額（肉豚に係るものを除く。）	2 3
10	共済掛金及び国庫負担	2 4
11	異動通知及び異動状況の確認	3 0
12	共済事故	3 2
13	事務の迅速処理及び共済金の早期支払	5 6
14	家畜異常事故	5 8
15	待 期 間	5 9
16	免 責 等	6 0
17	損害防止事業	6 3
18	家畜診療所	7 6
19	嘱託及び指定獣医師の設置	8 3
20	家畜共済実地検査	9 1
21	家畜共済事故病類別表	9 5
22	共済責任の保留	1 2 2
23	加入資格取得月齢等の特例	1 2 4
24	共済掛金の分納	1 2 4
25	共済事故の選択制	1 2 7
26	子牛等の共済目的からの除外	1 2 9
27	肉豚共済	1 2 9
28	責任準備金	1 3 8
29	損害評価会	1 4 1
30	市町村移譲	1 4 2

家畜共済の事務取扱要領

凡 例

この要領においては次の略語を用いた。

法	農業災害補償法
規 則	農業災害補償法施行規則
組 合	農業共済組合
連 合 会	農業共済組合連合会
特 定 組 合	法第53条の2第4項の特定組合
組 合 等	農業共済組合、特定組合又は法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村
組 合 員 等	農業共済組合の組合員又は法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
共済規程等	共済規程又は共済事業実施に係る条例

1 共済目的の種類（法第115条・第84条・第111条）

（1）共済目的につき共済事故の発生態様の類似性を勘案して農林水産大臣が定める共済目的の種類は、次の15種類である。

ア 乳用成牛

ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種に属する雌牛であつて、共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第111条の6第1項又は第2項の規定により法第111条第1項の乳牛の雌等に係る包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時。イからエにおいて同じ。）において出生後第5月の月の末日を経過したものをいう。ただし、乳牛の雌であつても、肥育（専ら肉量の増加及び肉質の向上を図ることをいう。以下同じ。）を目的として飼養されるものであつて、次の条件のいずれにも該当するものは除く。なお、共済掛金期間中に、乳用成牛から除外された乳牛の雌が妊娠等により肥育以外の目的で飼養されたときは、同時に飼養されている乳牛の雌の全てについて乳用成牛とする。また、乳用成牛から除外された乳牛の雌を飼養している者が共済掛金期間中に肥育以外の目的で乳牛の雌を飼養することになったときも同様とする（成乳牛及び育成乳牛についても同じ。）。

（ア）肥育のみを目的として乳牛の雌を飼養する者が飼養するもの

（イ）妊娠していないこと又は搾乳しないことが明らかであるもの

イ 成乳牛

ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種に属する雌牛であつて、共済掛金期間開始の時において出生後第13月の月の末日を経過したものをいう。

ウ 育成乳牛

ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種に属する雌牛であつて、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過し、第13月の月の末日を経過しないものをいう。

エ 乳用子牛等

ホルスタイン種、ジャージー種、エアシャー種、ガンジー種、ブラウンスイス種等乳用種に属する雌牛であつて、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過しないもの及び規則第29条の乳牛の子牛等をいう。

オ 乳用種種雄牛、肉用種種雄牛及び種雄馬

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）の規定による種畜証明書の交付を受けているものをいう。

カ 肥育用成牛

乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、乳用種種雄牛及び肉用種種雄牛以外の牛であつて、共済掛金期間開始の時（その共済掛金期間開始の後法第111条の6第1項又は第2項の規定により法第111条第1項の肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済に付された家畜にあつては、その家畜共済に付された時。本号及びキからケにおいて同じ。）において出生後第5月の月の末日を経過したもののうち当該共済掛金期間開始の時に現に肥育を行つているもの及び当該共済掛金期間中に肥育が行われるものをいう。

キ 肥育用子牛

乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、乳用種種雄牛及び肉用種種雄牛以外の牛であつて、共済掛金期間開始の時において出生後第5月の月の末日を経過しないもののうち当該共済掛金期間開始の時に現に肥育を行つているもの及び当該共済

掛金期間中に肥育が行われるものをいう。

ク その他の肉用成牛

乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、乳用種種雄牛及び肉用種種雄牛、肥育用成牛、肥育用子牛以外の牛であつて、共済掛金期間開始の時に於いて出生後第5月の月の末日を経過したものをいう。

ケ その他の肉用子牛等

乳用成牛、成乳牛、育成乳牛、乳用子牛等、乳用種種雄牛及び肉用種種雄牛、肥育用成牛、肥育用子牛以外の牛であつて、共済掛金期間開始の時に於いて出生後第5月の月の末日を経過しないもの及び乳牛以外の牛の胎児で当該共済掛金期間中にその母牛に対する授精又は受精卵移植(種付を含む。以下「授精等」という。)の後240日に達する可能性のあるものをいう。

コ 一般馬

種雄馬以外の馬をいう。

サ 種豚

豚であつて繁殖の用に供するものをいう。

シ 一般肉豚

種豚以外の豚であつてスに掲げる肉豚以外のものをいう。

ス 特定肉豚

種豚以外の豚であつて法第150条の5の4の特定包括共済関係に係るものをいう。

(2) 乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚を包括共済対象家畜と称するが、共済目的の種類との関係は、次のとおりである。

包括共済対象家畜の種類	共済目的の種類
乳牛の雌等	乳用成牛又は成乳牛及び育成乳牛並びに乳用子牛等
肉用牛等	肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛及びその他の肉用子牛等
種雄馬以外の馬	一般馬
種豚	種豚
肉豚	一般肉豚又は特定肉豚

子牛等(法第84条第2項の子牛等をいう。)を家畜共済の共済目的としていない組合等の組合員等及び子牛等を家畜共済の共済目的としている組合等の組合員等のうち当該包括共済対象家畜の種類に係る子牛等を共済目的としない旨の申出を当該組合等に対して行つている組合員等の共済目的の種類については、乳牛の雌等にあつては乳用子牛等が、肉用牛等にあつては肥育用子牛及びその他の肉用子牛等がそれぞれ除かれることとなる。

2 共済掛金率の設定方法 (法第115条)

共済掛金率は、組合等の区域ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに組合等が共済規程等で定める。

組合等が危険の程度を区分する要因となる事項に応じて共済掛金率を危険段階別に設けることを希望する場合にあつては(2)により、その他の場合にあつては(1)により共済掛金率を設定するものとする。

(1) 危険段階の別を設けない場合

ア 共済掛金率は、共済目的の種類ごとに共済規程等で定める共済掛金率甲、乙及び

丙を合計した率である。

共済掛金率甲、乙及び丙は、共済掛金標準率甲、乙及び丙をそれぞれ下らない範囲内において次により設定する。

(ア) 組合等(特定組合を除く。)は、共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ都道府県知事(以下「知事」という。)の意見を聴いた上で、共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を設定し、連合会を經由して当該組合等が共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。)と協議する。また、特定組合は、共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を設定し、当該特定組合が共済掛金標準率甲を超える共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議する。

(イ) 共済掛金率乙は、共済掛金標準率乙を下らず法第115条第1項第2号の農林水産大臣の定める率(以下「乙限度率」という。)を超えない範囲内で定める。

乙限度率の改定は、共済掛金標準率の改定(法第115条第13項の改定をいう。以下「料率改定」という。)に合わせて行っているが、「ロ」の保険関係(法第125条第1項第3号ロの金額の保険金を支払う保険関係をいう。以下同じ。)に係る料率地域(法第115条第2項の農林水産大臣が定める地域をいう。以下同じ。)にあつては、連合会(又は特定組合)はあらかじめ知事の意見を聴いた上で、料率改定が行われる年の前年の9月末日までに「乙限度率改定に必要な資料」(様式1及び様式2)を経営局長へ提出することとし、また、「イ」の保険関係(法第125条第1項第3号イの金額の保険金を支払う保険関係をいう。以下同じ。)に係る料率地域にあつて、組合等が共済掛金標準率乙を超えて乙限度率が定められることを希望する場合には、連合会(又は特定組合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、料率改定が行われる年の1月末日までに経営局長へその旨を申し出ることとする。

なお、「ロ」の保険関係に係る料率地域にある組合等が一料率期間(法第115条第13項の規定による改定までの期間をいう。以下同じ。)内に乙限度率が改定されることを希望する場合には、連合会(又は特定組合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、「乙限度率改定に必要な資料」(様式1及び様式2)により乙限度率が改定される予定の年の1月末日までに経営局長へその旨を申し出る。

(ウ) 連合会は、共済掛金率乙を変更した組合等がある場合に、また、特定組合は共済掛金率乙を変更した場合に、それぞれ遅滞なく知事及び経営局長へ報告する。

(エ) 共済掛金率丙は、共済掛金標準率丙と同率とすること。

イ 多種包括共済(包括共済関係に係る家畜共済で、その共済目的が2以上の共済目的の種類にわたるものをいう。以下同じ。)の共済掛金率は、アにかかわらず次の(ア)又は(イ)により設定される率である。

(ア) 組合員等ごとに定める場合

組合員等が当該共済掛金期間開始の時(その共済掛金期間開始の後法第114条第4項の規定による共済金額の増額が行われた場合にあつては、その増額が効力を生じた時)において現に飼養している当該包括共済に係る家畜の価額の共済目的の種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的の種類ごとの共済掛金率甲、乙及び丙の合計率を算術平均した率とすること。

ただし、これによるときは共済掛金率が組合員等ごとに異なることとなるので、実務上共済掛金を算出するに当たっては、「10 共済掛金及び国庫負担」の(1)

のイによつて処理するのが便利である。

(イ) 組合等内一律に定める場合

a 組合等は、次の基準の全てに適合するときには、(ア)にかかわらず共済規程等で多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定めることができる。この場合には、連合会(又は特定組合)は、次の要件を満たすことを明らかにする資料を添えて、料率改定が行われない年に定めるときには、多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定める予定の年の1月末日までに、料率改定が行われる年に定めるときには、料率改定が行われる年の前年の9月末日までにあらかじめ知事の意見を聴いた上で、経営局長と協議する。

(a) 過去3年間に於いて組合等の大部分の組合員等についての当該組合員等ごとの当該多種包括共済に係る共済目的の種類ごとの飼養頭数の比率がおおむね等しいと認められること。

(b) 過去3年間に於いて各年の組合等の区域における当該多種包括共済に係る共済目的の種類ごとの飼養頭数の比率がおおむね一定であること。

(c) 一料率期間内に於いて(a)及び(b)の比率に著しい変化を生じることが予想されないこと。

(d) 過去3年間に於いて、当該多種包括共済に係る共済目的の種類ごとの飼養頭数の比率が組合等の大部分の組合員等についての当該比率と著しく異なるものがほとんどないこと。

b 共済掛金率は、共済規程等で定める多種包括共済掛金率甲、乙及び丙を合計した率である。多種包括共済掛金率甲、乙及び丙は多種包括共済掛金標準率甲、乙及び丙をそれぞれ下らない範囲内において次により設定する。

(a) 組合等(特定組合を除く。)は、多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を設定し、連合会を経由して当該組合等が多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議する。また、特定組合は多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を設定し、当該特定組合が多種包括共済掛金標準率甲を超える多種包括共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議する。

(b) 多種包括共済掛金率乙は、多種包括共済掛金標準率乙を下らず法第115条第7項第2号の多種包括共済掛金率乙限度率(以下「多種包括乙限度率」という。)を超えない範囲内で定める。

乙限度率の改定は、料率改定に合わせて行つては、**「ロ」**の保険関係に係る料率地域にあつては、連合会(又は特定組合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、料率改定が行われる年の前年の9月末日までに「乙限度率改定に必要な資料」(様式1及び様式2)を経営局長へ提出することとし、また、**「イ」**の保険関係に係る料率地域にあつて、組合等が多種包括共済掛金標準率乙を超えて多種包括乙限度率が定められることを希望する場合には、連合会(又は特定組合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、料率改定が行われる年の1月末日までに経営局長へその旨を申し出ることとする。

なお、**「ロ」**の保険関係に係る料率地域にある組合等が一料率期間内に多種包括乙限度率が改定されることを希望する場合には、連合会(又は特定組

合)は、あらかじめ知事の意見を聴いた上で、「乙限度率改定に必要な資料」(様式1及び様式2)により多種包括乙限度率が改定される予定の年の1月末日までに経営局長へその旨申し出る。

(c) 連合会は、多種包括共済掛金率乙を変更した組合等がある場合に、また、特定組合は多種包括共済掛金率乙を変更した場合に、それぞれ遅滞なく知事及び経営局長へ報告する。

(d) 多種包括共済掛金率丙は、多種包括共済掛金標準率丙と同率とすること。

c aにより多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定める場合には、多種包括共済の料率地域ごとに定め、その地域に属する全ての組合等についてその率を適用する。

ウ 共済事故選択のときの共済掛金率

(ア) 包括共済関係において共済事故の選択ができるよう共済規程等で定めたときの共済掛金率は、共済目的の種類ごとに、次の条件を満たすように設定する。

a 共済掛金率甲の死廃部分

$$\begin{array}{r} \text{共済掛金標準率} \\ \text{甲の死廃部分} \end{array} - \begin{array}{r} \text{共済掛金割引標準率} \\ \text{甲の死廃部分} \end{array} = \begin{array}{r} \text{共済掛金率} \\ \text{甲の死廃部分} \end{array}$$

b 共済掛金率甲の病傷部分

$$\begin{array}{r} \text{共済掛金標準率} \\ \text{甲の病傷部分} \end{array} - \begin{array}{r} \text{共済掛金割引標準率} \\ \text{甲の病傷部分} \end{array} = \begin{array}{r} \text{共済掛金率} \\ \text{甲の病傷部分} \end{array}$$

c 共済掛金率乙

$$\begin{array}{r} \text{共済掛金標準率乙} \\ \text{標準率乙} \end{array} - \begin{array}{r} \text{共済掛金割引標準率乙} \\ \text{引標準率乙} \end{array} = \begin{array}{r} \text{共済掛金率乙} \\ \text{乙限度率} \end{array}$$

d 共済掛金率丙

$$\begin{array}{r} \text{共済掛金標準率丙} \\ \text{標準率丙} \end{array} - \begin{array}{r} \text{共済掛金割引標準率丙} \\ \text{引標準率丙} \end{array} = \text{共済掛金率丙}$$

(イ) 多種包括共済関係において共済掛金率を組合員等ごとに定める場合において共済事故の選択ができるよう共済規程等で定めたときの共済掛金率は、(ア)にかかわらず、包括共済対象家畜の種類ごとに、イの(ア)と同様に設定する。また、多種包括共済関係において共済掛金率を組合等内一律に定める場合にあつては、(ア)にかかわらず、包括共済対象家畜の種類ごとに、次の条件を満たすように設定する。

a 多種包括共済掛金率甲の死廃部分

$$\begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金標準率甲} \\ \text{標準率甲の死廃部分} \end{array} - \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金割引標準率甲} \\ \text{標準率甲の死廃部分} \end{array} = \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金率甲} \\ \text{率甲の死廃部分} \end{array}$$

b 多種包括共済掛金率甲の病傷部分

$$\begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金標準率甲} \\ \text{標準率甲の病傷部分} \end{array} - \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金割引標準率甲} \\ \text{標準率甲の病傷部分} \end{array} = \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金率甲} \\ \text{率甲の病傷部分} \end{array}$$

c 多種包括共済掛金率乙

$$\begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金標準率乙} \\ \text{掛金標準率乙} \end{array} - \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金割引標準率乙} \\ \text{金割引標準率乙} \end{array} = \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金率乙} \\ \text{掛金率乙} \end{array} \quad \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金率乙} \\ \text{乙限度率} \end{array}$$

d 多種包括共済掛金率丙

$$\begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金標準率丙} \\ \text{掛金標準率丙} \end{array} - \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金割引標準率丙} \\ \text{金割引標準率丙} \end{array} = \begin{array}{r} \text{多種包括共済掛金率丙} \\ \text{掛金率丙} \end{array}$$

ここで、多種包括共済掛金割引標準率甲の死廃部分、多種包括共済掛金割引標準

準率甲の病傷部分、多種包括共済掛金割引標準率乙及び多種包括共済掛金割引標準率丙は、それぞれ、組合等ごとの過去3年間の当該多種包括共済に係る共済目的の種類ごとの経過共済金額(共済掛金割引標準率甲の病傷部分及び共済掛金割引標準率乙については経過病傷給付対象共済金額)を重みとして、当該共済目的の種類ごとの共済掛金割引標準率甲の死傷部分、共済掛金割引標準率甲の病傷部分、共済掛金割引標準率乙及び共済掛金割引標準率丙を算術平均して得た率とする。

エ 農業共済組合の合併等があつたときの共済掛金標準率

農業共済組合の合併等(法第107条第1項の農業共済組合の合併等をいう。)があつた場合においても、共済掛金標準率の適用は従来どおりとする。ただし、共済掛金率はそれぞれの地域の共済掛金標準率のいずれも下らない範囲内で同率としても差し支えない。

(2) 危険段階の別を設ける場合

ア 危険段階別の共済掛金率は、「家畜共済危険段階共済掛金標準率等の設定について」(平成16年2月2日付け15経営第5892号農林水産省経営局長通知)に基づき算定された率とする。

イ 組合等(特定組合を除く。)は、危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を設定し、連合会を經由して当該組合等が危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議することとし、特定組合にあつては、危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を定めようとする場合には、あらかじめ知事の意見を聴いた上で危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を設定し、危険段階共済掛金標準率甲又は多種包括危険段階共済掛金標準率甲を超える危険段階共済掛金率甲又は多種包括危険段階共済掛金率甲を定める予定の年の1月末日までに経営局長と協議することとする。

また、組合等は危険段階共済掛金標準率乙又は多種包括危険段階共済掛金標準率乙を超えて危険段階共済掛金率乙又は多種包括危険段階共済掛金率乙を定めることを内容とする危険段階別の共済掛金率について、知事の認可を受けた場合は、その内容を遅滞なく連合会を經由して(特定組合にあつては直接)経営局長へ報告する。

ウ 乙限度率及び多種包括乙限度率については、それぞれ(1)のア及びイを準用する。

(様式1)

乙限度率改定に必要な資料

(都道府県名： _____)

年度から希望する共済目的の種類別及び料率地域別の乙限度率

共済目的の種類						年度から希望する 乙限度率	備考
料率地域		保険 関係	現 行				
番号	地域名		標準率乙	掛金率乙	乙限度率		
			%	%	%	%	

(注)

- 1) 「料率地域」欄には、改定される乙限度率が適用される年度の前年度に経営局長が連合会等に依頼して行った家畜共済被害率調査で設定した料率算定地域番号及び料率算定地域名（ただし、乳牛の雌等に係る共済関係に係る共済目的の種類については、乳用成牛又は成乳牛の料率算定地域）を全ての料率算定地域について記入する。この地域が2以上の現行料率地域に分かれているときは、現行料率地域ごとの標準率乙、掛金率乙及び乙限度率をもれなく記入する。
- 2) 「保険関係」欄には、料率地域内の保険関係を記入し、「イ」及び「ロ」が混在する場合には「イ・ロ」と記入する。
- 3) 「現行」の「掛金率乙」欄には、全ての料率地域について掛金率乙を記入する。
- 4) 危険段階別の共済掛金率を定めている場合は、「現行」の「掛金率乙」欄には、危険段階別の共済掛金率乙を危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとして、算術平均した率を記入する。
- 5) 多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定めている場合には、包括共済対象家畜の種類別に作成する。

(様式2)

乙限度率改定に必要な資料(診療所の収支状況等)

診療所

(1) 技術料(共済掛金乙)必要額
年度収支見込明細

科 目	年度 計画 a	年度 実績 b	年度 見込額 c	b及びcに対するa の増減理由
診療人件費	(人分)	(人分)	(人分)	
往診旅費				
一般旅費				
診療補填金				
嘱託獣医費				
診療所維持費 (間接費)				
雑費				
支出計	A			
病傷事故診療収入 (間接費)				
病傷事故外診療収入 (間接費)				
業務勘定受入 (間接費)				
雑収入 (間接費)				
収入計	B			

技術料必要額 C (A - B = C)

(2) 年度加入見込頭数及びこれに基づく現行共済掛金率乙による技術料

料率 地域	共済目的 の種類	年 度有資 格頭数	年 度加入 頭数	年度 加入見込 頭数 d	年度 見込平均 共済金額 e	現行共済 掛金率乙 f	e × d × f	備考
計							D	

(3) 年度必要共済掛金乙

$$\text{係数} = C \div D = E$$

料 率 地 域	共 済 目 的 の 種 類	年度必要共済掛金率 $f \times E = g$	$e \times d \times g$
計			

(注) 料率地域ごとに、最高の乙率を必要とする診療所 1 か所について作成する。

連合会が複数の診療所を運営している場合は、共通の収支により作成する。

(1)の表について

(ア) 年度収支見込明細及び 年度計画 a の には乙限度率が改定される予定の年度を記入し、 年度実績 b の には乙限度率が改定される予定の年度の前々年度を、 年度見込額 c には乙限度率が改定される予定の年度の前年度を記入する。

(イ) 科目名は、損益計算書明細中の診療所収支明細に準ずるが、科目の間接費相当部分の算出方法は、次による。

(a) 診療収入（間接費）＝診療収入 - 10円 × A種点数（負になるときは 印を付して記入する。）

(b) 業務勘定受入、雑収入及び診療所維持費の間接費相当部分が、明確に区分されない場合は、その6割を間接費とする。

(ウ) 診療人件費の（人分）は、家畜診療所における診療担当獣医師及び専任事務職員であつて家畜共済勘定で処理されている人数を記入する。

(2)の表について

(ア) 年度加入見込頭数及び 年度見込平均共済金額の には乙限度率が改定される予定の年度を記入し、 年度有資格頭数の 及び 年度加入頭数の には乙限度率が改定される予定の年度の前々年度を記入する。

(イ) 有資格頭数は、当該年度の調査日時点における飼養頭数を基に算定し記入する（調査年月日を備考欄に記入）。

(ウ) 加入頭数は、1年間で加入したもののみとする。

(エ) 「(1)技術料必要額」を算出した診療所の技術料計をみるためのものであるため、全ての共済目的の種類について記入する。

(オ) 危険段階別の共済掛金率を定めている場合には、「現行共済掛金率乙」の欄には危険段階別の共済掛金率乙を危険段階別の共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均した率を記入する。

(カ) 共済目的の種類ごとに得られる $e \times d \times f$ の値は小数点以下第 1 位を四捨五入し、整数値を記入する。

(3)の表について

(ア) 年度必要共済掛金率の には乙限度率が改定される予定の年度を記入する。

(イ) 係数Eは、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで記入する。

(ウ) 共済目的の種類ごとに得られるgの値は、小数点以下第 4 位を四捨五入し、小数点以下第 3 位まで記入する。

(I) 共済目的の種類ごとに得られる $exd \times g$ の値は小数点以下第1位を四捨五入し、整数値を記入する。

3 加入資格者（法第15条・第111条の3）

家畜共済の加入資格は、「養畜の業務を営む者」とされている。

- (1) 「養畜の業務を営む者」とは、「自己の責任と計算において、営利を目的として反復継続して家畜を管理する者」であつて、例えば単なる雇用人や一時的に他人の家畜を預かっている者は加入資格者とはならない。
- (2) 共同放牧の場合の加入資格者は、原則として放牧直前の飼養者とするが、放牧管理者の管理責任が大きいとき(管理者が放牧家畜について無(軽)過失責任を負うとき又は放牧成育成績によつて預託料に差等をつけているとき)は管理者を養畜の業務を営む者とみなして加入資格者とする。

なお、組合等は、未加入の加入資格者についての台帳(未加入農家台帳)を作成し、加入推進に努めるものとする。

4 保険関係の協議等（法第125条・第141条の7）

保険関係を「イ」又は「ロ」のいずれかとするかは、組合等(特定組合を除く。)と連合会があらかじめ協議決定しておくこととし、特定組合においては、保険関係の成立する時までに決定しておくこととする。また、これに伴い診療技術料等の負担についても取り決めておく必要がある。

(1) 保険関係の種類に関する協議

ア 組合等と連合会とは、保険関係の種類について、診療施設の利用状況等を考慮して、あらかじめ協議決定しておくものとする。この協議の決定に係る事項について変更する必要が生じたときは、あらためて協議決定するものとする。

イ アの協議決定は、共済関係ごとに行うものとし、一共済掛金期間中は変更できないものとする。

ウ 組合等又は連合会の診療施設で診療を受ける可能性の多い家畜については「ロ」の保険関係、その他は「イ」の保険関係とすることを原則とする。

エ この協議は、「家畜共済保険関係協議書」(様式例)により行う。

(2) 診療技術料等の負担に関する取決め

ア 「ロ」の保険関係に係る家畜についての共済掛金乙は、連合会の診療施設で診療を受ける可能性の多い家畜については連合会が、組合等の診療施設で診療を受ける可能性の多い家畜については組合等が保留することを原則とする。

イ 「ロ」の保険関係に係る家畜につき、連合会の診療施設で診療を受けるときは、組合等はその診療に要する費用のうち共済掛金乙に相当する金額を保険料とともに連合会に支払う。

ウ イの場合において連合会以外の者が診療を行つたときは、連合会は、当該診療に要した費用のうち共済金の額から保険金の額に保険金額に対する共済金額の割合を乗じて得た額を差し引いて得た額に相当する金額を組合等に支払う。

エ この取決めは、家畜共済保険関係協議書に記載するものとする。

(3) 特定組合の保険関係について

ア 特定組合においては、保険関係の成立するときまでに「イ」又は「ロ」いずれの保険関係とするかを決定する。

イ 保険関係については共済関係ごとに行うものとし、一共済掛金期間中は変更できないものとする。

ウ 特定組合の診療施設で診療を受ける可能性の多い家畜については「ロ」の保険関係、その他は「イ」の保険関係とすることを原則とする。

(4) 保険関係の変更について

ア 連合会又は特定組合は、「ロ」の保険関係であつたものについて、「イ」の保険関係に変更しようとする場合には、「ロ」の保険関係から「イ」の保険関係に変更される年の1月末日までに経営局長と協議するものとする。

イ 連合会又は特定組合は、「イ」の保険関係であつたものについて、「ロ」の保険関係に変更した場合には、遅滞なく経営局長へ報告するものとする。

(様式例)

家畜共済保険関係協議書

県(都道府)農業共済組合連合会
農業共済組合
(村(市町))

県農業共済組合連合会と 農業共済組合(村(市町))は、連合会保険規程第 条の規定により、家畜共済に係る保険関係につき、別記のとおり協議決定する。この協議決定に係る事項について変更する必要があるときは、あらためて協議決定するものとする。

平成 年 月 日

県(都道府)農業共済組合連合会

会長理事 何 某 印

農 業 共 済 組 合

組合長理事 何 某 印

(村(市町))

(村(市町)長 何 某 印)

別 記

決定事項

(1) 「イ」の保険関係に係る家畜

農業共済組合(村(市町))の区域(事業実施区域)のうち、 の区域内に
住所を有する組合員(家畜共済加入者)が飼養する家畜

(2) 「ロ」の保険関係に係る家畜

農業共済組合(村(市町))の区域(事業実施区域)のうち、 の区域内に
住所を有する組合員(家畜共済加入者)が飼養する家畜

(3) 診療技術料等の負担に関する取決め

(2)の家畜についての共済掛金乙は、 農業共済組合(村(市町))に保留する。

(備考) 連合会が診療を行う場合には、次の例により記載すること。

(2)の家畜についての共済掛金乙は、技術料としてあらかじめ連合会に保留する。この場合において、連合会以外の者が診療を行ったときは、連合会は当該診療に要した費用のうち共済金の額から保険金の額に保険金額に対する共済金額の割合を乗じて得た額を差し引いて得た金額に相当する金額を 農業共済組合(村(市町))に支払うものとする。

注) には、各県(都道府)連合会の保険規程中、連合会模範保険規程例第39条に該当する条文番号を記入する。

5 引受審査（法第111条・第111条の4・第113条）

包括共済関係に係る引受けにあつては、個体の確認及び個体ごとの健康診断を行った後、組合員等ごとに引受の諾否を決定し、個別共済関係に係るものにあつては、個体ごとの健康診断を行った後、個体ごとに諾否を決定する。

(1) 組合員等の告知事項

家畜の健康診断に際して、組合等は次の項目を基準として組合員等から聞き取り、必要事項を記録する。

ア 所有者及び管理者

イ 購入時期、購入先及び価格

ウ 生年月日、品種及び性別

エ 個体識別番号(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛肉トレーサビリティ法」という。)第2条第1項に規定する個体識別番号をいう。以下同じ。)

オ 悪癖

カ 同一人の飼養する他の家畜の健否

キ 付近における病畜発生の状況

ク 使役又は利用の程度及び飼養管理の方法

ケ 既往症及び現症並びにその程度

コ 最近における伝染病検査の結果及び予防注射の種類

サ 発情、授精等、分娩年月日及び分娩予定日並びに乳量

シ 種畜の場合は繁殖成績

(2) 個体の確認

加入申込家畜に誤りがないか、包括共済対象家畜の種類ごとに組合員等が飼養する全ての家畜について、個体ごとに、次の方法により確認する。

ア 牛

現地において、飼養する牛の耳標の個体識別番号、牛個体識別台帳(牛肉トレーサビリティ法第3条第1項に規定する牛個体識別台帳をいう。以下同じ。)の情報及び組合員等が所有する家畜の飼養状況を確認することができる資料(個体の識別及び飼養頭数の確認をすることができる資料、牛舎図等)の照合並びに当該組合員等からの聞き取り

イ 馬又は種豚

現地において、飼養する馬又は種豚、組合員等が所有する家畜の飼養状況を確認することができる資料(個体の識別及び飼養頭数の確認をすることができる書類、畜舎図等)の照合及び当該組合員等からの聞き取り

(3) 家畜個体の検査

健康診断は、家畜が病傷、老齢、発育不全、衰弱等の状態にあるか否かを判断することを目的として次の項目を基準として行い、必要事項を記録する。

ア 望診 エ 呼吸検査 キ 聴診 コ 年齢鑑定

イ 触診 オ 検温 ク 歩様検査 サ 知覚反応検査

ウ 検脈 カ 打診 ケ 乳質検査

(4) 諾否の決定

ア 包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごとにその飼養する家畜(子牛等を共済目的とする場合にあつては、共済掛金期間中に授精等の後240日に達する可能性のある牛の胎児を含む。以下包括共済において同じ。)の全てについて申込みがない場合又は加入申込みに係る家畜のうち、次に該当するものがあつて、そ

の危険の程度や占める割合からみて、これについて包括共済関係を成立させると他の組合員等との間に衡平を欠くおそれがある場合は引受けをしない。

(ア) 疾病にかかり、若しくは傷害を受けているもの、又はその原因が生じているもの

(イ) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬又は6歳を超える種豚

(ウ) 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの

(エ) 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、若しくは供用され、又はそのおそれがあるもの

イ 個別共済関係にあつては、加入申込みに係る家畜個体ごとに諾否を決定するが、加入申込みに係る家畜が、アの(ア)から(エ)までに掲げる家畜のいずれか一に該当する場合は引受けをしない。

6 個体の識別

共済に加入する家畜の個体識別は、次の識別法に従い、個体整理簿に記録するものとする。

(1) 牛の個体識別

ア 個体識別番号

牛肉トレーサビリティ法第9条第2項の規定により装着される耳標の番号を記録する。

イ 毛色

アの耳標のみにより個体識別が可能である場合には省略することができる。

(ア) 斑色

2種以上の毛色により斑色をなすもので、黒白斑、褐白斑等がある。

(イ) 単色

黒 黒色のものをいい、黒、漆黒及び褐黒がある。

褐 褐色のもの(普通あかと称するものを含む。)をいい、褐、淡褐、濃褐、赤褐、灰褐、黒褐、黄褐等がある。

ウ 毛色の記載方法

(ア) 斑色の場合

体躯の大部分を占める毛色を冠記し、その小部分を占めるものを次記し、その下に「斑」の一字を記入して、その色、位置、形状、大きさ等とともに記載する。

(イ) 単色の場合

牛を望見したときの外観上の一般毛色を記載する。

(2) 馬の個体識別

ア 毛色

鹿毛 主毛色は濃淡の褐色で、長毛及び四肢の下部は黒色のものをいい、黒鹿毛、白鹿毛、紅鹿毛、金鹿毛等がある。

栗毛 主毛色は濃淡の赤色で、長毛及び四肢の下部は薄赤あるいは褐赤のものをいい、枳栗毛、白栗毛、紅栗毛、尾花栗毛等がある。

青毛 耳裏の他は全部が黒色で、蹄は灰黒色のものをいい、黒毛、水青毛、夏青毛等がある。

イ 特徴

(ア) 白斑

〔頭部〕

星 額部の白斑。小さいものは小星という。
額刺毛 額部のわずかな刺毛をいう。
流星 星が下方に延びたものをいう。
鼻白 鼻端の白斑をいう。
唇白 唇の白いものをいい、上又は下の位置を示す。
その他 環、鼻梁白、作、白面等がある。

〔四肢〕

微白 肢下部の小さい白斑で直径おおむね母指頭大以内のものをいう。
小白 肢下部の白斑で肢の周りの半ばに達しないものをいう。
半白 肢下部の白斑で肢の周りの半ば以上全周に及ばないものをいう。
白肢 肢下部の白斑で全周に及ぶものをいう。
長白 肢下部の白斑で膝又は飛節にかかるものをいう。

(イ) 旋毛

珠目 両眼上線から鼻梁中央部に至るものをいう。
頬辻 頬の後部一円のものをいう。
髮中 耳下から鬚甲前端に至る上縁部のものをいう。
頸中 中央頸部のものをいう。
沙流上 脛及び管部のものをいう。
吭擗 咽喉頭から頸下縁3分の1に至るものをいう。
波分 頸下縁3分の1以下頸礎に至るものをいう。

(ウ) その他の著しい特徴

刺毛、異毛、はん痕、裂痕、截痕、岩陥、烙印等で特徴となるものは、種類と位置を示す。

ウ 毛色特徴の記載方法

(ア) 毛色 馬を望見したときの外観上の一般色を記載する。

(イ) 特徴

白斑 頭部白斑については、その名称、位置及び数を記載する。

四肢白斑については、左前、右前、左後及び右後の順に記載する。

旋毛 明らかな旋毛を選んで記載する。左右対をなす旋毛で相対でないときは、左又は右を冠記する。

その他 その他著しい特徴のあるものは、その名称、部位及び数を記載する。

(3) 豚の個体識別

ア 豚はそれ自体の特徴によつて識別することは困難であつて、通常体のある部分に付票を付して識別する。付票の主なものは、次のとおりである。

(ア) 耳標

文字又は番号を刻印したものを耳標かん入器によつて生涯抜けないように耳に装着するものである。

(イ) 截耳

截耳器によつて左右両耳の両縁を截切せん孔し、その部位及び数の如何によつて番号をあらわすものである。

(ウ) 入墨

体のある部位、特に耳殻に入墨器で数字を入墨して番号をあらわすものである。

イ 記載方法は品種を記し、アの(ア)から(ウ)までのいずれか一の付票を記載する。なお、肉豚については付票による識別は省略することができるものとする。

7 家畜の評価（肉豚に係るものを除く。）（法第114条の2・第116条）

包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに家畜の価額を合計した額を共済価額とし、共済事故が発生した場合は原則として最初の共済掛金期間開始の時、乳牛の胎児価額の変更があつた時、導入の時又は資格を取得した時におけるその家畜の価額を基礎として共済金の支払額を算定する。個別共済関係にあつては、家畜の価額を共済価額とする。

(1) 共済価額

ア 子牛等を共済目的とする包括共済関係以外の包括共済関係にあつては、共済掛金期間中において家畜に異動がなければ共済価額は変化しない。加入頭数が増加したときは、増加した家畜の価額だけ共済価額が増加し、また、加入頭数が減少したときは、減少した家畜の価額だけ共済価額が減少する。

イ 子牛等を共済目的とする包括共済関係にあつては

(ア) 共済掛金期間中は、乳牛の胎児の価額が変更された場合を除いては、家畜に異動がなければ、共済価額は変化しない。

(イ) 当該共済掛金期間中に出生した子牛(法第84条第1項第3号に掲げる牛以外の牛をいう。以下同じ。)(以下「出生子牛」という。)の価額は胎児の価額と同額とし、当該共済掛金期間中は変更しない。ただし、1母牛の1回出産に対し出生子牛及び死亡した胎児(以下「出生子牛等」という。)の頭数の合計が2頭以上であつた場合は、次のとおりとする。

a 申告品種と出生子牛等の品種が同一である場合

あらかじめ設定した1胎児の価額を当該出生子牛等の頭数の合計で除して得た額(千円未満は切り捨てる。)をそれぞれ出生子牛等の価額とする(出生子牛等ごとの価額の合計額があらかじめ設定した1胎児の価額に満たないときは、その差額を共済価額から差し引くものとする。以下同じ。)

b 申告品種と出生子牛等の品種が異なる場合

(a) 申告品種の価額より出生子牛等の価額が低額である場合

あらかじめ設定した1胎児の価額に当該出生子牛等の価額の出生子牛等ごとの価額の合計額に対する割合を乗じて得た額(千円未満は切り捨てる。)をそれぞれ出生子牛等の価額とする

〔例〕

胎児の品種を黒毛和種として申告したが、乳用種と黒毛和種の双子が出生した場合		
胎児1頭の価額黒毛和種	110千円
出生子牛等の価額乳用種1頭	40千円
黒毛和種1頭	110千円
		40千円
乳用種の価額	= 110千円 ×	$\frac{40千円}{(40千円 + 110千円)}$
	=	29千円
黒毛和種の価額	= 110千円 ×	$\frac{110千円}{(40千円 + 110千円)}$
	=	80千円

(b) 申告品種の価額より出生子牛等の価額が高額である場合

あらかじめ設定した1胎児の価額を当該出生子牛等の頭数の合計で除して得た額(千円未満は切り捨てる。)をそれぞれ出生子牛等の価額とする

〔例〕

胎児の品種を交雑種として申告したが、交雑種と黒毛和種の双子が出生した場合		
胎児1頭の価額交雑種	70千円
出生子牛等の価額交雑種1頭	70千円
	黒毛和種1頭	110千円
交雑種の価額	= 70千円 ÷ 2 = 35千円	
黒毛和種の価額		

c 品種の申告がなされていなかった場合

あらかじめ設定した1胎児の価額を当該出生子牛等の頭数の合計で除して得た額(千円未満は切り捨てる。)をそれぞれ出生子牛等の価額とする

〔例〕

胎児の品種の申告がなく、乳用種と黒毛和種の双子が出生した場合		
胎児1頭の価額乳用種	40千円
出生子牛等の価額乳用種1頭	40千円
	黒毛和種1頭	110千円
乳用種の価額	= 40千円 ÷ 2 = 20千円	
黒毛和種の価額		

(ウ) 加入頭数が増加(子牛の出生による増を除く。)したときは、増加した家畜の価額だけ共済価額が増加する。

(エ) 加入頭数が減少したときは、減少した家畜の価額だけ共済価額が減少する。

(オ) あらかじめ胎児の価額を加えた当該胎児の母牛が減少した場合には、母牛の価額と同時に当該胎児の価額も減額する。

なお、あらかじめ胎児の価額を加えた母牛の胎児が、共済掛金期間終了までの間において授精等の後240日に達しないことが判明した場合でも当該胎児の価額は減額しない。

(カ) 共済掛金期間中に授精等の後240日に達する可能性が2回ある牛については胎児の数を2として価額を設定する。

(キ) 共済掛金期間中に胎児が授精等の後240日に達する可能性の有無の判定は、その地域における一般的な初回授精月齢、生理的空胎期間等を基礎とし、共済掛金期間中に当該価額が設定されないまま授精等の後240日に達する胎児が生じることのないよう判定基準を定め、この判定基準に基づき共済掛金期間開始の時又は牛の導入時において、適正に行うものとする。

このため、組合等(特定組合以外の組合等においては連合会と協議の上)は、損害評価会に諮り判定基準を作成するものとする(付録参照)。

ウ 継続時にはア、イいずれの場合でも組合等と組合員等との協議により家畜の再評価をして共済価額を変更することができる。

エ 個別共済関係にあつては、共済価額は一共済掛金期間中変更しない。

継続時には組合等と組合員等との協議により家畜の再評価をして共済価額を変更することができる。

(2) 家畜の価額の評価方法

ア 組合等は、次の基準によつて家畜の価額を評価する。

(ア) 当該家畜と同種同類の家畜の平均取引価格相当額(組合等の最寄りの家畜市場における過去1年間の平均取引価格(別に、当該地域における過去1年間の平均取引価格として相応しい一般取引価格が把握できる場合は当該価格)をいう。以下同じ。)を基準として行う。

(イ) 病傷経過中の家畜の評価の場合は、その状態において当該病傷がないものとして評価するものとする。

(ウ) 老齢の家畜については、(ア)の取引価格を基準として特にその年齢を考慮して評価するものとする。

(エ) 妊娠している家畜については、妊娠していないものとして評価する。

(オ) 子牛等を共済目的とする場合の胎児の価額については、家畜共済に付される子牛等は授精等の後240日以上のものであり、子牛としての生存能力が備わる生育の程度のものを対象としていることから、当該胎児は初生牛と同程度の価値があるとみなすことができるため、当該胎児と同じ品種の初生牛の価額を基準として定めることとする。ただし、肉牛の胎児にあつては、一般に肉牛の初生牛の取引実態は無いことから、当該初生牛価額を推計することとなるが、この場合、評価の対象はあくまで胎児であることから、出生後の価格上昇分とみなされる部分等は控除する必要がある。

具体的には、次の方法により、組合にあつては理事会に諮つて議決し、市町村にあつては市町村長が決定する。

a 乳牛の胎児の場合

(a) 共済掛金期間開始の時(その共済掛金期間開始の後新たに当該家畜共済に付された牛の胎児の価額を定める場合には、その牛がその家畜共済に付された時。次の(b)から(d)において同じ。)に、当該乳牛の胎児に係る品種の申告がなされていない場合は、当該共済掛金期間開始の時において、組合等の区域内の乳牛の初生牛(出生後10日目までの牛。以下同じ。)の平均取引価格相当額と同額とする。

(b) 共済掛金期間開始の時に、当該乳牛の胎児に係る品種の申告がなされている場合は、当該共済掛金期間開始の時において、組合等の区域内の当該品種の初生牛の平均取引価格相当額と同額とする。

(c) 共済掛金期間開始の時に価額が定められた乳牛の胎児について、その共済責任が発生する前までに、品種の申告が初めてなされた場合又は既に行つた品種の申告の変更の申告がなされた場合には、当該乳牛の胎児に係る共済責任が発生する時において、組合等の区域内の当該品種の初生牛の平均取引価格相当額と同額とする。

(d) (b)又は(c)の申告がなされた乳牛の胎児について、共済事故の発生(死亡)や出生により、その品種が当該申告に係る品種と異なるものであることが判明した場合は、その事実が判明した時点において、当該申告に係る品種の初生牛の平均取引価格相当額と当該判明した品種の初生牛の平均取引価格相当額のうちいずれか低い額と同額とする。

なお、組合員等が行う乳牛の胎児の品種の申告は、組合等が客観的にその事

実を確認することができる場合(授精証明書等の呈示を受ける等)にのみ行うことができることとする。

また、乳牛の初生牛の平均取引価格相当額は、雌雄の間の経済的価値の差が大きいため、超過保険となることを防止するために、乳牛の雄の初生牛の平均取引価格相当額を基準として設定することとする。

b 肉牛(乳牛以外の牛をいう。以下同じ。)の胎児の場合

(a) 交雑種牛(乳牛と肉牛の交配により出生した牛をいう。以下同じ。)以外の肉牛(以下「肉用種牛」という。)の胎児の価額は、次式により算出された額と交雑種牛の初生牛の平均取引価格相当額のうちいずれか高い額

$$\left\{ \left[\frac{A}{\frac{(B-C)}{D} \times E + C} - 1 \right] \div 4 + 1 \right\} \times C$$

A：組合等の区域内の肉用種牛の素牛(肥育又は繁殖用の牛として育成された牛をいう。以下同じ。)の雄の平均取引価格相当額と雌の平均取引価格相当額の平均額

B：組合等の区域内の交雑種牛の素牛の平均取引価格相当額

C：組合等の区域内の交雑種牛の初生牛の平均取引価格相当額

D：組合等の区域内の交雑種牛の素牛の平均取引月齢(胎児価額算定日以前1年間に引き引きされた牛の平均月齢をいう。以下同じ。)

E：組合等の区域内の肉用種牛の素牛の平均取引月齢

(b) 交雑種牛の胎児の価額は、組合等の区域内の交雑種牛の初生牛の平均取引価格相当額

(カ) 家畜市場で取引されていない子牛の評価は、次を基準として行うものとする。

$$\text{子牛の評価額} = B + \frac{A - B}{C - 1} \times (D - 1)$$

A：当該家畜と同種同類の家畜の最低月齢のものの平均取引価格相当額

B：当該子牛が乳牛の子牛である場合は、乳牛の胎児(当該子牛と同じ品種のもの)の価額と同額、肉牛の子牛である場合は、当該子牛が肉用種牛の子牛である場合には、肉用種牛の胎児の価額と同額、交雑種牛の子牛である場合には、交雑種牛の胎児の価額と同額

C：Aの算出基礎となつた月齢(出生した月を1月齢として数える。)

D：当該子牛の月齢(出生した月を1月齢として数える。)

イ 組合等の行う評価が困難である場合又は組合員等との間に争いが生ずるおそれがある場合は損害評価員の合議によつて価額を決定する。

ウ 連合会は、組合等(特定組合を除く。)の行う評価及び損害評価員の行う評価並びに子牛等を共済目的とする場合の胎児が授精等の後240日に達する可能性の判定方法について基準となる資料を提供するほか、現地において評価及び胎児が授精等の後240日に達する可能性の判定についての指導を行う。

エ 連合会の損害評価員は、評価及び子牛等を共済目的とする場合の胎児が授精等の後240日に達する可能性の判定に関する資料を連合会に提供し、あるいは連合会の現地指導に従事する。

(3) 損害評価員

共済目的の評価、損害の認定、損害の防止等に従事する損害評価員は、次に掲げる

者の中から若干名選ぶものとする。

ア 組合等(特定組合を除く。)

(ア) 共済連絡員

(イ) 養畜の業務に熟練している者

(ウ) その他家畜の評価について適任と認められる者

イ 連 合 会

(ア) 畜産団体関係者

(イ) その他家畜の評価について適任と認められる者

ウ 特定組合

(ア) 共済連絡員

(イ) 養畜の業務に熟練している者

(ウ) 畜産団体関係者

(エ) その他家畜の評価について適任と認められる者

8 家畜共済関係番号

家畜共済においては、連合会の引受けの集計単位、組合等、加入者及び加入家畜等に対して固有の番号を付し、これにより事務処理を行う。

(1) 地区コード、組合等コード、組合員等コード、群番号、個体番号及び共済番号

ア 地区コードは、共済掛金標準率の設定の単位である地域、引受集計通知書等のとりまとめの範囲等を勘案して、連合会及び特定組合が定めた地域の一連番号とする。

イ 組合等コードは、都道府県ごとに、組合等に付した各共済事業に共通の一連番号とする。

ウ 組合員等コードは、組合等ごとに包括共済関係に係る家畜共済に加入した者ごとに付する。

エ 群番号は、肉豚に係る家畜共済に加入した者ごと、飼養群(「26 肉豚共済」の(3)に規定する飼養群をいう。)ごと及び年度ごとの一連番号とする。

オ 個体番号は、包括共済関係(肉豚に係るものを除く。)に係る家畜共済に加入した者ごと及び包括共済対象家畜ごとに付する。

カ 共済番号は、組合等ごと、個別共済関係に係る家畜共済に加入した家畜ごと(共済目的の種類を区分する必要はない。)及び年度ごとの一連番号とする。

(2) 組合等の区域が変更された場合の取扱い

連合会は、組合等の合併により家畜共済システムの料率地域番号等のコードを変更した場合は、その内容を経営局長へ報告することとする。

9 共済金額(肉豚に係るものを除く。)(法第114条・第111条の6・第116条)

包括共済関係に係る共済金額は、包括共済対象家畜の種類ごとに共済価額に対する最低付保割合と8割との範囲内で加入者が選択した金額とする。

(1) 最低付保割合

最低付保割合は、保険効果と農家の負担力とを勘案して2～4割と定められており、組合等はこの範囲内で最低付保割合を選んで共済規程等に規定することとなる。期首又は共済金額の変更時における共済価額に共済規程等で定める最低付保割合を乗じて得た金額がそれぞれの時における共済金額の下限となる。

(2) 期首における共済金額

期首における共済金額は、最低付保割合を下らず、共済価額の8割を超えない範囲内で家畜共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから組合員等が選択した金額である。

家畜共済掛金率等一覧表に掲げる共済金額は、「共済価額に次の割合を乗じて得た金額とする」として5～7段階の付保割合を設けるか又は1頭当たりの共済金額をもつて表示する。

なお、付保割合で表示する場合でも、1頭当たりの共済金額の最高限度に設けることができる。

(3) 付保割合の増減

ア 家畜の譲渡等によつて共済価額が減少したとき又は家畜の導入、幼齢家畜の加入資格取得等によつて共済価額が増加したときでも、共済金額はそれらの理由によつて変化しないから、付保割合はその都度自動的に変化する。

イ 死廃事故により共済金が支払われたときは、その共済金に相当する金額だけ共済金額が減額されることとなるから、多くの場合その後の付保割合は変化することとなる。

(4) 共済金額の変更

ア 家畜の導入、幼齢家畜の加入資格取得等(共済掛金期間中に乳牛の胎児の価額が変更された場合を除く。)によつて共済価額が増加したことに伴い、組合員等は異動の直前の付保割合の範囲内で共済金額の増額を請求することができる。増額の請求は異動のあつた日から2週間以内に、その共済掛金の差額の納入は増額請求をした日から2週間以内に行わなければならない。なお、これに対する責任はその納入のあつた日の翌日から開始することとなる。

共済掛金の差額は、増額請求をした日の翌日から月割りによつて計算した金額である。

イ 死廃事故によつて共済金が支払われたときは、事故発生時にその共済金に相当する金額だけ共済金額が減額される。

ウ 継続時において、組合員等は、組合等の承諾を受けて、共済金額を変更することができる。

10 共済掛金及び国庫負担(法第115条・第13条の2)

家畜共済においては、共済掛金の一部を国庫が負担することとなつており、共済掛金から国庫負担部分を差し引いた額が農家が負担する共済掛金となる。なお、国庫負担の対象は共済掛金標準率に対応する部分に限定されている。

(1) 共済掛金

ア 原則

共済掛金は、次式によつて算出される。

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}(\text{甲} + \text{乙} + \text{丙})$$

(注) 共済事故の選択をした場合の共済掛金率は、「2 共済掛金率の設定方法」の(1)のウにより設定した率

イ 多種包括共済関係の場合(共済掛金率を組合等内一律に定めた場合を除く。)

共済目的の種類ごとに算出された額の合計額とする。数式に示すと次式のようになる。

$$\text{共済掛金} = \left(S \times \frac{V_n}{V_n} \times P_n \right)$$

(注) Sは共済金額、 V_n は共済目的の種類ごとの家畜の価額の合計額(n は共済目的の種類を表す添字)、 P_n は共済目的の種類ごとの共済掛金率である。

[例]

包括共済対象家畜が乳牛の雌等(子牛等非選択)の場合

成乳牛の価額の合計額 (V_1)80万円	}	共済価額 ($V_1 + V_2$) ...100万円
育成乳牛の価額の合計額 (V_2) ...20万円		
成乳牛の共済掛金率 (P_1)10%		
育成乳牛の共済掛金率 (P_2)5%		
共済金額 (S)50万円		

$$\begin{aligned} \text{共済掛金} &= 50\text{万円} \times \frac{80\text{万円}}{100\text{万円}} \times 10\% + 50\text{万円} \times \frac{20\text{万円}}{100\text{万円}} \times 5\% \\ &= 40\text{万円} \times 10\% + 10\text{万円} \times 5\% \\ &= 40,000\text{円} + 5,000\text{円} \\ &= 45,000\text{円} \end{aligned}$$

ウ 短期加入の場合

共済掛金期間を一般の共済掛金期間未満とした場合は、ア又はイにより算出した額に短期係数を乗じて算出する。

牛(胎児を含む。)、馬、種豚短期係数 = $\frac{\text{短期月数}}{12\text{か月}}$
 及び特定包括共済関係に係る肉豚
 肉豚(特定包括共済関係に係る肉豚を除く。)...短期係数 = $\frac{\text{短期月数}}{7\text{か月}}$

(注)(1) 短期月数に1月未満の端数がある場合は、切り上げて1月とする。以下短期月数の算定は、同様に行うこと。

(2) 肉豚(特定包括共済関係に係る肉豚を除く。)の短期係数が1を超える場合は1とする。

エ 包括共済関係及び特定包括共済関係において共済掛金期間中に共済金額の増額があつた場合

$$\text{追加共済掛金} = \text{共済金額の増額分} \times \text{共済掛金率} \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$$

(注) 未経過月数に1月未満の端数がある場合は、切り上げて1月とする。以下未経過月数の算定は、同様に行うこと。

ただし、多種包括共済の場合(共済掛金率を組合等内一律に定めた場合を除く。)は、次式のようになる。

$$\text{追加共済掛金} = \left[S \times \frac{V_n}{V_n} \times P_n \right] \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} - \text{控除額}$$

(注) 1) Sは増額後の共済金額、 V_n は共済価額の増加後における共済目的の種類ごとの家畜の価額の合計額(n は共済目的の種類を表す添字)、 P_n は共済目的の種類ごとの共済掛金率である。

2)「控除額」とは、当該共済金額の増額前に当該増額後の期間により追加支払いが必要となる共済掛金のうち、期首において既に徴収済みの共済掛金等の額である。

〔例〕

包括共済対象家畜が乳牛の雌等(子牛等非選択)であり、育成乳牛の価額の合計額が20万円増加、共済金額を共済価額の増加前の付保割合まで増額する場合

期首の成乳牛の価額の合計額	80万円
期首の育成乳牛の価額の合計額	20万円
期首の共済価額	100万円
期首の共済金額	50万円
共済価額の増加後の成乳牛の価額の合計額 (V ₁)	80万円
共済価額の増加後の育成乳牛の価額の合計額 (V ₂)	40万円
増加後の共済価額 (V ₁ + V ₂)	120万円
共済価額の増加前の付保割合まで増額させた共済金額 (S)	60万円
成乳牛の共済掛金率 (P ₁)	10%
育成乳牛の共済掛金率 (P ₂)	5%
未経過月数	6か月

追加共済掛金

$$= \left\{ \left(60万円 \times \frac{80万円}{120万円} \times 10\% + 60万円 \times \frac{40万円}{120万円} \times 5\% \right) \times \frac{6か月}{12か月} \right\} - \left\{ \left(50万円 \times \frac{80万円}{100万円} \times 10\% + 50万円 \times \frac{20万円}{100万円} \times 5\% \right) \times \frac{6か月}{12か月} \right\}$$

= 2,500円

(注) 上記の計算においては、控除額は、期首に1年分徴収した共済掛金のうち、共済金額の増額後の未経過月数に係る共済掛金の額を示している。

オ 名義変更の場合

共済目的の譲受人は、組合等の承諾を受けて共済関係に関し、譲渡人の有する権利義務を承継することができる(包括共済関係にあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに譲渡人が当該種類についての養畜の業務を廃止した場合に限る。)が、譲受人と譲渡人が同一の組合等の組合員等でない場合であつて、譲受人の加入する組合等に係る共済掛金率が譲渡人の加入する組合等に係る共済掛金率より高い場合は、譲受人はその共済掛金の差額を譲渡人の加入する組合等へ納入する。

また、組合等が危険段階別の共済掛金率を定めている場合であつて、当該組合等の組合員等である譲受人と譲渡人が共に危険段階別の共済掛金率の設定に係る共済目的の種類(多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定めている場合にあつては当該包括共済対象家畜)の同一の料率設定単位に属している場合で、しかも譲渡人に適用されている危険段階別の共済掛金率により譲受人に適用されている危険段階別の共済掛金率が高い場合は、譲受人はその共済掛金の差額を組合等へ納入する。

$$\text{共済掛金の差額} = \text{共済金額} \times (\text{変更後の共済掛金率} - \text{変更前の共済掛金率}) \\ \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}}$$

多種包括共済の場合（譲受人及び譲渡人の住所地に係る当該多種包括共済の共済掛金率が、ともに組合等内一律に定められている場合を除く。）は、上記の計算を共済目的の種類ごとに分解して行う。数式に示すと次式のとおりとなる。

$$\text{共済掛金の差額} = \left(S \times \frac{V_n}{V_n} \times (P_n - P_n) \right) \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}}$$

（注）１）Sは共済金額、V_nは共済目的の種類ごとの家畜の価額の合計額（nは共済目的の種類を表す添字）、P_nは共済目的の種類ごとの変更前の共済掛金率、P_nは共済目的の種類ごとの変更後の共済掛金率である。

２）いずれかの共済掛金率が多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定められている場合は、P_nの全ての率又はP_nの全ての率が等しくなる。

〔例〕

包括共済対象家畜が乳牛の雌等(子牛等非選択)の場合	
成乳牛の価額の合計額 (V ₁)80万円	} 共済価額 (V ₁ + V ₂) ...100万円
育成乳牛の価額の合計額 (V ₂) ...20万円	
共済金額 (S)50万円	
成乳牛の共済掛金率 (変更前) (P ₁)10%	
" (変更後) (P ₁)12%	
育成乳牛の共済掛金率 (変更前) (P ₂) 5 %	
" (変更後) (P ₂) 4 %	
未経過月数..... 6 か月	
共済掛金の差額	
= { 50万円 × $\frac{80万円}{100万円}$ × (12% - 10%) + 50万円 × $\frac{20万円}{100万円}$	
× (4% - 5%) } × $\frac{6 \text{ か月}}{12 \text{ か月}}$	
= (40万円 × 2% + 10万円 × -1 %) × $\frac{1}{2}$	
= (8,000円 - 1,000円) × $\frac{1}{2}$	
= 3,500円	

力 共済金額が法第115条第10項の農林水産大臣の定める金額(以下「病傷給付対象共済金額の限度額」という。)を超える場合

共済掛金

$$= \text{共済金額} \times \text{死亡廃用事故に対応する共済掛金率} + \text{病傷給付対象共済金額の限度額} \times \text{疾病傷害事故に対応する共済掛金率}$$

多種包括共済の場合(共済掛金率が組合等内一律に定められている場合を除く。)

は、共済目的の種類ごとに、その家畜の価額の合計額を重みとして病傷給付対象共済金額の限度額をあん分して計算する。したがって、共済金額を S 、病傷給付対象共済金額の限度額を S_1 、共済目的の種類ごとの価額の合計額を V_n (n は共済目的の種類を表す添字)、共済目的の種類ごとの死亡廃用事故に対応する共済掛金率及び疾病傷害事故に対応する共済掛金率をそれぞれ P_{Mn} 、 P_{Sn} としたとき

$$\text{共済掛金} = \left(S \times \frac{V_n}{V_n} \times P_{Mn} \right) + \left(S \times \frac{V_n}{V_n} \times P_{Sn} \right)$$

包括共済関係で期首における共済金額が病傷給付対象共済金額の限度額を超えているものについて共済掛金期間中に共済金額を増額する場合には、共済金額の増額分に期首における「病傷給付対象共済金額の限度額の共済金額に対する割合」を乗じて得た額を当該増額分の病傷給付対象共済金額の限度額とみなして共済掛金の差額を算出する。したがって期首における共済金額及び病傷給付対象共済金額の限度額をそれぞれ $S_1 \cdot S_1$ 、共済金額増額分を S_2 、死亡廃用事故に対応する共済掛金率及び疾病傷害事故に対応する共済掛金率をそれぞれ $P_M \cdot P_S$ としたとき

$$\text{共済掛金の増額分} = (S_2 \times P_M + S_2 \times \frac{S_1}{S_1} \times P_S) \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$$

キ 法115条第10項の農林水産大臣の定める区域（無獣医地帯）

共済掛金 = 共済金額 × 死亡廃用事故に対応する共済掛金率

(注) 1 共済掛金の計算における1円未満の端数は、切り捨てる。

2 多種包括共済のうち共済掛金率を組合等内一律に定めている場合、危険段階別の共済掛金率を設定している場合又は多種包括共済のうち共済掛金率を組合等内一律に定めるとともに危険段階別の共済掛金率を設定している場合にあつては、「共済掛金率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金率」、「危険段階共済掛金率」又は「多種包括危険段階共済掛金率」と、「共済掛金標準率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金標準率」、「危険段階共済掛金標準率」又は「多種包括危険段階共済掛金標準率」と読み替えるものとする。

(2) 国庫負担

ア 原則

国庫負担額は、共済掛金(共済金額 × 共済掛金標準率)に次の割合を乗じて得た額とする。ただし、その額が法第13条の2の農林水産大臣の定める額(以下「国庫負担限度額」という。)を超える場合には、国庫負担限度額とする。

種類	国庫負担割合
牛及び牛の胎児	1 / 2
馬	1 / 2
豚	2 / 5

(ア) 包括共済関係

国庫負担限度額は次の算出方法による。

平成15年12月9日農林水産省告示第1983号の別表の金額(以下「別表の金額」という。)をA(子牛等を共済目的とする場合には、別表の金額のうち牛に係るものをAとし、胎児に係るものをaとする。)とし、共済掛金標準率の合計率をPとしたとき、M頭(子牛等を共済目的とする場合においては、牛をM頭として胎児をm頭とする。)の包括共済関係に係る国庫負担限度額は次のとおりである。

(子牛等を共済目的とする包括共済関係以外の包括共済関係の場合)

$$A \times M \times P \times \text{国庫負担割合}$$

(子牛等を共済目的とする包括共済関係の場合)

$$(A \times M + a \times m) \times P \times \text{国庫負担割合}$$

多種包括共済のうち共済掛金率を組合員等ごとに定める場合の国庫負担限度額は、実務上次のように算出する。

共済目的の種類ごとの期首における家畜の価額の合計額及び共済掛金標準率をそれぞれ V_n (nは共済目的の種類を表す添字)、 P_n としたとき

$$\left[A \times M \times \frac{V_n}{V_n} \times P_n \right] \times \text{国庫負担割合}$$

この場合、別表の金額により頭数規模ごとの一覧表を作成しておくことと便利である。

(イ) 個別共済関係

国庫負担限度額は、別表の金額により、包括共済関係の場合に準じて算出する。

イ 短期加入

共済掛金及び国庫負担限度額は、短期月数に対応する金額を算出し、その額に国庫負担割合を乗じて算出する。

ウ 包括共済関係における共済金額の増額等

包括共済関係で共済掛金期間中に共済金額を増額した場合の国庫負担限度額は、次の算式により算出する。

別表の金額 × 当該増額に係るものの頭数 × 共済掛金標準率

$$\times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \times \text{国庫負担割合}$$

ただし、多種包括共済のうち共済掛金率を組合員等ごとに定める場合の追加国庫負担額は、次のようになる。

別表の金額をA、共済目的の種類ごとの共済金額の増額時における家畜の頭数、家畜の価額の合計額及び共済掛金標準率をそれぞれM、 V_n (nは共済目的の種類を表す添字)、 P_n としたとき

$$\left[A \times M \times \frac{V_n}{V_n} \times P_n \right] \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}} \times \text{国庫負担割合} - \text{控除額}$$

(注)「控除額」とは、当該共済金額の増額前に当該増額後の期間により追加支払いが必要となる共済掛金のうち、期首において既に徴収済みの共済掛金に係る国庫負担額等である。

なお、名義変更の場合の算出方法はアに準ずる。

(注) 1 国庫負担の計算における1円未満の端数は、切り捨てる。

- 2 多種包括共済のうち共済掛金率を組合等内一律に定めている場合、危険段階別の共済掛金率を設定している場合又は多種包括共済のうち共済掛金率を組合等内一律に定めるとともに危険段階別の共済掛金率を設定している場合にあつては、「共済掛金率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金率」、「危険段階共済掛金率」又は「多種包括危険段階共済掛金率」と、「共済掛金標準率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金標準率」、「危険段階共済掛金標準率」又は「多種包括危険段階共済掛金標準率」と読み替えるものとする。

1 1 異動通知及び異動状況の確認(法第113条の2・第111条の6)

包括共済関係においては、家畜の異動が直ちに共済価額の増減及び給付の対象頭数の増減となるので、組合等は家畜の異動の実態をその都度承知しておくことが必要である。そのため、組合等は組合員等に対し異動記録簿(様式例)(組合員等が異動記録簿以外にこれと同様の内容を確認できる資料を作成しているときは、当該資料。以下同じ。)を作成し、異動通知を的確に実施するよう指導するとともに、牛個体識別台帳の情報を活用し、及び関係団体等の協力を得て、家畜の異動状況の情報の入手に努めるものとする。

(1) 異動の種類

- ア 有資格家畜(子牛等を共済目的とする場合の授精等の後240日に達した胎児を含む。)の導入
- イ 無資格家畜の加入資格取得
- ウ 子牛等を共済目的とする場合において、牛の胎児が授精等の後240日に達したこと
- エ 加入家畜の譲渡
- オ 乳牛の雌等に係る包括共済関係に付されている規則第29条の乳牛の子牛等の資格喪失
- カ 子牛等を共済目的とする場合における子牛の出生
- キ 種畜の資格取得
- ク 種畜の資格喪失

(2) 異動通知の内容

- ア 組合員等が必ず行わなければならない内容
 - (ア) 異動の種類
 - (イ) 頭数及び当該家畜の異動年月日(子牛の出生のときは当該子牛の生年月日)
 - (ウ) 個体番号及び個体識別番号がある場合はその番号
- イ ア以外に、組合等が事務処理上必要な場合に定めることができる内容
 - (ア) 当該家畜の性別、生年月日及び価格
 - (イ) 共済金額増額の希望の有無
 - (ウ) 健否又は病傷名
 - (エ) その他組合等が事務処理上必要な内容

(3) 異動通知の方法

- ア 組合等は、組合員等に対し、家畜の異動((1)のウを除く。)が生じたときは、遅滞なく異動の内容について通知させるとともに、異動の内容を異動記録簿に必ず記録するよう指導する。
- イ 通知は、口頭、文書、電話その他便宜な方法をもつて行わせる。

ウ 組合等は、異動通知簿を備えて必要事項の記録をとる。

(4) 異動状況の確認

組合等は、継続引受時にはアにより、組合員等から異動の通知を受けたとき及び死亡・廃用に係る事故確認時にはイにより、異動の事実及び飼養頭数を確認し、異動によつて増加した家畜については健康診断を行うとともに家畜の価額を評価して、引受台帳及び個体整理簿に所要の記入を行う。ただし、子牛等を共済目的とする場合における出生子牛については、健康診断及び価額の評価を行う必要はない。

ア 継続引受時

(ア) 引受家畜に誤りがないか、包括共済対象家畜の種類ごとに組合員等が飼養する全ての家畜について、個体ごとに、「5 引受審査」の(2)のア又はイにより確認する。

(イ)(ア)による確認から継続引受に係る共済掛金期間が開始する時までの間に異動の通知を受けた場合については、イにより確認するとともに、組合等が既に確認している当該共済掛金期間開始時の飼養状況に誤りがないよう、組合員等からの聞き取り等により再度確認し、組合員等が加入する家畜を的確に把握する。

イ 組合員等から異動の通知を受けたとき及び事故確認時

(ア) 牛

a 現地において、異動記録簿、牛個体識別台帳の情報、関係団体等の協力を得て入手した家畜の異動状況の情報等異動状況を示す資料及び組合員等からの聞き取りにより、異動の事実及び飼養頭数を確認する。

なお、この確認の結果、異動通知が的確に実施されていないことが判明した場合及び組合等の個体整理簿(異動状況表)の内容との差異が認められた場合には、再度アの(ア)により確認する。

b 3か月間aによる確認を行わなかつたときは、組合等の個体整理簿(異動状況表)と牛個体識別台帳の情報との照合を行う。

なお、この照合の結果、差異が認められた場合には、aにより確認する。

(イ) 馬及び種豚

現地において、異動記録簿、関係団体等の協力を得て入手した家畜の異動状況の情報等異動状況を示す資料及び組合員等からの聞き取りにより、異動の事実及び飼養頭数を確認する。

なお、この確認の結果、異動通知が的確に実施されていないことが判明した場合及び組合等の個体整理簿(異動状況表)の内容との差異が認められた場合には、再度、アの(ア)により確認する。

(5) 家畜共済に付される時点及び付されたものでなくなる時点

ア 包括共済関係の成立後に導入された家畜は、それを飼養するに至つた時に家畜共済に付されることとなるが、この時点は、当該家畜の引渡しを受けた時(ただし、その時以後自己の飼養場所まで車両で運搬したときは、車両から完全に降ろした時)とする。

イ 包括共済関係の成立後に飼養しなくなつた家畜は、それを飼養しなくなつた時に家畜共済に付されたものでなくなるが、この時点はその家畜を引き渡した時(ただし、その時以前に自己の飼養場所から車両で運搬したときは、車両に載せた時)とする。

ウ 子牛等を共済目的とする場合の牛の胎児については次のとおりである。

(ア) 包括共済関係成立後に導入された母牛の当該胎児がその時すでに授精等の後

240日に達していた場合、当該胎児は母牛を飼養するに至った時に家畜共済に付されたものとなる。

(イ) 共済掛金期間中に授精等の後240日に達した胎児については授精等の後240日に達した日から家畜共済に付されたものとなる。

(ウ) 共済掛金期間中に授精等の後240日に達した胎児の母牛が飼養から除外された場合、当該胎児は当該母牛を飼養しなくなつた時に家畜共済に付されたものとなる。

(様式例)

異動記録簿								
住所: 氏名:				加入年度: 加入家畜の種類:				
番号	異動年月日	異動の種類	個体番号	個体識別番号	生年月日	出生の場合 母牛の 個体識別番号	性別	備考
1		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
2		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
3		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
4		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
5		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
6		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
7		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
8		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
9		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
10		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
11		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	
12		出生・購入 売却・その他 ()					雌・雄	

(注1) 「異動の種類」欄のその他は、出生、購入以外の事由により飼養するに至ったとき又は売却以外の事由により飼養しなくなったときをいい、()内にその事由を記入する。
(注2) 耳標・その他個体を識別するものがある場合、備考欄に記入する。

1 2 共済事故 (法第84条・第116条・第117条・第119条・第125条・第137条)

(1) 組合員等の行う事項

組合等は、組合員等に対し、次のことを指導するものとする。なお、キについては、原則として文書により指導するものとする。

ア 死亡、廃用、疾病及び傷害が発生したときは、遅滞なく口頭、文書、電話等をもってその旨を組合等に通知するとともに獣医師の診療(検案)を求めること。

ただし、母牛の死産事故に伴う牛の胎児の死亡事故の場合、牛の胎児又は出生後1週間以内の子牛の死亡事故で、組合等の行う確認によつて当該胎児若しくは子牛が授精等の後240日に達していないことが明らかとなつた場合及び肉豚の死亡事故の場合は、検案を受ける必要はない。

イ 指定獣医師の診療を受けたときは、組合等への通知を当該獣医師に依頼すること。嘱託獣医師又は農業共済団体等の家畜診療所(以下「診療所」という。)の診療を受けたときは、この通知をする必要はない。

ウ 受診時に加入証兼内容通知書を提示すること。

- エ 受診時及び組合等が行う死廃事故の確認時は原則として立ち会うこと。
- オ 診療を受けたときは、獣医師から診療種別等通知書（様式例）（獣医師が診療種別等通知書と同様の内容を記載した書類を作成しているときは、当該通知書。以下同じ。）の交付を受け、これを3年間保存すること。
なお、診療種別等通知書の交付を受けられなかった場合には、速やかに当該書類と同様の内容を記録するよう努めること。
- カ 共済金を請求するときは、次の（ア）から（ウ）までの書類を組合に提出すること。
（ア）診断書（検案書）
（イ）診療費の領収書、金融機関への振込証等診療費の支払を明らかにする書類の写し
（ウ）医薬品販売業者から動物用医薬品を組合員等が購入し、獣医師が診療に際し当該動物用医薬品を使用した場合には、当該動物用医薬品の領収書等当該動物用医薬品の購入価格及び購入数量を明らかにする書類の写し
ただし、母牛の死廃事故に伴う胎児の死亡事故の場合、牛の胎児又は出生後1週間以内の子牛の死亡事故で、組合等の行う確認によつて当該胎児若しくは子牛が授精等の後240日に達していないことが明らかとなつた場合及び肉豚の死亡事故の場合（ア）から（ウ）までの書類を提出する必要はない。
また、診療所又は囑託若しくは指定獣医師（共済金の受領を委任する指定獣医師に限る。）の診療を受けたときは（ア）及び（イ）の書類を提出する必要はない。
廃用事故（規則第16条第1項第2号及び第4号を除く。）の場合には、当該廃用家畜又はその肉皮等残存物を購入した家畜商又は食肉業者等から買受書又は家畜販売代金精算書等当該事故家畜又は肉皮等残存物の価額を明らかにする書類を受け取り組合等へ提出することとし、伝達性海綿状脳症（本要領上牛海綿状脳症に限定し、以下「BSE」という。）に係る廃用事故（原則として、と畜場等で出荷牛がBSE陽性と診断された場合に限るものとする。以下「BSEに係る廃用事故」という。）の場合には、BSEの検査等の結果、当該家畜がBSEに感染していることが判明した場合は、遅滞なく組合等へ通知するとともに、BSEの検査結果等の関係書類を提出すること。
規則第16条第1項第4号の場合においては、警察の盗難被害届の証明書又は遺失物届の証明書（当該証明書の交付が受けられない場合は、当該届の写しに届出年月日及び届出先を記入したもの）を組合等に提出すること。
- キ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を枝肉（皮、内蔵を含む。）として販売（家畜商等に委託した場合を含む。）する場合にあつては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合等へ提出すること。
- ク 指定獣医師の診療を受けた場合でその診療に係る共済金の受領を指定獣医師に委任するときは、家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状を作成し、当該書類の氏名欄に氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）を自署した上で組合等に提出すること。なお、法人にあつては自署に代えて氏名欄にその名称及び代表者の氏名を記載し、法人印を捺印することができる。
- ケ 牛の胎児の死亡事故又は出生後1週間以内の子牛の死亡若しくは廃用事故の場合には、当該胎児又は子牛に係る最終の授精（種付・移植）証明書を、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者から交付を受け組合等に提出すること。
また、当該胎児又は子牛に係る妊娠鑑定書等がある場合は、組合等に提出すること。
- コ 死廃事故が発生した場合は、個別共済関係にあつては加入証兼内容通知書を組合等へ返戻すること。

サ 上記のほか、共済関係が消滅し、失効し、又は無効となつたときは加入証兼内容通知書を返戻すること。なお、共済関係が消滅するのは、次の場合である。

(ア) 組合員が脱退したとき(共済関係の存続又は権利義務の承継について農業共済組合の承諾を受けていたときを除く。)

(イ) 市町村の家畜共済資格者でなくなつたとき(共済関係の存続又は権利義務の承継について市町村の承諾を受けていたときを除く。)

(ウ) 包括共済対象家畜の種類につき養畜の業務を営む者でなくなつたとき(その共済目的の譲受人が組合等の承諾を受けて権利義務を承継したときを除く。)

(エ) 共済関係が解除されたとき。

(2) 組合等(特定組合を除く。)の行う事項

ア 共済事故の発生通知を受けたときは、直ちに共済事故発生簿に必要な事項を記録するとともに、死傷事故にあつては遅滞なくその旨を連合会に通知すること。

イ 共済事故の発生及び損害の通知を受けたときは、遅滞なく損害を受けた家畜が共済に付されていること、その損害が共済事故によつて生じたものであること、その共済事故が規則第31条の3第3号に掲げる火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因による死亡事故及び廃用事故(以下「特定事故」という。)によつて生じたものであるかどうか及び共済事故を選択している場合にあつてはその事故が除外していない共済事故に該当するものであることを確認する。また、包括共済関係の死傷事故にあつてはその共済価額の現在高を引受台帳、個体整理簿(異動状況表)、共済事故発生簿、聞き取り等により、異動状況を「11 異動通知及び異動状況の確認」の(4)のイにより確認すること。

ウ 死亡事故の確認は、現地において行い、死亡事故確認書(肉豚にあつては現地確認書(肉豚用))を作成すること。ただし、連合会獣医職員が確認に立ち会つた場合は、この死亡事故確認書(肉豚にあつては現地確認書(肉豚用))を作成する必要はない。

また、規則第29条の5第1項第1号又は第2号(肉豚にあつては規則第47条の17)に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合及び組合等が行う特定事故の確認が困難な場合の死亡事故の確認は、連合会獣医職員とともに現地において行い、次のいずれかの原因によるときは、それぞれに示す方法によりその事実を確かめ、その事故が除外していない共済事故に該当するものであること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認すること。

a 火災については、出火の事実がわかる書類(罹災証明書等)を消防署等から入手し、現地において畜舎の焼失状況等を確認すること。

b 伝染性の疾病については、診断書(検案書)等に基づき、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項で定める家畜伝染病(以下「法定伝染病」という。)又は同法第4条第1項で定める伝染性疾病(以下「届出伝染病」という。肉豚にあつて規則第47条の17に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合にあつては、届出伝染病は豚エンテロウイルス性脳脊髄炎及びニパウイルス感染症に限る。以下「法定伝染病」と「届出伝染病」を併せて「伝染病」という。)の届出があつた事実(伝染病の種類、家畜の種類・性別・年齢・所在場所、発見された年月日時及び発生頭数)を最寄りの家畜保健衛生所に確かめ、その旨を死亡事故確認書に記載すること。なお、家畜保健衛生所の病性鑑定書等の提出があつた場合には、届出があつた事実を確認する必要はない。

c 風水害その他気象上の原因(地震及び噴火を含む。以下「自然災害」という。)については、最寄りの気象台又は測候所から観測資料等((財)気象業務支援セ

ンターがインターネット等により提供する地域気象観測（アメダス）データ等を含む。）を入手し、現地において原因となつた自然現象による被害状況等を確認すること。

エ 廃用事故の確認（BSEに係る廃用事故を除く。）は、連合会獣医職員とともに、現地において行うこと。

その際、規則第16条第1項第1号及び第3号による廃用事故については、当該家畜の写真又は動画で撮影を行い、家畜共済死廃事故記録とともに5年間保存すること。なお、撮影は遠距離・近距離でも行い、耳標の写真を含める等撮影日、撮影場所及び廃用認定された家畜の個体の識別に留意して行うこと。

なお、（3）のイの（ア）の画像による認定を行う場合であつて、連合会において画像が保存される場合は、当該写真撮影を行う必要はない。

規則第16条第1項第4号の場合においては、被害者の近隣等においてその事実を確かめ、盗難被害届及び遺失物届の写しが提出されているときは、その届出先において届出の事実を確認すること。

また、規則第29条の5第1項第1号又は第2号に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合及び特定事故の確認にあつては、ウのa、b、cによりその事実を確かめ、その事故が除外していない共済事故に該当するものであること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認すること。

ただし、BSEに係る廃用事故の確認については、連合会獣医職員とともに、現地においてBSE検査結果等の関係書類等の確認を行うこと。

オ 牛の胎児の死亡事故又は出生後1週間以内の子牛の死亡若しくは廃用事故の場合には、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者の授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳（必要に応じ妊娠鑑定書等を参考とする。）及び当該胎児又は子牛によつて、当該胎児又は子牛が授精等の後240日に達していることを確認し、死亡事故にあつては死亡事故確認書（牛の胎児及び出生子牛用）を作成すること。ただし、授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳によつて当該胎児若しくは子牛の授精等の後の生育の程度が確認できなかつた場合又は、当該胎児若しくは子牛が自然交配を目的とする放牧（いわゆる「マキ牛」）により生産された場合にあつては、連合会獣医職員とともに現地において当該胎児又は子牛により確認すること。これらの場合には、死亡事故確認書（牛の胎児及び出生子牛用）を作成する必要はない。

カ 診断書（検案書）、引受台帳等の記載事項を検討し支払共済金の額を決定すること。

なお、病傷事故診断書の検討に当たつては、次に示す方法により点検すること。

（ア）牛の個体識別情報検索サービス、家畜個体識別一括情報照会システム等を利用して個体識別番号等を照合し、病傷事故の発生の時期に矛盾がないか確認すること。

ただし、診療所の診療を受けた場合は、当該照合を行う必要はない。

（イ）共済事故発生簿と突合すること。

ただし、診療所の診療を受けた場合は、当該突合を行う必要はない。

（ウ）個体整理簿との照合並びに点数及び給付額の突合を行うこと。

（エ）指定獣医師から提出された診断書について、請求された共済金の額と家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状の診療費総額を突合すること。ただし、組合員等が病傷事故共済金の代理受領を委任していない場合には、領収書の写し、金融機関への振込証等の写し、聞き取り等により組合員等が負担した診療費を確認し突合すること。

（オ）組合員等が医薬品販売業者から動物用医薬品を購入し、獣医師が診療に際し

- 当該動物用医薬品を使用している場合は、当該動物用医薬品の領収書等の写しと病傷事故診断書の薬価点数を突合すること。
- キ カの点検により発見された不適正な病傷事故診断書及び3箇月連続して病傷事故診断書が提出されていた家畜の当該3箇月の病傷事故診断書の写しを2部作成し、1部を組合等で保管するとともに、1部を次の区分を付して(3)のウの集合(又は巡回)審査時に連合会に提出すること。
- (ア) 不正又は著しい不当が疑われるもの(既に譲渡、と畜等され存在しない牛に対し診療が行われたもの、過剰診療の疑いがあるもの等)
 - (イ) 共済金の請求ができないもの(加入家畜でない家畜に対し診療が行われたもの、待期間中の事故、除外した病傷事故等)
 - (ウ) 共済金支払を免責するもの(異動通知のなかつた家畜の事故、分納掛金滞納中の事故等)
 - (エ) 点数に誤りがあつたもの(病傷共済金支払限度額の残額がないものを含む。)
 - (オ) 組合員等の負担した費用の額に疑義のあるもの
 - (カ) 同一家畜について病傷事故診断書が3箇月連続して提出されたもの
 - (キ) その他(確認された具体的な内容を記載すること。)
- ク 共済金の支払及び保険金の請求は、イからカまでの確認又は検討及び(3)のウの病傷事故の審査並びに家畜共済システムに係る作業が完了した後において行うこと。
- 組合員等から提出された買受書又は家畜販売代金精算書等当該事故家畜又は肉皮等残存物の価額を明らかにする書類(又はその写し)を連合会へ提出すること。
- 集合(又は巡回)審査終了後、連合会から返戻の指示のあつた病傷事故診断書については、連合会から交付された返戻理由書を付して診療を行つた獣医師(一般開業獣医師又は病傷事故共済金代理受領を委任されていない指定獣医師の病傷事故診断書にあつては組合員等)に返戻すること。
- ケ 共済金の支払い及び保険金の請求は、イからキまでの確認又は検討及び病傷事故の審査並びに家畜共済システムに係る作業が完了した後において行うこと。
- 組合員等から提出された買受書又は家畜販売代金精算書等当該事故家畜又は肉皮等残存物の価額を明らかにする書類(又はその写し)を連合会へ提出すること。
- コ 病傷事故審査後は「病傷給付計算処理」を行い、必ず給付限度残額を確認し、遅滞なく「病傷完了処理」を行うこと。
- サ 組合員等に共済金を口座振込みで支払つたとき若しくは現金で支払うとき又は組合員等が病傷事故共済金の受領を委任した指定獣医師に病傷共済金を支払つたときは、組合員等に共済金支払の通知をすること。また、組合員等が病傷事故共済金の受領を委任した指定獣医師に病傷事故共済金を口座振込みで支払つたとき又は現金で支払うときは、当該指定獣医師にも共済金支払の通知をすること。
- なお、当該指定獣医師に対し、病傷事故共済金の支払内容を知らせる必要があるときは、支払明細が明らかとなる資料を添付することとする。
- シ 連合会の集合(又は巡回)審査が終了し、適正と認められた病傷事故診断書(死亡又は廃用事故に係る診断書及び診療所の診療に係る診断書を除く。)の原則として10%以上について、次により現地確認調査を実施し、調査の実施状況についてとりまとめ、直後の集合審査で連合会へ報告すること。
- (ア) 集合(又は巡回)審査終了後概ね1箇月以内を実施すること。
 - (イ) 加入証兼内容通知書、診療種別等通知書、病傷事故診断書、組合員等からの聞き取り等により診療の事実を確認すること。
 - (ウ) 手術(開胸、開腹、乳房切除、骨折整復等)に係る病傷事故診断書については

手術痕の有無を確認し、写真又は動画で撮影を行い、5年間保存すること。なお、撮影は遠距離、近距離、耳標の写真を含める等撮影日、撮影場所及び家畜の個体識別に留意して行うこと。

(エ) 1年間で、原則として当該期間に家畜共済に係る診療を行った全ての獣医師に係る病傷事故診断書が確認の対象となるよう計画すること。なお、当該獣医師が複数の組合員等の診療を行っている場合は、受診した組合員等に偏りが生じないよう留意すること。

ス 死廃事故の場合であつて、組合等区域内に離島（組合等の事務所が所在する離島は除く。以下同じ。）を有しており、当該離島における死廃事故確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な場合（組合等が事故確認のための移動に相当の時間と経費を要する場合等）は、あらかじめ連合会の同意を得て、死廃事故に係る確認及び調査を損害評価員により行うことができるものとする。損害評価員が当該確認及び調査を行った場合には、当該組合等は、診断書（検案書）により当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認するとともに、個体整理簿（異動状況表）等の記載事項と突合し支払共済金の額を決定する等死廃事故に係る所要の手続きを行うこと。

セ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）は、枝肉（皮、内蔵を含む。）で販売することを原則とすることを組合員等に対して周知すること。

ソ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を生体として販売する場合にあつては、当該廃用家畜を購入した家畜商等が発行した買受書等当該廃用家畜の売渡価額を明らかにする書類を組合員等から受け取り、当該価額を確認すること。

タ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を枝肉（皮、内蔵を含む。）として販売（家畜商等に委託した場合を含む。）する場合にあつては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合員等から受け取り、当該価額等を確認すること。

(3) 連合会が行う事項

ア 死亡事故の確認

(ア) 組合等から死亡事故の通知があつたときは、組合等が行う死亡事故の確認が適正に行われるよう的確な指示をすること。ただし、待期間中の事故、免責事由の疑いのある事故、規則第29条の5第1項第1号又は第2号（肉豚にあつては規則第47条の17）に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合の事故、家畜異常事故、組合等が行う特定事故の確認が困難な場合の当該事故及びその他連合会が必要と認めた事故については、獣医職員が現地において事故の確認に立ち会い、死亡事故の認定書を作成すること。

なお、現地において連合会が立ち会わなかつた事故については、診断書（検案書）、死亡事故確認書（肉豚にあつては現地確認書（肉豚用））、引受台帳等により審査し確認すること。

(イ) 牛の胎児又は出生後1週間以内の子牛の死亡事故の場合で、組合等が、授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳により当該胎児若しくは子牛の授精等の後の生育程度の確認ができなかつた場合又は当該胎児若しくは子牛が自然交配を目的とする放牧（いわゆる「マキ牛」）により生産された場合にあつては、獣医職員が現地において、事故の確認に立ち会い、体表面の発毛状態をもと

に当該胎児又は子牛が授精等の後240日に達していることを確認し、死亡事故の認定書を作成すること。この場合背部、腹部及び四肢のつけ根を含めた全体表面にわたり発毛していることを要件とする。ただし、やむを得ない理由があつて現地において立ち会うことが困難な場合は、組合等の診療所の所長が当該胎児又は子牛の体表面の発毛状態を確認して作成した死亡事故確認書によつて、獣医職員が当該死亡事故の認定書の作成を行うことができるものとする。

イ 廃用事故の確認

(ア) 組合等から廃用事故(BSEに係る廃用事故を除く。)の通知があつたときは、獣医職員が現地において事故の確認に立ち会い、廃用事故の認定書を作成すること。なお、認定に当たっては、原則として、当該牛の診療をした獣医師から病状等を聞き取り又は立ち会いを求めること。

なお、現地に組合等の診療所獣医職員が立ち会い、テレビ電話等情報通信機器を使用した画像(動画及び音声を含む。)を通して連合会獣医職員が症状等の聞き取りを行いながら、家畜の個体識別、現症等について確認できる場合は、当該確認をもつて廃用認定書の作成ができるものとする。この場合、確認に用いた画像(動画及び音声を含む。)は5年間保存すること。

出生後1週間以内の子牛の廃用事故の場合には、組合等とともに、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者の授精(種付・移植)証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳(必要に応じ妊娠鑑定書等を参考とする。)及び当該子牛によつて、当該子牛が授精等の後240日に達していることを確認する他アの(イ)に準じて取扱うものとする。

また、規則第29条の5第1項第1号又は第2号に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合にあつては、火災、伝染病又は自然災害のいずれかが原因であり、その事故が除外していない共済事故に該当することを確認し、廃用事故の認定書を作成すること。

(イ) 組合等からBSEに係る廃用事故の通知があつたときは、獣医職員が現地においてBSE検査結果等の関係書類等の確認に立ち会い、廃用事故の認定書を作成すること。

(ウ) 廃用事故として認定できない場合は、その理由を組合員等に現地で説明し、後日、理由を記載した書面を組合等を通じ組合員等に交付すること。

(エ) やむを得ない理由があつて現地において事故の確認(BSE検査結果等の関係書類の確認を含む。)に立ち会うことが困難な場合((ア)のテレビ電話等情報通信機器を使用した方法で認定をした場合を除く。)は、組合等の診療所の所長が作成した廃用事故確認書をもつて廃用事故の認定書の作成を行うことができるものとする。

ウ 病傷事故の審査

組合等が病傷保険金を請求する前に、毎月1回病傷事故関係書類(診断書、検案書、引受台帳等)の内容について集合(又は巡回)審査し、その適否を区分し、適正と認められたものについてのみ保険金の請求手続を行わせること。審査等は、概ね次の方法によること。

(ア) 審査計画の樹立

組合等ごとの病傷事故件数、審査担当人員、交通事情等を勘案して、集合(又は巡回)区域、集合場所、審査班の編制等について、月別予定表を定めて計画的に集合(又は巡回)審査を行う。

(イ) 審査内容

「(12) 病傷事故の取扱い」を踏まえたチェックリストを作成し、チェックを行うこと。

また、次に該当する病傷事故診断書については、詳細チェックリスト(様式例)により精査する。

a (2) のキの病傷事故診断書

b 病傷名等からみて1件当たりの診療点数が著しく高い病傷事故診断書

c 組合等の現地確認調査の報告において、共済金支払が不適正とされた診療を行った獣医師に係る病傷事故診断書

(ウ) 審査に伴う処理

(イ) の審査により不適正なものを発見した場合には、却下、削除、照会、調査等に区分する。原則としてその場で処理するものとし、必要と認めたときは現地において調査・確認をすること。

共済金を支払うことが適切ではないとして却下した病傷事故診断書は、返戻理由書を添えて組合等に交付し、診療を行った獣医師(一般開業獣医師又は病傷事故共済金代理受領を委任されていない指定獣医師の病傷事故診断書にあつては組合員)に返戻させること。

(エ) 保険金請求書との突き合わせ

集合審査の終了後、適正と認められた病傷事故の件数及び保険金の額の総計を記録し、家畜共済保険金請求書(病傷事故)の提出があつたときにその病傷事故の件数及び請求保険金の額の総計と突き合わせる。

エ 指導

(ア) 組合員等及び組合等が実行すべき事項について、指導・督励を行うこと。

集合(又は巡回)審査時には、組合等の現地確認調査の実施状況の検証を行い、不備がある場合は適切な修正指示を行うこと。

また、現地確認調査で重点的に確認する事項について、組合等の職員を対象とした定期的な研修会を開催し、現地確認調査の精度向上を図ること。

(イ) 集合(又は巡回)審査終了の都度、速やかに、共済目的別の病傷事故診断書1件当たりの平均点数が、前年度の都道府県の平均点数に比し相当程度高い獣医師を選定し、その理由を組合等を通じて当該獣医師に照会する。合理的な理由がない場合には、組合等とともに当該獣医師に対する面接を行い、その原因を確認すること。

病傷事故診断書の返戻が多い又は継続している獣医師に対しては、組合等とともに当該獣医師に対する面接を行い、指導するとともに、当該獣医師の協力を得て、病傷事故診断書と医薬品納品書類綴を突合し、診療の事実等を確認し、組合等とともに組合員等に対する任意の調査を行う。

オ 再保険金請求書の提出

農林水産大臣に対して定められた期限内に再保険金請求書を提出すること。

併せて規則第16条第1項第1号の廃用事故について、連合会獣医職員による廃用事故認定日(立会日)から当該認定牛の処理(死亡、と殺等)までの日数が、確認日を含め4日を超えているものについて、再保険金請求時にその理由を付して、廃用事故認定書並びに死廃事故診断書及び病傷事故診断書(病傷経過がある場合に限る。)を提出すること。

カ 離島における死廃事故の取扱い

組合等の区域に離島があり、当該離島における死廃事故の確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な当該組合等から、損害評価員により死廃事故の確認等

を行う旨の申出があつた場合は、事前に協議を行い、その確認方法等について当該組合等を指導するとともに経営局長に報告すること。なお、連合会の獣医職員による現地における確認は省略できるものとするが、診断書（検案書）により当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認すること。

（４）特定組合の行う事項

ア 共済事故の発生及び損害の通知を受けたときは、直ちに共済事故発生簿に必要事項を記録するとともに、遅滞なく損害を受けた家畜が共済に付されていること、その損害が共済事故によつて生じたものであること、その共済事故が特定事故によつて生じたものであるかどうか及び共済事故を選択している場合にあつてはその事故が除外していない共済事故に該当するものであること並びに包括共済関係の死廃事故にあつてはその共済価額の現在高を、引受台帳、個体整理簿（異動状況表）、共済事故発生簿、聞き取り等により、包括共済関係の死廃事故にあつては異動状況を「１１ 異動通知及び異動状況の確認」の（４）のイにより確認すること。

イ 死廃事故（ＢＳＥに係る廃用事故を除く。）の確認は、現地において行い、死亡事故にあつては死亡事故確認書（肉豚にあつては現地確認書（肉豚用））、廃用事故（ＢＳＥに係る廃用事故を除く。）にあつては獣医職員が確認後、死廃事故確認書を作成すること。死亡事故の確認を獣医職員が現地において行つた場合は当該職員が死廃事故確認書を作成するが、死亡事故確認書は作成する必要はない。ただし、待期間中の事故、免責事由の疑いのある事故、規則第29条の5第1項第1号又は第2号（肉豚にあつては規則第47条の17）に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合の事故、家畜異常事故、特定事故の確認が困難な場合の当該事故及びその他必要と認められた事故については、獣医職員が現地において事故の確認を行うこと。廃用事故の確認に当たつては、原則として、当該牛の診療をした獣医師から病状等を聞き取り又は立ち会いを求めること。

ＢＳＥに係る廃用事故にあつては、獣医職員がＢＳＥ検査結果等の関係書類等の確認後、死廃事故確認書を作成すること。

廃用事故として確認できない場合は、その理由を現地で組合員に説明し、後日、理由を記載した書面を組合員に交付すること。

また、規則第29条の5第1項第1号又は第2号（肉豚にあつては規則第47条の17）に掲げるものを共済事故としない選択をしている場合にあつて、死廃事故の原因が火災、伝染病又は自然災害のいずれかによるときは、（２）のウのa、b、cに示す方法によりその事実を確かめ、その事故が除外していない共済事故に該当するものであることを確認すること。

ウ 獣医職員が現地において確認しなかつた死亡事故については、死亡事故診断書、死亡事故確認書（肉豚にあつては現地確認書（肉豚用））等により獣医職員が審査し確認すること。

エ 規則第16条第1項第4号の場合においては、被害者の近隣等においてその事実を確かめ、盗難被害届及び遺失物届の写しが提出されているときは、その届出先において届出の事実を確認すること。

オ 牛の胎児の死亡事故又は出生後1週間以内の子牛の死亡若しくは廃用事故の場合には、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者の授精（種付・移植）証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳（必要に応じ妊娠鑑定書等を参考とする。）及び当該胎児又は子牛によつて、当該胎児又は子牛が授精等の後240日に達していることを確認し、死廃事故確認書（牛の胎児及び出生子牛用）を作成すること。ただし、授精

(種付・移植)証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳によつて当該胎児若しくは子牛の授精等の後の生育の程度が確認できなかつた場合又は、当該胎児若しくは子牛が自然交配を目的とする放牧(いわゆる「マキ牛」)により生産された場合にあつては、獣医職員が現地において当該胎児又は子牛により確認すること。

カ 診断書(検案書)、引受台帳、個体整理簿(異動状況表)等の記載事項を検討し支払共済金の額を決定すること。

キ 共済金の支払及び保険金の請求は、アからカまでの確認又は検討及び病傷事故の審査並びに家畜共済システムに係る作業が完了した後において行うこと。

農林水産省が必要と認めた場合は、死廃事故確認書、組合員から提出された買受書又は家畜販売代金精算書等当該事故家畜又は肉皮等残存物の価額を明らかにする書類(又はその写し)、診断書等を農林水産省へ提出すること。

併せて、規則第16条第1項第1号の廃用事故について、獣医職員による廃用事故確認日(立会日)から当該認定牛の処理(死亡、と殺等)までの日数が、確認日を含め4日を超えているものについては、保険金請求時にその理由を付して、廃用事故確認書及び死廃事故診断書及び病傷事故診断書(病傷経過がある場合に限る。)を提出すること。

ク 病傷事故の審査

病傷保険金を請求する前に、毎月1回病傷事故関係書類(診断書、検案書、引受台帳等)の内容について計画的に審査し、その適否を区分し、適正と認めたものについてのみ保険金の請求手続きを行うこと。審査に当たつては、(2)の力に準じて病傷事故診断書の点検を行うとともに、「(12)病傷事故の取扱い」を踏まえたチェックリストを作成し、チェックを行う。

また、次に該当する病傷事故診断書については、別に定める詳細チェックリスト(様式例)により精査を行う。

(ア)(2)の力に準じて点検を行つた結果不適正な診療の疑いのある病傷事故診断書

(イ)病傷名等からみて1件当たりの診療点数が著しく高い病傷事故診断書

(ウ)シの現地確認調査の報告において、共済金支払が不適正とされた診療を行つた獣医師に係る病傷事故診断書

審査後は却下、削除、照会、調査等に区分して処理し、必要と認めたときは現地において調査・確認すること。

共済金を支払うことが適切ではなく却下した病傷事故診断書については、返戻理由書を作成し、診療を行つた獣医師(一般開業獣医師又は病傷事故共済金代理受領を委任されていない指定獣医師の病傷事故診断書にあつては組合員)へ返戻する。

ケ 病傷事故審査後は「病傷給付計算処理」を行い、必ず給付限度残額を確認し、遅滞なく「病傷完了処理」を行うこと。

コ 組合員に共済金を口座振込みで支払つたとき若しくは現金で支払うとき又は組合員が病傷事故共済金の受領を委任した指定獣医師に病傷共済金を支払つたときは、組合員に共済金支払の通知をすること。また、組合員が病傷事故共済金の受領を委任した指定獣医師に病傷事故共済金を口座振込みで支払つたとき又は現金で支払うときは、当該指定獣医師にも共済金支払の通知をすること。

なお、当該指定獣医師に対し、病傷事故共済金の支払内容を知らせる必要があるときは、支払明細が明らかとなる資料を添付することとする。

サ 農林水産大臣に対して定められた期間内(死廃事故にあつては事故の翌月の、病傷事故にあつては事故の翌々月の15日まで)に保険金を請求すること。病傷事故の保険金の請求は、転帰の日の属する月ごとにまとめて毎月1回行うこと。

シ 審査が終了し、適正と認められた病傷事故診断書（死亡又は廃用事故に係る診断書及び診療所の診療に係る診断書を除く。）の原則として10%以上について、次により現地確認調査を実施すること。

（ア）審査終了後概ね1ヶ月以内に実施すること。

（イ）加入証兼内容通知書、診療種別等通知書、病傷事故診断書、組合員からの聞き取り等により診療の事実を確認すること。

（ウ）手術（開胸、開腹、乳房切除、骨折整復等）に係る病傷事故診断書については手術痕の有無を確認し、写真又は動画で撮影（撮影日、撮影場所及び個体の識別に留意して撮影すること。）し、5年間保存すること。

（エ）1年間で、原則として当該期間に家畜共済に係る診療を行った全ての獣医師に係る病傷事故診断書が確認の対象となるよう計画すること。なお、当該獣医師が複数の組合員の診療を行っている場合は、受診した組合員に偏りが生じないように留意すること。

ス 組合員が実行すべき事項について、指導・督励を行うこと。

病傷事故の審査時には、現地確認調査の実施状況の検証を行い、不備がある場合は適切な修正を行う。

また、現地確認調査で重点的に確認する事項について、職員を対象とした定期的な研修会を開催し、現地確認調査の精度向上を図ること。

審査終了の都度、速やかに、共済目的別の病傷事故診断書1件当たりの平均点数が、前年度の都道府県の平均点数に比し相当程度高い獣医師を選定し、その理由を獣医師に照会する。合理的な理由がない場合には、当該獣医師に対する面接を行い、その原因を確認する。

病傷事故診断書の返戻が多い又は継続している獣医師に対しては、当該獣医師に対する面接を行い、指導するとともに、獣医師の協力を得て病傷事故診断書と医薬品納品書類を突合し、診療の事実等を確認し、組合員に対する任意の調査を行う。

セ 死廃事故の場合であつて、区域内に離島を有しており、当該離島における死廃事故確認等を事故発生の都度遅滞なく行うことが困難な場合は、あらかじめ、経営局長の同意を得て、死廃事故に係る確認及び調査を損害評価員により行うことができるものとする。損害評価員が当該確認及び調査を行った場合には、当該組合は、診断書（検案書）により当該事故が共済事故であること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかを確認するとともに、個体整理簿（異動状況表）等の記載事項と突合し支払共済金の額を決定する等死廃事故に係る所要の手続きを行うこと。

ソ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）は、枝肉（皮、内蔵を含む。）で販売することを原則とすることを組合員等に対して周知すること。

タ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を生体として販売する場合にあつては、当該廃用家畜を購入した家畜商等が発行した買受書等当該廃用家畜の売渡価額を明らかにする書類を組合員等から受け取り、当該価額を確認すること。

チ 廃用家畜（規則第16条第1項第2号及び第4号による廃用事故を除く。）を枝肉（皮、内蔵を含む。）として販売（家畜商等に委託した場合を含む。）する場合にあつては、当該廃用家畜のと畜、枝肉処理等を行った施設が発行した当該廃用家畜の枝肉重量、価額及び処理経費が記載された書類を組合員等から受け取り、当該価額等を確認すること。

(5) 囑託及び指定獣医師の行う事項

囑託獣医師は、遅滞なく組合等に対して病傷の発生の通知をすること。

指定獣医師は、組合員等から依頼があつたときは、遅滞なく組合等に対して病傷の発生の通知をすること。

(6) 廃用の範囲及びその取扱いの注意事項

ア 規則第16条第1項の解釈

(ア) 第1号中「疾病又は不慮の傷害(第3号に掲げる疾病及び傷害を除く。)によつて死にひんしたとき」とは、疾病又は傷害によつて獣医学的に救いえない状態になり、脈拍、呼吸その他一般症状から一両日中に死亡することが確実になつたときとする。ただし、この場合(ウ)に規定されている疾病及び傷害は除かれる。

(イ) 第2号中「不慮の災やくによつて救うことの出来ない状態に陥つたとき」とは、家畜それ自体の病傷の有無にかかわらず周囲の事情によつて救い得ない状態となつたとき、例えば、陥没地に落ち込んだ家畜の救出が不可能である場合等とする。

(ウ) 第3号中「骨折、は行、両眼失明又は農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害であつて、治癒の見込みのないものによつて使用価値を失つたとき」の「骨折、は行、両眼失明」は、管骨骨折、アキレス腱断裂によるは行等(起立・歩行不能等著しい機能障害を呈する場合であつて、その原因が体軀を維持する部位あるいは軀幹の損傷、傷害等によるもの)及び虹彩炎による両眼失明等であり、また、「農林水産大臣が指定する疾病若しくは不慮の傷害」は、伝達性海綿状脳症、牛白血病、創傷性心のう炎、放線菌症、歯が疾患又は顔面神経まひで採食不能となるもの、不慮の舌断裂で採食不能となるものである。

ただし、牛白血病は、次の基準のいずれかを満たさなければならない。

a 一般臨床症状を伴うもので、体表若しくは体腔内のリンパ節の複数の腫大又は胸腺の腫大が認められ、かつ、血液検査において異型リンパ球数が末梢リンパ球数の5%以上認められるもの又は腫大リンパ節の生体組織学的検査において多数の異型リンパ球が認められるもの。

b 一般臨床症状を伴うもので、血液検査において末梢リンパ球数が10万個/mm³以上認められ、かつ、抗体検査(寒天ゲル内沈降反応(BLV-gp抗原を用いて行うものに限る。))、間接赤血球凝集反応又は酵素免疫測定法(ELISA法)に限る。)の結果の陽性のもの。

(エ) 第5号中「乳牛の雌、種雄牛又は種雄馬が治癒の見込みのない生殖器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて繁殖能力を失つたとき」とは、治癒の見込みのない生殖器(精巣、精巣上体、精管、前立腺、陰茎、卵巣、卵管、子宮等直接の生殖器をいう。)の実質的な機能の喪失又は機能そのものには傷害はないとしても治癒の見込みのない生殖器の伝染性疾患によつて人工授精(種付け、精液採取)が不可能となつたときであり、それらの原因が共済責任の始まつた以後に生じたことが明らかな場合とする。すなわち、共済責任の始まる日に妊娠していた場合、その日以後に妊娠した場合、又は生殖器の外傷等能力喪失の原因が共済責任開始後にある場合である。

(オ) 第6号中「乳牛の雌が治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は傷害であつて共済責任の始まつた時以後に生じたことが明らかなものによつて泌乳能力を失つたことが泌乳期において明らかになつたとき」の「泌乳期」とは、当該家畜について現実に搾乳する期間とする。

(カ) 第7号中「奇形又は不具であることにより、将来の使用価値がないことが明らかなとき」とは、例えば前肢湾曲症、軟骨形成不全等のため将来の使用価値がな

いと認められるときであり、痕跡尾、裂耳等将来の使用価値が損なわれないことが明らかな奇形又は不具は廃用事故にはならない。

イ 規則第16条第1項の取扱い上の注意事項

- (ア) 第1号の場合において単に使用価値を失うか、又は治癒の見込みがないことをもつては廃用の理由とはならない。あくまで死にひんした状態をもつて廃用とすること。
- (イ) 第3号の場合において牛白血病がアの(ウ)のaの基準による場合は、原則として抗体検査(寒天ゲル内沈降反応(BLV-gp抗原を用いて行うものに限る。)m間接赤血球凝集反応又は酵素免疫測定法(ELISA法)に限る。)の結果を参考にして疫学的な検討を加えて慎重に取り扱うこと。
- (ウ) 第3号、第5号及び第6号の場合において単に治療上に多額の経費を要し、あるいは治療に長日数を要することの理由をもつて廃用とするようなことのないこと。
- (エ) 第5号の「繁殖能力を失った」ものの診断は特に慎重を要するので、繁殖に関する技術上の経験と造けいを有する獣医師をしてこれに当たらせることとし、種雄牛若しくは種雄馬であつて機能減退あるいは繁殖成績不良又は乳牛の雌であつて単に不受胎等をもつて繁殖能力の喪失と即断することなく、その原因について具体的かつ病理的に探求し、治癒の見込みのないものと診断されたものに限ること。
- (オ) 第5号の種雄馬の場合を除き廃用に係るものはと殺するのを原則とし、飼養から除外されるとき(第4号の場合は30日を経過したとき)をもつて共済事故とする。

ウ 廃用家畜取扱い上の注意事項

廃用家畜は枝肉で販売するのを原則とし、その場合、肉皮等残存物価額は、枝肉(本ウにおいては皮・内臓を含む。)価額から、と殺及び枝肉販売に当たり組合員等が要した運搬費、と畜料、市場手数料、販売手数料等の諸経費(以下「処理経費」という。)を控除した額とする。

枝肉で販売できないため、生体で取引した場合、廃用家畜の価額は売渡価額とする。その価額の評価に当たっては、組合等の最寄りの家畜市場における取引価額を基準とするとともに廃用家畜の体重(体重が測定できない場合には体重推定尺等を用いて体重を測定する。)を参考とする。また、廃用家畜の病態等から、部分廃棄になること、あるいは肉質が低下していることが明らかであると認められる場合には、その分を減額して廃用家畜の価額として差し支えない。なお、廃用家畜の売渡価額が最寄りの家畜市場における取引価額、廃用家畜の体重等からみて低額であると組合等及び連合会が認めた場合には、組合等及び連合会が評価した価額(以下「再評価売渡価額」という。)を用いるものとする。

ただし、種雄牛以外の牛については、肉皮等残存物価額又は廃用家畜の売渡価額若しくは再評価売渡価額が、食肉中央卸売市場、食肉地方卸売市場、食肉センター等(食肉センター等とは、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第17条第2項第3号及び第4号に基づく、農林水産大臣が認定した市場をいう。)都道府県の家畜の枝肉の卸売取引が行われている施設(以下「食肉市場」という。)において前年に取引された最低規格(C1規格)又は最低規格より一等級上の規格(C2規格)の枝肉の1キログラム当たり価額の平均価額を用いて、エの基準額の算定方法により算出した額(以下「基準額」という。)を下回つた場合には、肉皮等残存物価額又は廃用家畜の売渡価額若しくは再評価売渡価額は、基準額を用いるものとする。なお、残存物が食肉として利用されない疾病(白血病、伝染病、敗血症等)による廃用家畜については、この取扱いから除外するものとする。

また、特定事故以外の死廃事故（以下「一般事故」という。）で死廃共済金支払限度額の残額がない場合であつて、肉皮等残存物価額又は廃用家畜の売渡価額の把握が困難な場合にあつては、再評価売渡価額と基準額のいずれか高い方を用いても差し支えない。

エ 基準額の算定方法

- (ア) 連合会又は特定組合は、都道府県の家畜が主に出荷されている食肉市場における乳用雌牛（乳用種に限る。以下同じ。）及び乳用肥育去勢牛（乳用種に限る。以下同じ。）のC1規格及びC2規格の前年一年間の1キログラム当たり枝肉取引価額の平均値（以下「基準単価」という。）を算定しておき、当該年度中は都道府県内一律にこの基準単価を用いる。この場合、複数の食肉市場に出荷されているときは、それぞれの平均値を各食肉市場で処理された都道府県内の廃用家畜の処理頭数割合を重みとして加重平均した値を基準単価とする（基準単価の計算例参照）。ただし、廃用家畜の処理頭数割合が明らかでない場合には、単純平均した値を基準単価とする。
- (イ)(ア)に示す方法によって基準単価を算定し難い場合にあつては、以下の方法を用いて基準単価を算定する。
- a 近隣都道府県の食肉市場における乳用雌牛及び乳用肥育去勢牛のC1規格及びC2規格の前年一年間の1キログラム当たり枝肉取引価額の単純平均値を用いるものとする。
- b aの方法によっても算定し難い場合には、全ての食肉中央卸売市場における乳用雌牛及び乳用肥育去勢牛のC1規格及びC2規格の前年一年間の1キログラム当たり枝肉取引価額の単純平均値を用いるものとする。
- (ウ) 乳牛の雌の1号、3号及び6号廃用は乳用雌牛のC1規格、5号廃用はC2規格を、乳牛の雌以外で種雄牛以外の牛の1号廃用は乳用肥育去勢牛のC1規格、3号廃用はC2規格を適用するものとする。
- (エ) 基準額の算出は次により行う。
- a 枝肉で販売した場合
基準額 = 基準単価 × 枝肉重量 - 処理経費
(注) 処理経費は、肉皮等残存物を処理するのに実際に要した経費とする。
- b 生体で取引した場合
基準額 = 基準単価 × 廃用家畜の体重 × 1 / 2 - 処理経費
(注) 処理経費は、廃用家畜を処理するのに要する一般的な経費とし、連合会又は特定組合が過去の実績等を基準として一定額を定めておくものとする。
- c 一般事故であつて死廃共済金支払限度額の残額がない場合
基準額 = 基準単価 × 廃用家畜の体重 × 1 / 2 - 処理経費
(注) 廃用家畜の体重は、連合会又は特定組合があらかじめ家畜の品種及び性別等ごとに定める当該地域における家畜の月齢別の標準体重等を用いて推計しても差し支えない。この場合、処理経費は、上記bの処理経費を用いるものとする。

(基準単価の計算例)

	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	処理頭 数割合
A市場	349	390	413	327	254	251	253	293	293	342	285	282	311	30
B市場	365	370	383	369	263	232	258	288	235	279	309	297	304	50
C市場	323	354	371	306	273	223	242	258	223	287	294	295	287	20

$$\text{基準単価} = \frac{311 \times 30 + 304 \times 50 + 287 \times 20}{100} = 303\text{円}$$

(月齢別標準体重の一例)

黒毛和種(雌)

月 齢	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	24
標準体重 (キログラム)	85	140	200	250	310	350	380	410	440	460	470	490

(7) 子牛等を共済目的とする場合における母牛の死廃事故に伴う胎児の死亡事故の取扱い
死亡獣畜取扱場、と畜場等において死亡した胎児を確認すること。当該胎児が授精等の後240日に達して死亡したことの確認は、当該胎児及び授精(種付・移植)証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳によつて行うこと。

ア 胎児の死亡が母牛の死亡事故によつた場合は、母牛の死亡したときをもつて共済事故とする。

イ 胎児の死亡が母牛の廃用事故によつた場合は、母牛が飼養から除外されたときをもつて共済事故とする。

(8) 死廃共済金支払限度額

ア 包括共済関係にあつては包括共済対象家畜の種類ごと、個別共済関係にあつては家畜ごとに、共済金額及び共済掛金期間に応じて死廃共済金支払限度額(以下「支払限度額」という。)が設定される。

イ 家畜の頭数が増加あるいは減少しただけでは支払限度額は変わらない。

ウ 包括共済関係において家畜が増加したため組合員等が共済金額の増額を行つた場合の支払限度額は、増額共済金額に死廃共済金支払限度率(包括共済対象家畜の種類ごと、料率地域ごとに農林水産大臣が定める率をいう。)及び未経過月数の割合を乗じて得た額だけ増額される。

エ 支払限度額の算出方法は次のとおりで、1円未満の端数は切り捨てる。

$$\text{期首の支払限度額} = \text{共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{係数}^{1)}$$

共済掛金期間中の共済金額増額に伴う支払限度額の追加額

$$= \text{増額共済金額} \times \text{死廃共済金支払限度率} \times \text{係数}^{2)}$$

(注) 1) 短期加入の場合のみ「10 共済掛金及び国庫負担」の(1)のウの短期係数を乗ずる。

(注) 2) 未経過月数
12か月

(9) 死傷共済金支払限度の適用を受けない共済関係

次に掲げる共済関係については、支払限度の適用を受けない。

ア 個別共済関係

イ 種雄馬以外の馬に係る包括共済関係

ウ 支払限度の適用年度の前々年以前過去3年間(「算定期間」という。本ウ及びオにおいて同じ。)の一般事故の平均金額被害率(次の表の区分に応じ包括共済対象家畜の種類ごとに同表に掲げる算定方法により算出される率をいう。)が、農林水産大臣が包括共済対象家畜の種類ごとに定める支払限度適用除外基準率を超えない者に係る当該包括共済関係

区 分	乳牛の雌等、種豚及び肉豚	肉 用 牛 等
算定期間の3年度全てにおいて加入がある者	3年度の加入期間における金額被害率の加重平均	最大位の高額被害率を除いた2年度の加入期間における金額被害率の加重平均
算定期間の3年度のうち、2年度において加入がある者	2年度の加入期間における金額被害率の加重平均	2年度の加入期間における金額被害率の加重平均
算定期間の3年度のうち、1年度において加入がある者	当該年度の高額被害率	当該年度の高額被害率

エ 適用年度から3年間さかのぼつた年度以降に共済責任が開始し継続した共済関係(肉豚にあつては、肉豚に係る共済関係)の存する者であつて、当該年度から6年間さかのぼつた年度から3年間当該包括共済対象家畜の種類に係る共済関係のない者の当該共済関係

ただし、肉豚に係る共済関係については、法第111条第1項の規定によるものと法第150条の5の3の規定によるものとの間で連続した共済関係があつた場合は、継続した共済関係があるものとみなす。この場合、算定期間における引受方式(「27 肉豚共済」における引受方式をいう。)が異なるものに係る金額被害率は当該引受方式に見合つたものに修正することとし、修正係数は両引受方式間の共済掛金標準率の甲の比率を用いる。

オ 算定期間内の同一の包括共済対象家畜の種類に係る家畜共済の加入期間の合計が1年に満たないもの。ただし、肉豚に係る共済関係については、法第111条第1項の規定によるものの期間と法第150条の5の3の規定によるものの期間の合計が1年に満たないもの。

(10) 死傷共済金支払限度の適用を受けない共済事故

次に掲げる共済事故については、支払限度の適用を受けない。

ア 特定事故

(ア) 火災

出火の事実が消防署等の調査において確認されたもの。

(イ) 伝染病

a 法定伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る。）

b 届出伝染病にあつては真症のもの。

(ウ) 自然災害

a 気象観測資料等（アメダスデータ等）から、事故の原因となる自然現象が特定できた場合（なお、通常の飼養管理により被害を回避できたと判断される死亡及び廃用を除く。）

b 事故の範囲の例を掲げると次のとおりである。

(a) 豪雨による河川の氾濫、洪水等により、流失あるいは溺死等、土砂崩れによる畜舎の倒壊・畜舎内への土砂の流入に伴う圧死、窒息死等。

(b) 暴風による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等。

(c) 豪雪による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等。

(d) 地震による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等及び地震に伴い発生した津波による溺死、行方不明等。

(e) 落雷等により送電線、配電盤等が破壊され停電となり、空調機器等が作動しなくなつたため熱射病等により死傷事故となつた場合（暑熱による日射病、熱射病等は原則として除く。）。

イ 共済掛金期間開始後の最初に発生した一般事故であつて支払限度を超えたもの。

ただし、当該事故が同時に2頭以上発生した場合は、当該事故で支払うべき共済金の相当額（法第116条第1項第1号の額（法第150条の5の3に規定する共済関係に係るものにあつて、法第150条の5の10第1項の額）を当該事故頭数で除した額）を当該事故の支払限度額とする。

なお、法第118条第1項及び第2項の共済事故（法第118条第1項のただし書の共済事故（法第118条第4項により同条第2項において準用する場合を含む。）を除く。）が最初の共済事故であつた場合は、この事故を最初の共済事故とはしない。

(11) 死傷事故の共済金、保険金及び再保険金の計算

ア 共済金の計算

死傷事故の共済金は次のようにして計算する。

共済事故が発生した家畜の期首又は追加引受時における価額から肉皮等残存物の価額若しくは廃用家畜の評価額（肉皮等残存物の価額又廃用家畜の評価額が共済事故の発生した家畜の価額の2分の1を超える場合は2分の1として計算する。）又は当該事故の発生によつて受ける補償金等（家畜伝染病予防法の規定によつて受けるべき手当金及び組合員等が主体となつて構成する相互扶助組織（共済規程等で定めるものに限る。以下同じ。）から事故に際して支払われる支援金を除く。）の額を控除した残額を事故発生時の共済価額に対する共済金額の割合（100分の80を限度とする。）を乗じて得た額（計算共済金）を計算する。

$$\left[\begin{array}{l} \text{共済事故が発生した家畜の価額} \\ \text{肉皮等残存物価額、廃用家畜の評価額、補償金等} \end{array} \right] \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}} = \text{計算共済金}$$

ただし、上記の計算共済金が、共済事故が発生した家畜の価額（その家畜の価額が著しく過少であることを組合員等が証明したときは事故の原因が発生した直前の

家畜の価額)から残存物価額あるいは廃用家畜の評価額、補償金等(家畜伝染病予防法の規定によつて受けるべき手当金及び組合員等が主体となつて構成する相互扶助組織から事故に際して支払われる支援金を含む。)の総額を控除した額(以下「純損害額」という。)を超えるときは純損害額を限度とする。

純損害額の計算に当たつて「事故の原因が発生した直前の家畜の価額」を用いる場合は次のものに限るものとする。

a 成育中の家畜

(a) 死亡又は廃用が発生した日の属する共済掛金期間の開始の時(その時以後家畜共済に付された場合には、その付された時。以下 a 及び b において同じ。)において出生後第18月の月の末日を経過しない牛又は明け4歳未満の馬で当該共済掛金期間の開始の時から6か月を経過した後に死亡又は廃用となつたもの。

(b) 子牛等を共済目的とする場合にあつては、死亡又は廃用が発生した日の属する共済掛金期間開始の時以降出生し、出生の時から3か月を経過した後に死亡又は廃用となつたもの。

b 肥育中の家畜

期首において既に肥育をしている牛馬にあつては共済掛金期間開始の時から3か月を経過した後に死亡又は廃用となつたもの、共済掛金期間の中途において肥育を開始する牛馬にあつては肥育を開始した日(組合員等は肥育開始日を遅滞なく申し出るものとする。)から3か月を経過した後に死亡又は廃用となつたもの。

特定事故及び(9)の共済関係に係る共済事故の支払共済金の額は、前記の計算共済金の額とし、支払限度額又はその残額は変わらない。これ以外の共済事故については、次に掲げる方法によりそれぞれ支払うべき共済金を算定する。

a 一般事故であつて計算共済金が支払限度額又はその残額を超えない場合

計算共済金の額が支払共済金となる。この場合、支払限度額又はその残額から支払共済金の額を差し引く。

b 一般事故であつて計算共済金が支払限度額又はその残額を超える場合

支払限度額又はその残額が支払共済金となり、その残額は0となる。これ以降、共済金額が増額されない限り一般事故については共済金は支払われない。

c 共済掛金期間開始後の最初に発生した一般事故であつて支払限度を超える場合

計算共済金(同時事故の場合は、1頭当たり計算共済金の平均)の額が支払共済金となり、その残額は0となる。これ以降共済金額が増額されない限り一般事故については共済金は支払われない。

〔計算例〕

前提) 当初 5 頭加入 (家畜の価額はそれぞれ40、40、30、10、10万円)

共済価額 130万円 共済金額 65万円

価額40万円の家畜の死傷事故

残存物なしの場合(A) 残存物32万円の場合(B)

例 1 家畜に異動がなかつた場合

$$\text{(A)} \cdots \cdots 400,000\text{円} \times \frac{650,000\text{円}}{1,300,000\text{円}} = 200,000\text{円} \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$\text{(B)} \cdots \cdots (400,000\text{円} - 200,000\text{円}) \times \frac{650,000\text{円}}{1,300,000\text{円}} = 100,000\text{円}$$

400,000円 - 320,000円 = 80,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 80,000円

例 2 家畜に異動があつた場合

(1) 頭数増 $\cdots \cdots$ (40万円の価額のもの 1 頭)

(ア) 共済金額20万円増額の場合

$$\text{(A)} \cdots \cdots 400,000\text{円} \times \frac{850,000\text{円}}{1,700,000\text{円}} = 200,000\text{円} \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$\text{(B)} \cdots \cdots (400,000\text{円} - 200,000\text{円}) \times \frac{850,000\text{円}}{1,700,000\text{円}} = 100,000\text{円}$$

400,000円 - 320,000円 = 80,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 80,000円

(イ) 共済金額を増額しない場合

$$\text{(A)} \cdots \cdots 400,000\text{円} \times \frac{650,000\text{円}}{1,700,000\text{円}} = 152,941\text{円} \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$\text{(B)} \cdots \cdots (400,000\text{円} - 200,000\text{円}) \times \frac{650,000\text{円}}{1,700,000\text{円}} = 76,470\text{円}$$

400,000円 - 320,000円 = 80,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 76,470円

(2) 頭数減 $\cdots \cdots$ (40万円の価額のもの 1 頭転売)

$$\text{(A)} \cdots \cdots 400,000\text{円} \times \frac{650,000\text{円}}{900,000\text{円}} = 288,888\text{円} \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$\text{(B)} \cdots \cdots (400,000\text{円} - 200,000\text{円}) \times \frac{650,000\text{円}}{900,000\text{円}} = 144,444\text{円}$$

400,000円 - 320,000円 = 80,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 80,000円

例 3 事故の原因が発生した直前の成育中の家畜の価額50万円と認定

$$\text{(B)} \cdots \cdots (400,000\text{円} - 200,000\text{円}) \times \frac{650,000\text{円}}{1,300,000\text{円}} = 100,000\text{円}$$

500,000円 - 320,000円 = 180,000円 $\cdots \cdots$ 純損害額

支払共済金 = 100,000円

(付) 権利義務の承継により同一家畜に 2 個以上の共済関係が生じた場合の計算方法

包括共済関係においては包括共済関係を有する者がその包括共済加入家畜全てを他の包括共済関係を有する者に譲渡する等、権利義務の承継に伴つて同一包括共済対象

家畜について2個又はそれ以上の家畜共済の共済関係が生ずることがあり得るが、このような場合の死廃事故に対する支払共済金の計算方法は、次のとおりとする。

すなわち、他の共済関係が存しないものとしてそれぞれの共済関係についてアの方法により共済金を計算し（以下この共済金を「独立責任額」という。）、この合計額が損害の額の8割を超過する場合はそれぞれの共済関係について支払う共済金は損害の額の8割に相当する額に、独立責任額の合計額に対するそれぞれの独立責任額の割合を乗じて算出する。

〔計算例〕

（前提）

A 包括共済関係 共済価額 200万円 共済金額 170万円

B 包括共済関係 共済価額 240万円 共済金額 190万円

権利義務の承継によりいずれの包括共済関係も共済価額は440万円となる。

事故発生家畜1頭 価額40万円 残存物なし

$$A \text{ 包括共済関係 } 400,000\text{円} \times \frac{1,700,000\text{円}}{4,400,000\text{円}} = 154,545\text{円} \cdots \cdots \text{独立責任額}$$

$$B \text{ 包括共済関係 } 400,000\text{円} \times \frac{1,900,000\text{円}}{4,400,000\text{円}} = 172,727\text{円} \cdots \cdots \text{独立責任額}$$

計 327,272円 $\cdots \cdots$ 独立責任額の合計額

$$400,000\text{円} \times 0.8 = 320,000\text{円} \cdots \cdots \text{損害の額の8割}$$

独立責任額の合計額 > 損害の額の8割であるから

$$A \text{ 包括共済関係 } 320,000\text{円} \times \frac{154,545\text{円}}{327,272\text{円}} = 151,111\text{円} \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

$$B \text{ 包括共済関係 } 320,000\text{円} \times \frac{172,727\text{円}}{327,272\text{円}} = 168,888\text{円} \cdots \cdots \text{支払共済金}$$

計 319,999円

免責事由による一部減額がある場合は、上記によつて算定された共済金の額から、免責額を差し引いた残額が支払共済金となる。

イ 保険金の計算

支払共済金に連合会が保険規程で定めた保険割合（特定組合においては50/100）を乗じて得た額が保険金となる。連合会（政府）において免責が行われた場合にはこれを差し引いた残額が支払保険金となる。

ウ 再保険金の計算

支払共済金に組合等の共済責任保留割合によつて50/80（2割保留）、40/70（3割保留）又は60/90（1割保留）を乗じて得た額とする。政府において免責が行われた場合には、これを差し引いた残額が支払再保険金となる。

エ 家畜異常事故に係る保険金及び再保険金の額は、共済金の額と同様である。

（注）端数計算

共済金、保険金及び再保険金の計算における1円未満の端数は切り捨てる。

(1 2) 病傷事故の取扱い

ア 病傷事故の転帰及び治癒判定

病傷事故の転帰並びに雌不妊症（卵巣疾患、卵管疾患、子宮疾患）、乳房炎及びケトン症の治癒判定は、次のとおりとする。

(ア) 病傷事故の転帰

- a 死亡
- b 法令殺 家畜伝染病予防法の規定により殺処分されたとき。
- c 廃用 規則第16条第1項各号の一に該当したとき。
- d 治癒 症候が消退し治療の必要がなくなつたとき。
- e 中止 次のいずれかに該当する場合。

(a) a から d までの転帰以外であつて診療が中止されたとき。

(b) 病傷経過中共済掛金期間が終了したとき。

(c) 乳牛の雌等及び肉用牛等の両方の包括共済関係があり、かつ、子牛等を共済目的としている場合に、乳牛の雌以外の乳牛の子牛が病傷経過中に出生後第2月の月の末日に達したとき。

(イ) 治癒判定

a 卵巣疾患

(a) 卵胞のう腫 治療が終了した後、卵胞の正常な発育・排卵と正常な黄体形成を確認した時と受胎を確認した時とのいずれかが早い時を治癒とする。

(b) 排卵障害 治療が終了した後、排卵したことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。

(c) 黄体遺残 治療が終了した後、発情が認められ、卵巣及び子宮が正常となつたことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。

(d) その他の卵巣疾患 治療が終了した後、2回の性周期を反復して卵巣及び子宮が正常となつたことを確認した時と受胎を確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。ただし、鈍性発情にあつては、治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。

b 卵管疾患 治療が終了した後受胎したことを確認した時を治癒とする。

c 子宮疾患 治療が終了した後、7～14日を経て子宮の異常所見が消失したこと及び卵巣の異常所見が消失したことを確認した時と受胎したことを確認した時とのいずれか早い時を治癒とする。

d 乳房炎 治療が終了した後、2週間を経てから臨床症状に異常がなく、乳量回復が顕著で、CMT変法、体細胞数、電気伝導度、NAGase、細菌等のいずれか1つの検査成績が陰性であることを確認した時を治癒とする。

e ケトン症 治療によつて臨床症状が消退し、その消退した日から7日以上臨床症状が発現しないことを確認した時を治癒とする。

イ 共済金支払の対象とならない診療の範囲

共済金支払の対象となるのは病傷によるものであつて、診断の結果病傷でないことが明らかなものについては共済事故とはならない。例えば結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかつたものは支払の対象とはならない。

病傷事故に係る損害の額を算定するに当たつては、「通常必要とされる診療行為」を基準として算定しなければならないことと定められており（家畜共済損害認定準則第5）、給付限度の範囲内であつても診療行為の全てが共済金支払の対象となるものではない。家畜共済の共済金の支払の対象となる疾病及び傷害とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家

畜としての機能に支障を来す異常な状態をいう。また、「通常必要とされる診療行為」とは、その病傷に対し最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であつて広く学界に認められ一般に普及しているものであり、効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。

したがつて、少なくとも下記の診療行為については損害の額に算入しない。

(ア) 一般に獣医技術を必要としないと認められる病傷に対する治療

組合員等が加入家畜について通常すべき管理その他損害防止により処置できる程度の病傷に対する診療行為

(イ) 効果の期待できない治療

余病を併発するおそれがないグラム陰性菌による疾病と確定した後に行われたペニシリン療法のような不合理な治療

(ウ) 必要を超えて加えられる治療

治癒しているにもかかわらず加えられる治療又は対処療法の範囲を超える保健栄養剤の投与のような行為

(エ) 治癒の見込みのない病傷の治療

牛の結核病、馬の伝染性貧血等現在の獣医技術水準においては一般に治療の効果が望めない種類の疾病に対する治療。ただし、治癒の見込みがないと診断された後においても、それに併発した病傷のために残存物価額が著しく低下すると考えられるときは、これを防止するために応急的に行つた最少限の診療についてはこの限りではない。

(オ) 試験・研究を目的とする診療

試験・研究を目的とする診療、獣医学的に根拠の薄弱な特異な療法等

(カ) 他の安価な治療で治癒し得ることが明らかである場合に行われる高価な治療

診療の経済性という観点から不適当な治療。例えば安価な抗生物質で治癒し得ることが明らかであるにもかかわらず、他の高価な抗生物質を用いたような場合には、代替し得る安価な治療を超える部分は原則として共済金を支払わない。また、同一の医薬品について単位当たり価格が安価なものがあるにもかかわらず、単位当たり価格が高価なものを用いた場合には、その差額部分は原則として共済金を支払わない。

(キ) 生命に関係がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療

単純な皮膚病、少数の良性腫瘍等生命になんら影響がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療

ウ その他

(ア) いわゆる二等乳症(酸高乳症、低酸度二等乳症等)、リピート・ブリーダー、潜在性乳房炎、ケトン血症、ケトン尿症等は、共済事故に該当しない。

(イ) 損害防止事業によつて発見された病傷について、その時に行われた処置は給付の対象としない。

(ウ)(イ)の病傷について、その後治療を要するものについて治療を行つたときは、病傷事故として取り扱う。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているが病傷の徴候を現して置いて放置した場合は病傷が重篤となつて死産事故を発生するおそれがあるため、治療が必要と認められる場合とする。

(13) 病傷共済金給付限度額

ア 包括共済関係にあつては包括共済対象家畜の種類ごと、個別共済関係にあつては家畜ごとに、共済金額(病傷給付対象共済金額の限度額を超えるときは、病傷給付対象共済金額の限度額)及び共済掛金期間に応じて給付限度額が設定される。

イ 家畜の異動により家畜の頭数が増加あるいは減少しただけでは給付限度額は変わらない。

ウ 包括共済関係において家畜が増加したため組合員等が共済金額の増額を行つた場合の給付限度額は、増額共済金額（期首の共済金額が病傷給付対象共済金額の限度額を超えるときは、期首における「病傷給付対象共済金額の限度額の共済金額に対する割合」に対応する額）に病傷共済金支払限度率及び未経過月数の割合を乗じて得た額だけ増額される。

エ 共済金給付限度額の算出方法は次のとおりで、10円未満の端数は四捨五入する。

期首の給付限度額 = 共済金額¹⁾ × 病傷共済金支払限度率 × 係数²⁾

（注）1）病傷給付対象共済金額の限度額を超えているときは病傷給付対象共済金額の限度額とする。

2）短期加入の場合のみ「10 共済掛金及び国庫負担」の（1）のウの短期係数を乗ずる。

共済掛金期間中の共済金額増額に伴う給付限度額の追加額

= 増額共済金額¹⁾ × 病傷共済金支払限度率 × 係数²⁾

（注）1）期首の共済金額が病傷給付対象共済金額の限度額を超えるときは次の金額とする。

増額共済金額 × $\frac{\text{病傷給付対象共済金額の限度額}}{\text{期首の共済金額}}$

2) $\frac{\text{未経過月数}}{12\text{か月}}$

オ 「ロ」の保険関係の保険金給付限度額の算出方法は次のとおりで、10円未満の端数は四捨五入する。

保険金給付限度額 = 共済金給付限度額 × 40/100 × 保険割合

ただし、次の場合については、上式の40/100に代えてその率を用いるものとする。

（ア）共済掛金標準率甲の病傷部分の率を、共済掛金標準率甲の病傷部分の率と共済掛金標準率乙の率を合計した率で除した率（以下「甲比率」という。）が40/100を超える場合においては、その率

（イ）なお、多種包括共済関係においては共済掛金標準率甲の病傷部分の率及び共済掛金標準率乙の率に代えて、当該多種包括共済掛金標準率を用いて、同様に算出した率を用いるものとし、その率が40/100を超える場合にあつてはその率

（14）病傷事故の共済金、保険金及び再保険金の計算

ア 共済金の計算

（ア）B種の総点数を1点の価額に乗じて得た額（農家の実負担額（初診料を除く。以下同じ。））がこれより小さい場合は、実負担額）が損害の額となり、給付限度額又はその残額の範囲内においてその損害の額が支払共済金となる。

（イ）同一の包括共済対象家畜のついて2個以上の共済関係が存する場合において病傷事故が発生したときは、他の共済関係が存しないものとして各共済関係について共済金を計算する。

ただし、各共済関係の共済金の合計額が損害の額を超えるときは各共済関係について支払うべき共済金は当該損害額に各共済関係にかかる独立責任額のその合計額に対する割合を乗じて得た金額である。

〔計算例〕

同一の包括共済対象家畜について2個の共済関係が存する場合の共済金の計算			
A	包括共済関係の給付限度(残)額	2,000円	
B	"	1,000円	
損害額	1,500円	のとき	
A	の独立責任額	1,500円	} 合計額 2,500円
B	"	1,000円	
独立責任額の合計額	2,500円	損害額	1,500円
2,500円 > 1,500円であるから			
1,500円	$\times \frac{1,500円}{2,500円}$	= 900円支払共済金
1,500円	$\times \frac{1,000円}{2,500円}$	= 600円支払共済金
計		1,500円	

(ウ) 免責事由による一部減額がある場合は、(ア)又は(イ)によつて算定された共済金の額から、免責額を差し引いた残額が支払共済金となる。

(エ) 損害の額が給付限度額又はその残額を超えた場合はその超えた部分が組合員等の負担となる。給付限度額を全額使用した後の診療費は組合員等の負担となる。

(オ) 免責が行われた場合には、支払われた共済金を給付限度額又はその残額から差し引くこととする。

イ 保険金の計算

(ア) 「イ」の保険関係の場合

支払共済金に連合会が保険規程で定めた保険割合(特定組合においては50/100)を乗じて得た額が保険金となる。

(イ) 「ロ」の保険関係の場合

診断書等からA総点数を算出し、この点数を1点の価額に乗じて得た額(その額が組合等が支払うべき共済金の額を超えるときは、その共済金に相当する額)に連合会が保険規程で定めた保険割合(特定組合においては50/100)を乗じて得た額と共済金額及び共済掛金期間に応じて定める保険金給付限度額又はその残額とのいずれか少ない金額が保険金となる。

ただし、A総点数を1点の価額に乗じて得た額より農家の実負担額が少額の場合は、実負担額に保険割合を乗じて得た額と保険金給付限度額又はその残額とのいずれか少ない金額が保険金となる。

(ウ) 共済金が免責により、例えば1割減額された場合は、保険金も(ア)又は(イ)によつて算出された額の1割を減額して算出する。また、連合会(特定組合においては政府)において免責が行われた場合には、これを差し引いて得た金額が保険金となる。

(エ) 免責が行われた場合には、支払われた保険金を保険金給付限度額又はその残額から差し引くこととする。

〔計算例〕

「口」の保険関係の場合の共済金及び保険金の計算（B総点数＝実損害額の場合）共済責任の2割を保留する場合

（給付限度（残）額 B……10,000円、A……3,600円）

限 度	B 総点数	A 総点数	共 済 金 の 免 責 額	支 払 共 済 金	支 払 保 険 金	保 険 金 の 算 式
B 総点数 × 10円、 A 総点数 × 10円 × 80/100がとも に限度（残）額 内の場合	600	380	円 0	円 6,000	円 3,040	保険金 = A 総点数 × 10円 × 80/100
			600 (1 割)	5,400	2,736	保険金 = A 総点数 × 10円 × 80/100 - A 総点数 × 10円 × 80/100 × 10/100 = A 総点数 × 10円 × 80/100 × 90/100
B 総点数 × 10円 A 総点数 × 10円 × 80/100は限度 (残)額を超える 場合	800	500	0	8,000	3,600	保険金 = A 給付限度(残)額
			800 (1 割)	7,200	3,240	保険金 = A 給付限度(残)額 - A 給付限度(残)額 × 10/100 = A 給付限度(残)額 × 90/100

ウ 再保険金の計算

支払保険金に組合等の共済責任保留割合によつて50/80（2割保留）、40/70（3割保留）又は60/90（1割保留）を乗じて得た額である。政府において免責が行われた場合には、これを差し引いて得た残額が支払再保険金となる。

（注）端数計算

共済金、保険金及び再保険金の計算における1円未満の端数は切り捨てる。

13 事務の迅速処理及び共済金の早期支払

家畜共済事業を効果的に運営していくためには、事務の迅速処理に努め、共済金の早期支払を励行する必要がある。

（1）事務の迅速処理

ア 組合等（特定組合を除く。）

各月の引受通知書は翌月の20日までに連合会に提出する。

保険金請求書は、死産事故に係るものにあつては、認定等に係る処理が終了した後、速やかに連合会に提出するものとし、病傷事故に係るものにあつては集合（又は巡回）審査終了後5日以内に連合会に提出する。

イ 連合会

組合等から提出された引受通知書により引受集計通知書を作成し、引受けの月の翌々月の10日までに農林水産大臣に提出する。

また、保険金請求書により再保険金請求書を作成し、事故の月の翌々月の15日までに農林水産大臣に提出する。

ウ 特定組合

各月の引受通知書は引受けの月の翌々月の10日までに農林水産大臣に提出する。

保険金請求書は、死産事故に係るものにあつては、認定等に係る処理が終了した後、速やか（事故の月の翌月の15日まで）に農林水産大臣に提出するものとし、病傷事故に係るものにあつては事故の月の翌々月の15日までに農林水産大臣に提出する。

エ 農林水産省

(ア)再保険料納入告知書（特定組合においては保険料納入告知書）の発行は、原則として次表の受付月及び発行月による。

連合会及び特定組合は、その納入告知書に基づいて再保険料（特定組合においては保険料）を期限までに納入する。

受付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
発行月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

(イ)家畜共済に係る連合会等交付金の交付は、原則として次表の引受月及び交付月による。

連合会及び特定組合は、交付金の交付を受けようとするときは、引受集計通知書（特定組合においては特定組合引受通知書）を提出した月の翌月の1日までに農林水産大臣に交付金交付申請書を提出する。

引受月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
交付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

(ウ)再保険金（特定組合においては保険金）の支払時期は、原則として次表の受付月及び支払月による。ただし、受付月の末日までに納入すべき再保険料（特定組合においては保険料）につき未納がある場合は、この限りではない。

受付月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
支払月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4

(2) 共済金支払期日の目標

事故確認の日から60日以内に共済金を支払うことを目標とする。

(3) 支払資金の手当

ア 組合等（特定組合を除く。）

組合等は、連合会の事故審査後速やかに共済金を支払うものとする。支払資金に不足を来す場合には、農林漁業信用基金の融資を受け、資金の確保に努めるものとする。

イ 連合会

連合会は、保険金請求書審査後速やかに保険金を支払うものとする。支払資金に不足を来す場合には、農林漁業信用基金の融資を受け、資金の確保に努めるものとする。

する。

ウ 特定組合

特定組合は、事故審査後速やかに共済金を支払うものとする。支払資金に不足を来す場合には、農林漁業信用基金の融資を受け、資金の確保に努めるものとする。

(4) 知事の指導

知事は、事故確認後60日以内に共済金が支払われるように指導監督を行うものとし、かつ、必要に応じて当該組合等及び連合会から支払状況を明らかにする報告を求めるものとする。

1.4 家畜異常事故（法第115条・第124条・第136条）

伝染病又は激甚な風水害等による家畜異常事故についてはこれを他の事故と区別し、共済金額の全額を保険、再保険して事業の安定的の運営を確保することとしている。

(1) 家畜異常事故の範囲

ア 家畜伝染病予防法第32条の規定により、牛肺疫のまん延を防止するため、農林水産大臣又は都道府県知事が家畜、その死体又は牛肺疫の病原体をひろげるおそれがある物品の一定区域内での移動又は一定の区域外への移出を禁止し、又は制限した場合における当該区域内における牛肺疫による死亡及び廃用（発病時の如何にかかわらず当該期間中の共済事故は該当する。）（家畜伝染病予防法第2条及び第32条参照）

イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）によつて指定された都道府県であつて、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）の規定によつて指定された農業関係の特別被害地域における当該天災による死廃事故（激甚災害法第2条及び第8条並びに天災融資法第1条及び第2条参照）

(2) 家畜異常事故の共済掛金

家畜異常事故に対応するものとして共済掛金標準率丙が設けられている。事故除外をした場合は、家畜異常事故についても事故除外されることとなるから、共済掛金標準率丙から除外事故に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いた率が適用される。

(3) 家畜異常事故の取扱い

組合等（特定組合を除く。）は、家畜異常事故が発生したときは、家畜共済死廃事故記録とともに保険金を請求する。

連合会又は特定組合は、家畜異常事故に該当するものについて、その共済事故頭数が市町村の資料（伝染病の場合は、都道府県への届出）による市町村別及び月別の発生頭数以内であることを確認し、次の書類を添付して再保険金（特定組合においては保険金）を請求する。

ア 法定伝染病の場合

移動禁止に関する県の告示の写し（禁止及び解除）

家畜伝染病予防法第13条第4項の規定（同法施行規則第25条第3項の様式）に基づき都道府県知事が農林水産大臣に提出する報告書の写し（月別）

死廃事故診断書（検案書）及び死廃事故認定書（特定組合においては死廃事故確認書）（写し）

イ 天災の場合

激甚災害法第8条第1項の都道府県の指定に関する政令の写し

天災融資法第2条第5項第1号の特別被害地域の指定に関する県の告示の写し

特別被害地域の被害状況（特別被害地域の承認申請書に添付されたもの）
市町村長の発行する被害認定書
死廃事故診断書（検案書）（規則第16条第1項第4号による廃用事故となった場合を除く。）及び死廃事故認定書（特定組合においては死廃事故確認書）（写し）

15 待期間（法第118条）

（1）新規引受家畜の待期間

共済責任の始まつた日から2週間の待期間とし、その間に生じた共済事故については組合員等は共済金の支払を請求することができない。

ただし、次の場合には、この限りでない。

- ア 当該共済事故の原因が共済責任の始まつた後に生じたことが明らかな場合
- イ 当該事故家畜について個別共済関係から包括共済関係に切り替えていた場合（規則第33条の2第3号の場合に限る。）
- ウ 当該事故家畜について包括共済関係から個別共済関係に切り替えていた場合（規則第33条の2第4号の場合に限る。）
- エ 当該事故家畜が農業共済組合の家畜共済に付されていたもので、引き続き共済事業を行う市町村の家畜共済に付されていた場合（規則第33条の2第1号及び第47条の2第1号の場合に限る。）
- オ 当該事故家畜が共済事業を行う市町村の家畜共済に付されていたもので、引き続き農業共済組合の家畜共済に付されていた場合（規則第33条の2第2号及び第47条の2第1号の場合に限る。）
- カ 当該事故家畜が牛の胎児又は子牛（組合等との間に当該家畜共済の共済関係の存する者が出生後引き続き飼養している場合に限る。）であつて、その母牛が待期間を経過している場合（規則第33条の2第5号又は第6号の場合に限る。）

（2）追加引受家畜の待期間

包括共済関係において共済掛金期間の中途において新たに包括共済対象家畜が増加した場合には、当該家畜について共済責任の始まつた日（共済責任が午前0時から始まらないときはその翌日）から2週間の待期間とし、その間に生じた共済事故については組合員等は共済金の支払を請求することはできない。

ただし、次の場合には、この限りでない。

- ア その共済事故の原因が当該家畜の共済責任の始まつた後に生じたことが明らかな場合
- イ 当該事故家畜が牛の胎児又は出生子牛に係るものであり、その母牛が待期間を経過している場合
- ウ 当該共済事故が肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済に付されている子牛（当該組合員等が出生後引き続き飼養しているものに限る。）に係るものであつて、当該子牛は当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から当該組合等と当該組合員等との間に存する乳牛の雌等に係る包括共済関係に付されていたものであり、かつ、当該子牛は当該家畜共済に付された後法第111条の6第1項の規定により、当該組合員等の肉用牛等に係る包括共済関係に係る家畜共済に付されたものである場合
- エ 当該事故家畜が権利義務の承継により同一組合等の他の包括共済に付されていたものであつて、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から譲渡人又は譲受人により当該組合等の包括共済に付されていた場合（規則第33条の2

第7号の場合に限る。)

(3) 共済金額の増額の場合の待期間

共済掛金期間の継続時に共済金額の増額をした場合又は(1)の工若しくはオの場合における新たな組合等との最初の共済掛金期間開始の時の共済金額が従前の組合等との共済関係終了時のものより増額をした場合には、増額の日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故についての支払うべき共済金は、次に掲げる場合は、それぞれ次に示す方法により算定する。

ただし、その共済事故の原因が共済金額の増額の日以後に生じたことが明らかな場合はこの限りではない。

ア 継続直後又は最初の共済掛金期間開始直後(以下「継続直後等」という。)の付保割合が継続直前又は従前の共済関係終了時(以下「継続直前等」という。)の付保割合と比べ高い場合

事故発生時の付保割合が継続直前等の付保割合と比べ高いときは、継続直前等の付保割合を用いて支払うべき共済金の額を算定し、事故発生時の付保割合が継続直前等の付保割合と比べ等しい又は低いときは、事故発生時の付保割合を用いて支払うべき共済金の額を算定する。

イ 共済規程等の定める最低付保割合が従前より高い割合に改正又は規定されており、かつ、継続直後等の付保割合が組合等が共済規程等で定める最低付保割合を超えて引き上げられた場合(継続直前等の付保割合が、改正前又は従前の組合等が組合規程等で定めていた最低付保割合以上で改正後又は新たな組合等の組合規程等で定める最低付保割合(以下「改正後等の最低付保割合」という。)未満であつた場合に限る。)

事故発生時の付保割合が改正後等の最低付保割合と比べ高いときは、当該最低付保割合を用いて支払うべき共済金の額を算定する。事故発生時の付保割合が当該最低付保割合と比べ等しい又は低いときは、事故発生時の付保割合を用いて支払うべき共済金の額を算定する。

なお、ア、イいずれの場合であつても、継続直前等の共済金額が、共済金の支払上限となる。

(4) 事故の選択制によつて拡大した事故についての待期間

共済事故の一部選択において、組合員等が共済掛金期間の継続時又は(1)の工若しくはオの場合における新たな組合等との最初の共済掛金期間開始のときに事故の拡大をした場合には、その変更の日から2週間を待期間とし、その間に生じた事故で新たに共済事故となつたものについては組合員等は共済金の支払を請求することはできない。

ただし、その共済事故の原因がその変更の日以後に生じたことが明らかな場合はこの限りでない。

16 免責等(法第99条・第120条・第129条)

特に注意を要する免責事由及びその取扱上の注意事項は、次のとおりである。なお、肉豚に係るものについては、このほか「27 肉豚共済」の(13)による。

(1) 組合等の免責事由

ア 掛金分納を行う場合に組合員等が正当な理由がないのに第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し猶予期間を経過したときは、払込(納)期限後共済掛金が払い込まれた時までの間に発生した共済事故については、共済金の全額を免責する。

イ 組合員等が異動（死亡及び廃用を除く。）の通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたときは、次のとおり免責する。

（ア）増加又は出生したことを通知しなかつた家畜の共済事故又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたときの共済事故については共済金の全額を免責する。

（イ）共済価額が減少したことを通知しなかつた場合の死廃事故については、異動通知が正しく行われた場合の付保割合を用いて算定される共済金の額と共済価額減少の異動通知を行わない場合の付保割合を用いて算定された共済金の額との差額を免責する。

ウ 組合員等が包括共済関係の申込みの際、現に飼養していた家畜で当該申込みに係るもののうちに疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき（組合等がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。）は、共済金の全額又は一部を免責する。

エ 組合員等が組合等から損害防止のため特に必要な処置をすべきことを指示された場合においてその指示に従わなかつたときは、共済金の全額又は一部を免責する。

オ 共済責任開始時に、現に疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものについては当該疾病又は傷害による共済事故については免責する（牛の胎児の奇形並びに出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りでなく、ウに準じて取扱うものとする。）。

カ 共済事故を拡大した場合、その拡大した部分の事故にかかる病傷又はその原因が事故拡大時に既に発生していたときは免責する（出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りではなく、ウに準じて取扱うものとする。）。

キ 継続時に共済金額を増額した場合、その時に既に発生していた病傷（その原因が発生していたものを含む。）によつて死廃事故（待期間中のものを除く。）が発生し、継続直後の付保割合と事故発生時の付保割合のいずれもが継続直前の付保割合より高いときは、継続直前の付保割合を超える部分に対応する共済金は免責する（牛の胎児の奇形並びに出生子牛の奇形及び不具で共済事故となるものはこの限りではなく、ウに準じて取扱うものとする。）。

（２）連合会の免責事由

ア 組合等が共済規程等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき（包括共済関係の加入申し込みを拒否すべきところを包括共済関係に付した場合、及び告知義務違反、承諾を拒むべき地域への共済目的の譲渡、承諾を拒むべき地域への住所の移転等共済関係を消滅すべきときに消滅させなかつた場合。）。

イ 組合等が正当な理由がないのに保険料の払込みを遅滞したとき。

ウ 組合等が連合会から損害防止のため特に必要な措置をすべきことを指示された場合においてその指示に従わなかつたとき。

（３）免責事故の取扱い上の注意事項

ア 法令及び共済規程等の規定に基づき免責をする場合には、その事実を十分に調査して、一方的な決定をしないこと。また、免責を行う場合には、組合員等に対して、あらかじめ免責の事由及び免責額について説明を行うとともに、事態の改善を図るよう指導すること。

イ 免責及び免責額は、理事過半数の同意によつて決定すること。

ただし、次の場合は、免責及び免責額についてその都度理事過半数の同意を得る

必要はない。

- (ア) 病傷事故発生通知又は病傷事故診断書の提出が遅延した場合の免責について、あらかじめ免責の基準を定め理事過半数の同意を得ておいた場合（ただし、この場合の免責額を支払うべき共済金の1割又は2割（遅延の程度・頻度等により更に高割合とする。）とし、少なくとも1年以上遅延した場合は全額免責とすること。）。
- (イ) 組合員等が通常すべき損害防止義務を怠つた場合の免責及び組合員等が組合等から損害防止のために特に必要な処置をすべきことを指示されたときにその指示に従わなかった場合の免責について、あらかじめ免責の基準を定め理事過半数の同意を得ておいた場合（ただし、この場合に免責を適用する際には、組合等（特定組合を除く。）は連合会と十分協議して免責額を決定すること。）。
- (ウ) (1) のイの(イ)により免責をする場合。
- (エ) (1) のキにより増額共済金額につき免責する場合。
- (オ) 次の事故に対して免責する場合（この場合、共済金の全額を免責すること。）。
 - a 異動通知をしなかつた家畜の事故
 - b 共済責任開始時又は事故拡大時に発生していた病傷又はその原因が発生していたことによる事故
 - c 故意又は重大な過失による事故（ただし、組合員等が損害賠償の責任を負うことによつて生じることのある損失を填補するために、他人の所有するものを共済に付したときは、「故意又は重大な過失」とあるのは、「故意」とする。）
 - d 競馬法による競馬出走中の事故
 - e 分納掛金滞納中の事故
- ウ 免責した場合には、家畜共済保険金請求書（家畜共済再保険金請求書、特定組合においては家畜共済特定組合保険金請求書）に免責額を決定した経過及びその理由を具体的に記入した理事過半数の同意書を添付すること。
ただし、イで同意を得る必要はないとした場合は、「同意書」を添付する必要はない。
- エ 連合会は組合等の免責を適当と認めた場合は「認定書」を、知事は組合等及び連合会の免責について「意見書」を作成し、家畜共済再保険金請求書（特定組合においては家畜共済特定組合保険金請求書）に添付すること。
ただし、ウのただし書に該当する場合は、添付する必要はない。
- オ 共済事業を行う市町村にあつては、イ及びウについては市町村長の決定により市町村長の「理由書」を添付すること。
ただし、イの(ア)及び(イ)についてあらかじめ市町村長が免責の基準を定めした場合並びにイの(ウ)、(エ)及び(オ)の場合は、「理由書」の添付の必要はない。

(4) その他の注意事項

組合等は、組合員等が共済価額が増加する異動を通知しなかつたために、共済価額が増加しない場合の付保割合を用いて算定された共済金を、すでに組合員等に支払っている場合には、異動通知が正しく行われた場合の付保割合を用いて算定された共済金との差額について返還させること。

17 損害防止事業（法第150条の3・第95条・第96条・第132条）

繁殖障害を中心とする病傷事故の多発は、我が国における家畜飼養基盤の脆弱性に加えて多頭化への移行が十分な飼養管理技術の蓄積を伴わずに行われていることに起因する点が多いので、地域的な畜産事情に即した損害防止事業を実施して危険率の低下、家畜共済事業の運営の安定、組合員等の負担の軽減等を図ることが必要である。

このため、国は共済事業、保険事業及び再保険事業の収支の安定を図ることを目的として、特定の疾病について農林水産大臣の承認を受けて損害防止の指示をした連合会及び特定組合に対して、その負担する費用の一部に相当する金額の交付金を交付している。

(1) 損害防止の定義及び損害防止事業の区分

この要領において「損害防止」とは共済事故の発生の未然防止並びに共済事故による損害の発生及び拡大を防止するための行為をいい、「損害防止事業」とは組合等及び連合会が計画的かつ組織的に損害防止を行うことをいう。

損害防止事業の範囲は、次のとおりとする。

ア 健康検査（一般検査及び精密検査）

イ 予防衛生措置

ウ 講習会、講話会又は座談会

エ 飼養管理の指導

オ その他損害防止のための必要な措置

また、損害防止事業のうち、法第150条の3の規定によつて農林水産大臣の定める特定の疾病による損害を防止するため、農林水産大臣の承認を受けて連合会がする法第132条において準用する法第95条の規定による指示に基づくものを「特定損害防止事業」といい、その他の損害防止事業を「一般損害防止事業」という。

(2) 特定損害防止事業の対象疾病及び対象家畜

特定損害防止事業の対象とする特定の疾病及び対象家畜は、次のとおりである。ただし、事故除外をした家畜は当該除外した事故については対象としない。

対 象 疾 病	対 象 家 畜
外傷性第二胃横隔膜炎その他の胃内の金属異物による疾病（以下「金属異物性疾患」という。）	牛
寄生虫を原因とする腸炎（以下「寄生虫性腸炎」という。）	牛（子牛に限る）
子宮内膜炎その他の繁殖障害の原因となる生殖器の疾病（以下「繁殖障害」という。）	乳牛の雌、肉用牛（乳牛の雌及び種雄牛以外の牛）の雌及び種豚の雌
運動器疾患（骨疾患、運動器の腫瘍を除く）	乳牛、肉用牛
乳房炎	乳牛
周産期疾患（第四胃変位、乳熱、ダウンナー症候群及びケトン症に限る。）	乳牛
尿石症	肉用牛

注：子牛とは、出生後第5月の月の末日を経過しない牛をいう。

(3) 特定損害防止事業の費用負担区分

国庫は、特定損害防止事業のため連合会及び特定組合の負担する費用の60/100に相当する金額を連合会及び特定組合に対して交付する。残額に相当する金額は、連合会及び特定組合において負担する。

連合会及び特定組合の負担部分の財源は、次による。

- ア 特別積立金の取り崩し
- イ 組合等（特定組合においては、組合員）に対する賦課金
- ウ 都道府県又は市町村の補助金
- エ 他の団体の助成金
- オ 業務勘定からの繰入れ

なお、連合会及び特定組合はこの事業のため賦課金を増徴することをできるだけ避けるよう事務費の節約に努めるものとする。

(4) 経営局長の行う特定損害防止事業の基準の指示

経営局長は、毎年度、特定損害防止事業に関し、連合会及び特定組合に対して次の事項についての基準を示す。

- ア 対象疾病の種類
- イ 処置につき負担する費用
- ウ その他実施上必要な事項

(5) 都道府県の事業計画立案及び実施についての指導

都道府県は、共済事業及び家畜行政の指導監督の立場から、連合会及び特定組合が立案する法第150条の3の規定に基づく事業計画の立案及び実施について、次の事項に関し助言等を行うことができるものとする。

- ア 実施地域、対象疾病、処置の内容、実施時期、対象頭数等の計画
- イ 他の家畜衛生関係の事業計画との調整
- ウ 事業実施に必要な施設、器具機械、医薬品等の準備及び実施の技術的方法
- エ 対象家畜（疾病潜在家畜）の把握方法
- オ 実施後の診療方法と飼養管理の改善
- カ 他の家畜衛生施設との連絡通報
- キ その他実施上必要な事項

(6) 連合会及び特定組合の事業計画と特定損害防止事業の指示

連合会及び特定組合は、経営局長の示す基準に基づいて、一般損害防止事業との調整を図り、都道府県の助言等も考慮した上で事業計画を立案し、農林水産大臣の承認を受けた後、組合等及び組合員に指示をする。（様式1-1及び1-2）

連合会は、事業計画の立案に当たっては、実施組合等と連携を図りつつ、実施組合等ごとの当該区域内の対象疾病の発生の推移、当該事業の重点事項及び実施体制を十分に勘案する。

また、特定組合は、組合内の地域ごとの対象疾病の発生状況等を十分に勘案して、事業計画を立案することとする。

計画書に記載する事項は、次のとおりとする。（様式2）

- ア 疾病ごとの処置の内容
- イ 家畜の種類ごとの頭数
- ウ 処置につき負担する費用
- エ その他実施上必要な事項

検査・処置に必要な医薬品などの費用（直接費）、検査・処置に携わる獣医師の診療技術料（技術料）は、原則として事業実施年度に適用される家畜共済診療点数表（昭和30年10月1日農林省告示第788号）に基づき、算定することとする。また、家畜共済診療点数表に収載のない医薬品等の費用及び診療技術料として認められるものは、以下のとおりとする。

種 別	B 種	A 種	備 考
は行検査	100	7	は行検査のために獣医師が行う稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般診療をいう。理化学的検査及び顕微鏡的検査は含まない。
超音波検査 11頭以上の場合	50	17	11頭以上の集団検診の場合の繁殖障害を対象とした検査について、11頭目以降はこの点数を適用する。10頭目まではB種250点、A種85点とする。
指導書 5頭以上の場合	*	*	飼養管理・消毒プログラムの作成・指示を行つた場合（消毒を行つた場合も含む。）は、この点数を適用する。 この点数は、B種100点、A種5点を上限として、連合会等が事業計画においてあらかじめ定めるものとする。 なお、5頭以上の集団検診の場合、5頭目以降の指導について、この点数を適用し、4頭まではB種100点、A種5点とする。

品 名	規 格 ・ 単 位	薬 価（円）	備 考
金属異物性疾患用 磁石	長さ8cm外径1.2cm 長さ5cm外径1.0cm	830.00 460.00	

なお、連合会及び特定組合は、家畜の種類、疾病の種類及び処置の内容を変更して計画を見直した結果、事業費が30%を超えて下回る場合は、農林水産大臣の承認を受けるに当たつて、その理由（家畜衛生事情、特定疾病の発生状況、加入頭数、危険率、前年度の事業実績等）を付して承認申請をすること。

（7）特定損害防止事業の分担

連合会の指示に基づいて組合等が特定損害防止事業を行つたときは、経費の全額が連合会から組合等に交付される。

組合等が自ら特定損害防止事業を実施するのは原則として組合等が診療所を設置している場合とし、それ以外の場合は、組合等は連合会にその実施を委託して、連合会が実施するものとする。（様式3-1、3-2）

組合等及び連合会は囑託獣医師、指定獣医師等と委託契約を締結する等により雇い入れて事業の円滑な実施を図るものとする。

（8）特定損害防止事業の実施方法等

損害防止の指示を受けた組合等（連合会が組合等の委託を受けて実施する場合は連合会。以下「実施主体」という。）は、その指示に基づいて事業を実施する。

実施主体は事業の進捗状況の把握に努めるものとし、特に、組合等の委託を受け事業を実施する連合会が家畜診療所を有しない場合には、連合会は必要に応じ現地において事業に立ち会うことにより適切な事業運営を指導することとする。

また、事業の実施を連合会に委託した組合等は、事業が円滑に実施されるよう連合会に協力するものとする。

ア 実施計画の立案

実施主体は、地区別、組合員等別、畜種別、特定疾病別及び獣医師別の巡回日程表を記載した実施計画を作成し、これを当該獣医師及び組合員等に示して事業の円

滑な実施を図ることとする。

イ 実施方法

実施方法は次の通りとする。

(ア) 地域の実態などを踏まえた、獣医師による集団検診の方法によつて行う。

(イ) 組合員等の申告(未発情、発情異常、不受胎、異常乳等)、獣医師の通知(飼養形態、飼養管理技術水準、病傷事故の発生状況等)、家畜人工授精師の通知(不受胎、低受胎、発情異常等)、家畜衛生関係の指導組織からの連絡等によつて対象とすべき家畜を把握し、費用対効果を考慮しつつ効率的に実施する。

特定地域の加入頭数の全数を対象とするような方法では疾病潜在家畜を平均的にしか補足し得ないから、効率が悪く不相当である。

(ウ) 同一疾病について同一の家畜に行つた損害防止に伴う検査等については、検査回数の制限は設けず損害防止事業の対象とするが、応急処置の回数は1回とする。また、検査及び応急処置の内容については、原則として、家畜共済診療点数表及び薬価基準表に記載されているものに限ることとする。なお、薬治については、1回の指示によるものを応急処置1回とする。

(エ) 検査及び処置内容の整理を行い、組合員に対する事後の指導を行う。なお、損害防止を図る観点から、検査を実施した家畜以外に農家の飼養する他の家畜についても群単位で指導を行う必要があると判断される場合は、指導の対象となる家畜を指示書に記載することにより、指導することとする。

(オ) 連合会は、事業を実施した獣医師の、当該事業に係る診療記録簿(以下「カルテ」という。)の写しと組合員等が保管する診療種別等通知書を突合し、診療の事実を確認すること。

なお、家畜診療所が実施した検査及び処置については、当該確認を行う必要はない。

連合会は、不適正なカルテを発見した場合には、組合等とともに獣医師に対する面接を行い、指導し、組合等とともに組合員等に対する任意の調査を行う。

(9) 特定損害防止事業の経費

ア 特定損害防止事業に係る対象経費は、検査・処置に要した医薬品等の費用(直接費)、検査・処置に要した獣医師の技術料(技術料)、賃借料、燃料費、事務費、職員旅費交通費及び一般旅費とする。

イ 実施主体は、アの経費の経理処理につき帳簿、証拠書類等を整備及び保管(事業終了翌年度から起算して最低5年間)するとともに、次により適正な処理を図るものとする。

(ア) 委託獣医師及び臨時雇用者への経費の支払いに当たっては、実施主体が、本人に預金口座を確認の上、当該事業に係るカルテの写しにより支払額を確定し、事業の終了後又は実施内容を確認後、速やかに支払うとともに、振込通知書により本人に支払つたことを通知する。

(イ) 実施主体は、農業共済団体等家畜診療所運営規則の定めるところにより医薬品の受払簿を備え、在庫の適切な管理に努める。

(10) 検査、処置内容等の記録及び指導

検査を実施するに当たり、組合員等に対し事前に特定損害防止事業の実施を通知しておく。検査、処置内容等については、獣医師がカルテに記載する。なお、カルテは、電子媒体を使用し保存することも可能とする。

特定損害防止事業実施後も指導を引き続き行えるよう、実施主体は、カルテの写しを事業終了後の翌年度から起算して最低5年間は保存して共済事故発生時又は継続時

に利用する。

実施主体は、検査、処置内容等を集計分析して資料を作成し、季節に応じて講習・講話会に活用するとともに、印刷物を通じて指導に活用する。

(1 1) 損害防止事業の報告

ア 特定損害防止事業

連合会会長（特定組合にあつては組合長）は、「家畜共済損害防止事業交付金交付要綱」（昭和42年8月7日付42農経B第2204号農林事務次官依命通知）第6で定める「家畜共済損害防止事業交付金実績報告書」を、事業完了の日から起算して、1か月又は交付金交付決定年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに農林水産大臣に提出することとする。また、費用対効果については、費用対効果報告書（様式4）にとりまとめ、交付金決定年度の翌年度の7月末日までに提出することとする。

実施主体が組合等（特定組合を除く。）の場合は、当該組合等は事業実績書（様式は、「家畜共済損害防止事業交付金実績報告書」の別紙事業成績書（1）及び（2）に準ずる。また、事業成績書作成の基礎となつた家畜共済診療点数表のB点、B-A点の内訳（（8）のアの実施計画、医療品使用実績一覧表及び検査方法一覧表を含む。）を添付する。）を作成し、連合会会長に提出する。

実施主体が連合会の場合は、連合会は組合等ごとの事業実績書を作成し、その写しを当該組合等へ送付する。

イ 一般損害防止事業

連合会及び特定組合は、様式5により毎年度の実績を翌年度6月末までに経営局長及び知事に報告する。

(1 2) 損害防止事業と病傷事故との関係

ア 損害防止事業に係る診察、検査、処置及び指導並びに損害防止事業によつて発見された病傷について、その時に診療を行うことについて緊急性と必要性を有し、かつ、事業本来の目的を逸脱しない範囲内で行われる症候の緩和、疼痛の緩解、原因の除去等のための応急処置は損害防止事業として取り扱う。

イ 損害防止事業後に治療を要するものについて治療が行われたときは、病傷事故として取り扱う。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているか病傷の兆候が現れていて、放置すると症状が悪化して死傷事故が発生するおそれがあるため治療が必要と認められる場合とする。

ウ 待期間中の家畜に対しては、特定損害防止事業による検査については可能とするが、応急処置は行わないものとする。

(様式1-1)

特定損害防止事業の指示について

番 号
平成 年 月 日

農業共済組合長 殿
(市町村長)

農業共済組合連合会会長理事 印

農業災害補償法第132条において準用する法第95条の規定に基づき、 年度において下記により家畜の損害防止の処置をすべきことを指示する。

なお、この処置のため必要とする費用は、当連合会において負担する。

記

(1) 実施頭数

対象家畜	乳 牛						肉 用 牛					豚	計
	繁殖障害	周産期疾患	乳房炎	金属異物性疾患	運動器疾患	寄生虫性腸炎	繁殖障害	尿石症	金属異物性疾患	運動器疾患	寄生虫性腸炎		
頭数	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

(2) 必要とする費用 合計 円
算出基礎

対象家畜	乳 牛						肉 用 牛					豚	計
	繁殖障害	周産期疾患	乳房炎	金属異物性疾患	運動器疾患	寄生虫性腸炎	繁殖障害	尿石症	金属異物性疾患	運動器疾患	寄生虫性腸炎		
単価(A) 診療点数B点													
予定頭数(B)													
金額 (A) × (B)													

(様式1 - 2)

特定損害防止事業の指示について

番 号
平成 年 月 日

殿

農業共済組合長 印

農業災害補償法第 95 条の規定に基づき、 年度において下記により家畜の損害防止の処置をすべきことを指示する。

なお、この処置のため必要とする費用は、当組合において負担する。

記

実施頭数

対象家畜	乳 牛						肉 用 牛					豚	計
	繁殖障害	周産期疾患	乳房炎	金属異物性疾患	運動器疾患	寄生虫性腸炎	繁殖障害	尿石症	金属異物性疾患	運動器疾患	寄生虫性腸炎	繁殖障害	
頭 数	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭

(様式2)

平成 年度家畜共済損害防止事業計画承認申請書

番 年 月 日 号

農林水産大臣 殿

申請者
 県(都道府)農業共済組合連合会会長理事

印

平成 年度において以下により家畜共済損害防止事業を実施したいので農業災害補償法第150条の3第2項の規定に基づき、申請する。

(1) 損害防止の処置の内容と負担する費用 合計 円
 ア 直接費 計 円
 イ 技術料 計 円

区分	乳 牛								肉 用 牛						豚				
	繁 殖 障 害	周 産 期 疾 患	乳 房 炎	金 属 異 物 性 疾 患	運 動 器 疾 患	寄 生 虫 性 腸 炎	計	計	繁 殖 障 害	尿 石 症	金 属 異 物 性 疾 患	運 動 器 疾 患	寄 生 虫 性 腸 炎	計	計	繁 殖 障 害	計		
処置の内容	検 査	処 置 指 導	検 査	処 置 指 導	検 査	処 置 指 導	検 査	処 置 指 導	計	計	検 査	処 置 指 導	検 査	処 置 指 導	検 査	処 置 指 導	計	計	
指示組合 等数																			
予定頭数 (A)																			
直接費 単価(B1)																			
技術料 単価(B2)																			
直接費 (C1)= (A) × (B1)																			
技術料 (C2)= (A) × (B2)																			

ウ 損害防止に必要なその他経費 計 円

職員旅費交通費 円
 一般旅費 円
 燃料費 円
 事務費 円
 賃借料 円

(2) 指導書の診療技術料(5頭以上) 円

(3) 費用対効果分析に用いるその他の経済効果

- ア 対象の家畜
- イ 対象の疾病
- ウ その他の経済効果
- エ その他の経済効果の計測方法

- (注1) (1) 損害防止の処置の内容と負担する費用について
直接費、技術料については、事業実施年度に適用される家畜共済診療点数表(昭和30年10月1日農林省告示第788号)及び(6)に定める表に基づき算定した内訳、損害防止に必要なその他経費は各費用ごとの積算の内訳を添付すること。
- (注2) (2) 指導書の診療技術料(5頭以上)について
算定した診療技術料の積算資料を添付すること。
- (注3) (3) 費用対効果分析に用いるその他の経済効果について
その他の経済効果を示す参考文献があれば添付すること。

(様式作成上の注意)

特定組合については、次のように読み替えて作成するものとする。

- ア 申請者について
県(都道府)農業共済組合長とする。
- イ 別紙 事業計画書について
「(1)指示する損害防止の処置の内容と費用」の表中、「指示組合等数」を「指示組合員数」とする。

(様式3-1) 特定損害防止事業の実施委託(例)

特定損害防止事業の実施委託について

第 号
平成 年 月 日

農業共済組合連合会会長 殿

農業共済組合長
(市町村長)

月 日付け第 号をもつて指示された 年度における家畜の損害防止の
処置全部または一部(の疾病にかかる指示に限る)の実施方を貴会に委託したいので、申込みま
す。

当組合の支払うべき委託費は下記のとおりとし、貴会から受けるべき家畜共済損害防止事業負担金をも
つてあてるものとします。

(注1) 損害防止の処置の一部を委託する場合は、「全部」を削除し、委託する疾病名を記載するこ
と。

(注2) 市町村で家畜共済損害防止事業負担金をもつて委託費にあてることができない場合には「下
記のとおりとし、貴会から受けるべき家畜共済損害防止事業負担金をもつてあてるものとしま
す。」を「下記のとおりとします。」とする。

記

(記以下は、「特定損害防止事業の指示について」の記(2)と同じ。)

(様式3-2) 特定損害防止事業の実施受託(例)

特定損害防止事業の実施受託について

第 号
平成 年 月 日

農業共済組合長 殿
(市長村長)

農業共済組合連合会会長理事

月 日付け第 号をもつて委託の申込みのあつた 年度における家畜の
損害防止の処置(月 日付け第 号)の全部または一部(の疾病にかかる指示に
限る)の実施を受託することにしたので、通知します。

(様式4)

家畜共済損害防止事業実施報告書(費用対効果分析に関する事項)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者
県(都道府)農業共済組合連合会長理事 印

年度において管下農業共済組合連合会及び組合等が実施した家畜共済損害防止事業について、下記のとおり報告する。

費用対効果分析表

畜種	対象疾病	総頭数	対象頭数	費用					効果				費用対効果(B/C)	
				検査	応急措置	指導	その他	合計(C)	病傷事故削減	死廃事故削減	その他	合計(B)		
乳牛	金属異物性疾患													
	繁殖障害													
	乳房炎													
	周産期疾患													
	運動器疾患													
	寄生虫性腸炎													
	計													
肉用牛	金属異物性疾患													
	繁殖障害													
	尿石症													
	運動器疾患													
	寄生虫性腸炎													
	計													
豚	繁殖障害													
	総合計													

(費用対効果分析表作成上の注意)

(1) 費用は以下の計算により求める

費用 = 対象家畜(又は家畜群)に対する診療点数表に基づく検査費 + 診療点数表に基づく医薬品費 + その他の直接費

(2) 効果は以下の計算により求める。なお、その他の経済効果は事業計画の中であらかじめ定め、承認を受ける必要がある。

効果 = 対象家畜群の頭数 × 1頭当たり病傷事故削減効果 注1 + 1頭当たり死廃事故削減効果 注2 + 1頭当たりその他の経済効果

(3) 費用対効果分析表は特損事業を実施した農家単位で作成し、それを事業主体別に集計すること。報告は事業主体の集計表に限る。

(注1) 1頭当たり病傷事故削減効果

対象家畜群の事業実施前年1年間の病傷事故共済金の1頭当たり平均 - 事業実施年1年間の病傷事故共済金の1頭当たり平均

(注2) 1頭当たり死廃事故削減効果

対象家畜群の事業実施前年1年間の死廃事故共済金の1頭当たり平均 - 事業実施年1年間の死廃事故共済金の1頭当たり平均

(注3) 1頭当たりその他の経済効果

病傷事故削減、死廃事故削減以外の効果で、分娩間隔の短縮、衛生費の削減、乳量の増加等が想定される。

(様式5)

家畜共済一般損害防止事業実施報告書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿
(知事)

(都道府) 農業共済組合連合会会長理事

印

年度において管下農業共済組合連合会及び組合等が実施した家畜共済一般損害防止事業について下記のとおり報告する。

記

1 農業共済組合連合会実施分

経費概算 円

内訳

家畜の種類		事 項 別					経費概算
		健 康 検 査	予防衛生 措 置	講習会、 講話会等	飼養管理 指 導	その他	
乳牛	実施頭(回)数	頭	頭	回	頭(戸)		円
	重点事項						
肉牛	実施頭(回)数						
	重点事項						
馬	実施頭(回)数						
	重点事項						
豚	実施頭(回)数						
	重点事項						
計	実施頭(回)数						

2 組合等実施分

経費概算 円

内訳

家畜の種類		事 項 別					経費概算
		健 康 検 査	予防衛生 措 置	講習会、 講話会等	飼養管理 指 導	その他	
乳牛	実施頭(回)数	頭	頭	回	頭(戸)		円
	重点事項						
	実施組合等数						
肉牛	実施頭(回)数						
	重点事項						
	実施組合等数						
馬	実施頭(回)数						
	重点事項						
	実施組合等数						
豚	実施頭(回)数						
	重点事項						
	実施組合等数						
計	実施頭(回)数						
	実施組合等数						

3 経費の負担区分

負担区分	概 算 額		備 考
	連合会実施分	組合等実施分	
実施団体			
県（都道府）補助金			
市町村補助金			
連合会補助金			
農協等他団体からの助成金			
その他			
計			

- (注) 1 重点事項は簡潔に記入すること。
 2 飼養管理指導を農家単位で行った場合は、戸数で記入すること。
 3 実施組合等数は各対象家畜、実施事項ごとに組合等数を記入すること。
 ただし、計の実施組合等数は、実施事項等の実数を記入すること。
 4 豚は種豚と肉豚の計とすること。
 5 連合会と組合等が共同して行った場合は、分割してそれぞれ記入すること。
 6 連合会が組合等に対して補助を行った場合は、連合会実施分には記入すること。
 7 特定損害防止事業分は記入しないこと。

(様式作成上の注意)

特定組合については、次のように変更する。

ア 申請者について

県（都道府）農業共済組合長とする。

イ 送付文について

「管下農業共済組合連合会及び組合等が」を削除する。

ウ 記について

(ア) 「1 農業共済組合実施分」を「1 事業実施結果」とし、「2 組合等実施分」は内訳の表も含めて削除する。

(イ) 「3 経費の負担区分」の表は「2 経費の負担区分」とし、「負担区分」の「連合会補助金」欄は削除し、「概算額」の「連合会実施分」と「組合等実施分」の区分はなくし、1欄とする。

18 家畜診療所（法第96条の2・第117条・第126条・第132条）

家畜共済制度の発足と同時に設置が奨励された家畜診療所は、共済家畜の診療及び損害防止はもとより家畜共済事業の推進にも大きな役割を果たしてきたが、一般の家畜衛生及び飼養管理の指導面においても農家に密着した畜産施設として高く評価されるに至っている。

しかしながら、近年、家畜分布の変化、多頭飼養化の進行等家畜事情が変化する一方、経済事情や共済制度をとりまく諸条件も変化しつつあるので、短期的な収支や従来の経緯のみにとらわれることなく、現状の分析によつて当面の問題点を吟味し、創意と努力によつて運営の改善を図り、長期的な展望をもつて計画的に経営基盤を整えていく必要がある。

（1）目的及び設置

診療所は、診療給付、共済家畜の損害防止等を行い、もつて組合員等の負担の軽減と受益の増進を図ることを目的とする。

診療所は、農業共済団体等が總會（総代会）又は議会の承認を経て設置する。

2以上の農業共済組合が共同して診療所を設置することもできるが、この場合は、運営を担当する農業共済組合は、財産の帰属、出費及び費用の負担関係を別に定めておくことが必要である。

知事は、診療所の設置、移転、廃止等に当たつては、必要に応じて農業共済保険審査会の意見を聞いて指導する。

（2）業務

診療所の行う業務は、次のとおりとする。

- ア 共済家畜の診療
- イ 損害防止
- ウ 引受検査及び評価
- エ 家畜共済の普及及び加入の推進
- オ 畜産諸施策に対する協力
- カ その他目的達成のため必要とする業務

診療所は、診療の求めに応じて診療の給付を行い、損害防止事業の実施の中心となることはもとより、家畜衛生、飼養管理等についても積極的に指導することが望ましい。

（3）規模

診療所は、自立安定経営を図るものとし、診療区域内の保険関係は原則として「口」の保険関係とする。

診療所の経営は、その人員及び施設と診療区域内の加入頭数ないし診療頭数とが均衡することが必要であるが、1人の獣医師が診療のため完全に稼働するためには、平均的には年間新患畜頭数600頭以上及び肉用牛換算加入頭数1,500頭以上の頭数が必要である。

診療の季節的な繁閑については、診療業務以外の業務を計画的に織り込むことによつて事業量の平均化を図ることが必要である。

（注）肉用牛1に対し、乳用牛3、馬3及び種豚1の指数を用いて、牛、馬及び種豚の頭数を肉用牛頭数に換算する。

（4）職員

家畜の診療を担当する獣医師は2名以上、可能なれば事務職員を併せて配置し、専門化、分担、協力等によつて診療能率の向上と勤務の適正化を図ることが望ましい。

診療所職員の人件費は、少なくともその大部分は共済掛金乙によつて賄われること

が望ましい。

獣医師については同種同類の職種相当の待遇を図ることが必要である。

(5) 施設

器具機械の整備、更新、保存等に努めるとともに、診療用車両の充実を図り、診療の集団的实施及び損防事業その他の事業の計画的実施によつて業務の能率の向上を図る必要がある。

(6) 診療費

加入家畜の共済事故に係る診療費の算定は、点数制による。なお、初診料については適正な額をあらかじめ定めておく必要がある。

非加入家畜の診療費及び加入家畜の事故外の診療費の算定は点数制によるを要しない。

(7) 収支

ア 診療所が共済家畜を診療したときは、共済金等を支払つたものとみなされているので、このような診療行為に関する経理は、家畜共済に関する勘定で処理することとなる。しかし、診療所の土地、建物及び構築物については、一般的な資産として業務の執行に要する経費に関する勘定で処理することとしている。また、診療行為に必要な人員機材等を使用して損害防止等を行つた場合で、診療以外に要した費用を区分することが困難な場合は、それらの費用も含めて家畜勘定で処理することとなる。

イ 診療所の収支は毎年度均衡することが望ましい。このため、診療所規模の適正化、加入頭数の増加、共済金額の増額、損防事業の積極化、医療品の節減、共済掛金率乙の適正化等を図るほか、診療業務以外の業務を計画化してその収入を図る等の措置が必要である。

収支の均衡がとれないため存続が困難である場合には、統廃合による合理化を図ることが必要である。

ウ 診療所の収支を均衡させるためには、診療所の業務の内容ごとに、原則として経費に見合う財源が必要となるので、次に業務別の収支の内容を、保険関係が「口」であることを前提として記載する。

(ア) 診療

(a) 共済事故

医薬品費、医療用消耗品費、医療用器具機械及び往診用車両の修理費及び償却費並びに往診用車両の燃料費又は往診時の乗車船賃(以下「直接費」という。)の財源は、保険金相当額及びこれに対応する組合等の責任保留分に係る病傷事故診療収入である。このほか、初診料及び共済金給付限度額超過分に係る病傷事故診療収入にも含まれている。

人件費等の、直接費以外の診療費(通常「間接費」という。)の財源は、共済掛金乙相当額であり、このほか、初診料及び共済金給付限度額超過分にも含まれている。

(b) 共済事故外

妊娠鑑定等の疾病傷害以外の診療や家畜共済の加入していない家畜の診療に係る費用の財源は、病傷事故外診療収入である。

(イ) 損害防止

診療所の人員及び器材を使用して損害防止を行つた場合、それに要した人件費、燃料費等で、他と区分して経理することが通常困難なものについては、損害防止業務に対応する部分を業務勘定から受け入れる。

また、修理費及び旅費で、経理上区分し難い場合も同様とする。

(ウ) 家畜共済一般業務

診療所の人員及び器材を使用して家畜共済の普及及び加入の推進、引受検査及び評価、事故確認及び審査等の家畜共済一般業務を実施した場合、それに要した人件費、燃料費等で、他と区分して経理することが通常困難なものについては、家畜共済一般業務に対応する部分を業務勘定から受け入れる。また、修理費及び旅費で、経理上区分し難い場合も同様とする。

(エ) 畜産諸施策への協力

防疫、生産振興等の畜産諸施策に、診療所の人員及び器材を使用して協力した場合は、行政庁等からの補助金、業務勘定からの受け入れ等を財源とする。

(8) 他機関との協調

診療所は、畜産・衛生関係の施設及び団体との連絡協調に努め、その地域における畜産振興のセンターとしての役割りの一端を担うこととする。

(9) その他

診療所の運営に関する細部は、別に定める運営規則により行うものとする。

農業共済団体等家畜診療所運営規則（例）

1 総則

（目的）

第1条 この連合会（組合、市町村）は、保険規程（共済規定、条例）第 条の規定により設置した家畜診療所（以下「診療所」という。）の適正な運営を図るため、この規則を定める。

（備考）共同診療所の場合には、次の例により規定すること。

第1条 この組合は、共済規程第 条の規定により 農業協同組合、 農業共済組合及び 農業共済組合（以下「関係組合」という。）と共同して設置した家畜診療所（以下「診療所」という。）の適正な運営を図るため、この規則を定める。

（名称、所在地及び主な事業区域）

第2条 診療所の名称、所在地及び主な事業区域は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地	主 な 事 業 区 域

（備考）共同診療所の場合には、次の1項を加えること。

2 診療所に係る事務は、 農業共済組合（以下「担当組合」という。）において行う。

（職員の構成）

第3条 診療所に次の職員を置く。

所長 1名

所員 名

2 所長は、診療所の業務を統括する。

3 所員は、所長を補佐して業務を実施する。

（備考）共同診療所の場合には、次の1項を加えること。

4 診療所の職員は、 農業共済組合の職員とする。

2 業務

（業務の内容）

第4条 診療所は、次の業務を行う。

- （1）共済家畜の診療
- （2）共済家畜に係る飼養管理の指導
- （3）損害防止（一般損害防止及び特定損害防止）
- （4）引受検査及び評価
- （5）家畜共済の普及及び加入の推進
- （6）畜産諸施策に対する協力
- （7）その他目的達成のために必要とする業務

（業務の計画）

第5条 所長は、前条の業務の実施のため毎年度、事業計画に基づき細部の実施計画を作成して連合会会長（組合長、市町村長）に提出するものとする。

3 診療費

(診療費の計算)

第6条 共済事故に係る診療費は、農林水産大臣が定める点数及び1点の価額によつて計算する。ただし、初診料は 円とする。

2 共済事故外の診療費、非加入家畜の診療費等にあつては別表に定めるところによる。

(徴収すべき診療費)

第7条 初診料、病傷共済金の累計が年間病傷給付限度額に達した後の診療費、共済事故外の診療費及び非加入家畜の診療費は、診療費等請求書により徴収するものとする。

4 診療所の行う事務

(事故発生通知の受付等)

第8条 事故発生通知、往診依頼の受付等は、原則として所長が一元的に管理する。また、獣医及び家畜人工授精師等(以下「獣医職員等」という。)が直接、診療等の依頼を受けた場合は、原則としてこのことを電話等により速やかに職員(獣医職員等を除く。)に連絡する。

(加入証兼内容通知書の取扱い)

第9条 共済家畜の診療を行うに当たつては、加入証兼内容通知書の提示を求め、その確認を行う。

(診療の通知等)

第10条 獣医師が診療(病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。)を行つた場合は、診療種別等通知書を2部作成し、副本を診療所で保管するとともに正本を組合員等に交付する。

2 診療所は、疾病又は傷害が転帰したときは、次の書類を当該組合員(家畜共済加入者)の所属する組合(市町村)に提出する。

(1) 病傷事故にあつては診療通知書

(2) 死産事故にあつては死産事故診断書又は検案書

3 獣医師職員等が病傷事故外診療等(家畜共済に加入していない家畜の診療、妊娠鑑定等の疾病傷害以外の診療、人工授精、受精卵移植、削蹄等をいう。以下同じ。)を行つた場合は、病傷事故外診療等の都度、病傷事故外診療等の内容及び料金を記した3部構成の複写式の病傷事故外診療費等通知書を作成し、正本を農家(組合員等を含む。以下同じ。)に交付し、副本を農業共済団体等経理担当部署(以下「経理部署」という。)及び診療所に保存する。

(備考)

(1) 連合会診療所にあつては、第1項第1号中「診療通知書」を「保険金支払通知書」に改め、第1項中「組合(市町村)」の次に「及びこの連合会」を加え、第2項中「組合(市町村)」を「この連合会」と改めること。

(2) 共同診療所にあつては、「組合(市町村)」の次に「及び担当組合」を加えること。

(医療品等の取扱い)

第11条 医療品等(医薬品及び医療用消耗品をいう。以下同じ。)は、医療品受払簿によりその受払いを明確にする。

2 医療器具機械は、医療器具機械台帳により保管を厳重にする。

3 医療品については、毎月の使用量を医療品使用量報告書により翌月10日までに連合会会長(組合長、市町村長、担当組合長)に報告する。

(医療品等の調達)

第12条 医療品等の交付を受けようとするときは、医療品等需要申請書を連合会会長(組合長、市町村長、担当組合長)に提出する。

2 緊急必要の場合には、その必要量を現地において購入するものとする。この場合には、速やかに緊急購入報告書を連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に提出する。

（需要申請）

第13条 医療品等の購入申請は、次の区分によつて行う。

（1）定期申請

月ごとに必要量を当該期間の始まる15日前までに申請する。

（2）臨時申請

急を要するときは、その都度申請する。

（医療品等の処分）

第14条 医療品等を紛失又は破損した場合には、速やかに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告し、指示又は承認を受けるものとする。

2 医療品等を廃棄又は移管しようとするときは、医療器具機械にあつてはその都度、医療品にあつては購入価格が10,000円以上の場合に限り、連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）の承認を得るものとする。

（診療用車両の使用等）

第15条 診療に用いる車両の使用及び管理については、別に定めるところによる。

（現金の収入）

第16条 農家から徴収する病傷事故外診療等に係る料金及び初診料（以下「病傷事故外診療等料金」という。）については、原則として、現金による受領は行わない。

（備考）

地域における金融機関の設置状況、金融手数料等地域の事情により、現金受領を行わざるを得ない場合にあつては、理事会等に諮つた上で限定的に行うこと。

（現金収入の報告）

第17条 獣医師等がやむを得ず現金により病傷事故外診療費等料金を受領する場合には、獣医師職員等は、あらかじめ通し番号を付した複写式の病傷事故外診療費等領収書（農家保管用（正本）、経理部署保管用（副本）、診療所保管用（副本）の3部構成）を農家に交付する。獣医師等は、受領した病傷事故外診療費等料金を受領日の翌日までに、経理部署に持参するか又は経理部署の口座に振り込む。

（現金の支出）

第18条 診療所において支出する現金は、原則として電話料、郵便料、水道光熱費、医療品等緊急購入費及び雑費に限るものとする。

（現金支出の報告）

第19条 診療所は、毎月使用した費用の報告書に証拠書類を添えて翌月5日までに連合会会長（組合長、市町村長、担当組合長）に報告する。

5 経理

（診療所の経理）

第20条 診療所の経理は連合会（組合、市町村、担当組合）において処理する。

6 帳簿等

（備付け帳簿）

第21条 診療所に備え付けるべき帳簿は、次のとおりとする。

規程類綴

医療器具機械台帳

診療費請求書綴（写し）

医療品受払簿

小払用現金出納簿
保険金支払通知書（写し）
病傷事故診療通知書
事故外診療通知書
医療品等購入申請書綴（写し）
医療品等送品書綴
報告書綴
往復文書綴
業務日誌
診療簿
検案簿
診断書（検案書）

7 コンプライアンス態勢

（管理職員による内部点検）

- 第22条 所長等、獣医師を管理する職員（以下「管理職員」という。）は、毎月、医薬品・医療品・精液等（以下「医薬品等」という。）の棚卸を実施し、医薬品等の前回と今回の棚卸時の在庫数、医薬品等の受払簿による使用実績や廃棄処分数、診療簿、病傷事故外診療等による使用実績を突合し、医薬品等の使途不明がないかを確認する。
- 2 管理職員は、毎日、獣医師職員等に業務日誌を記録させるとともに、毎月、業務日誌と診療簿、診療種別等通知書（副本）、病傷事故外診療等通知書（副本）、診療車両の運行記録との突合を行う等により、獣医師職員等の業務内容と往診距離との整合等を把握するものとする。また、適切な業務報告が行われていない場合は、獣医師等に対し、適切な報告を行うよう指示をする。
- 3 管理職員は、年に2回、農家に対し、病傷事故外診療等料金の現金支払の有無等について聴取調査を行うとともに、農家が保管している診療種別等通知書（正本）及び病傷事故外診療等通知書（正本）と家畜診療所で保管する診療種別等通知書（副本）及び病傷事故外診療等通知書（副本）を突合する。
- 4 管理職員は、獣医師職員等が行った診療等に関し、不祥事件が発生した場合又は不祥事件の発生が疑われる場合には、直ちに参事へ報告する。

19 嘱託及び指定獣医師の設置

家畜共済について診療の適正・円滑を図り、もつて家畜共済事業の運営の公正と安定とに資することを目的として、嘱託及び指定獣医師を設置する。

なお、嘱託及び指定制については、次の事項を留意のうえ適正な運用に努めるものとする。

- (1) 組合等及び連合会は、申請者について、都道府県獣医師会長の意見を聴いて嘱託又は指定獣医師契約締結の適否を公正に判断する。解約をする場合もまた同様とする。
ただし、契約期間終了後、引き続き契約を締結する場合は、この限りではない。
- (2) 組合等及び連合会は家畜共済の普及、引受検査、損害防止、事故の確認等に当たっては、嘱託及び指定獣医師の協力を得て事業の推進安定を図るものとし、その計画及び必要経費の予算化に努めるものとする。
- (3) 指定獣医師の診療を受けた場合においても、これによつて組合員等は病傷事故に係る通知義務を免れるものではないから、組合等は組合員等に対して自ら通知させるか、又は当該指定獣医師に依頼して通知させなければならない。
- (4) 指定獣医師契約は、指定獣医師に係る診療費を規制するものではない。
- (5) 嘱託獣医師

ア 契約手続

組合等又は連合会が嘱託契約を締結する場合は、特定組合にあつては組合長が、特定組合以外の組合等にあつては連合会と協議の上団体等を選定し、その長との間に当該契約を締結するものとする。

イ 契約の相手方

契約の相手方は、「口」の保険関係に係る地域に診療施設を有するものとする。契約した相手方に所属する獣医師を嘱託獣医師という。嘱託獣医師は、組合等又は連合会の診療施設に代わつて共済事故に係る診療を行う。

ウ 標識及び公告（公示）

組合等又は連合会は所定の標識を交付し、嘱託獣医師はこれを掲示する。組合等又は連合会は、嘱託獣医師に係る事項を公告（公示）する。

エ 嘱託獣医費

組合等又は連合会は、契約の相手方に対し一定期間ごとに嘱託獣医費を支払うものとする。嘱託獣医費は、嘱託獣医師の診療地帯に係る共済掛金乙の範囲内とし、その額及び支払方法は契約の当事者の協議による。

オ 嘱託診療費

「口」の保険金に共済金額の保険金額に対する割合を乗じて得た額に相当する額（又は保険金に相当する額）とし、組合等及び連合会が契約の相手方に対して支払う。

カ 初診料及び限度額超過分の額

加入家畜に係る初診料は、 円とする。

限度額超過分は、1点の価額にB種点数（又はその範囲内において契約の当事者が協議して定めた点数）を乗じて得た額から共済金に相当する額を差し引いて得た額とする。

キ 初診料及び限度額超過分の徴収

嘱託獣医師が組合員等から徴収するのを原則とする。

ク 必要事務

嘱託獣医師は、次の事務を行う。

- (ア) 組合等に代わつて組合員等の行う事故発生通知を受理する。

- (イ) 組合等に対して遅滞なく事故発生の通知をする。
 - (ウ) 業務日誌（往診順番ごとに組合員等名及び診療頭数を記入）を整備する。
 - (エ) 所定の診療簿に記載する。
 - (オ) 組合員等の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行つた場合は、診療種別等通知書を、診療の都度、組合員等に交付する。
 - (カ) 所定の診断書又は診療通知書（保険金支払通知書）を所定の期日までに組合等（連合会）に提出する。
- ケ 簿冊の備付
嘱託獣医師は、診療簿、医薬品納品書綴及びその他組合等が求める書類を備える。
- コ 調査への協力
嘱託獣医師は、組合等又は連合会が家畜共済損害認定準則に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。
- サ 必要事項の指示
組合等及び連合会は、嘱託獣医師に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、共済規程、保険規程、条例及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。
- シ 嘱託診療費等の削減
クの（イ）又はクの（カ）の事務を行わなかつたときは、組合等又は連合会は、嘱託診療費又は嘱託獣医費の一部について支払の責めを免れることができる。
- ス 有効期間
契約を締結した日から1年又は1年未満の期間とする。
- セ 解約
嘱託契約は、次の場合に解約されるものとする。
- (ア) 契約の相手方が解約を申し出たとき。
 - (イ) 組合等又は連合会が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。
 - 嘱託獣医師がこの契約に違反した場合
 - 嘱託獣医師の行為が獣医師法第8条第2項の適用を受けた場合及び同法第29条に該当した場合
 - 嘱託獣医師が組合等又は連合会の指示に従わなかつた場合
 - 嘱託獣医師が正当な理由なく、面接による指導又は特定損害防止事業実施に係る協力依頼を拒否した場合
 - 嘱託獣医師の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合（診療内容に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき、度重なる指導によつても診療内容に改善が見られないとき等）。
- ソ 解約後の再契約
セの（イ）の解約（セの（イ）のいずれかの項目が該当する場合において、セの（ア）による解約を含む。）をした場合にあつては、原則として解約から5年間は当該獣医師と嘱託契約を締結しないこと。ただし、解約に至つた事案の内容等を総合的に勘案し、地域獣医療の確保を図るため特に必要と認められる場合であり、かつ、今後、（イ）の解約理由に規定する違反などをするおそれがないと認められる場合に限り、短縮することができる。
- 嘱託契約の解約又は再契約までの期間を短縮した場合には、その旨を組合等（特定組合を除く。）は都道府県農業災害補償主務課及び連合会に、連合会は農林水産省経営局保険監理官に、特定組合にあつては都道府県農業災害補償主務課及び農林水産省経営局保険監理官に報告すること。

(6) 指定獣医師

ア 契約手続

組合等が指定契約を締結する場合は、指定獣医師申請書（様式 1 号）の提出を求め、特定組合にあつては組合長が、特定組合以外の組合等にあつては連合会と協議の上指定契約委任状（様式 2 号）に基づいて当該連合会の会長を代理人として当該契約を締結するものとする。

イ 契約の相手方

契約の相手方は、原則として診療施設の個人開設者とし、契約した相手方の獣医師を指定獣医師という。

ウ 標識及び公告（公示）

組合等は所定の標識を交付し、指定獣医師はこれを掲示する。組合等及び連合会は、指定獣医師に係る事項を公告（公示）する。

エ 損害額の計算方法

1 点の価額に B 種点数（又はその範囲内において契約の当事者が協議して定めた点数）を乗じた額とする。

オ 共済金の支払方法

組合員等が共済金の受領を指定獣医師に委任したときは、組合等は指定獣医師に対してこれを支払う。

カ 初診料及び限度額超過分の徴収

指定獣医師が組合員等から徴収する。

キ 必要事務

指定獣医師は、次の事務を行う。

（ア）組合員等の依頼を受けたときは、組合等に対して遅滞なく事故発生の通知をする。

（イ）業務日誌（往診順番ごとに組合員等名及び診療頭数を記入）を整備する。

（ウ）所定の診療簿に記載する。

（エ）組合員等の家畜の診療（病傷事故に該当するもの及び特定損害防止事業に関するものに限る。）を行つた場合は、診療種別等通知書を、診療の都度、組合員等に交付する。

（オ）所定の診断書を所定の期日までに組合等に提出する。

ク 簿冊の備付

指定獣医師は、診療簿、医薬品納品書類綴及びその他組合等が求める書類を備える。

ケ 調査への協力

指定獣医師は、組合等又は連合会が家畜共済損害認定準則に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

コ 必要事項の指示

組合等及び連合会は、指定獣医師に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、共済規程、保険規程、条例及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

サ 免責

キの（ア）又はキの（オ）の事務を行わなかつたことによつて当該組合員等が免責されたときは、指定獣医師は、組合員等に対して診療費のうちその免責相当額については請求することができない。

シ 有効期間

契約を締結した日から 1 年又は 1 年未満の期間とする。

ス 解約

指定契約は、次の場合に解約されるものとする。

(ア) 指定獣医師が解約を申し出たとき。

(イ) 組合等が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

指定獣医師がこの契約に違反した場合

指定獣医師の行為が獣医師法第8条第2項の適用を受けた場合及び同法第29条に該当した場合

指定獣医師が組合等又は連合会の指示に従わなかった場合

指定獣医師が正当な理由なく、面接による指導又は特定損害防止事業実施に係る協力依頼を拒否した場合

指定獣医師の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合
具体的には、診療内容に不正又は著しい不当があつたことを疑うに足りる理由があるとき、度重なる指導によつても診療内容に改善が見られないとき等が該当する。

セ 解約後の再契約

スの(イ)の解約(スの(イ)のいずれかの項目が該当する場合において、スの(ア)による解約を含む。)をした場合にあつては、原則として解約から5年間は当該獣医師と指定契約を締結しないこと。ただし、解約に至つた事案の内容等を総合的に勘案し、地域獣医療の確保を図るため特に必要と認められる場合であり、かつ、今後、(イ)の解約理由に規定する違反などをするおそれがないと認められる場合に限り、短縮することができる。

指定契約の解約又は再契約までの期間を短縮した場合には、その旨を組合等(特定組合を除く。)は都道府県農業災害補償主務課及び連合会に、連合会は農林水産省経営局保険監理官に、特定組合にあつては都道府県農業災害補償主務課及び農林水産省経営局保険監理官に報告すること。

(様式1号)

指定獣医師申請書	
平成 年 月 日	
農業共済組合組合長理事 殿	
(市町村長)	
住 所	
診 療 施 設 名	
氏 名	Ⓜ
獣医師登録番号	
貴組合(市町村)の指定獣医師として契約いたしたく申請します。	

(様式2号)

指定契約委任状	
平成 年 月 日	
農業共済組合連合会会長理事 殿	
農業共済組合組合長理事	Ⓜ
(市町村長	Ⓜ)
別紙のとおり、指定獣医師申請書の提出があつたので、指定契約を締結されたく、その権限を 農業共済組合連合会会長理事 に委任します。	

(別紙添付 指定獣医師申請書)

嘱託・指定契約書(例)

[嘱託の場合]

県 郡 村大字 ××番地 農業共済組合組合長理事 (市町村長)、 農業共済組合連合会会長理事)(以下「甲」という。) は、 県 郡 村大字 ××番地 団体の長 (以下「乙」という。) との間に、別紙のとおり嘱託契約を締結する。

(別紙)

(1) 標識及び公告(公示)

甲は所定の標識を交付し、嘱託獣医師(以下「丙」という。)はこれを掲示する。

甲は、嘱託に係る事項を公告(公示)する。

(2) 嘱託獣医費

甲は、乙に対し嘱託獣医費として、 円也を支払う。嘱託獣医費の支払方法は、別に甲乙協議するものとする。

(3) 嘱託診療費

甲は、乙に対し嘱託診療費として「口」の保険金に共済金額の保険金額に対する割合を乗じて得た額に相当する額(又は保険金に相当する額)を支払う。

(4) 初診料及び限度額超過分の額

加入家畜に係る初診料は、 円とする。

限度額超過分は、1点の価額にB種点数(又はその範囲内において契約の当事者が

協議して定めた点数)を乗じて得た額から共済金に相当する額を差し引いて得た額とする。

(5) 初診料及び限度額超過分の徴収

丙が組合員(家畜共済加入者)から徴収する。

(6) 必要事務

丙は、次の事務を行う。

ア 甲に代わつて共済事故に係る診療を行うとともに、組合員(家畜共済加入者)の行う事故発生通知を受理すること。

イ 甲に対して遅滞なく事故発生の通知をすること。

ウ 所定の診療簿に記載すること。

エ 所定の診断書又は診療通知書(保険金支払通知書)を転帰の日の属する月の翌日の日までに甲に提出すること。

(7) 簿冊の備付け

丙は、診療簿及び医薬品納品書類綴を備える。

(8) 調査への協力

丙は、甲又は連合会が家畜共済損害認定準則(昭和32年農林省告示第1067号)に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

(9) 必要事項の指示

甲及び連合会は、丙に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、共済規程、保険規程、(条例)及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

(10) 嘱託診療費の削減

(6)のイ又は(6)のエの事務を行わなかつたときは、甲は、嘱託診療費又は嘱託獣医費の一部について支払の責めを免れることができる。

(11) 有効期間

この契約は、平成 年 月 日から効力を生じ、平成 年 月 日まで有効とする。

(12) 解約

この契約は、次の場合に解約されるものとする。

ア 乙が解約を申し出たとき。

イ 甲が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

(ア) 丙がこの契約に違反した場合

(イ) 丙の行為が獣医師法第8条第2項の適用を受けた場合及び同法第29条に該当した場合

(ウ) 丙が甲又は連合会の指示に従わなかつた場合

(エ) 丙の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合

上記のとおり契約を締結した証として本書2通を作成して甲、乙ともに記名捺印の上各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲	農業共済組合組合長理事	印
	市町村長	印
	県農業共済組合連合会会長理事	印
乙	団体の長	印

[指定の場合] (特定組合を除く)

県 市 町 × × 番地 県農業共済組合連合会会長理事 は、
県 郡 村大字 × × 番地 村農業共済組合組合長理事 (
市町村長) (以下「甲」という。) の委任により、その代理人として、
県 郡 村大字 × × 番地獣医師 (以下「乙」という。) との間
に、別紙のとおり指定獣医師契約を締結する。

[指定の場合] (特定組合の場合)

県 市 町 × × 番地 県農業共済組合長理事 (以下「甲」と
いう。) は、 県 郡 村大字 × × 番地獣医師 (以下「乙」と
いう。) との間に、別紙のとおり指定獣医師契約を締結する。

(別紙)

(1) 標識及び公告 (公示)

甲は所定の標識を交付し、乙はこれを掲示する。甲及び連合会は指定獣医師にかかる事項を公告 (公示) する。

(2) 損害額の計算方法

1 点の価額に B 種点数 (又はその範囲内において契約の当事者が協議して定めた点数) を乗じた額とする。

(3) 共済金の支払方法

組合員 (家畜共済加入者) が共済金の受領を乙に委任したときは、甲は乙に対してこれを支払う。

(4) 初診料及び限度額超過分の徴収

乙が組合員 (家畜共済加入者) から徴収する。

(5) 必要事務

乙は、次の事務を行う。

ア 組合員 (家畜共済加入者) の依頼を受けたときは、甲に対して遅滞なく事故発生の通知をすること。

イ 所定の診療簿に記載すること。

ウ 所定の診断書を転帰の日の属する月の翌月の 日までに甲に提出すること。

(6) 簿冊の備付

乙は、診療簿及び医薬品納品書綴を備える。

(7) 調査への協力

乙は、甲又は連合会が家畜共済損害認定準則 (昭和32年農林省告示第1067号) に基づく損害の額の認定のために必要に応じて行う調査に協力する。

(8) 必要事項の指示

甲及び連合会は、乙に対し病傷事故の取扱いについて関係法令、定款、共済規程、保険規程 (条例) 及び諸通知に基づく必要な指示をすることができる。

(9) 免責

(5) のアの又は (5) のウの事務を行わなかつたことによつて当該組合員 (家畜共済加入者) が免責されたときは、乙は、組合員 (家畜共済加入者) に対して診療費のうち、その免責相当額については請求することができない。

(10) 有効期間

この契約は、平成 年 月 日から効力を生じ、平成 年 月 日まで有効とする。

(1 1) 解約

この契約は、次の場合に解約される。

ア 乙が解約を申し出たとき。

イ 甲が次の場合に該当することを理由に解約を申し出たとき。

(ア) 乙がこの契約に違反した場合

(イ) 乙が獣医師法第 8 条第 2 項の適用を受けた場合及び同法第 29 条に該当した場合

(ウ) 乙が甲又は連合会の指示に従わなかつた場合

(エ) 乙の行為が家畜共済事業の健全な実施を阻害すると認められる場合

上記のとおり契約を締結した証として本書 3 通を作成して甲の代理人、乙ともに記名捺印の上、甲、乙及び甲の代理人が各 1 通を所持する。

平成 年 月 日

甲 村農業共済組合組合長理事

(市町村長)

代理人 県農業共済組合連合会会長理事 印

乙獣医師 印

注意：契約書は甲及び乙の異なるごとに作成する。農業共済組合連合会会長は、乙の指定獣医師申請書及び甲の指定契約委任状を携行する。

20 家畜共済実地検査（法第142条の2）

法第142条の2の規定によつて都道府県が行う検査のうち、病傷事故の検査及び肉豚共済の検査は同条に関する諸通知のほか、次により毎年行うものとする。

（1）対象組合等（特定組合においては支所がある場合は支所をいう。この項において以下同じ。）の選定基準

ア 病傷事故の検査

検査の対象とする組合等は、次の基準に該当するものとする。

- （ア）年間を通じて事故が多発していること。
- （イ）特定病傷が多発していること。
- （ウ）事故発生に特異性の認められること。
- （エ）診療費が割高なこと。

イ 肉豚共済の検査

検査の対象とする組合等は、おおむね3年に1回は検査対象となるように選定するものとする。

（2）検査対象

ア 病傷事故の検査

- （ア）病傷事故件数の5%以上を目標とし、乳牛を重点として行う。

検査のときまでに病傷共済金の請求があつたものについては保険金の請求が行われていない場合にも、この検査の対象とする。

- （イ）実地検査を組合等について行うが、必要があれば診療を行つた獣医師又は組合員等からの聞き取り等を行う。

イ 肉豚共済の検査

肉豚共済に加入している組合員等数の10%以上を目標として、実地検査を組合等について行い、必要があれば組合員等からの聞き取り調査、豚舎への立入り調査等を行う。

（3）検査の主な項目及び着眼点は次のとおりとする。

ア 病傷事故の検査

- （ア）組合員等の異動及び事故発生の通知、組合等の事故確認等が行われているか。
- （イ）加入家畜であるか。
- （ウ）共済責任開始後に原因が発生した事故か、共済掛金期間中の事故であるか。
- （エ）診療の事実と診断書の内容に不突合はないか。
- （オ）通常必要とする診療を超えて行われていないか。

一般に獣医技術を必要としないと認められる診療、効果の期待できない治療、必要を超えて加えられる治療、治癒の見込みのない病傷の治療、試験研究を目的とする診療、他の安価な治療で治癒し得ることが明らかである場合に、その代替し得る以上になされる治療、生命に関係がなく、かつ機能障害となるおそれのない病傷の治療等は給付外とする。

- （カ）損害は病傷事故によるものである。
- （キ）加入時の病傷について、その転帰の取扱いに誤りはないか。
- （ク）損害額、共済金支払額及び保険金請求額の算定に誤りはないか。
- （ケ）組合等が行うべき事務手続きは適正に行われているか。
- （コ）嘱託又は指定契約が適正に履行されているか。

イ 肉豚共済の検査

- （ア）組合等が行うべき事務処理は適正に行われているか。
- （イ）引受頭数、事故頭数及び出荷頭数の間の整合性がとれているか。

- (ウ) 引受頭数及び事故頭数と傍証となる資料による頭数との間にかい離はないか。
- (エ) 農家単位引受方式において、加入資格要件に適合している農家のみを引受けているか、農家からの異動通知は適正に行われているか。

(4) 検査後の処置

- ア 不適正なものがあつた場合、次のように処置するとともに、組合等（特定組合においては支所について検査した場合であつても本所を含む。）及び診療担当獣医師に対しては必要な指導を行うものとする。
 - (ア) 支払済みの共済金については返納手続を行わせること。
 - (イ) 未払いのものについては直ちに訂正させること。
 - (ウ) 共済掛金（肉豚）について修正すべきものがあれば所要の修正をさせること。
- イ 知事はこの検査を行つた場合には、その都度下記様式1から3までに従つて経営局長に報告するものとする。

(様式1)

検査対象及び内容

(1) 病傷事故の検査

検査組合等名	検査員氏名	検査年月日	検査対象となつた事故の月	検査件数	指摘事項 (注意指導の内容)	指摘件数	備考

(2) 肉豚共済の検査

検査組合等名	検査員氏名	検査年月日	検査対象期間	精査方法 (傍証資料の種類)	検査結果	指摘事項 (注意指導の内容)	備考

(様式2)

共済金の返納、請求額の削減及び共済掛金(肉豚)の修正処置

(1) 共済金の返納

共済金返納理由	返納件数	返納金額	該当組合等名	備考

(2) 請求額の削減

請求削減額理由	削減件数	削減金額	該当組合等名	備考

(3) 共済掛金(肉豚)の修正

該 当 組合等名	修正頭数		修正理由 (原因)	処 置	備 考
	増	減			

(様式3)

不適正のあつた診療担当者に対する処置

診療担当者氏名	所属	組合等名	不適正の内容	件数	処置	備 考

(注意)

特定組合においては、「組合等名」とあるのは「組合名」又は「支所名」とする。

2 1 家畜共済事故病類別表

家畜共済の共済事故の分類は、次の病類別表によるものとする。なお、各病名の同義語、同類語及び当該病名に係る特記事項（（法）は法定伝染病、（届）は届出伝染病とする。）は、備考欄に括弧書きで示した。また、病傷名に付した番号は、統計処理上必要なコード番号である。

01 循環器病

中分類	小分類	備考	
(心臓疾患)			
01 心膜炎		(外傷性心筋炎を含む)	
02 外 (創) 傷性心膜炎			
03 心臓肥大			
04 心筋症	01 肥大型		
	02 拡張型 (うっ血型)		
	03 その他		
05 心筋炎	01 感染性		
	02 その他		
06 心臓破裂			
07 心内膜炎	01 感染性		
	02 その他		
08 心臓弁膜病		(肺性心)	
09 不整脈	01 心房細動		
	02 その他		
10 心不全	01 左心性		
	02 右心性		
	03 両心性		
	04 その他		
(血管疾患)			(動脈瘤破裂を含む)
11 動脈瘤			
12 動脈炎	01 ウイルス性		
	02 細菌性		
	03 寄生虫性		
	04 その他		
13 動脈破裂			
14 動脈血栓症			
15 後大静脈血栓症			
16 静脈炎			
17 リンパ管炎			
(循環器の腫瘍)		(腸間膜血管閉塞症 (「 04 消化器病 」 69) を除く)	
18 心臓腫瘍			
19 血管腫瘍			
20 その他の循環器疾患			

02 血液及び造血器病

中分類	小分類	備考
(血液疾患)		
01 血液凝固不全	01 血友病 02 壊血病 03 その他	(低リン血症を伴う)
02 血色素尿(血)症		
03 産褥性血色素尿(血)症		
04 馬麻痺性筋色素尿(血)症		
05 ポルフィリン尿症 <貧血>		
06 出血性貧血		
07 溶血性貧血	01 水中毒 02 免疫性 03 遺伝性 04 その他	
08 再生不良性貧血		
09 その他の貧血		
(造血器疾患)		
10 リンパ節炎		(外(創)傷性脾炎を含む) (牛白血病(「16ウイルス病」70)を除く)
11 脾炎		
12 白血病		
(造血器の腫瘍)		
13 リンパ節腫瘍		
14 脾臓腫瘍		
15 骨髄腫瘍		
16 その他の血液及び造血器疾患		

03 呼吸器病

中分類	小分類	備考
(鼻腔疾患)		
01 鼻炎	01 感染性 02 寄生虫性 03 アレルギー性 04 その他	(蓄膿症)
02 鼻出血		
03 化膿性鼻洞炎		
04 前頭洞炎		
05 喉嚢炎		
06 喉頭炎	01 感染性 02 その他	
07 喘鳴症	01 喉頭麻痺 02 軟口蓋異常 03 その他	

(気管疾患)		
08 気管狭窄		
09 気管炎		
10 気管支炎		
(肺疾患)		
11 肺充血		
12 肺水腫		
13 肺気腫		
14 肺炎	01 ウイルス性 02 クラミジア性 03 マイコプラズマ性 04 細菌性 05 真菌性 06 寄生虫性 07 吸引性 08 霧熱 09 その他	(誤嚥性) (フォグフィーバー)
15 肺膿瘍		
16 水胸		
17 血胸		
18 気胸		
19 膿胸		
20 胸膜炎	01 外傷性 02 結核性 03 その他	(真珠病)
21 横隔膜ヘルニア		(横隔膜破裂)
(呼吸器の腫瘍)		
22 鼻腔腫瘍		
23 喉頭腫瘍		
24 気管(支)腫瘍		
25 肺腫瘍		
26 その他の呼吸器腫瘍		
27 その他の呼吸器疾患		(息癆を含む)

04 消化器病

中分類	小分類	備考
(口腔・咽頭疾患)		
01 歯牙磨滅異常	01 斜歯 02 剪状歯 03 階状歯 04 その他	
02 裂歯		
03 齲歯		

04 歯槽骨膜炎		
05 歯肉炎		
06 舌炎		
07 舌損傷		
08 口内炎	01 感染性	(口炎)
	02 異物・薬物性	
	03 ビタミン欠乏性	
	04 その他	(馬のガマ腫を含む)
09 唾液腺炎		
10 唾管閉塞		(ガマ腫(馬のガマ腫は除く))
11 咽頭炎	01 感染性	(アンギナ)
	02 異物性	
12 咽頭閉塞	01 感染性	
	02 異物性	
	03 その他	
13 咽頭麻痺	01 感染性	
	02 中毒性	
	03 異物性	
	04 腫瘍性	
	05 その他	
14 扁桃炎		
15 その他の口腔・咽頭疾患		
(食道疾患)		
16 食道炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 異物性	
	04 その他	
17 食道梗塞	01 異物性	
	02 その他	
18 食道狭窄		
19 食道拡張		
20 食道憩室		
21 食道破裂		
22 食道麻痺		(アカラシア)
23 食道痙攣		
24 その他の食道疾患		
(複胃疾患)		
25 第一胃食滞		(第一胃拡張)
26 第一胃破裂		
27 ルーメンパラケラトーシス		(第一胃角化不全症)
28 ルーメンアシドーシス		
29 ルーメンアルカローシス		(第一胃腐敗症を含む)
30 急性鼓脹症		
31 慢性鼓脹症		(習慣性鼓脹症を含む)

32 外（創）傷性第二胃炎		
33 外（創）傷性胃横隔膜炎		
34 迷走神経性消化不良		（前胃及び第四胃弛緩症を含む）
35 第三胃食滞		（第三胃梗塞）
36 第四胃食滞		（第四胃拡張）
	01 異物性	（泥、砂、石等による）
	02 その他	
37 第四胃潰瘍	01 感染性	
	02 食餌性	
	03 その他	
38 第四胃炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 異物性	
	04 その他	
<第四胃変位>		
39 第四胃左方変位		
40 第四胃右方変位		（第四胃捻転）
41 その他の複胃疾患		
（単胃疾患）		
42 急性胃拡張		（過食症）
43 慢性胃拡張		
44 胃潰瘍	01 感染性	
	02 食餌性	
	03 その他	（角化を含む）
45 胃捻転		
46 胃破裂		（胃穿孔）
47 急性胃炎	01 感染性	
	02 寄生虫性	
	03 中毒性	
	04 異物性	
	05 その他	
48 慢性胃炎		
49 幽門狭窄		
50 その他の単胃疾患		
（腸疾患）		
51 腸閉塞		（イレウス）
<腸変位>		
52 腸狭窄		（腸嵌頓）
53 腸捻転		（腸纏絡）
54 腸重積		（腸重畳）
55 腸炎	01 感染性	（白痢を含む）
	02 寄生虫性	
	03 食餌性	
	04 中毒性	

56 腸潰瘍	05 その他	
	01 感染性	(十二指腸潰瘍)
	02 その他	
57 盲腸拡張		(盲腸弛緩及び盲腸内容排出不全を含む)
58 盲腸捻転		
59 腸鼓脹	01 盲腸	(風気疝)
	02 結腸	(気腸)
60 便秘症	01 大腸	(便秘疝)
	02 小腸	
61 腸破裂		
62 直腸脱		(脱肛)
63 消化吸収不良症候群		
64 その他の腸疾患		(痙攣疝を含む)
65 胃腸炎		
66 毛球症		
67 腹膜炎	01 感染性	
	02 外傷性	
	03 その他	
68 脂肪壊死症		(腸間膜脂肪壊死)
69 腸間膜血管閉塞症		(寄生疝)
(肝臓疾患)		
70 黄疸	01 肝細胞性	
	02 閉塞性	
	03 溶血性	
	04 その他	
71 肝炎	01 中毒性	
	02 食餌性	(ソーダストリバーを含む)
	03 感染性	
	04 寄生虫性	
	05 血清(性)	
	06 その他	
72 肝硬変	01 壊死後性	
	02 門脈性	
	03 胆汁性	
	04 寄生虫性	
	05 その他	
73 肝破裂		
74 脂肪肝		(肥満牛症候群及び妊娠中毒症を含む)
75 肝不全		
76 肝膿瘍		(フソバクテリウム・ネクロフォーラムによるもの(「17細菌・真菌病」54)を除く)

77 その他の肝臓疾患 (膵臓疾患)		
78 膵炎		
79 その他の膵臓疾患 (消化器の腫瘍)		
80 口腔・咽頭腫瘍		
81 食道腫瘍		
82 胃腫瘍		
83 腸腫瘍		
84 肝臓腫瘍		
85 膵臓腫瘍		
86 その他の消化器腫瘍 <ヘルニア>		
87 鼠径ヘルニア		
88 腹壁ヘルニア		(子宮ヘルニアを含む)
89 その他の消化器疾患		

05 泌尿器病

中分類	小分類	備考
(腎臓疾患)		
01 ネフローゼ症候群		
02 急性腎不全		
03 慢性腎不全		
04 腎炎	01 化膿性 02 非化膿性 03 その他	(牛の腎盂腎炎を含む)
05 その他の腎疾患		
(尿管疾患)		
06 尿管炎		
(膀胱疾患)		
07 膀胱炎		
08 膀胱麻痺		
09 膀胱脱		
10 膀胱破裂		
(尿道疾患)		
11 尿道狭窄		
12 尿道炎		
(泌尿器の腫瘍)		
13 腎臓腫瘍		
14 尿管腫瘍		
15 膀胱腫瘍		
16 尿道腫瘍		
17 尿毒症		
18 尿石症	01 腎結石	

26 囊腫様黄体		
27 黄体遺残		(永久黄体)
28 卵巣炎		
(卵管疾患)		
29 卵管炎		(卵管閉塞を含む)
30 卵管水腫		
31 卵管蓄膿症		
(子宮疾患)		
32 子宮内膜炎	01 急性カタル性	
	02 急性化膿性	
	03 慢性カタル性	
	04 慢性化膿性	
	05 慢性肥厚性	
	06 慢性萎縮性	
	07 潜在性	
	08 その他	
33 子宮蓄膿症		
34 子宮粘液症		(粘液子宮)
35 子宮萎縮		
36 子宮(筋)炎		(子宮膿瘍を含む)
37 子宮外膜炎		(子宮癒着を含む)
38 子宮頸管炎		(子宮腔部炎)
39 子宮頸管狭窄		
40 子宮頸管閉鎖症		
(腔疾患)		(顆粒性腔炎(「06生殖器病」47)を除く)
41 腔炎		
42 尿腔		
43 腔脱		
44 腔狭窄		
45 腔囊腫		(ゲルトネル管囊腫)
46 陰門狭窄		
47 顆粒性腔炎		
48 会陰ヘルニア		
(雌生殖器の腫瘍)		
49 卵巣腫瘍		(顆粒膜細胞腫を含む)
50 卵管腫瘍		
51 子宮(頸管)腫瘍		(子宮筋腫を含む)
52 腔腫瘍		
53 その他の雌生殖器疾患		

07 泌乳器病

中分類	小分類	備考
01 乳頭管狭窄		

02 乳頭損傷		
03 乳房損傷 乳房炎		
04 甚急性乳房炎	01 黄色ブドウ球菌	(壊疽性乳房炎を含む)
05 急性乳房炎	02 レンサ球菌 03 大腸菌	(小分類01～09は、中分類04～09までのそれぞれに該当する)
06 慢性乳房炎	04 緑膿菌	
07 潜在性乳房炎	05 アクチノミセス・ピオゲネス 06 コアグラージェ陰性ブドウ球菌	
08 乾乳期乳房炎	07 その他の細菌 08 真菌	
09 未経産牛乳房炎	09 その他の微生物	(夏季乳房炎を含む)
10 乳房水腫		(乳房浮腫、乳房中隔水腫)(乳房堤靭帯断裂を含む)
11 黒痘疹		
12 乳房膿皮症		
13 血乳症		
14 無乳症		
15 惜乳症		
16 盲乳		
(泌乳器の腫瘍)		
17 乳腺腫瘍		
18 その他の泌乳器腫瘍		
19 その他の泌乳器疾患		

08 妊娠・分娩期及び産後の疾患

中分類	小分類	備考
01 妊娠浮腫		
02 妊娠中毒症		
03 乳熱		(低カルシウム血症)
04 ダウナー症候群		(産前・産後起立不能症、圧挫損傷)
	01 中毒性 02 分娩時損傷 03 その他	
05 流産	01 感染性 02 寄生虫性 03 習慣性 04 外因性 05 その他	

<p>06 難産</p> <p><胎子異常></p> <p>07 ミイラ変性</p> <p>08 胎子浸漬</p> <p>09 胎膜水腫</p> <p>10 気腫胎</p> <p>11 その他の胎子異常</p> <p>12 長期在胎</p> <p>13 子宮捻転</p> <p>14 子宮脱</p> <p><産道損傷></p> <p>15 子宮破裂</p> <p>16 子宮頸管裂創</p> <p>17 腔裂創</p> <p>18 会陰・陰門裂創</p> <p>19 胎盤停滞</p> <p>20 悪露停滞</p> <p>21 産褥熱</p> <p>22 その他の妊娠・分娩期及び産後の疾患</p>	<p>01 胎子失位</p> <p>02 胎子過大</p> <p>03 胎子多胎</p> <p>04 胎子奇形</p> <p>05 産道異常</p> <p>06 陣痛異常</p> <p>07 その他</p>	<p>(子宮動脈破裂を含む)</p> <p>(後産停滞)</p> <p>(産褥性創傷感染症)</p>
---	---	--

09 新生子異常

中分類	小分類	備考
(胎子異常)		
01 ミイラ変性		
02 胎子浸漬		
03 胎膜水腫		
04 気腫胎		
05 その他の胎子異常		(原因不明の胎子の死亡を含む)
37 胎子死		(母牛の死産事故に伴う胎子の死亡)
(奇形)		
06 脳水腫		(水頭症)
07 脳欠損		
08 小脳形成不全		
09 全盲		
10 両眼欠損		
11 口蓋裂		
12 歯牙発生異常		
13 斜頸		

14 脊椎彎曲		
15 關節彎曲		
16 反転性裂体		
17 心臓奇形		
18 心臓転位		
19 重複（体）奇形		
20 無形無心体		
21 鎖肛		
22 その他の奇形		
（新生子疾患）		
23 新生子免疫不全症		
24 新生子呼吸障害		
25 新生子体温調節障害		
26 新生子内分泌代謝障害		
27 新生子血液障害		
28 新生子栄養失調		
29 新生子感染症		
30 変形赤血球症		
31 臍帯炎		
32 臍ヘルニア		
33 胎便停滞		
34 子牛虚弱症候群		
35 尿管管遺残		
36 その他の新生子疾患		

10 神経系病

中分類	小分類	備考
（中枢神経異常）		
01 外傷性脳脊髄損傷		(馬の腰痠、ウオブラー症候群)
02 頸髄症		
03 変形性脊椎症		
04 脳炎	01 化膿性 02 非化膿性 03 その他	
05 脳脊髄炎		(ビタミンB1欠乏症を含む)
06 髄膜炎		
07 大脳皮質壊死症		
08 脳軟化症		(共尾嚢虫症を含む)
09 癲癇		
10 旋回病		
（末梢神経異常）		
11 顔面神経麻痺		
12 三叉神経麻痺		
13 肩甲上神経麻痺		

02 甲状腺疾患	01 機能亢進症 02 機能低下症 03 甲状腺炎 04 その他	
03 上皮小体（副甲状腺）疾患		
04 副腎疾患	01 皮質機能亢進症 02 皮質機能低下症 03 その他	（クッシング症候群）
（内分泌腺の腫瘍）		
05 下垂体腫瘍		
06 甲状腺腫瘍		
07 上皮小体腫瘍		
08 副腎腫瘍		
09 その他の内分泌腺疾患		
（代謝疾患）		
10 ケトーシス	01 原発性 02 継発性	（低栄養性、食餌性、特発性）
11 アミロイドーシス		
12 糖尿病		
13 白筋症		
14 骨軟症		
15 くる病		
16 ハイエナ病		（ビタミンA及びD過剰症）
17 ビタミンA欠乏症		
18 ビタミンE欠乏症		
19 低カルシウム血症		（周産期のもの（「08妊娠・分娩期及び産後の疾患」03）を除く）
20 マグネシウム欠乏症		（グラステタニー）
21 コバルト欠乏症		（くわす病）
22 セレン欠乏症		
23 鉄欠乏症		
24 銅欠乏症		
25 その他の代謝疾患		

13 運動器病

中分類	小分類	備考
（骨疾患）		
<骨折>		
01 頭部骨折	01 頭蓋骨骨折 02 顔面骨骨折 03 下顎骨骨折	
02 脊椎骨折	01 頸椎骨折 02 胸椎骨折	

03 前肢骨骨折	03 腰椎骨折 04 仙椎骨折 05 尾骨骨折 01 肩甲骨骨折 02 上腕骨骨折 03 橈骨骨折 04 尺骨骨折 05 手根骨骨折 06 中手骨骨折 07 指骨骨折	(基節骨骨折、中節骨骨折、末節骨骨折)
04 後肢骨骨折	01 大腿骨骨折 02 脛骨骨折 03 腓骨骨折 04 足根骨骨折 05 中足骨骨折 06 趾骨骨折	(基節骨骨折、中節骨骨折、末節骨骨折)
05 その他の骨折	01 肋骨骨折 02 胸骨骨折 03 骨盤骨折	
06 骨膜炎		
07 骨髓炎		
08 管骨瘤		
09 趾骨瘤		
10 その他の骨疾患		
(関節疾患)		
<脱臼>		
11 股関節脱臼		
12 膝蓋骨外方脱臼		
13 膝蓋骨内方脱臼		
14 膝蓋骨上方固定		
15 球節脱臼		
16 その他の脱臼		
17 前十字靭帯断裂		
18 その他の靭帯断裂		
19 捻挫		
20 関節炎	01 感染性 02 非感染性 03 その他	(関節リウマチを含む)
21 関節周囲炎		
22 滑液囊(粘液囊)炎		(膝瘤及び飛端腫を含む)
23 変形性関節症		(骨関節症(炎))
24 骨軟骨症(炎)	01 離断性骨軟骨症(炎) 02 骨端症(炎)	

25 飛節内（外）腫	03 その他	
26 その他の関節疾患 （筋・腱疾患）		
27 筋断裂	01 腓腹筋 02 内転筋 03 第三腓骨筋 04 その他	
28 筋炎	01 感染性 02 非感染性	（好酸球性・免疫介在性筋肉リウマチを含む）
29 腱断裂	03 その他 01 アキレス腱断裂 02 その他	
30 腱炎		
31 腱鞘炎		
32 その他の筋・腱疾患 （蹄疾患）		
33 趾間皮膚炎		
34 趾間フレグモーネ		（趾間腐爛、趾間壊死桿菌症、またぐされ）
35 疣状皮膚炎		
36 趾間過形成		（趾間結節、趾間隆起、趾間肉芽腫、胼胝）
37 蹄叉腐爛		
38 蹄葉炎		（び慢性非感染性蹄皮炎）
39 裂蹄 ＜蹄底腐爛＞		（爪われ）
40 蹄球び爛（腐爛）		（蹄踵糜爛、蹄球炎、慢性腐蹄病等）
41 挫跖		（蹄血斑、蹄底出血、非化膿性蹄真皮炎等）
42 化膿性蹄皮炎		（創傷性蹄皮炎、化膿性蹄真皮炎）
43 白帯病		（白線病及び馬の蟻洞を含む）
44 蹄底潰瘍		（限局性蹄皮炎、ルステルホルツ蹄底潰瘍）
45 その他の蹄疾患 （運動器の腫瘍）		
46 骨腫瘍		
47 関節腫瘍		
48 筋・腱腫瘍		
49 蹄腫瘍		
50 腰痠		（馬を除く畜種で、原因不明により後躯の運動機能障害を呈する疾患）

51 肩跛行		
52 寛跛行		
53 その他の運動器疾患		

14 皮膚病

中分類	小分類	備考
(皮膚の疾患)		
01 秕糠疹		
02 湿疹		
03 硬皮症		
04 蕁麻疹		
05 膿皮症		
06 皮膚炎	01 感染性 02 栄養性 03 アレルギー性 04 光線過敏症 05 その他	(真菌性及び寄生虫性を含む)
07 角化異常	01 角化亢進症 02 錯角化症	(豚のセレン及び亜鉛欠乏症を含む) (パポウイルスによるもの(「16ウイルス病」22)を除く)
08 乳頭腫		
09 皮膚腫瘍		
10 脱毛症		
11 瘡瘡		
12 その他の皮膚疾患		
(皮下組織の疾患)		
13 膿瘍		
14 皮下気腫		
15 皮下出血		
16 象皮病		
17 フレグモーネ		(蜂窩織炎)
18 褥創		
19 項腫		
20 その他の皮下組織疾患		

15 中毒

中分類	小分類	備考
(植物中毒)		
01 ワラビ中毒		
02 アセビ中毒		
03 ドクゼリ中毒		
04 キョウチクトウ中毒		
05 タマネギ中毒		
06 その他の植物中毒		

<p>(薬物中毒)</p> <p>07 農薬中毒 08 除草剤中毒 09 殺鼠剤中毒 10 防腐剤中毒 11 飼料添加剤中毒 12 石油・石油製品による中毒 13 消毒薬中毒 14 その他の薬物中毒</p>		<p>(医薬品等による副作用(「19外傷不慮その他」29)を除く)</p>
<p>(その他の中毒)</p> <p>15 鉛中毒 16 銅中毒 17 リン中毒 18 塩化ナトリウム中毒 19 尿素中毒 20 硝酸塩中毒 21 青酸中毒 22 カビ毒中毒 23 蛇毒中毒 24 ガス中毒 25 その他の中毒</p>	<p>01 アフラトキシン 02 その他</p>	<p>(医薬品等による副作用(「19外傷不慮その他」29)を除く)</p>

16 ウイルス病

中分類	小分類	備考
<p>(ボックスウイルス感染症)</p> <p>01 牛痘 02 馬痘 03 牛丘疹性口炎 04 偽牛痘 05 ランピースキン病 06 豚痘 09 その他のボックスウイルス感染症</p>		<p>(届) (届) (仮性牛痘) (届)</p>
<p>(ヘルペスウイルス感染症)</p> <p>10 悪性カタル熱 11 オーエスキー病 12 牛伝染性鼻気管炎 13 馬鼻肺炎 14 馬嬌疹 15 豚サイトメガロウイルス病 19 その他のヘルペスウイルス感染症</p>	<p>01 死流産型 02 その他</p>	<p>(届) (届) (届)(IBR) (届) (封入体鼻炎)</p>

(アデノウイルス感染症)	
20 牛アデノウイルス病	
(パポバウイルス感染症)	
22 牛乳頭腫	
(バルボウイルス感染症)	
24 牛バルボウイルス病	
25 豚バルボウイルス病	
(レオウイルス感染症)	
27 イバラキ病	(届)
28 チュウザン病	(届)
29 ブルータング	(届)
30 アフリカ馬疫	(法)
31 馬脳症	
32 牛口タウウイルス病	
33 馬口タウウイルス病	
34 豚口タウウイルス病	
37 その他のレオウイルス感染症	
(トガウイルス感染症)	
39 ゲタウイルス病	
43 トガウイルス性流行性脳炎	(法)(流行性脳炎)(東部・西部・ベネズエラ馬脳炎)
(フラビウイルス感染症)	
38 牛ウイルス性下痢・粘膜病	(届)(BVD・MD)
40 豚コレラ	(法)
46 日本脳炎	(法)(流行性脳炎)
(アルテリウイルス感染症)	
41 馬ウイルス性動脈炎	(届)(EVA)
42 豚繁殖・呼吸障害症候群	(届)(PRRS)
(コロナウイルス感染症)	
49 伝染性胃腸炎	(届)(TGE)
50 豚伝染性脳脊髄炎	(豚血球凝集性脳脊髄炎)
51 豚流行性下痢	(届)(PED)
53 その他のコロナウイルス感染症	
(オルソミクソウイルス感染症)	
54 馬インフルエンザ	(届)
55 豚インフルエンザ	
(パラミクソウイルス感染症)	
58 牛疫	(法)
59 牛のパラインフルエンザ	
60 牛のRSウイルス病	
61 馬モルビリウイルス肺炎	(届)
62 ニパウイルス感染症	(届)
(ラブドウイルス感染症)	
63 水胞性口炎	(法)

64 牛流行熱		(届)
65 狂犬病		(法)
(ブニヤウイルス感染症)		
67 リフトバレー熱		(法)
68 アカバネ病		(届)
69 アイノウイルス感染症		(届)
(レトロウイルス感染症)		
70 牛白血病	01 成牛型(地方病型)	(届)
	02 子牛型	
	03 皮膚型	
	04 胸腺型	
71 馬伝染性貧血		(法)
(ピコルナウイルス感染症)		
74 口蹄疫		(法)
75 豚エンテロウイルス性脳脊髄炎		(届)(テッシュェン病)
76 豚水泡病		(法)
77 豚の脳心筋炎		
(ライノウイルス感染症)		
80 牛ライノウイルス病		
81 馬ライノウイルス病		
(カリキウイルス感染症)		
83 豚水泡疹		(届)
(リケッチア感染症)		
85 ポトマック熱		(急性馬下痢症候群)
86 Q熱		
87 アナプラズマ病		(法)(アナプラズマ・マージナールによるものに限る)
88 その他のアナプラズマ病		
89 エペリスロゾーン病		
(クラミジア感染症)		
92 クラミジア病	01 流産型	
	02 脳脊髄炎型	
	03 その他	
(その他)		
95 アフリカ豚コレラ		(法)
98 その他のウイルス感染症		
99 牛海綿状脳症		(BSE)

17 細菌・真菌病

中分類	小分類	備考
(細菌感染症)		
(マイコプラズマ感染症)		
01 牛肺疫		(法)

02 豚マイコプラズマ肺炎		(MPS、豚流行性肺炎：SEP)
03 牛マイコプラズマ肺炎		
04 その他のマイコプラズマ感染症	01 関節炎型 02 その他	
05 ウレアプラズマ感染症 (スピロヘータ感染症)		(届)
09 豚赤痢		(届)(レプトスピラ・ポモナ、レプトスピラ・カニコーラ、レプトスピラ・イクテロヘモリジア、レプトスピラ・グリボティフォーサ、レプトスピラ・ハージョ、レプトスピラ・オースタムナリス及びレプトスピラ・オーストラリスによるものに限る)
10 ボレリア症		
11 レプトスピラ症		
(ラセン菌感染症)		
15 増殖性出血性腸炎		
16 牛カンピロバクター		(届)(ビブリオ病)
20 その他のカンピロバクター症	01 不妊型 02 流産型 03 胃腸炎型 04 その他	
(グラム陰性好気性桿菌・球菌感染症)		
21 類鼻疽		(届)
22 鼻疽		(法)
23 緑膿菌症	01 創傷感染型 02 敗血症型 03 その他	
24 牛伝染性角結膜炎		(ピンクアイ)
25 ブルセラ病	01 無症状型 02 不妊型 03 流産型 04 精巣炎型 05 その他	(法)
26 馬伝染性子宮炎	01 無症状型 02 子宮、頸管炎型	(届)
27 豚萎縮性鼻炎		(届)(AR)
28 野兔病		(届)
(グラム陰性通性嫌気性桿菌感染症)		
31 大腸菌性下痢		
32 浮腫病		
35 その他の大腸菌症	01 敗血症型 02 その他	
36 馬パラチフス	01 流産型	(届)

	02 精巣炎型	
	03 関節炎型	
	04 臍帯炎型	
	05 胃腸炎型	
	06 その他	
37 サルモネラ・ダブリン感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
38 サルモネラ・ティフィムリウム感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
39 サルモネラ・コレラエスイス感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 その他	
40 サルモネラ・エンテリティディス感染症	01 敗血症型	(届)
	02 下痢症型	
	03 その他	
41 その他のサルモネラ感染症	01 敗血症型	
	02 下痢症型	
	03 流産型	
	04 関節炎型	
	05 その他	
42 出血性敗血症		(法)
45 その他のパストツレラ感染症	01 敗血症型	
	02 肺炎型	
	03 その他	
46 豚アクチノバチルス症		(豚胸膜肺炎)
47 子馬病		
49 その他のアクチノバチルス感染症	01 敗血症型	
	02 肉芽腫形成型	
	03 心内膜炎型	
	04 肺炎型	
	05 その他	
50 ヘモフィルス・ソムナス感染症		(脳脊髄膜炎)
51 ヘモフィルス・パラスイス感染症		(グレーサー病)
(グラム陰性嫌気性無芽胞桿菌感染症)		
54 肝膿瘍		(フソバクテリウム・ネクロフォーラムによるもの、壊死桿菌症)
(グラム陽性球菌感染症)		
57 滲出性表皮炎		(すす病)

58 化膿性多発性関節炎		
60 その他のブドウ球菌症	01 敗血症型 02 化膿型 03 その他	
61 腺疫		
63 その他のレンサ球菌症	01 敗血症型 02 髄膜炎型 03 関節炎型 04 心内膜炎型 05 その他	
(グラム陽性芽胞形成桿菌感染症)		
64 炭疽		(法)
65 壊死性腸炎		(腸内毒血症、エンテロトキセミア)
66 気腫疽		(届)
67 壊死性肝炎		
68 悪性水腫		
69 破傷風		(届)
(グラム陽性無芽胞桿菌感染症)		
72 リステリア症	01 敗血症型 02 脳脊髄炎型 03 その他	
73 豚丹毒	01 敗血症型 02 蕁麻疹型 03 関節炎型 04 心内膜炎型 05 その他	(届)
74 牛腎盂腎炎		(コリネバクテリウム・レナーレによるもの)
75 腎膿瘍		(コリネバクテリウムによるもの)
76 潰瘍性リンパ管炎		(カナダ馬痘)
77 放線菌病		(アクチノミセス・ポビスによるもの)
78 アクチノミセス・ピオゲネス感染症		
79 結核病	01 無症状型 02 肺結核型 03 漿膜結核型 04 腸結核型 05 混合型	(法)
80 ヨーネ病	01 慢性下痢症 02 無症状型	(法)
81 豚抗酸菌症		(非定型抗酸菌症)
82 ノカルジア症		(牛皮疽)
83 デルマトフィルス症		
84 ロドコッカス感染症		

85 ティザー病		
89 その他の細菌感染症 (真菌感染症)		
90 カンジダ症	01 消化器型 02 皮膚型 03 呼吸器型 04 流産型 05 その他	
91 ムコール症	01 皮膚型 02 消化器型 03 呼吸器型 04 その他	
92 クリプトコッカス症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 その他	
93 仮性皮疽		(届)
94 ヒストプラズマ症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 脳脊髄炎型 04 リンパ節型 05 その他	
95 皮膚糸状菌症		(白癬菌症、小孢子菌症)
96 アスペルギルス症	01 皮膚型 02 呼吸器型 03 消化器型 04 流産型 05 全身型 06 その他	
99 その他の真菌感染症		

18 原虫・寄生虫病

中分類	小分類	備考
(原虫感染症)		
01 バベシア病		(バベシア・ピゲミナ、バベシア・ポピス、バベシア・ベルベラ、バベシア・エクイ及びバベシア・カバリによるものに限る)(法)(ピロプラズマ病)
02 タイレリア病		(タイレリア・パルバ及びタイレリア・アヌラタによるものに限る)(法)(ピロプラズマ病)
03 その他のバベシア病		
04 その他のタイレリア病		
05 トリパノソーマ病	01 媾疫	(届)

02 その他

- 06 トリコモナス病
- 07 トキソプラズマ病
- 08 住肉胞子虫病
- 09 コクシジウム病
- 10 クリプトスポリジウム病
- 11 ネオスポラ症
- 12 バランチジウム病
- 13 バクストネラ病
- 17 その他の原虫感染症

(線虫感染症)

- 18 牛鞭虫症
- 19 豚鞭虫症
- 20 旋毛虫症
- 21 毛細線虫症
- 22 乳頭糞線虫症
- 23 馬糞線虫症
- 24 豚糞線虫症
- 25 牛回虫症
- 26 豚回虫症
- 27 馬回虫症
- 28 ドロレス顎口虫症
- 29 豚胃虫症
- 30 馬胃虫症
- 31 沖縄糸状虫症
- 32 咽頭糸状虫症
- 33 馬糸状虫症
- 34 頸部糸状虫症
- 35 パラフィラリア症
- 36 脳脊髄糸状虫症
- 37 溷睛虫症
- 38 牛腸結節虫症
- 39 豚腸結節虫症
- 40 牛鉤虫症
- 41 豚腎虫症
- 42 ロデシア眼虫症
- 43 東洋眼虫症
- 44 馬蟻虫症
- 45 馬円虫症

- 46 牛肺虫症
- 47 豚肺虫症
- 48 馬肺虫症
- 49 オステルターグ胃虫症

(届)

(届)

(届)

(トリヒナ症)

(キャピラリア症)

(鼻鏡白斑症)

(ワヒ、コセ)

(寄生疝(「04消化器病」69)を除く)

50 捻転胃虫症		
51 牛捻転胃虫症		
52 クーペリア症		
53 ネマトジルス症		
56 その他の線虫感染症		
(条虫感染症)		
57 葉状条虫症		
58 大条虫症		
59 乳頭条虫症		
60 拡張条虫症		
61 ベネデン条虫症		
62 裸頭条虫症		
63 牛囊虫症		(無鉤囊虫症)
64 豚囊虫症		(有鉤囊虫症)
65 共尾虫症		
66 細頸囊虫症		
67 包虫症		(エキノコッカス症)
71 その他の条虫感染症		
(吸虫感染症)		
72 日本住血吸虫症		
73 双口吸虫症		
74 肝蛭症		
75 肝吸虫症		
76 槍形吸虫症		
77 脾蛭症		
78 肺吸虫症		
82 その他の吸虫感染症		
(鉤頭虫感染症)		
83 大鉤頭虫症		(アカンソセファラ感染症)
87 その他の鉤頭虫感染症		
(節足動物寄生)		
88 マダニ寄生		
89 牛疥癬症		
90 馬疥癬症		
91 豚疥癬症		(豚ヒゼンダニ症)
92 毛包虫症		
93 シラミ寄生		
94 ハジラミ寄生		
95 豚ジラミ寄生		
96 牛バエ幼虫症		(届)
97 馬バエ幼虫症		
99 その他の節足動物寄生		

19 外傷不慮その他

中分類	小分類	備考
01 切創		
02 刺創		(角突傷を含む)
03 踏創		
04 挫創		
05 裂創		
06 咬創		
07 縛創		
08 銃創		
09 鞍傷		
10 火傷		
11 凍傷		
12 角損傷		
13 電撃		(落雷を含む)
14 熱射病		
15 日射病		
16 失血死		
17 焼死		
18 凍死		
19 墜死		
20 溺死		
21 縊死		
22 窒息死		(縊死以外)
23 轢死		
24 圧死		
25 闘争死		
26 放牧死		
27 老衰死		
28 鳥獣害		
29 医薬品等による副作用	01 抗菌性物質	
	02 ホルモン類	
	03 駆虫薬	
	04 ワクチン類	
	05 消毒薬	
	06 その他	
30 盗難		
31 行方不明		
32 その他		

2.2 共済責任の保留（法第123条・第141条の5）

- (1) 家畜共済事業について加入促進、事故確認の適正化、共済金の早期支払等を図り、事業の自主的な運営及び事業の安定を期するため、共済責任の保留割合は、2割(特別の事由があるときは3割)、特定組合にあつては5割とされている。

ただし、家畜共済の共済目的の種類ごとの最近年次における有資格頭数を、乳用成牛、成乳牛及び育成乳牛については300頭、肥育用成牛については500頭、その他の肉用成牛については700頭、一般馬については500頭、種豚については400頭で除し、小数点以下第2位で四捨五入して得た数の合計が、1.0未満の組合等については、肉豚に係る家畜共済に係るものを除き共済責任の保留割合を1割とすることができる。

なお、共済責任の保留割合を変更する場合は次によつて行うものとする。

(2) 責任保留の手続等

ア 連合会は、共済責任の保留割合の変更を希望する組合等がある場合には、あらかじめ当該組合等及び知事と協議を行うものとする。

イ 連合会は、共済責任の保留割合を変更する組合等があるときは、保険規程改正に先立ち、共済責任の保留割合を変更しようとする組合等名、共済目的の種類及び保留割合を経営局長に報告した上で保険規程について、所要の改正を行う。

ウ 保留割合の変更は、年度始めに行うものとする。

エ 連合会は、共済責任の保留割合を1割とする組合等について、共済責任の保留割合を1割とすることとする年の1月末日までに別記様式の「共済責任の保留割合を1割とする組合等の概況報告書」を経営局長に提出するものとする。

様式

共済責任の保留割合を1割とする組合等の概況報告書

農林水産省経営局長 殿

番 年 月 号
 農業共済組合連合会会長理事 日 印

1. 組合等名
2. 最近3か年における引受及び事故の実績

種類 項目	乳用成牛			成乳牛			育成乳牛			肥育用成牛			その他の肉用成牛			一般馬			種豚			計		
	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
有資格頭数(頭)																								
指数																								
加入頭数(頭)																								
危険率	死廃(%)																							
	病傷(%)																							
掛金率	死廃(%)																							
	病傷(%)																							
収支(千円)																								
備考																								

3. 共済責任の保留割合を1割とすることとする理由

- (注) (1) 有資格頭数は、当該年度の調査日時点における飼養頭数を基に算定し記入する(調査年月日を備考欄に記入)。
 (2) 指数欄には、共済目的の種類ごとに有資格頭数を乳用成牛、成乳牛及び育成乳牛については300頭、肥育用成牛については500頭、その他の肉用成牛については700頭、一般馬については500頭、種豚については400頭で除して得た数(小数点以下第2位で四捨五入)を記入すること。
 (3) 加入頭数は、1年間で加入したもののみとする。
 (4) 収支は、共済掛金(前年度未経過+本年度既経過)と共済金の差引額を記入する。「イ」保険の場合は、共済掛金甲及び乙に対応するものとし、「ロ」保険の場合は、共済掛金甲部分に対応するものとする。
 (5) 危険率、掛金率(危険段階別に共済掛金率を定めている場合は危険段階共済掛金平均率を用いて算出した率)及び収支については家畜異常事故分は除く。
 (6) 多種包括共済について、共済掛金率を組合等内一律に定めている場合は、その旨を欄外に記入すること。

2.3 加入資格取得月齢等の特例（法第84条）

加入資格を牛及び種豚については出生後第5月の月の末日を経過したもの、馬については出生の年の末日を経過したものとしているのは、家畜の取引年齢を勘案したものであるが、地域によつては、若齢の段階で取引が行われる場合もあるので、特定の地域においては取引の実情に合わせ牛馬の月齢を引き下げることができることとしている。

（1）年齢引下げの条件

牛馬の月齢を引き下げることができるのは、家畜市場等における取引月齢の実態等からみて、現行月齢を引き下げる必要があり、かつ、これによる弊害がないと認められる場合とする。

月齢引下げの地域は、料率単位となつている地域が都道府県の全域とする。

牛又は馬について別個に行うことができる。

（2）年齢引下げの手續

牛馬の月齢引下げを希望する地域がある場合には、連合会及び特定組合は、次の事項を明らかにした資料を添えて、毎年1月末日までに知事の審査を受けた上で、経営局長へその旨申し出るものとする。

ア 月齢引下げを必要とする地域、共済目的、月齢及びその理由

イ 月齢引下げを必要とする地域の属する組合等からの申請書

ウ 月齢引下げを必要とする共済目的について、共済目的の種類ごとの導入又は取引の若齢化の実態を示す資料

エ 月齢引下げを必要とする共済目的について、共済目的の種類ごとの加入見込頭数、共済目的の種類ごとの直近3か年の金額被害率の実績及び共済目的の種類ごとの直近3か年に月齢引下げを行つた場合に見込まれる金額被害率

2.4 共済掛金の分納（法第112条・第114条・第137条の2・第142条）

包括共済関係及び特定包括共済関係においては、組合員等が一時に高額の共済掛金を負担することとなる場合があるので、一定の条件のもとで共済掛金の分割納入が実施できることとしている。

（1）実施の条件

ア 連合会

事務処理が的確で、再保険料を納入期限までに確実に納入できる連合会であつて家畜共済事業の運営からみて、経営局長が適当と認めたものとする。

イ 組合等

事務処理が的確で、保険料を納入期限までに確実に納入できる組合等であつて、多頭飼育の状況及び家畜共済事業の運営からみて、連合会（特定組合においては経営局長）及び知事が適当と認めたものとする。

ウ 組合員等

次の全てに該当するものから申込みがあり、組合等が適当と認めたものとする。

（ア）期首における組合員等負担共済掛金の額が共済規程等で定める金額以上であるもの

（イ）包括共済関係及び特定包括共済関係に係る家畜共済の申込みをするもの

（ウ）共済掛金期間が1年であるもの及び短期加入であるもの（包括共済関係にあつては、短期期間が6か月未満のもの及び肉豚を除く。）

（エ）組合等に対し、第2回目以降の組合員等負担共済掛金について、次のような担

保を供し又は保証人をたてることのできるもの

個人、乳業会社等が組合員等の共済掛金債務について保証する場合
預金証書、有価証券等を担保とする場合

(2) 実施の手続

ア 組合等は、保険料の分納を実施しようとするときは、あらかじめ連合会（特定組合においては経営局長）及び知事と協議する。

イ 連合会は、分納の実施の条件に該当すると認められた組合等（特定組合を除く。）について、承認後遅滞なく、経営局長へ報告する。

ウ 連合会は、再保険料の分納を実施しようとするときは、分納を実施する時期、分納回数、当該再保険料に係る保険料の分納を実施する組合等名及び保険料の分納回数等の事項を明らかにした資料を添えて、あらかじめ経営局長へ申し出ることとする。また、特定組合が保険料の分納を実施しようとするときは、分納を実施する時期及び分納回数についてあらかじめ経営局長へ申し出ることとする。

エ 組合等及び連合会の共済規程等及び保険規程に分納について所要の規定を設ける。

(3) 分納の方法

ア 分納の回数

2回、3回、4回又は12回（特定包括共済関係に限る。）の4種類とする。分納の回数は原則として連合会及び特定組合の区域内は同一の回数とする。

ただし、短期加入の場合は、包括共済関係にあつては、短期月数が12か月のときは4回まで、12か月未満のときは2回とし、また、特定包括共済関係にあつては、一般期間の分納回数を12回とする組合等にあつては短期期間の月数に応じて2回から12回とし、それ以外の場合においては包括共済関係に準ずるものとする。

イ 分納の額

回数により均等割とし、端数は第1回目の分納額に算入する。

ウ 第2回目以降の払込（納）期限

払込（納）期限は次のとおりとする。

回数 種類	第 2 回 目	第 3 回 目	第 4 回 目
2 回	第 1 回目の払込（納）期限の日から起算して6か月を経過した日		
3 回	4 か月 "	8 か月 "	
4 回	3 か月 "	6 か月 "	9 か月 "

ただし、12回分納の場合の払込（納）期限は第1回目の払込（納）期限の日に対応する月ごとの応当日とする。

なお、短期加入の場合については、包括共済関係にあつては、短期月数が12か月の場合は、一般期間に準ずるものとし、それ以外の場合については、第1回目の掛金の払込（納）期限の日に対応する短期期間の中央月（短期月数が偶数のときは、

当該短期月数を1月減とした場合の中央月)の応当日とする。また、特定包括共済関係にあつては、一般期間の分納回数を12回とする場合は、第1回目の掛金の払込(納)期限の日に対応する月ごとの応当日とし、それ以外の場合については、包括共済関係に準ずるものとする。

エ 猶予期間

組合員等負担共済掛金払込み(納付)の猶予期間は、第2回目以降の払込(納)期限後2週間とする。

オ 延滞金

猶予期間内に払い込ま(納付し)ない者があるときは、組合等は督促状を發し、払込(納)期限の翌日から払込み(納付)の日の前日までの日数に応じて、組合にあつては年10.75%の割合を超えない範囲内において共済規程で定める割合で、市町村にあつては条例で定める割合で延滞金を徴収することができる。

カ 免責措置

組合員等が正当な理由がないのに第2回目以降の共済掛金の払込みを遅滞し猶予期間を経過したときは払込(納)期限後共済掛金が払い込まれた時までの間に発生した共済事故については、共済金の全額を免責する。

キ 共済金額の増額の場合

共済掛金期間の中途において共済金額の増額を行う場合の組合員等負担共済掛金の差額は、分納の対象としない。

ク 事務費賦課金

事務費賦課金は、組合員等負担共済掛金を分納する場合にはその額を割増することができるものとし、一括納入を原則とするが、その場合の払込(納)期限は原則として第1回目の払込(納)期限と同一期限とする。

(4) 事務の取扱い

ア 組合等

- (ア) 分納を行いたい旨の申請書及び第2回目以降の払込み(納付)を確約する旨の書類を定め、これを提出させる。
- (イ) 分納する組合員等に対し、分納額と払込(納)期限を当初に明確にしておくとともに、当該期限の到来の都度あらためて通知する。
- (ウ) 分納のものの引受台帳には、その旨を明示し、第2回目以降の分納額及び払込(納)期限を記入する。
- (エ) 分納は、共済掛金期間ごとに条件に適合している場合に行うものとする。

イ 連合会

保険料の納入告知書の発行は、組合等に係るものに準ずる。

(5) 保険料及び再保険料の分納

ア 組合等(特定組合を除く。)は、組合員等から組合員等負担共済掛金を分割して徴収するときは、納入保険料を分納回数に応じて分納することができる。

イ 連合会は、組合等から納入保険料を分割して徴収するときは、納入再保険料を保険料の分納回数の最小のものと同じの回数で分納することができることとするが、特定包括共済関係に係る納入保険料について12回の分納を行っている組合等がある場合は、当該特定包括共済関係に係る納入再保険料については4回に分納をすることができることとする。

ただし、共済掛金期間が1年未満のものについては、原則として納入再保険料の分納は認めないこととする。

ウ 特定組合は、組合員から組合員負担共済掛金を分割して徴収するときは、納入保

険料を組合員負担共済掛金の分納回数と同一の回数で分納することができることとするが、特定包括共済関係に係る組合員負担共済掛金について12回の分納を行っている場合は、当該特定包括共済関係に係る納入保険料については4回に分納をすることができることとする。

ただし、共済掛金期間が1年未満のものについては、原則として納入保険料の分納は認めないこととする。

エ 再保険料及び特定組合の保険料の納入期限は、分納回数に応じて次のとおりとする。

回数 種類	第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	第 4 回 目
2 回	共済掛金期間の開始の時から3か月を経過した日	〃 9か月 〃		
3 回	〃 3か月 〃	〃 6か月 〃	〃 9か月 〃	
4 回	〃 3か月 〃	〃 6か月 〃	〃 9か月 〃	〃 12か月 〃

また、特定包括共済関係に係る納入再保険料及び特定組合の納入保険料について12回の分納をする場合の再保険料及び特定組合の保険料の納入期限は、4回分納の規定を準用することとする。

(6) その他

- ア 分納実施後その内容等を変更しようとするときは、組合等（特定組合を除く。）は連合会とあらかじめ協議する。
- イ 連合会及び特定組合が分納実施後その内容等を変更しようとするときは、変更する内容を明らかにする資料を添えてあらかじめ経営局長へ申し出ることとする。
- ウ 組合等又は連合会が分納措置を開始した後に実施の条件を欠き、当該分納措置が適正に行われないと認めるときは、次の年度から分納措置を中止させるものとする。

25 共済事故の選択制（法第111条の8）

包括共済関係（特定包括共済関係）においては、客観的にみて死廃病傷の全ての事故については給付を必要としないと認められる者は、それぞれ自己の経営の必要性に見合った給付を選択でき、これに伴う掛金の割引きにより農家負担の軽減が図られる。

(1) 選択制実施の条件

共済事故を選択できる組合員等は、包括共済関係（肉豚にあつては特定包括共済関係に限る。）を成立させた者であつて、次のいずれかに該当するものとする。

- ア 乳牛の雌等の飼養者で共済掛金期間開始の時の有資格頭数が6頭以上であつて、かつ、5年以上継続して飼養している者
- イ 肉用牛等、馬又は種豚の飼養者で当該種類の家畜を5年以上継続して飼養している者
- ウ 肉豚の飼養者で共済掛金期間開始の時の有資格頭数が200頭以上であつて、かつ、

5年以上継続して飼養している者

(2) 除外できる事故

死廃病傷事故から次の事故のうち共済規程等で定めたものが除外できる。

括弧内は、対象となる包括共済対象家畜の種類である。

- ア 火災、伝染病又は自然災害による死廃事故以外の死廃事故（乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚）
- イ 火災、伝染病又は自然災害による死廃事故以外の死廃事故及び病傷事故の全部（乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚）
- ウ 行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故（肉用牛等）
- エ 行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故及び病傷事故の全部（種豚）
- オ 病傷事故の全部（乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬及び種豚）
- カ 火災、伝染病（法定伝染病、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎又はニパウイルス感染症とする。）又は自然災害による死亡事故以外の死亡事故（肉豚）

(3) 事故の取扱範囲

(2)のア、イ若しくはカを選択した場合は、次に掲げるいずれかの原因による死亡及び廃用を事故として取扱うものとする。

ア 火災

出火の事実が消防署等の調査において確認されたもの。

イ 伝染病

(ア) 法定伝染病にあつては患畜又は疑似患畜（と殺又は殺処分されたものにあつては家畜伝染病予防法第17条又は第20条の規定によるものに限る。）

(イ) 届出伝染病にあつては真症のもの。

ウ 自然災害

(ア) 気象観測資料等（アメダスデータ等）から、事故の原因となる自然現象が特定できた場合。なお、通常の飼養管理により被害を回避できたと判断される死亡及び廃用については、事故として取り扱わないものとする。

(イ) 事故の範囲の例を掲げると次のとおりである。

- a 豪雨による河川の氾濫、洪水等により、流失あるいは溺死等、土砂崩れによる畜舎の倒壊・畜舎内への土砂の流入に伴う圧死、窒息死等。
- b 暴風による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等。
- c 豪雪による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等。
- d 地震による畜舎の倒壊による圧死、打撲死等又は地震に伴い発生した津波による溺死、行方不明等。
- e 落雷等により送電線、配電盤等が破壊され停電となり、空調機器等が作動しなくなったため熱射病等により死廃事故となつた場合（暑熱による日射病、熱射病等は原則として除く。）。

(4) 選択制実施の手続

ア 組合等は、共済事故選択制を実施しようとするときは、連合会及び知事（特定組合においては知事）とあらかじめ協議する。

イ 組合等は、共済規程等が認可された後遅滞なく、除外する事故、共済掛金率等を連合会（特定組合においては経営局長）に報告する。

ウ 連合会は、組合等（特定組合を除く。）からイの報告を受けた場合は遅滞なく、経営局長に当該事項を報告する。

エ 組合等の共済規程等に所要事項を規定する。

(5) 選択制の実施方法

ア 組合員等は、家畜共済加入申込書に選択する事故の種類を記入し、必要とする書類を添えて組合等に加入申込みを行う。

イ 組合等は、アの書類のほか、聞取り、確認等によつて申込者が事故除外の選択の条件に合致するか否かを決定する。

2.6 子牛等の共済目的からの除外（法第111条の9）

組合等が共済規程等で子牛等を共済目的としている場合には、組合員等は子牛等を共済目的とすることについて選択することができる。

具体的な手続の方法は、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、当該共済掛金期間の開始する2週間前までに、組合員等は当該組合等に対し、子牛等を共済目的としない旨の申出をすることができることとする。

なお、本選択は包括共済対象家畜の種類ごとに行うことは可能であるが、当該包括共済対象家畜の種類に属する一部の子牛等のみを共済目的から除外することはできない。

2.7 肉豚共済

肉豚に係る家畜共済の仕組みは、他の共済目的と異なる点が多いので、その主要な点についてここでまとめて記載する。

肉豚共済は、農家の飼養する肉豚を一体として、かつ、離乳した日又は導入した日を同一とする飼養群を単位として引き受ける引受方式（以下「群単位引受方式」という。）と農家の飼養する肉豚を年間一括で引き受ける引受方式（特定包括共済関係に係る引受方式、以下「農家単位引受方式」という。）とがある。

（1）加入資格（法第84条、第150条の5の3）

ア 加入資格取得日齢

肉豚の加入資格取得日齢は、出生後第20日の日とするが、その日に離乳していないときは、離乳した日からとする。

イ 加入資格者

肉豚につき養畜の業務を営む者は加入資格者となるが、農家単位引受方式の加入資格者は次の要件の全てに適合する者とする。

（ア）畜舎への立入調査により、母豚の頭数、畜舎の構造及び敷地面積その他肉豚の飼養頭数の確認のための必要な事項が把握できること。

（イ）過去3年間において母豚の繁殖成績及び当該母豚から出生した豚の離乳の日に至るまでの死亡率を記録しており、かつ、今後とも当該繁殖成績及び死亡率を記録することが確実にであると見込まれること。

（ウ）過去3年間においてその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚（（6）のイに示す理由により飼養するに至つた肉豚を除く。以下同じ。）のおおむね全頭を占めており、かつ、今後ともその者の飼養する母豚から出生した豚がその者の出荷する肉豚のおおむね全頭を占めることが確実にであると見込まれること。

（エ）肉豚を過去3年間において肉豚の頭数に関する資料の提供につき協力が得られる卸売市場等に出荷しており、かつ、今後とも肉豚を当該卸売市場等に出荷することが確実にであると見込まれること。

ウ 日齢が不明な場合の推定方法

子豚の出生日が不明な場合は、当該地域における肉豚の標準体重等を基礎として、

加入資格取得日齢に達しているか否かを推定する。次に標準体重例を参考として示す。

日 齢	20	30	40	50	60	70	80	90	100
標準体重 (キログラム)	6	9	12	17	22	28	35	42	49

(2) 組合員等の告知事項

組合等は次の項目を基準として組合員等から聞き取り、必要事項を記録する。

ア 群単位引受方式

- (ア) 所有者及び管理者
- (イ) 購入時期、購入先及び価格
- (ウ) 生年月日及び離乳年月日
- (エ) 年間出荷予定頭数
- (オ) 飼養場所

イ 農家単位引受方式

- (ア) 出荷予定頭数、母豚常時飼養頭数及び現在飼養する母豚の頭数
- (イ) 飼養場所
- (ウ) 畜舎の種類別敷地面積
- (エ) 過去の飼養状況

(3) 共済関係の成立(法第111条、第150条の5の2、第150条の5の5)

ア 群単位引受方式

肉豚飼養者は、その飼養する共済目的である肉豚を一体として家畜共済に付することとなるが、肉豚は、自家生産したものにおいては離乳した日を同一とするものが、また導入したものにおいては生後日数のほぼ同様なものが一群として飼養され、短期間肥育された後、ほぼ同一時期に出荷されるので、共済関係は離乳した日又は導入した日を同一とする飼養群を単位として成立するものとする。

したがって、加入後、共済目的である肉豚を導入したとき又は飼養群に所属する全ての肉豚が加入資格取得日齢に達したときは、組合員等はそれらの肉豚につき加入の申込みを行い共済掛金を納入するものとする。

イ 農家単位引受方式

農家の飼養する肉豚を一括し農家単位で成立するので、共済掛金期間開始の時に飼養されている加入資格日齢に達した全ての肉豚の頭数を引受頭数として引受ける。共済掛金期間開始後、出生した肉豚が加入資格取得日齢に達したとき又は(6)の工のただし書きの理由により共済目的である肉豚を導入したときに当該肉豚は家畜共済に付されることとなる。

(4) 共済関係の変更(法第150条の5の4)

ア 群単位引受方式で共済関係を成立させている組合員等が、新たに農家単位引受方式で共済関係を成立させた場合は、群単位引受方式の共済関係は消滅する。この場合、未経過共済掛金期間があれば、その共済掛金は返還されないが、予め終期を統一して加入することによつて引受方式の円滑な切り替えを行うことができる。

イ 農家単位引受方式は、共済関係が成立した後に(1)のイの加入資格者の要件に適合しなくなつた場合は、その事実が明らかとなつた時点で当該共済関係は消滅するものとする。

(5) 共済目的の異動(法第111条の6、第150条の5の2、第150条の5の5、第150条の

5の7)

家畜共済に付されている肉豚を譲渡若しくはと殺したとき又は繁殖用として飼育されたときは、それらの豚は家畜共済に付された肉豚でなくなる。群単位引受方式においては、家畜共済に付されている肉豚が出生後第8月の月の末日を経過したときは、それらの豚は家畜共済に付された肉豚でなくなるが、農家単位引受方式においては、それらの豚も共済目的となる。

また、農家単位引受方式においては、肉豚の異動により共済価額が増減することにより填補率が増減するので、組合等は肉豚の異動状況を把握しておく必要がある。そのため、組合等は組合員等に対し定められた期日に確実に異動通知を行うよう指導するとともに、異動通知をはじめ、その他の客観資料を活用して異動状況を的確に把握するよう努めるものとする。

(6) 組合員等の行う事項

組合等は、組合員等に対し、次のことを励行させるものとし、群単位引受方式にあつては、年度ごとの最初の加入申込みの際に、農家単位引受方式にあつては、新たな共済掛金期間の開始の時に、申込者に確約させるものとする。

ア 組合等が引受け及び事故の確認等を行う際には、豚舎への立入りを拒まないこと。

イ 肉豚の飼養実態を常に明らかにしておくため、肉豚共済管理簿（様式例）により肉豚の生産及び異動の状況を記録すること。

ウ 農家単位引受方式においては、加入申込時及び継続加入時に、次の資料を組合等に提出すること。

(ア) 母豚の頭数、母豚ごとの分娩頭数、分娩回数（過去3年間）

(イ) 子豚の離乳時までの死亡率（過去3年間）

(ウ) 豚舎の構造及び敷地面積

(エ) 肉豚の出荷頭数（過去3年間）

エ 農家単位引受方式においては、共済掛金期間の開始の日から1か月を経過するごとの日を基準日、基準日の翌日から次の基準日までの期間を基準期間とし、基準期間の終了後、遅滞なく、当該基準期間内における異動状況等を肉豚共済異動通知書（様式例）により組合等に通知すること。

ただし、次の理由により外部から肉豚を導入したときは、組合等に遅滞なく通知するとともに、耳標等により他の肉豚と判別できるようにしておく。

(ア) 豚舎の増築又は改築に伴う飼養可能頭数の増加

(イ) 共済事故発生による飼養頭数の減少

(7) 組合等の行う事項

ア 引受審査等

(ア) 群単位引受方式

a 引受けに当たっては、十分な防疫体制を整えて豚舎に立ち入り、健康な豚であることを確認するとともに、引受頭数を確認することとし、現地確認書（肉豚用）にその所要の確認事項を記録すること。この場合、立入りを拒否する組合員等は引受けをしないものとする。

b 引受けの確認に際しては、カラスプレーによるマーキング等を行うこと。

c 組合員等ごとに豚舎・豚房図面を整備し、飼養可能頭数と引受頭数との整合性を常に確認すること。

d 引受けの確認で豚舎に立ち入る際には、肉豚共済管理簿等の資料を活用し、当該豚舎内の加入すべき飼養群の全てにつき引受けがなされていることを確認すること。

(イ) 農家単位引受方式

- a 加入申込みする者が、(1)のイの加入資格要件を全て満たすことを確認した上で引受けを承諾すること。
- b 引受けに当たっては、引受頭数を実際に確認することは省略して差し支えないが、組合員等の申告頭数が組合員等から提出された(6)のウの資料を用いて算出された推定常時飼養頭数からみて妥当か否かを検証すること。ただし、新たに加齢する場合、豚舎に立ち入り、母豚の頭数、豚房の面積及び数、肉豚の飼養状況等を確認し、提出された資料が適正か否かを検証すること。
- c 組合等は、異動通知を受けたときは、母豚の頭数や畜舎の規模等の資料により、異動頭数や現在飼養頭数が妥当な範囲内にあるか否かを検証し、引受台帳に所要事項の記入を行うこと。ただし、(6)のエに示す理由により外部から肉豚を導入した場合は、現地において導入頭数を確認し、常時飼養頭数の補正を行う。

イ 事故確認等

- (ア) 肉豚の死亡事故の確認に際しては、事故豚の体長、体重等により当該事故豚が加入豚であるか否かを検証すること。
- (イ) 事故の確認に際しては、カラスプレーによるマーキング等を行い、現地確認書(肉豚用)にその所要の確認事項を記録すること。

(8) 連合会の行う事項

連合会は、定期的に関係書類の精査、豚舎内立入調査等を行うこと。

(9) 共済価額(法第114条の2、第150条の5の9)

- ア 肉豚は資格取得時の個体の資質がほぼ均一であるので、その共済価額は、共済関係ごとに、組合等が定める1頭当たりの価額に加入頭数を乗じて得た金額とする。
- イ この1頭当たりの価額は、共済目的たる出生後第20日の日(又は離乳の日)の肉豚の価額に相当する金額とするが、当該日齢の子豚は家畜市場で取引されていないため、組合等が最寄りの家畜市場で取引される日齢の肉豚の平均価格及び増体重1キログラム当たりの生産費を用いて、次の方法により算定し(1,000円未満は、100円の位を四捨五入する。)、組合にあつては理事会に諮つて議決し、市町村にあつては市町村長が決定する。
- ウ 1頭当たりの肉豚の価額は、群単位引受方式にあつては原則として年度内は同一とし、農家単位引受方式にあつては共済掛金期間内は一定とする。

$$\begin{aligned} \text{1頭当たり} &= \text{家畜市場で取引される} && \text{子豚1キログラム当たり} \\ \text{肉豚の価額} &= \text{日齢の肉豚の価格} && \text{の生産費(190円)} \\ &\times \left[\begin{array}{l} \text{家畜市場で取引される} \\ \text{日齢の豚の体重} \end{array} - \begin{array}{l} \text{出生後第20日の日(又は} \\ \text{離乳の日)の豚の体重} \end{array} \right] \end{aligned}$$

〔算定例〕

最寄りの家畜市場で取引される子豚の日齢	70日齢
70日齢の豚の平均取引価格	約16,000円
70日齢の豚の体重	28キログラム
増体1キログラム当たり生産費	190円
(農業災害補償法施行規則第29条の9の2第3項の農林水産大臣が定める方法によること)	
20日齢の豚の価額 = 16,000円 - 190円 × (28 - 6)キログラム	
= 11,820円	
12,000円	

エ 共済価額は、群単位引受方式においては、群ごとの肉豚の価額の合計額であり、共済掛金期間中は変動しないが、農家単位引受方式においては、飼養している加入資格取得日齢を経過した肉豚の価額の合計額であり、牛、馬及び種豚の包括共済と同様に飼養頭数の変動に伴って変動することとなる。

ただし、異動通知は基準日ごとに行われるので、実際の共済価額の変動状況は基準日ごとに把握することとなる。

(10) 共済金額(法第114条、第150条の5の8)

共済金額は、群単位引受方式にあつては飼養群ごと、農家単位引受方式にあつては組合員等ごとに、共済価額に最低付保割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の8割を超えない範囲内において、組合員等が申し出た金額である。

ア 最低付保割合

最低付保割合は、肉豚の肥育による価額の増加を勘案して、他の共済目的より高く、4～6割と定められており、組合等はこの範囲内で最低付保割合を選んで共済規程等に規定する。

イ 共済金額の算出

実務上は、組合等は家畜共済掛金率一覧表に、1頭当たりの価額に最低付保割合を乗じて得た金額を下らず、共済価額の8割を超えない範囲内において1頭当たりの共済金額を表示し、そのうちから組合員等が申し出た金額に加入頭数を乗じて得た金額である。

ウ 年度ごとの最初の共済関係成立時において組合員等が申し出た1頭当たりの共済金額は、群単位引受方式においては、逆選択、道徳的危険等を防止するため、その年度中に成立する当該組合員等の他の包括共済関係においても同額とする。

エ 農家単位引受方式における共済金額

農家単位引受方式は、共済掛金期間を1年間として期首の現在飼養頭数で共済関係を成立させ、期中の異動及び事故により引受けの内容が変動することとなるので、肉豚以外の包括共済と同様に共済金額及び付保割合が変動することとなる。

(ア) 付保割合の増減

肉豚の出荷及び支払限度超過後の一般事故の発生により頭数が減少したとき又は子豚の加入資格取得により頭数が増加したときは、それによつて共済価額が増減するが、肉豚の場合異動が頻繁にあるため、その都度増減することは困難であることから基準日ごとに増減することとしているので、付保割合も基準日ごとに变化することとなる。

(イ) 共済金額の変更

- a 死亡事故により共済金が支払われたときは、次の基準期間の開始の時にその共済金に相当する金額を共済金額から減額する。したがって、同一の基準期間内は、付保割合は固定されることとなる。
- b (6)の工に示す理由による導入(権利義務の承継によるものを含む)、子豚の加入資格取得及び権利義務の承継により共済価額が増加したことに伴い、組合員等はその異動のあつた基準期間の開始の時に於ける付保割合の範囲内で共済金額を増額することができる。
- c 共済金額の増額の請求は異動のあつた次の基準期間の開始の時から2週間以内に、追加共済掛金の納入は増額請求の日から2週間以内に行わなければならない。なお、増額に係る責任は納入のあつた日の翌日から開始することとなる。
追加共済掛金の額は、10の(1)の工の方法によつて算出された増額請求をした日の翌日から月割りによつて計算した金額である。
- d 継続時においては、その時点で得られる最新の資料により現在飼養頭数を把握し、新たな共済金額を設定する。

(11) 共済金(法第114条、第114条の2、第116条、第150条の5の10)

共済金の計算方法は、肉豚以外の場合と同様であるが、群単位引受方式の場合は、共済金額及び共済価額は共済関係成立時のものを変更せず、また、肉豚が死亡した場合には残存物や補償金のないのが通常であるので、共済金の額は一般的には事故豚の引受時の1頭当たりの共済金額と同額となる(ただし、支払限度超過後の特定事故は除く)。

一方、農家単位引受方式の場合、付保割合は基準日を経過するごとに变化するが、基準期間内は一定であるので、共済金の支払額は基準期間内は一定となるが、基準期間ごとに変換することとなる。

なお、肉豚については肥育程度による評価が困難なこと及び豚価の変動が著しいことから、純損害額の計算に当たっては「事故の原因が発生した直前の価額」は評価しないこととしている。

(12) 待期間(法第118条、第150条の5の11)

農家単位引受方式についての待期間は、次のとおり取り扱う。

ア 新規引受家畜の待期間

共済責任の始まつた日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故については組合員等は共済金の支払いを請求することはできない。

ただし、次の場合は、この限りではない。

- (ア) 当該共済事故の原因が共済責任の始まつた後に生じたことが明らかな場合
- (イ) 当該事故豚が、その組合員等の飼養する母豚から出生し、農家単位引受方式の成立後に出生後第20日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日)を経過したものである場合(規則第47条の24第2号の場合に限る。)
- (ウ) 当該事故豚が群単位引受方式から農家単位引受方式に切り替えていた場合(規則第47条の24第3号の場合に限る。)
- (エ) 当該事故豚が農家単位引受方式から群単位引受方式に切り替えていた場合(規則第47条の24第4号の場合に限る。)

イ 追加引受家畜の待期間

農家単位引受方式において、共済掛金期間の中途において(6)の工に示す理由により肉豚を導入した場合及び権利義務の承継により共済目的である肉豚を譲り受けた場合は、当該肉豚については共済責任の始まつた日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故については共済金の支払いを請求することはできない。た

だし、次の場合は、この限りではない。

- (ア) 当該共済事故の原因が共済責任の始まつた後に生じたことが明らかな場合
- (イ) 権利義務の承継により同一組合等の他の特定包括共済に付されていた肉豚であつて、当該共済事故が生じた日の前日から起算して2週間以上前から譲渡人又は譲受人により当該組合等の特定包括共済に付されていた場合（規則第47条の24第5号の場合に限る。）

ウ 共済金額の増額の場合の待期間

共済掛金期間の継続時に共済金額が増額され、かつ、継続直後の付保割合が継続直前の共済掛金期間満了の日（以下「最後の基準日」という。）の付保割合よりも大きい場合、増額の日から2週間を待期間とし、その間に生じた共済事故について支払うべき共済金は継続直前の最後の基準日の付保割合により算定する。また、継続直後の付保割合が組合等で定める最低割合を超えて引き上げられた場合（共済規程等の定める最低付保割合がそれまでより高い割合に改正された場合であつて、かつ、継続直前の最後の基準日の付保割合が改正前の最低付保割合以上で改正後の最低付保割合未滿であつた場合に限る。）は、当該共済事故に対しては、当該最低付保割合を用いて支払うべき共済金を算定する。ただし、その共済事故の原因が共済金額の増額の日以降に生じたことが明らかな場合は、この限りではない。

エ 共済事故の選択制により拡大した事故についての待期間

農家単位引受方式において、組合員等が共済掛金期間の継続時に事故の拡大をした場合には、その変更の日から2週間を待期間とし、その間に生じた事故で新たに共済事故になつたものについては組合員等は共済金の支払いを請求することはできない。

(13) 免責（法第99条、第120条、第129条）

群単位引受方式については、事故発生時において、正当な理由がないのに、飼養群に所属する全ての肉豚が加入資格取得日齢に達しているにもかかわらず、加入申込みをしていない飼養群又は加入申込み後2週間を超えて共済掛金の払込みを行っていない飼養群が認められた場合は、他の共済関係についても共済金の全額を免責する。

(14) 権利義務の承継（法第150条の5の10）

農家単位引受方式について権利義務の承継があつた場合、承継した者が現に共済関係を成立させていたときは、当該組合員等に飼養されていた肉豚については2つの共済関係が成立することになり、各々の共済関係から支払われる共済金（独立責任額）の合計額が実損害額の100の80に相当する金額を超えるときは、実損害額の100分の80に相当する金額に独立責任額はその合計額に対する割合を乗じて得た額が、それぞれの共済関係から支払われる。

(様式例)

肉豚共済管理簿

平成 年 月 日							氏名			
日付	区分	産子頭数	離乳頭数	導入頭数	死亡頭数	出荷頭数	繁殖仕向頭数	現在頭数	母豚頭数	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										
31										
計										

(様式例)

肉豚共済異動通知書

平成 年 月 日

住所

氏名

印

平成 年 月 日 ~ 月 日の基準期間における異動状況は下記のとおりです。

産頭	子数	離頭	乳数	導頭	入数	死頭	亡数	出頭	荷数	繁仕向頭数	殖頭数	当月引受頭数	母頭	豚数

(注) 1. 肉豚共済管理簿(様式例)から転記する。なお、当該管理簿の写しをもってこれに代えることができる。

2. 「母豚頭数」欄には、新たな基準期間開始時の母豚の飼養頭数を記入する。

28 責任準備金

責任準備金の積立額は、規則第21条で規定されており、農業共済団体等の経理処理要領で家畜責任準備金と技術責任準備金とに分けて算出するように規定されているが、具体的には、次のような計算表に基づいて行うのが便利である。

(1) 1年期間加入（短期月数又は共済掛金期間中の共済金額増額の未経過月数が12か月のものを含む。）

加入月	A	係数(B)	A × B
4	円	1	円
5		2	
6		3	
7		4	
8		5	
9		6	
10		7	
11		8	
12		9	
1		10	
2		11	
		計	(a)
		a/12	円 (b)

Aの額（以下同様）

区分	保険関係	家畜責任準備金	技術責任準備金
組合等	イ	責任保留割合 共済掛金(甲+乙) × (0.1、0.2、0.3)	
	ロ	責任保留割合 共済掛金甲 × (0.1、0.2、0.3)	共済掛金乙(組合等保留)
連合会	イ	共済掛金(甲+乙) × 0.3	
	ロ	共済掛金甲 × 0.3	共済掛金乙(連合会保留)
特定組合	イ	共済掛金(甲+乙) × 0.5	
	ロ	共済掛金甲 × 0.5	共済掛金乙(特定組合保留)

(2) 短期加入及び共済掛金期間中の共済金額の増額（3月加入分を除く。）

共済掛金期間終了の月	A	係数(B)	A × B
4		1	
5		2	
6		3	
7		4	
8		5	
9		6	
10		7	
11		8	
12		9	
1		10	
		計	(c)
		C/12	円 (d)

(注) Aは年額で記入する。

上表はAは、共済掛金期間終了の月によつて正確に整理することは困難と思われるので、次表により加入の月と短期月数又は未経過月数とによつて共済掛金期間終了の月ごとの額を算出して差し支えない。

加入月	共 済 掛 金 期 間 終 了 の 月									
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
5	(11)									
6	(10)	(11)								
7	(9)	(10)	(11)							
8	(8)	(9)	(10)	(11)						
9	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)					
10	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)				
11	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)			
12	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)		
1	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	
2	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)
計										

(注) ()は短期月数又は未経過月数である。

(3) 肉豚の郡単位引受方式（3月加入分を除く。）

共済掛金期間終了の月	A	係数(B)	A × B
4		1	
5		2	
6		3	
7		4	
8		5	
9		6	
		計	(e)
		e/7	(f)

(注) 短期加入の場合のAは、短期係数を乗ずる前の額とする。

共済掛金期間終了の月によって正確に整理することは困難と思われるので、次表のように加入の月と共済掛金期間の月数とによって共済掛金期間終了の月ごとの額を算出して差し支えない。

加入月	共済掛金期間終了の月				
	4	5	6	7	8
10	(6~)				
11	(5)	(6~)			
12	(4)	(5)	(6~)		
1	(3)	(4)	(5)	(6~)	
2	(2)	(3)	(4)	(5)	(6~)
計	円	円	円	円	円

(注) ()は共済掛金期間の月数である。

(4) 3月加入分 (A) 円 (g)

(5) 責任準備金(b + d + f + g) 円

29 損害評価会（法第143条）

損害評価会においては、共済事故に係る損害の防止及び認定に関する重要事項について調査・審議する。

（1）損害評価会の調査・審議事項

ア 組合等（特定組合を除く。）

- （ア）家畜が共済に付されていること、損害が共済事故によつて生じたものであること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかの現地確認方法
- （イ）加入時の家畜の価額、肉皮等残存物の価額及び廃用家畜の価額の評価方法
- （ウ）特定損害防止事業の実施上の重要事項
- （エ）その他家畜共済の損害の額の認定又は損害防止事業に関する重要事項

イ 連合会及び特定組合

- （ア）家畜が共済に付されていること、損害が共済事故によつて生じたものであること及びその事故が特定事故によつて生じたものであるかどうかの現地確認方法
- （イ）家畜の価額、肉皮等残存物の価額及び廃用家畜の価額の評価基準
- （ウ）肉皮等残存物価額及び廃用家畜の価額の基準額算定に用いる基準単価及び生体取引の場合の処理経費
- （エ）通常必要とする診療の範囲
- （オ）医薬品の適用範囲
- （カ）特定損害防止事業の実施上の重要事項
- （キ）その他家畜共済の損害額の認定又は損害防止事業に関する重要事項

（2）損害評価会の運用

ア 組合等

- （ア）損害評価会に家畜共済部会を置く場合の家畜共済部会の委員（以下「委員」という。）の数は3名以上5名以下とする（ただし、事業規模が大きい組合等については、この限りではない。）。委員は、学識経験者のうちから次の各事項を参しやくして定める。
 - a 委員のうち1名は組合等の職員とする。
 - b 委員は、損害評価員と兼務であつても差し支えない。
 - c その組合等の共済家畜の診療に従事する者（aで選任された者を除く。）は、この会の性格にかんがみ、委員としない。
 - d 委員は獣医師であることを必要としない。
- （イ）損害評価会に家畜共済部会を置かない場合においても、損害評価会の委員は、（ア）のaからdまでを参しやくして選任するものとする。
- （ウ）組合等は、調査・審議すべき具体的事項を明記した文書を損害評価会に提出する。
- （エ）損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに組合等に通知するものとする。審議結果は、後日の事務に参考となるような事項を明記する方法をとること。

イ 連合会

- （ア）家畜共済部会の委員の数は3名以上9名以下とする。
- （イ）委員は、学識経験者のうちから次の各事項を参しやくして定める。
 - a 委員のうち少なくとも1名は、連合会の職員とするが、委員総数の3分の1を超えないものとする。
 - b 委員は損害評価員と兼務であつても差し支えない。
- （ウ）連合会は、調査審議すべき具体的事項を明記した文書を損害評価会に提出する。
- （エ）損害評価会は、提出された事項を調査・審議し、速やかに連合会に通知するも

のとする。また、審議結果には後日の事務に参考となるような事項を明記する方法をとること。

(オ) 連合会の損害評価会の委員は、組合等の損害評価会の委員を兼務することはできない。

30 市町村移譲（法第85条の4）

市町村が共済事業を実施することとなつた場合において、その公示とともに消滅する家畜共済の共済関係に係る未経過共済掛金及び未経過保険料の払い戻し方法並びにその後の事務処理は、次によるものとする。

なお、未経過再保険料の取扱いその他の事務処理についても同様とする。

また、市町村が共済事業を廃止して、農業共済組合が行うこととなつた場合の取扱いについてもこれに準ずる。

(1) 払い戻し方法

ア 市町村移譲の際、農業共済組合がその組合員に払い戻すべき未経過共済掛金の額には国庫負担部分が含まれているが、その国庫負担部分は同時に国庫に返還され、さらに市町村に加入した農家については新たに国庫負担することとなるため、事務取扱上は国庫負担額を含めずに未経過共済掛金及び未経過保険料を算出することとなる。

計算方法は、次の算式による。

(ア) 未経過共済掛金

$$\{(\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率}) - \text{国庫負担額}\} \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}}$$

(イ) 未経過保険料

$$\begin{aligned} & \text{「イ」の保険関係} \{ \{ (\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率「甲+乙」} \times \text{保険割合}) \\ & \quad + (\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率「丙」}) \} - \text{国庫負担額} \} \\ & \quad \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{「ロ」の保険関係} \{ \{ (\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率「甲」} \times \text{保険割合}) \\ & \quad + (\text{公示時の共済金額} \times \text{共済掛金率「丙」}) \} - \text{国庫負担額} \} \\ & \quad \times \frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}} \end{aligned}$$

(注) 1) 上記(ア)及び(イ)の算式において未経過月数は、市町村への共済事業の移譲に係る公示の日から共済掛金期間満了の日までの月数(公示の日から翌月の応答日の前日までを1か月とし、1か月未満の端数はこれを切り上げて1か月とする。)とする。

2) 共済金額は、公示時の頭数による病傷給付対象共済金額の限度額を超えているときは、「共済金額×共済掛金率」を「共済金額×共済掛金率(死廃)+公示時の頭数による病傷給付対象共済金額の限度額×共済掛金率(病傷)」とする。

3) 国庫負担額は(公示時の共済金額×共済掛金標準率×国庫負担割合)である。ただし、公示時の共済金額は、公示時の頭数による国庫負担対象共済金額の限度額を超えているときは、その国庫負担対象共済金額の限度額とする。

4) 「ロ」の保険関係であつて、連合会に技術料を保留している場合の未経過

技術料は、未経過保険料に準じて払い戻すものとする。

- 5) 多種包括共済に係る共済掛金率を組合等内一律に定めている場合、危険段階別に共済掛金率を定めている場合又は多種包括共済のうち、共済掛金率を組合等内一律に定めるとともに危険段階別の共済掛金率を定めている場合にあつてはア及び(注)の2)、3)において、「共済掛金率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金率」、「危険段階共済掛金率」又は「多種包括危険段階共済掛金率」と、「共済掛金標準率」とあるのをそれぞれ「多種包括共済掛金標準率」、「危険段階共済掛金標準率」又は「多種包括危険段階共済掛金標準率」と読み替えるものとする。

イ アにより農業共済組合及び連合会は、それぞれ未経過共済掛金及び未経過保険料を払い戻すことになるが、当該農業共済組合の組合員が、公示の前に市町村との間に新たに家畜共済の共済関係を結ぶ旨の意思表示をしたときは、次に掲げる方式によることができる。

- (ア) 組合員は、公示の日までに市町村に対し、公示の日付けをもつて家畜共済の加入申込みをする旨及び農業共済組合から払い戻しを受ける未経過共済掛金を第1回の共済掛金に当てる旨の意思表示を行うこと。

市町村は、公示の日までに当該組合員に対して、公示の日付けをもつて諾否を決定する旨の通知を行つておくこと。

- (イ) 農業共済組合、組合員及び市町村の三者で公示の日までに様式1による契約書を作成する。なお、契約書の日付けは公示の日付けにしておくこと。

農業共済組合が組合員に対して負っている未経過共済掛金を払い戻す債務を、市町村が引き受けることにする。

市町村は、当該市町村とあらためて家畜共済の共済関係の成立することとなる者から、第1回の加入者負担共済掛金の払込みを受ける権利と、によりその者が市町村に対して有することになる未経過共済掛金の払い戻しを受ける権利とを公示の日付けで相殺する。

- (ウ) 農業共済組合、連合会及び市町村の三者で、公示の日までに様式2による契約書を作成し、次のような取扱いをする。

農業共済組合は、連合会に対して有する未経過保険料の払い戻しを受ける権利を市町村に譲り渡す。

連合会は、市町村との間に新たに成立する家畜共済に係る保険関係についての保険料の払込みを受ける権利と、により市町村が連合会に対して有することとなる未経過保険料の払い戻しを受ける権利とを、公示の日付けをもつて相殺する。

契 約 書

村(市、町)(以下「甲」という。)、 農業共済組合(以下「乙」という。)
及び乙の組合員であつて農業災害補償法第85条の3第3項の公示があつた日(以下「公
示の日」という。)に、乙の家畜共済に付していた家畜を甲の家畜共済に付することと
なる者(以下「丙」という。)は、次のとおり契約する。

第1 甲は、乙が農業災害補償法第85条の4第3項の規定により、丙との間に存する家
畜共済の共済関係についてのまだ経過しない期間に対する共済掛金を丙に対して払
い戻さなければならない債務を、公示の日において引き受ける。

第2 丙は第1による引受けについて同意する。

第3 甲は、丙の家畜であつて、新たに甲との間に成立する家畜共済の共済関係に係る
ものについて第1回の共済掛金期間に対する共済掛金の払込みを受ける権利と、丙
が第1により甲に対して有する権利とを、公示の日付けをもつて相殺する。

平成 年 月 日

甲 住 所
村(市、町)
村(市、町)長

印

乙 住 所
農業共済組合
組合長理事

印

丙 住 所
住 所
住 所

印

印

印

契 約 書

農業共済組合連合会（以下「甲」という。） 村（市、町）（以下「乙」という。）及び 農業共済組合（以下「丙」という。）は、次のとおり契約する。

第 1 丙は、農業災害補償法第85条の 4 第 3 項の規定により、甲との間に存する家畜共済に係る保険関係についてのまだ経過しない期間に対する保険料の払い戻しを甲から受ける権利を、同法第85条の 3 第 3 項の公示があつた日（以下「公示の日」という。）に、乙に譲り渡す。

第 2 甲は、公示の日をもつて乙との間に新たに成立する家畜共済に係る保険関係について、乙から保険料の払込みを受ける権利と、乙が第 1 により甲に対して有する権利を相殺する。

平成 年 月 日

甲

住 所

農業共済組合連合会

会長理事

印

乙

住 所

村（市、町）

村（市、町）長

印

丙

住 所

農業共済組合

組合長理事

印

（ 2 ） 引受事務

ア 共済事業の移譲を受けた市町村（以下「市町村」という。）は、契約書に基づき農業共済組合との共済関係が消滅した家畜共済に係る保険関係について、未経過保険料の払い戻しを受けるため、様式 3 の「保険料還付請求書」に、当該農業共済組合が作成した様式 4 の「家畜共済消滅報告書」を添えて、連合会に提出する。

イ 市町村は、公示の日をもつて、当該農業共済組合との間に家畜共済の共済関係が成立していた組合員から、公示の日までに申し込まれた家畜共済の共済関係について引受けを行う。その引受けに係る「引受通知書」及び「引受通知書明細」は、他の新たに家畜共済の共済関係に付したものの引受通知書及び引受通知書明細とは別葉として「保険料還付請求書」及び「家畜共済消滅報告書」とともに連合会に提出する。

ウ 連合会は、「家畜共済消滅報告書」と「引受通知書」及び「引受通知書明細」により、市町村が納入すべき差額保険料がある場合には、納入させるための手続きを行う。

エ 連合会は、市町村からの保険料還付請求に基づいて、様式 5 の「再保険料還付請求書」及び「家畜共済消滅集計報告書」を作成して農林水産大臣に提出する。

オ 連合会は、イの「引受通知書」及び「引受通知書明細」に基づき、「引受集計通知書」及び「引受集計通知書明細」を市町村ごとに別葉にとりまとめ、「再保険料還付請求書」及び「家畜共済消滅集計報告書」とともに農林水産大臣に提出する。

カ 農林水産大臣は、「家畜共済消滅集計報告書」と「引受集計通知書」及び「引受集計通知書明細」により、連合会が納入すべき差額再保険料がある場合には、納入

手続を行う。

キ 市町村ごとの納入再保険料の額が還付再保険料請求の額に満たない場合は、再保険料還付請求の額に達するまで、当該市町村ごとの引受集計通知書及び引受集計通知書明細を別葉として提出する。

(提出すべき書類)

(ア) 保険関係

保険料還付請求書(様式3)

家畜共済消滅報告書(" 4)

家畜共済引受通知書

家畜共済引受通知書明細

1綴として、市町村から連合会に提出

(イ) 再保険関係

再保険料還付請求書(様式5)

家畜共済消滅集計報告書(家畜共済追加引受集計通知書及び家畜共済追加引受通知書明細を使用する。)

家畜共済引受集計通知書

家畜共済引受集計通知書明細

1綴として、連合会から農林水産大臣に提出

様式 3

保 険 料 還 付 請 求 書

農業共済組合連合会会長 殿

平成 年 月 日
村(市、町)長 印

農業災害補償法第85条の4及び平成 年 月 日付け契約書に基づき、別紙書類を添えて、下記によって金 円を請求いたします。

記

未経過保険料中、国庫負担部分を除いた額 円

- 別紙書類 (1) 家畜共済消滅報告書
(2) 家畜共済引受通知書及び家畜共済引受通知書明細(農業共済組合との間に成立していた共済関係であつて、公示の日をもつて市町村が引受けを行つた者についての引受通知書及び引受通知書明細)

様式 4

家畜共済消滅報告書

農業共済組合連合会会長 殿

平成 年 月 日

農業共済組合長 印

市 区 町 第 葉
郡 村

(公示の日 平成 年 月 日)

地区コード		組合等コード		包括共済対象家畜の種類		事故除外の区分	保険関係	イ・ロ	未経過月数	か月		
農家番号	組合員氏名	頭数	公示時の共済価額	割合	共済金額	病傷給付対象共済金額	未経過共済掛金				未経過保険料	未経過国庫負担額
							甲		乙	丙		
		円		円	円	死廃	病傷	円			円	円
		計										
~~~~~												
計	農家数											
		計										
		還付請求額		円		未経過組		円		未経過連合		円
		合計				合計				合計		

- (注) (1) 包括共済対象家畜の種類又は共済目的の種類ごとに作成する。  
 (2) 頭数及び共済金額は、公示時のものとする。  
 (3) 多種包括共済の場合は、病傷給付対象共済金額を下段に記入し、これを公示時の共済価額の割合であん分し、共済目的の種類別の額を算出する。  
 (4) 多種包括共済の共済掛金率を組合等内一律に定めている場合は、未経過共済掛金は下段のみ記入する。  
 (5) 肉用牛等(肥育用成牛のみ、又はその他の肉用成牛のみ)、一般馬、種豚及び肉豚については、「公示時の共済金額」及び「割合」欄を削り、下段のみ記入する。  
 (6) 上段は一般の共済掛金期間分、下段は未経過月数分を記入する。

様式 5

再 保 険 料 還 付 請 求 書

農林水産大臣 殿

番 号  
平成 年 月 日  
農業共済組合連合会会長 印

下記のとおり、共済事業の市町村移譲に伴う家畜再保険料について別紙書類を添えて  
金 円を請求いたします。

記

市町村名	移譲を行った組合		公示の日	未経過納入再保険料 の還付を請求する額
	地区コード	組合名		
				円

- 別紙書類 (1) 家畜共済消滅集計報告書  
(2) 家畜共済引受集計通知書（農業共済組合との間に成立していた共済関係であつて、公示の日をもつて市町村が引受けを行ったものに係る市町村ごとの引受集計通知書）

## 付録（ 7 の（ 1 ）のイの（キ）関係）

### 共済掛金期間中に胎児が授精等の後240日に達する可能性の判定基準例

共済掛金期間中に胎児が授精等の後240日に達する可能性の有無の判定はこの基準によるものとする。

#### 1 未経産牛

共済掛金期間開始の時ににおける当該牛の出生後の月齢(以下「出生月齢」という。)及び当該共済掛金期間満了までの月数(以下「残余期間」という。)ごとに、付表1のそれぞれ該当する出生月齢の欄、残余期間の項の数字0、1、2に応じて、胎児が授精等の後240日に達する可能性を、それぞれ0回、1回、2回とする。

(注) 付表1は、初回授精月齢を15か月齢、生理的空胎期間を40日とした場合の例であるから、これにより難しい場合は、組合等において一般的であり、かつ、適切と認められる初回授精月齢又は生理的空胎期間により補正を行い、付表1に準じた付表を作成すること。

#### 2 経産牛

共済掛金期間開始の時ににおける当該牛の授精等の後の経過月齢(以下「妊娠月齢」という。)及び残余期間ごとに、付表2のそれぞれ該当する妊娠月齢の欄、残余期間の項の数字0、1、2に応じて、胎児が授精等の後240日に達する可能性をそれぞれ0回、1回、2回とする。

(注) 付表2は、生理的空胎期間を40日とした場合の例であるから、これにより難しい場合は、組合等において一般的であり、かつ、適切と認められる生理的空胎期間により補正を行い、付表2に準じた付表を作成すること。

付表1

未経産牛（授精等年月日の判明するものを除く。）

残余期間 (月) 出生月齢 (月)												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
14	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
15	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
16	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
17	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
18	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
19	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
21	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
24	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2

付表2

経産牛（授精等年月日の判明する未経産牛を含む。）

残余期間 (月) 妊娠月齢 (月)												
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
2	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
3	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1
4	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
5	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2
10	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2

( 様式例 )

## 診療種別等通知書

氏名 様

診療家畜の個体番号又は共済番号(個体識別番号)

診療日 平成 年 月 日

種別等		治療に用いた動物用医薬品等の品名
第1 診察料	<input type="checkbox"/>	
第2 薬治料	<input type="checkbox"/>	
第3 文書料	<input type="checkbox"/>	
第4 検査料	<input type="checkbox"/>	
第5 注射料	<input type="checkbox"/>	
第6 処置料	<input type="checkbox"/>	
第7 指導料	<input type="checkbox"/>	
第8 手術料	<input type="checkbox"/>	
第9 入院料	<input type="checkbox"/>	

(該当する種別等についてチェックする:)

発行日 平成 年 月 日

住所(団体名)

獣医師名

- 1 種別等の欄は具体的な診療行為の記載をもってチェックに代えることができる。
- 2 「18 家畜診療所」の農業共済団体等家畜診療所運営規則(例)の事故外診療等通知書と兼ねることも差し支えないが、その場合は病傷事故外診療費等の内容及び料金の記入欄を設けること。

(様式例)

病傷事故診断書のチェックリスト(詳細)

番号	審査項目	チェック欄
I	<b>病傷事故診断書として必要とされる事項の審査</b>	
1	「番号」欄には、組合等が付した診断書整理番号(受付順の一連番号)を記入しているか	
2	「受付年月日」欄には、組合等が診断書を組合等で受け付けた年月日を記入しているか	
3	「共済責任開始年月日」及び「個体番号又は共済番号(個体識別番号)」欄は、組合等が個体整理簿から転記しているか	
4	「共済関係」、「組合等コード」、「組合員等コード」、「個体番号又は共済番号(個体識別番号)」、「共済目的の種類」、「生年月」、「事故除外区分」、「名号」、「毛色特徴」の各欄には必要事項を記入しているか	
5	「共済目的の種類」欄には、牛の子牛等を共済目的とする場合の出生子牛等の事故は「乳用子牛等」又は「その他の肉用子牛等」に「出生子牛」と付記しているか	
6	「性」欄には、乳用子牛等、肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛、その他の肉用子牛等、一般馬、種豚の場合に、雄、雌、去勢の別を記入しているか	
7	「最終分娩年月日」、「現在乳量」、「妊娠月数」の各欄には、該当事項を記入しているか	
8	「稟告」欄には、獣医師が求診された時に、患畜について、既往症、発病から初診に至るまでの状況及び経過、畜主のとした処置等について、聴取した事項を記入しているか	
9	「発病の原因」欄には、獣医師が稟告と診断結果とを総合して発病の原因と判断した事項を具体的かつ簡明に記入しているか	
10	「病傷名」欄には、単一の疾患によるものである場合には(1)に該当疾患の病名を記入しているか。また、複数の病態(合併症、継発症)によるものである場合には、担当獣医師が支配的と診断した疾患の病名を第一病名として(1)に記入し、合併症又は継発症を第二病名として(2)に記入しているか	
11	「病傷名」欄には、家畜共済事故病類別表で小分類まで設定されている疾病については、診断により小分類まで確定された場合には該当する小分類の項目を、確定できなかった場合は小分類の「その他」を( )を付して、病傷名に付記しているか	
12	「診療回数」欄及び「発病、初診、終診及び転帰年月日」欄には、「病傷名」欄の(1)及び(2)ごとに、その回数及び年月日を記入しているか	
13	「転帰年月日」欄には、治癒、死亡、法令殺、廃用又は中止となった年月日を記入しているか	
14	「転帰」欄は、該当文字に○印をしているか	
15	「現症・経過」欄には症状の概要を一診療ごとに簡明に記入しているか	
16	「治療内容」、「薬価」及び「点数」欄には、行った診療に応じて、それぞれ並列して記入しているか	
17	「治療内容」欄には、往診キロ数、行った診療の種別、診療点数表において薬価基準表に基づく増点規定のある種別について医薬品を使用した場合には、その品名と使用量を記入しているか	

18	「治療内容」欄には、組合員等が医薬品を提供した場合には、その旨を記入しているか	
19	指導を行った場合は、指導書を添付しているか	
20	「薬価」欄には、使用した医薬品の量に応じ薬価基準表によって計算された金額を記入しているか	
21	組合員等が提供した医薬品を使用して診療を行った場合には、組合員等が実際に負担した当該医薬品を購入額の使用量割合に基づく金額を記入しているか	
22	「点数(除薬価)」欄には、診療した種別ごとの診療点数を記入しているか(ただし、「イ」の保険関係においては、A点数を記入する必要はない。)	
23	「計」欄には、薬価、B点数及びA点数をそれぞれ合計して記入しているか	
24	「点数合計」欄には、薬価の合計額を10円で除した数(少数点以下は四捨五入し、その除した数が1に満たない場合は切り上げて1とする。)をそれぞれB点数、A点数に加えた点数を記入しているか	
25	「診療費」欄には、診療獣医師が組合員等から徴収する額より初診料を除いた額を記入しているか	
26	「初診料」欄には、診療獣医師が組合員等から徴収した初診料を記入しているか	
27	「年月日、住所(所属)、獣医師氏名」については、作成年月日及び獣医師の住所又は所属を明記し、署名捺印しているか	
28	「免責該当条項」欄には、免責に該当する場合は、共済規程(条例)の該当条項及び免責額を組合等が記入しているか	
29	「給付額」欄には、組合等が家畜共済病傷事故記録の「支払共済金」欄から支払共済金の額を転記しているか	
30	「取扱者印、年月日」欄には、審査に当たった組合等及び連合会の職員が捺印し、審査年月日を記入しているか	
<b>II</b>	<b>病傷事故給付基準に従った診療実施有無の審査</b>	
1	病傷事故の範囲及び通常必要とされる診療行為に対してのみ給付の対象としているか (「家畜共済の共済金の支払の対象となる疾病及び傷害」とは、獣医学的な意味での疾病及び傷害をいうのではなく、獣医師の治療を必要とする程度の、家畜としての機能に支障を来す異常な状態をいい、「通常必要とされる診療」とは、その病傷に対し、最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学会に認められ一般に普及しているものであり、効果の乏しい不経済な診療方法や効果の不確実な新しい診療方法等は含まれない。)	
2	結果的に健康検査、妊娠鑑定、通常分娩の助産等にすぎなかったものが共済金請求されていないか (診断の結果病傷ではないことが明らかなものについては共済事故とはならない。)	
3	一般に獣医技術を必要としないと認められる病傷に対する治療を損害の額に算入していないか (例:組合員等が加入家畜について通常すべき管理その他損害防止により処置できる程度の病傷に足す得る診療行為。)	
4	効果の期待できない治療を損害の額に算入していないか (例:余病を併発するおそれがないグラム陰性菌による疾病と確定した後に行われたペニシリン療法のような不合理な治療。)	

5	必要を超えて加えられる治療を損害の額に算入していないか (例: 治療しているにもかかわらず加えられる治療又は対処療法の範囲を超える保健栄養剤の投与のような行為。)	
6	治療の見込みのない病傷の治療を損害の額に算入していないか (例: 牛の結核病、馬の伝染性貧血等現在の獣医技術水準においては一般に治療の効果が望めない種類の疾病に対する利用。ただし、治療の見込みがないと診断された場合においても、それに併発した病傷のための残存物価額が著しく低下すると考えられるときは、これを防止するために応急的に行った最小限に診療についてはこの限りではない。)	
7	試験・研究を目的とする診療を損害の額に算入していないか (例: 試験・研究を目的とする診療、獣医学的に根拠の薄弱な特異な療法等。)	
8	他の安価な治療で治療し得ることが明らかな場合に行われる高価な治療を損害の額に算入していないか (例: 診療の経済性という観点から不適當な治療。他の高価な抗生物質で治療し得ることが明らかであるにもかかわらず、他の高価な抗生物質を用いた場合には、代替し得る安価な治療を超える部分は原則として共済金を支払わない。また、同一の医薬品について単位当たり価格が安価なものがあるにもかかわらず、単位当たり価格が高価なものを用いた場合には、その差額部分は原則として共済金を支払われない。)	
9	生命に関係がなく、また機能障害となるおそれのない病傷に対する治療を損害の額に算入していないか (例: 単純な皮膚病、少数の良性腫瘍等生命に影響がなく、また、機能障害となるおそれのない病傷に対する治療。)	
10	いわゆる二等乳症(酸高乳症、低酸度二等乳症等)、リポート・ブリーダー、潜在性乳房炎、ケトン血症、ケトン尿症等は共済事故に該当せず、これらの症状に対する治療を損害の額に算入していないか	
11	損害防止事業によって発見された病傷について、その時に行われた処置を損害の額に算入していないか (なお、当該事業によって発見された病傷について、その後治療を要するものについて治療を行ったときは、病傷事故として取り扱う。その後治療を要するものとは、病傷の原因が発生しているが病傷の徴候を現して放置した場合は病傷が重篤となって死傷事故が発生するおそれがあるため、治療が必要と認められる場合とする。)	
12	【第1 臨床病理検査の基準】 「家畜共済における臨床病理検査要領」を参考とするものとし、普遍的に診断意義が認められていない検査の応用がなされた場合及び病態からみて必要性が認められない検査はないか	
13	確定診断後、病態の経過からみて通常必要とされる範囲を超えて行われた検査はないか	
14	臨床病理検査の給付回数が、一病傷事故期間(初診から転帰まで)を通して、3回以上のものがないか (臨床病理検査は、診断、病勢経過及び治療判定の目的で行われるものであるため、給付回数は原則として3回を限度とする(ただし、繁殖障害にかかる直腸検査はこの限りではない。)が、検査内容及び病類によっては、その必要性が異なることから、「2 具体的基準」に掲げるものについては、当該基準による給付する。)	
15	乳汁簡易検査、又は尿検査は、原則として3回を限度に給付するが、検査間隔が3日(診療当日を含む。)以内に検査が行われていないか	
16	【第2 病名別給付基準】 対症療法他に有効な治療方法がない場合を除き、対症療法の	

	みに頼るような診療が行われていないか (診療に当たっては、原因療法を基本とした合理的な診療を行うことを原則とし、原因療法のみで効果のない場合等には対象療法を加えるべきである。ただし、治癒の見込みがないと診断された後、診療を加えなければ、残存物の有効な利用を図ることができないと判断される場合に、応急的に行った最小限の診療についてはこの限りではない。)	
17	臨床症状、検査結果、治療結果等からみて、治療効果が認められないにもかかわらず同様な治療が継続して行われていないか	
18	ケトーシス、消化器病、尿石症、長期在胎、胎盤停滞について、「2 具体的基準」に基づく給付が行われているか	
19	卵巣疾患について、基準で定める給付制限期間に行われた治療を給付対象としていないか (当該給付制限期間内に行われた「治療」(診療点数表の第2薬治料、第5注射料、第6処置料、第8手術料、第9入院料が該当する。)については、共済金の支払い対象とはならない。)	
20	子宮内膜炎について、基準で定める給付制限期間に行われた全ての診療を給付対象としていないか (当該給付制限期間内に行われた「診療」(診療点数表の第1診察料から第9入院料までの全ての診療その他の行為が該当する。)については、共済金の支払い対象とはならない。)	
21	乳房炎、関節炎、関節周囲炎、蹄病、栄養失調、過労について、基準に従って給付しているか	
22	<b>【第3 医薬品の給付基準】</b> 医薬品を薬事法第14条に基づき承認された効能・効果又は用法以外に使用した場合には給付外としているか	
23	薬事法第14条に基づき承認された用量を基準として損害額を算定しているか	
24	医薬品を併用した場合、併用によって著しい治療効果が期待できることが明らかな場合及び1種ではその目的が達成することが困難な場合を除き、併用した医薬品のうち最も安価はもの以外について給付していないか	
25	医薬品が所期の薬効を現さなかった場合は、無効であることが明らかになってから引き続き使用した医薬品について給付していないか	
26	局方医薬品及び一般名で薬価基準表に記載されている医薬品については、いずれかの製造(輸入販売)会社の医薬品が記載されている場合は、当該製造(輸入販売)会社の当該医薬品以外の医薬品について給付していないか	
27	解熱鎮痛消炎剤等、「2 薬効別基準」に従って使用した医薬品のみ給付しているか	
<b>Ⅲ</b>	<b>架空診療等による病傷事故共済金不正請求を防止するための審査</b>	
1	家畜共済加入家畜に対して実施された診療か	
2	個体番号、個体識別番号、耳標番号に不整合はないか	
3	共済責任期間中に実施された診療か	
4	待期間中に発生した事故に対して実施された診療か	
5	加入前にその原因が生じていた病傷に対して実施された診療か	
6	病傷事故を事故除外選択して加入していないか	
7	発病、初診、終診、又は転帰年月日の日付に不整合はないか	
8	診断年月日は転帰年月日以降の日付になっているか	
9	診断獣医師の署名筆跡、又は捺印欄の印影等が異なり、当該獣医師とは別の者が作成したと疑われる診断書はないか	

10	同一獣医師から、ある「病傷名」について、必要最低限の事項のみ修正し、ほぼ同一の「稟告・発病の原因」、「診療回数」、「現症・経過」、「治療内容」等が記載された診断書が不自然・かつ大量に作成されていないか	
11	同一獣医師から、一般的に当該共済目的には多発するとは考えられていない病傷名に対する診療を行ったとする診断書が不自然・かつ大量に作成されていないか	
12	病傷名等からみて、診療点数が著しく高くはないか	
13	「病傷名」を確定するに当たって、「稟告・発病の原因」、「現症・経過」、「治療内容」等にはその根拠となった畜主による聴取内容、獣医学的検査の実施・結果等が記述されているか	
14	「往診距離」には実走行距離が記載されているか	
15	同一獣医師から、比較的点数が高い胸部手術、第四胃左方変位整復手術等の腹部手術が大量に、又は継続して作成されていないか	
16	また、当該手術が実施された直後に死亡、又は廃用転帰をとった診断書が不自然、かつ大量に作成されていないか	
17	発病、初診、終診又は転帰年月日において、既に当該家畜が死亡、と畜、譲渡等がされており、診療の実施が疑わしいものはないか	
<b>IV</b>	<b>組合員等が診療その他の行為によって負担した額の審査</b>	
1	行った診療の種別は、家畜共済診療点数表に従った点数になっているか	
2	薬価は、薬価基準表に従った金額になっているか	
3	組合員等が提供した医薬品を使って診療が行われた場合、当該医薬品の購入額を購入伝票等の書類により確認したか	
4	また、この場合には組合員等が実際に負担した当該医薬品の購入額の使用量割合に応じた金額であり、かつ、薬価基準表の薬価を上限とした金額になっているか	
5	診断獣医師が指定獣医師であり、かつ、組合員等から代理受領を委任されていない、又は一般開業獣医師の診療を受けた場合、組合員等が診療その他の行為によって負担した費用を限度として共済金請求されていることを確認したか	
6	組合員等と獣医師が一定額による診療契約を締結している場合、組合員等が当該契約により獣医師に支払った（負担した）費用を限度として共済金を算定しているか	
7	病傷共済金支払限度額を超過していないか	

# 家畜共済の事務処理要領

# 家畜共済の事務処理要領

## - 目 次 -

### まえがき・・・165

#### 引受関係

##### [ 組合等 ]

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1 家畜共済の加入申込み・・・166 | 4 引受けの取りまとめ・・・166 |
| 2 加入申込みの承諾・・・166   | 5 権利義務の承継・・・167   |
| 3 異動に伴う処理・・・166    |                   |

##### [ 連合会 ]

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 引受けの取りまとめ・・・167 | 2 権利義務の承継・・・167 |
|-------------------|-----------------|

##### [ 特定組合 ]

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| 1 家畜共済の加入申込み・・・167 | 4 引受けの取りまとめ・・・167 |
| 2 加入申込みの承諾・・・167   | 5 権利義務の承継・・・167   |
| 3 異動に伴う処理・・・167    |                   |

#### 事故関係

##### [ 組合等 ( 特定組合を除く。 ) ]

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| 1 共済事故発生の通知・・・168 | 3 保険金の請求・・・168  |
| 2 死亡事故の確認・・・168   | 4 共済金の支払い・・・168 |

##### [ 連合会 ]

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| 1 死廃事故の確認・・・169           | 4 再保険金の返納申請・・・169 |
| 2 再保険金の請求・・・169           | 5 再保険金の差額請求・・・169 |
| 3 保険金 ( 病傷事故 ) の支払い・・・169 |                   |

##### [ 特定組合 ]

- |                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 1 共済事故発生の通知・・・169 | 4 共済金の支払い・・・170  |
| 2 死廃事故の確認・・・170   | 5 保険金の返納申請・・・171 |
| 3 保険金の請求・・・170    | 6 保険金の差額請求・・・171 |

##### [ その他 ]

- |                                   |                 |
|-----------------------------------|-----------------|
| 1 組合等診療所及び囑託<br>獣医師の診療に伴う処理・・・171 | 2 指導に伴う処理・・・171 |
|-----------------------------------|-----------------|

## 書類様式

### 1 引受関係

・包家畜共済加入申込書(肉豚以外)	[様式1-1]	172
・家畜共済加入申込書(肉豚・群単位引受方式)	[様式1-2-1]	175
・家畜共済加入申込書(肉豚・農家単位引受方式)	[様式1-2-2]	177
・個家畜共済加入申込書	[様式1-3]	179
・継続加入申込書	[様式1-4-1]	180
・継続加入申込書(肉豚・農家単位引受方式)	[様式1-4-2]	181
・包引受台帳	[様式2-1]	182
・包引受台帳(変更関係)	[様式2-1つづき]	183
・肉豚引受台帳(群単位引受方式)	[様式2-2-1]	184
・肉豚引受台帳(農家単位引受方式)	[様式2-2-2]	185
・個引受台帳	[様式2-3]	186
・家畜共済掛金等納入告知(分納通知)書 兼領収証書	[様式3]	187
・加入証兼内容通知書	[様式4-1]	188
・肉豚加入証兼内容通知書(群単位引受方式)	[様式4-2-1]	189
・肉豚加入証兼内容通知書(農家単位引受方式)	[様式4-2-2]	190
・個加入証兼内容通知書	[様式4-3]	191
・個体整理簿(異動状況表)	[様式5]	192
・家畜共済引受通知書	[様式6]	193
・家畜共済特定組合引受通知書	[様式6(特定組合用)]	194
・家畜共済引受通知書明細	[様式7-1]	195
・家畜共済追加引受通知書明細	[様式7-2]	196
・家畜共済引受集計通知書	[様式8]	197
・家畜共済引受集計通知書明細	[様式9-1]	198
・家畜共済追加引受集計通知書明細	[様式9-2]	199
・名義変更引受通知書	[様式10]	200
・特定組合名義変更引受通知書	[様式10(特定組合用)]	200
・名義変更引受集計通知書	[様式11]	201

### 2 事故関係

・共済事故発生簿	[様式13]	202
・死廃事故診断書(検案書)	[様式14]	203
・死廃事故認定書	[様式15]	205
・死亡事故確認書	[様式16-1]	208
・死亡事故確認書(牛の胎児及び出生子牛用)	[様式16-2]	210
・現地確認書(肉豚用)	[様式17]	212
・家畜共済死廃事故記録	[様式18-1]	214

・家畜共済死亡事故記録(肉豚・群単位引受方式)	[ 様式18 - 2 ]	215
・家畜共済死亡事故記録(肉豚・農家単位引受方式)	[ 様式18 - 3 ]	216
・病傷事故診断書	[ 様式19 ]	217
・家畜共済病傷事故記録	[ 様式20 ]	219
・家畜共済保険金請求書(死廃事故)	[ 様式21 ]	220
・家畜共済特定組合保険金請求書(死廃事故)	[ 様式21(特定組合用) ]	221
・保険金請求書明細(死廃事故)	[ 様式22 ]	222
・家畜共済保険金請求書(病傷事故)	[ 様式23 ]	223
・家畜共済特定組合保険金請求書(病傷事故)	[ 様式23(特定組合用) ]	224
・保険金請求書明細(病傷事故)	[ 様式24 ]	225
・家畜共済再保険金請求書(死廃事故)	[ 様式25 ]	226
・再保険金請求書明細(死廃事故)	[ 様式26 ]	227
・家畜共済再保険金請求書(病傷事故)	[ 様式27 ]	228
・再保険金請求書明細(病傷事故)	[ 様式28 ]	229
・家畜共済死廃事故共済金支払通知書	[ 様式29 ]	230
・家畜共済病傷事故共済金支払通知書	[ 様式30 ]	231
・家畜共済共済金支払通知書	[ 様式31 ]	232
・家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状	[ 様式32 ]	233
・家畜共済病傷事故共済金振込通知書(代理受領用)	[ 様式33 ]	234
・家畜共済病傷事故共済金支払通知書(代理受領用)	[ 様式34 ]	235
・診療通知書	[ 様式35 ]	236
・保険金支払通知書	[ 様式36 ]	237
・家畜共済再保険金返納申請書	[ 様式37 ]	238
・家畜共済特定組合保険金返納申請書	[ 様式37(特定組合用) ]	239
・家畜共済再保険金差額請求書	[ 様式38 ]	240
・家畜共済特定組合保険金差額請求書	[ 様式38(特定組合用) ]	241
・家畜共済免責同意書(理由書)	[ 様式39 ]	242
・指導書	[ 様式40 ]	244
( 参考 ) 事務処理の流れ図		246

## ま え が き

- 1 家畜共済に係る事務処理は、その的確迅速な処理を期するため、農業共済ネットワーク化情報システムにおける家畜共済システムにより統一的に行うこととする。
- 2 事務処理要領においては、共済、保険及び再保険関係について、機械化処理に係るもの及び機械化処理されていないものを含め、引受け及び事故の状況を明確にするための書類様式（入力様式を含む。以下同じ。）を示すこととする。
- 3 書類様式は、事務処理上の効果を勘案して、次の2つに区分して取り扱うものとする。
  - (1) 次の書類様式は、家畜共済システムにより出力されるものを用いることとする。
    - ア 家畜共済引受通知書及び明細
    - イ 家畜共済引受集計通知書及び明細
    - ウ 家畜共済保険金請求書及び明細（死傷事故、病傷事故）
    - エ 家畜共済再保険金請求書及び明細（死傷事故、病傷事故）
  - (2) (1)以外の書類様式は、都道府県の事情に応じて変更したものをを用いても差し支えないこととする。

この場合、様式例に示した事項は原則として全て記載するものとし、紙面の大きさ、項目の配置、項目の追加等は事情に応じて定めてよいこととする。
- 4 この要領においては、次の略語を用いた。

法	農業災害補償法
規則	農業災害補償法施行規則
組合	農業共済組合
連合会	農業共済組合連合会
特定組合	法第53条の2第4項の特定組合
組合等	農業共済組合、特定組合又は法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村
組合員等	農業共済組合の組合員又は法第85条の6第1項の共済事業を行う市町村との間に共済関係の存する者
共済規程等	共済規程又は共済事業実施に係る条例

## 引 受 関 係

### 〔 組 合 等 〕

#### 1 家畜共済の加入申込み

- ( 1 ) 組合等は、家畜共済の加入申込みをしようとする者に家畜共済加入申込書（様式 1 - 1 ~ 1 - 3）を正確に記入、捺印の上提出させる。
- ( 2 ) 肉豚以外の包括共済関係の継続引受時には、組合等は継続直前の引受状況を基に継続加入申込書（様式 1 - 4 - 1）を作成し、組合員等に示す。  
組合員等は、記載事項に誤りがなければ捺印して組合等に提出するが、飼養状況と相違するか又は誤りがある場合には組合等に通知する。
- ( 3 ) 肉豚の群単位引受方式については、組合等は引受確認の都度、現地確認書（様式 17）を 2 部作成し、1 部を家畜共済引受通知書に添付し、1 部を控とする。  
また、農家単位引受方式の継続引受時には、組合等は継続加入申込書（様式 1 - 4 - 2）を作成し、組合員等に示す。  
組合員等は継続時の飼養実態及び過去 3 か年の飼養状況等を基に継続加入申込書に必要事項を記入し、捺印の上組合等に提出する。

#### 2 加入申込みの承諾

- ( 1 ) 組合等は、新規加入（肉豚の農家単位引受方式を除く。）の場合には、加入申込書が提出されたときは、引受審査を行い、飼養頭数との相違がなく、引受けを拒否する理由がなければ加入申込みを承諾する。また、組合等は、肉豚の農家単位引受方式による新規加入の場合には、加入申込書が提出されたときは、引受審査を行い、組合員等の申告内容が適正であり、引受けを拒否する理由がなければ加入申込みを承諾する。
- ( 2 ) 引受審査の結果、不備があれば加入申込者にその事実を明示して、加入申込書の訂正を行わせ、加入申込みを承諾しない場合には、その旨を加入申込者に通知する。
- ( 3 ) 組合等は、引受審査後、引受けの内容を確定したときは、承諾する旨の通知書を加入申込者に送付し、加入申込者からの共済掛金受領後、引受台帳（様式 2 - 1 ~ 2 - 3）を作成する。
- ( 4 ) 組合等は（ 3 ）による承諾の通知を行う場合には、払い込むべき共済掛金の額、払込期限及び払込場所を記載した書面（様式 3）をもつて行う。
- ( 5 ) 組合等は、加入申込者から共済掛金が払い込まれたことを確認後、速やかに加入証兼内容通知書（様式 4 - 1 ~ 4 - 3）を加入申込者に交付する。

#### 3 異動に伴う処理

- ( 1 ) 組合等は、組合員等から異動通知（肉豚に係るものを除く。）を受けたときは、異動状況を現地において確認し、引受台帳及び個体整理簿（異動状況表）（様式 5）を変更（整理）した上で、新たな個体整理簿を組合員等に交付する。また、農家単位引受方式の肉豚については、組合等は、基準日ごと肉豚共済異動通知書により異動通知が確実に行われるよう組合員等を指導するとともに、提出された肉豚共済異動通知書の内容を検証し、引受台帳を変更した上で、次の基準期間開始時の引受状況を組合員等に通知（引受台帳の写しを交付する。）する。
- ( 2 ) 継続引受時には、組合等は飼養状況を現地において確認し、引受台帳及び個体整理簿の記載内容に変更があれば訂正した上で、新たな加入証兼内容通知書及び個体整理簿を組合員等に交付する。また、肉豚の農家単位引受方式の継続引受時には、組合等は継続時の飼養実態及び過去 3 か年の飼養状況等を基に組合員等の申請内容を検証した上で、新たな加入証兼内容通知書を組合員等に交付する。

#### 4 引受けの取りまとめ

組合等は、引受台帳及び個体整理簿に基づいて、毎月の引受けの状況を取りまとめ、

家畜共済引受通知書（様式6）を作成し、一般期間と追加引受けの別ごとに作成した家畜共済引受通知書明細（様式7-1）データ及び家畜共済追加引受通知書明細（様式7-2）データとともに速やかに連合会に提出する。

ただし、家畜共済引受通知書明細データについては、磁気媒体等によるものとする。

#### 5 権利義務の承継

権利義務の承継があり、納入保険料が増額した場合、譲渡人との間に家畜共済の共済関係の存する組合等は、名義変更引受通知書（様式10）を2部作成し、連合会に1部提出し、1部を組合等の控とする。

### 〔連合会〕

#### 1 引受けの取りまとめ

連合会は、組合等から提出された家畜共済引受通知書明細データに基づいて、家畜共済引受集計通知書（様式8）を作成し、一般期間と追加引受けの別ごとに作成した家畜共済引受集計通知書明細（様式9-1）データ及び家畜共済追加引受集計通知書明細（様式9-2）データとともに原則として引受月の翌々月の10日までに農林水産省に提出する。

ただし、家畜共済引受集計通知書明細データについては、磁気媒体等によるものとする。

#### 2 権利義務の承継

名義変更引受通知書の提出を受けた連合会は、速やかに名義変更引受集計通知書（様式11）を4部作成し、2部を農林水産省、1部を都道府県に提出し、1部を連合会の控とする。

### 〔特定組合〕

#### 1 家畜共済の加入申込み

〔組合等〕の取扱いに準ずる。

#### 2 加入申込みの承諾

〔組合等〕の取扱いに準ずる。

#### 3 異動に伴う処理

〔組合等〕の取扱いに準ずる。

#### 4 引受けの取りまとめ

特定組合は、引受台帳及び個体整理簿に基づいて、毎月の引受けの状況を取りまとめ、家畜共済特定組合引受通知書（様式6）を作成し、一般期間と追加引受けの別ごとに作成した家畜共済特定組合引受通知書明細（様式7-1）データ及び家畜共済特定組合追加引受通知書明細（様式7-2）データとともに原則として引受月の翌々月の10日までに農林水産省に提出する。

ただし、家畜共済特定組合引受通知書明細データについては、磁気媒体等によるものとする。

#### 5 権利義務の承継

権利義務の承継があり、納入保険料が増額した場合、譲渡人との間に家畜共済の共済関係の存する特定組合は、特定組合名義変更引受通知書（様式10）を4部作成し、2部を農林水産省、1部を都道府県に提出し、1部を特定組合の控とする。

## 事故関係

[組合等(特定組合を除く。)]

### 1 共済事故発生の通知

組合等は、組合員等から共済事故発生通知があつたときは、共済事故発生簿(様式13)に事故の内容を記録する。

### 2 死亡事故の確認

(1) 死亡事故については、組合等は死廃事故診断書(検案書)(様式14)の提出があつたときは、現地確認を行い、死亡事故確認書(様式16-1、16-2)を2部作成し、1部を保険金請求書に添付し、1部を控えとする(連合会獣医師職員が確認に立ち会つたときは、作成する必要はない。)

(2) 肉豚においては、組合等は事故確認の都度、現地確認書(肉豚用)(様式17)を2部作成し、1部を保険金請求書に添付し、1部を控えとする。なお、引受確認を同時に行つた場合は3部作成し、1部を引受通知書にも添付する。

### 3 保険金の請求

(1) 組合等は、肉豚以外にあつては死亡事故確認書及び死廃事故認定書(様式15)に基づいて家畜共済死廃事故記録(様式18-1)を、肉豚にあつては現地確認書(肉豚用)に基づいて家畜共済死亡事故記録(肉豚・群単位引受方式)(様式18-2)又は家畜共済死亡事故記録(肉豚・農家単位引受方式)(様式18-3)を作成した上で、家畜共済保険金請求書(死廃事故)(様式21)を作成し、保険金請求書明細(死廃事故)(様式22)データとともに速やかに連合会に提出する。

ただし、保険金請求書(死廃事故)明細データについては磁気媒体等によるものとする。

(2) 組合等は、病傷事故診断書(様式19)(診療通知書及び保険金支払通知書を含む。)の提出があつたときは、家畜共済病傷事故記録(様式20)を作成し、共済金給付限度残額等の内容を整理する。

(3) 組合等は、連合会の病傷事故集合審査を受けた後、毎月の病傷事故の状況を取りまとめ、家畜共済保険金請求書(病傷事故)(様式23)を作成し、保険金請求書明細(病傷事故)(様式24)データとともに速やかに連合会に提出する。

ただし、保険金請求書(病傷事故)明細データについては磁気媒体等によるものとする。

(4) 免責基準の定められていない免責を行う場合、組合等は、理事過半数の同意を得て(市町村の場合には、市町村長の決定を得て)家畜共済免責同意書(理由書)(様式39)を4部作成し、死廃事故にあつては診断書(検案書)及び認定書の写しを添えて連合会、都道府県及び農林水産省に1部ずつ提出し、1部を組合等の控えとする(連合会が独自に保険金について免責する場合には3部作成する。)

### 4 共済金の支払い

(1) 組合等が死廃事故共済金を支払うときは、家畜共済死廃事故共済金支払通知書(様式29)を作成し、組合員等に送付する。

(2) 組合員等が指定獣医師の診療に係る病傷事故共済金の受領を当該指定獣医師に委任するときは、組合員等は家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状(様式32)を作成し、組合等に提出する。

(3) 組合等が家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状により、組合員等から病傷事故共済金の受領の委任を受けた指定獣医師に対し、病傷事故共済金を口座振込により支払つたときは、家畜共済病傷事故共済金振込通知書(代理受領用)(様式33)を当該指定獣医師に送付し、直接手渡す場合には、家畜共済病傷事故共済金支払通知書(代理

受領用)(様式34)を送付する。

- (4) 組合等が病傷事故共済金を支払ったときは、家畜共済病傷事故共済金支払通知書(様式30)を組合員等に送付する。
- (5) 組合等が共済金を組合員等に現金で支払う場合には、家畜共済共済金支払通知書(様式31)を組合員等別に作成し、組合員等に送付する。

[ 連合会 ]

1 死廃事故の確認

連合会獣医職員は死廃事故の認定の都度、死廃事故認定書(様式15)を2部作成し、1部を組合等に提出し、1部を控えとする。

2 再保険金の請求

連合会は、組合等から提出された死廃事故及び病傷事故の保険金請求書明細データに基づいて、家畜共済再保険金請求書(死廃事故)(様式25)及び家畜共済再保険金請求書(病傷事故)(様式27)それぞれ4部を作成し、そのうち1部は控えとし、1部は都道府県に、2部は再保険金請求書明細(死廃事故)(様式26)データ及び再保険金請求書明細(病傷事故)(様式28)データとともに、事故月の翌々月の15日までに農林水産省に提出する。

ただし、再保険金請求書明細データについては、死廃事故は集計データ及び個別データとするが、病傷事故は、通常は集計データを磁気媒体等により提出するものとし、必要に応じて個別データを送付するものとする。

3 保険金(病傷事故)の支払い

連合会の診療所又は嘱託獣医師が診療を行つた病傷事故について、転帰の日の属する月ごとに保険金支払通知書(様式36)を3部作成し、連合会と組合員等の加入する組合等に1部ずつ提出し、1部を診療所又は嘱託獣医師の控えとする。当初の入力は使用点数までとし、集合審査の後、支払共済金等を入力する。

なお、組合等が共済責任を保留している場合、組合等から徴収する額は組合等徴収額欄に記入する。

4 再保険金の返納申請

家畜共済再保険金を返納するときは、家畜共済再保険金返納申請書(様式37)を作成し、支払いを受けた再保険金請求書明細データの出力帳票の訂正個所の上段に訂正後の金額等を併記したものを添付し、農林水産省に2部、都道府県に1部提出し、1部を控えとする。

なお、更新した再保険金請求書明細データ(磁気媒体等による)についても同時に提出するものとする。

5 再保険金の差額請求

家畜共済再保険金の差額を請求するときは、家畜共済再保険金差額請求書(様式38)を作成し、支払を受けた再保険金請求書明細データの出力帳票の訂正個所の上段に訂正後の金額等を併記したものを添付し、農林水産省に2部、都道府県に1部提出し、1部を控えとする。

なお、更新した再保険金請求書明細データ(磁気媒体等による)についても同時に提出するものとする。

[ 特定組合 ]

1 共済事故発生の通知

特定組合は、組合員から共済事故発生通知があつたときは、共済事故発生簿(様式13)に事故の内容を記録する。

## 2 死廃事故の確認

- (1) 死廃事故については、特定組合は死廃事故診断書(検案書)(様式14)の提出があつたときは、現地確認を行い、死亡事故にあつては死亡事故確認書(様式16-1、16-2)を作成した後、獣医職員が死廃事故確認書(様式15)を作成する。廃用事故及び待期間中の事故等獣医師の立会を必要と認めた死亡事故については獣医職員が死廃事故確認書を作成する。なお、死亡事故に獣医職員が立ち会つた場合は、死亡事故確認書を作成する必要はない。
- (2) 肉豚においては、特定組合は事故確認の都度、現地確認書(肉豚用)(様式17)を作成する。特定包括共済関係にあつて事故除外を選択している組合員における死亡事故の確認を行つたときは、獣医職員が現地確認書(肉豚用)を作成する。  
なお、農林水産省が必要と認めた場合はその写しを提出する。

## 3 保険金の請求

- (1) 特定組合は、肉豚以外にあつては死廃事故確認書に基づいて、家畜共済死廃事故記録(様式18-1)を、肉豚にあつては現地確認書(肉豚用)に基づいて家畜共済死亡事故記録(肉豚・群単位引受方式)(様式18-2)又は家畜共済死亡事故記録(肉豚・農家単位引受方式)(様式18-3)を作成した後、家畜共済特定組合保険金請求書(死廃事故)(様式21)を4部作成し、そのうち1部は控とし、1部は都道府県に、2部は保険金請求書明細(死廃事故)(様式22)データとともに速やかに(事故月の翌月の15日までに)農林水産省に提出する。  
ただし、保険金請求書(死廃事故)明細データについては磁気媒体等によるものとする。
- (2) 特定組合は、病傷事故診断書(様式19)(診療通知書を含む。)の提出があつたときは、家畜共済病傷事故記録(様式20)を作成し、共済金給付限度残額等の内容を整理する。
- (3) 特定組合は、病傷事故審査を行つた後、毎月の病傷事故の状況を取りまとめ、家畜共済特定組合保険金請求書(病傷事故)(様式23)を4部作成し、そのうち1部は控とし、1部は都道府県に、2部は保険金請求書明細(病傷事故)(様式24)データとともに速やかに(事故月の翌々月の15日までに)農林水産省に提出する。  
ただし、保険金請求書(病傷事故)明細データについては磁気媒体等によるものとし、必要に応じて個別データを送付するものとする。
- (4) 免責基準の定められていない免責を行う場合、特定組合は、理事過半数の同意を得て家畜共済免責同意書(理由書)(様式39)を3部作成し、死廃事故にあつては診断書(検案書)及び確認書の写しを添えて都道府県及び農林水産省に1部ずつ提出し、1部を控えとする。

## 4 共済金の支払い

- (1) 特定組合が死廃事故共済金を支払うときは、家畜共済死廃事故共済金支払通知書(様式29)を作成し、組合員に送付する。
- (2) 組合員が指定獣医師の診療に係る病傷事故共済金の受領を当該指定獣医師に委任するときは、組合員は家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状(様式32)を作成し、特定組合に提出する。
- (3) 特定組合が家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状により、組合員から病傷事故共済金の受領の委任を受けた指定獣医師に対し、病傷事故共済金を口座振込により支払つたときは、家畜共済病傷事故共済金振込通知書(代理受領用)(様式33)を当該指定獣医師に送付し、直接手渡す場合には、家畜共済病傷事故共済金支払通知書(代理受領用)(様式34)を送付する。

- (4) 特定組合が病傷事故共済金を支払ったときは、家畜共済病傷事故共済金支払通知書(様式30)を組合員に送付する。
- (5) 特定組合が共済金を組合員に現金で支払う場合には、家畜共済共済金支払通知書(様式31)を組合員別に作成し、組合員に送付する。
- 5 保険金の返納申請  
[ 連合会 ] の「4 再保険金の返納申請」に準ずる。
- 6 保険金の差額請求  
[ 連合会 ] の「5 再保険金の差額請求」に準ずる。

[ その他 ]

- 1 組合等診療所及び嘱託獣医師の診療に伴う処理  
組合等の診療所又は嘱託獣医師は、自ら診療を行つた病傷事故について、転歸の日の属する月ごとに診療通知書(様式35)を2部作成し、1部を組合員等の加入する組合等に提出し、1部を診療所又は嘱託獣医師の控とする。
- 2 指導に伴う処理  
診療担当獣医師が定められた疾病に対して指導を行つた場合は、当該獣医師が指導書(様式40)を作成し、1部を指導した時点で組合員等へ交付し、1部を病傷事故診断書に添付するとともに、農業共済団体等の診療所の場合は1部を控とする。

### Ⅲ 書類様式

1. 引受関係

○様式1-1

## (包) 家畜共済加入申込書 (肉豚以外)

平成 年 月 日

農業共済組合長  
(市町村長)

殿

住所

市  
群

町  
字  
村

氏 名



下記の家畜を引受けされたく定款及び共済規程(条例)を了知した上、申し込みます。

		頭数	所 有 別 管 理	事 故 除 外 区 分 [ 乳牛の雌等： 飼養頭数6頭以上かつ 飼養経過年数5年以上の場合 乳牛の雌等以外： 飼養経過年数5年以上の場合 ]	子 牛 等 選 択 区 分	無 資 格 家 畜	飼 養 場 所
乳牛の雌等	成 乳 牛	頭	所 有 管 理	事 故 除 外 し な い  1 号 ・ 2 号 ・ 5 号		頭	
	育 成 乳 牛						
	乳用子牛等						
	胎 児						
肉用牛等	肥育用成牛	頭	所 有 管 理	事 故 除 外 し な い  1 号 ・ 2 号 3 号 ・ 5 号		頭	
	肥育用子牛						
	そ の 他 の 肉 用 成 牛						
	そ の 他 の 肉 用 子 牛 等						
	胎 児						
	一 般 馬		所 有 ・ 管 理	事 故 除 外 し な い 1 号 ・ 2 号 ・ 5 号	/		
	種 豚		所 有 ・ 管 理	事 故 除 外 し な い 1 号 ・ 2 号 4 号 ・ 5 号	/		

〔 確約事項 〕

- 1 加入申込時及び継続加入時には、現に飼養する加入資格のある家畜の頭数を誤りなく申し出て全頭加入します。
- 2 家畜の導入、出荷、加入資格取得等により飼養頭数に異動が生じたときは、遅滞なく組合等に通知します。
- 3 上記事項を履行しなかったことにより共済金の返還を求められたときは、返還します。

〔 注意事項 〕

- 1 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 2 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出て下さい。

(裏)

1 一般的な参考事項(申込家畜個体ごとの共済関係内容、掛金納入方法等)

2 乳牛の雌等に係る参考事項

母牛 番号	名 号	生年月日	前回の分 娩年月日	左の日 後の授 精回数 回	最終授精 年月日	妊娠の鑑定	
						済・未	結 果
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不

3 肉用牛等に係る参考事項

母牛 番号	名 号	生年月日	前回の分 娩年月日	左の日 後の授 精回数 回	最終授精 年月日	妊娠の鑑定	
						済・未	結 果
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不
						済・未	妊・不

**(注意)**

- 1 「成乳牛」及び「育成乳牛」の欄には、「乳用成牛」を共済目的とする地域においても、「事務取扱要領」の「1 共済目的の種類」に掲げる「成乳牛」及び「育成乳牛」に相当する牛の頭数を記入する。
- 2 胎児の「頭数」欄には、胎児（共済掛金期間中に授精又は受精卵移植（種付を含む。以下「授精等」という。）の後240日に達する可能性のある牛の胎児をいう。以下同じ。）数を記入する。
- 3 「所有管理別」欄については、加入申込者の所有家畜（家畜には胎児を含む。以下同じ。）が管理家畜かを選択し、管理家畜については、所有者の住所及び氏名を別に記録しておくこと。
- 4 「事故除外区分」欄については、該当する項目に をする。  
なお、1号～5号において、それぞれ除外することができる事故の種類は次のとおりとなっている。  
1号：火災、伝染病又は自然災害による死廃事故以外の死廃事故  
2号：火災、伝染病又は自然災害による死廃事故以外の死廃事故及び病傷事故の全部  
3号：行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故  
4号：行方不明に係る廃用事故以外の廃用事故及び病傷事故の全部  
5号：病傷事故の全部
- 5 「子牛等選択区分」欄には、子牛等を選択する場合には を、選択しない場合には×を記入する。
- 6 「無資格家畜」欄には、包括共済対象家畜の種類ごとに無資格家畜の頭数を記入する。  
ただし、子牛等を共済目的とする場合にあっては、記入する必要はない。
- 7 「飼養場所」欄には、飼養する場所が住所地と異なる場合に、その場所の所在地を記入する。
- 8 包括共済関係の加入を拒否され、個別共済関係に加入するものにあつては新たに申込書を作成することなくすでに提出した申込書をもつてこれに代えることができる。
- 9 加入申込家畜の個体ごとの共済関係の内容、掛金納入の方法等については、必要に応じ裏面に記載することができる。また、子牛等を共済目的とする場合にあっては、加入申込家畜について前回の分娩年月日、その後の授精回数等を裏面に記入する。

## 家畜共済加入申込書（肉豚・群単位引受方式）

平成 年 月 日

農業共済組合長  
（市町村長）

殿

住所 市 町 字  
群 村

氏 名



下記の肉豚を引受けされたく定款及び共済規程（条例）を了知した上、申し込みます。

1頭当たり共済金額		円		年間出荷予定頭数		頭
申込年月日	資格取得・ 導入年月日	頭数	生年月日	離乳年月日	所 有 管理別	飼養場所
		頭			所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	
					所有・管理	

〔確約事項〕

- 1 貴組合（市町村）が引受け及び事故の確認等を行う際には、豚舎への立ち入りを拒否しません。
- 2 飼養群内の全ての肉豚が生後20日に達したとき（その日に離乳していないときは離乳した日）又は肥育用もと豚を導入したときは、貴組合（市町村）に通知して加入を申し込み、遅滞なく共済掛金を払い込みます。
- 3 肉豚の生産、導入、離乳、死亡、販売、繁殖仕向け等の異動の状況を記録し、貴組合（市町村）から要求のあつたときは提示します。

〔注意事項〕

- 1 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 2 記入事項に誤り又は変更があつた場合には速やかに届け出て下さい。

**(注意)**

- 1 「1頭当たり共済金額」欄には、組合員等が選択した1頭当たり共済金額を記入する。
- 2 「申込年月日」欄には、飼養群ごとの申込年月日を記入する。
- 3 「資格取得・導入年月日」欄には、飼養群内の全ての肉豚が加入資格取得日齢に達した年月日又は飼養群の導入年月日を記入する。
- 4 「頭数」欄には、飼養群ごとに頭数を記入する。
- 5 「生年月日」欄には、飼養群内で最後に加入資格取得日齢に達した豚の生年月日を当該飼養群の生年月日とし、これを記入する。
- 6 「離乳年月日」欄には、飼養群が離乳した年月日を記入する。
- 7 「所有管理別」欄には、加入申込者の所有家畜か管理家畜かを選択し、管理家畜については、所有者の住所及び氏名を別に記録しておくこと。
- 8 「年間出荷予定頭数」欄には、年間出荷予定頭数を記入する。
- 9 「飼養場所」欄には、飼養する場所が住所地と異なる場合に、その場所の所在地を記入する。

家畜共済加入申込書（肉豚・農家単位引受方式）

平成 年 月 日

農業共済組合長  
（市町村長）

殿

住所 市 町 字  
群 村

氏 名



下記の肉豚を引受けされたく定款及び共済規程（条例）を了知した上、申し込みます。

現在有資格頭数	出荷予定頭数	事故除外区分 〔飼養頭数200頭以上かつ 飼養経験年数5年以上の場合〕		
		事故除外する ・ 事故除外しない		
母豚常時飼養頭数	現在母豚頭数	分納回数	付保割合	
飼養場所				
畜舎種類別敷地面積				
母豚舎	分娩舎	離乳舎	育成舎	肥育舎
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

〔過去の飼養状況〕

	年	年	年
一腹当たり平均産子数			
年間平均分娩回数			
子豚の死亡率			
出荷頭数			
肥育回転率			

〔確約事項〕

- 1 加入申込時及び継続加入時には、現に飼養する加入資格のある肉豚の頭数を全頭加入します。
- 2 貴組合（市町村）が、引受け及び事故の確認等を行う際には、豚舎への立入りを拒否しません。
- 3 肉豚の生産、導入、離乳、死亡、販売、繁殖仕向け等の異動の状況を記録し、基準日ごとに遅滞なく通知します。

〔注意事項〕

- 1 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 2 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出て下さい。

**(注意)**

- 1 「現在有資格頭数」欄には、加入資格のある肉豚の現在頭数（加入申込頭数）を記入する。
- 2 「年間出荷予定頭数」欄には、加入した年の1年間に出荷する予定頭数を記入する。
- 3 「事故除外区分」欄については、該当する項目に をする。
- 4 「母豚常時飼養頭数」欄には、年間を通じて常時飼養されている母豚の頭数を記入する。
- 5 「現在母豚頭数」欄には、現在飼養されている母豚の頭数を記入する。
- 6 「分納回数」欄には、共済掛金の分納を希望する場合に希望する分納回数を記入する。
- 7 「付保割合」欄には、選択する付保割合を記入する。
- 8 「飼養場所」欄には、飼養する場所が住所地と異なる場合に、その場所の所在地を記入する。
- 9 「畜舎種類別敷地面積」欄には、畜舎の種類ごとの敷地面積を㎡単位の整数で記入する。
- 10 「過去の飼養状況」の各欄には、直近3年間の実績を記入する。

①

# 家畜共済加入申込書

平成 年 月 日

農業共済組合長  
(市町村長)

殿

住所

市  
群

町  
字  
村

氏 名

②

下記の家畜を引受けされたく定款及び共済規程（条例）を了知した上、申し込みます。

共済目的の種類	頭 数	飼 養 場 所
乳用種種雄牛		
肉用種種雄牛		
種 雄 馬		

## 申込家畜の内訳

番 号	名 号	生 年 月 日	所有管理別	毛 色 ・ 特 徴
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	
			所 有 ・ 管 理	

〔注意事項〕

- 1 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。
- 2 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出て下さい。

(注意) 種雄牛馬についてのみ用い、記載の方法は包括共済関係に係るものに準ずる。



平成 年度 継続加入申込書 (肉豚・農家単位引受方式)

農業共済組合長(市長村長)

殿

下記の家畜を引受けされたく定款及び共済規程(条例)を了知した上、申し込みます。

平成 年 月 日

住所	
氏名	印
電話	
金融機関	
種別	
口座番号	
口座名義	

[確約事項]

- 1 現に飼養する加入資格のある肉豚の頭数を誤りなく申し出て全頭加入します。
- 2 貴組合(市町村)が、引受け、事故の確認等を行う際には、豚舎への立入りを拒否しません。
- 3 肉豚の生産、導入、離乳、死亡、販売、繁殖仕向け等の異動の状況を記録し、基準日ごとに遅滞なく通知します。
- 4 上記事項を履行しなかったことにより共済金の返還を求められたときは、返還します。
- 5 重要事項説明書を了知した上で申し込みます。

平成 年 月 日 作成

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分
頭数	共済価額	共済金額	付保割合

事故除外	死亡限度適用除外	料率地域	賦課率地域	危険段階		短期月数	引受区分
				(1)	(2)		

共済掛金 期間開始	共済掛金 期間満了	分 回 納 数	掛金納期限年月日					
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
			7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目

母豚常時飼養頭数	現在母豚頭数	現在有資格頭数	飼養場所

	母豚舎	分娩舎	離乳舎	育成舎	肥育舎	その他1	その他2	合計
畜舎種類別面積(m ² )								

	年	年	年	平均値	年
一腹当たり平均産子数					
年間平均分娩回数					
子豚の死亡率(%)					
出荷頭数					
肥育回転率					

- [注意事項] 1 当該加入申込書により、告知した事項について、故意若しくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたときは、当該共済関係を解除することがあります。  
2 記入事項に誤り又は変更があった場合には速やかに届け出て下さい。

様式 2 - 1

② 引 受 台 帳

〒  
住 所  
氏 名  
電 話  
( 飼養場所 )

平成 年 月 日 作成

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分	料率地域	賦課地域

保険 関係	短期月数	共済掛金受領	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	事故除外区分	死廃限度適用除外	子牛選択
	か月	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日				

継 続 直 前 の 状 況	頭 数	千円 共済価額	円 共済金額	%	病傷給付対象 共済金額 円	共 済 掛 金			国 庫 負 担 額 円	組 合 員 等 負 担 額				死廃共済金 支払限度額 円	病傷共済金 給付限度額 円
						死 廃 円	病 傷 円	計 円		共済掛金 円	(組合員等割) 事務費賦課金 円	防災賦課金 円	計 円		
		( )													B
		( )													
		( )													
		( )													A
		( )													
合 計		( )								( )					

分 納	第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	第 4 回 目
共 済 掛 金 円				
事 務 費 賦 課 金 円				
防 災 賦 課 金 円				
合 計 円				
払 込 期 限				
共 済 掛 金 等 受 領 日				

新規引受時には、検査年月日、検査担当獣医師、評価員を記入する。



様式 2 - 2 - 1

肉豚引受台帳(群単位引受方式)

住 所  
氏 名  
電 話

平成 年 月 日 作成

(飼養場所 )

地区コード	組合員等 コード	引受 年度	区分

保険関係	共済掛金 期 間	共 済 掛 金 受 領	共 済 掛 金 期 間 開 始	共 済 掛 金 期 間 満 了	危 険 段 階 区 分	死 亡 限 度 適 用 除 外 区 分
	か月	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		

1頭当たり		千円	円	%								
群番号	頭 数 頭	共 済 価 額 千円	共 済 金 額 円	付保割合 %	共 済 掛 金 円	国庫負担額 円	組 合 員 等 負 担 額				死亡共済金支払限度額 円	
							共 済 掛 金 円	事 務 費 金 賦 課 (うち組合員等割) 円	防 災 賦 課 金 円	計 円		
								( )				
		生年月日	離乳年月日	資格取得又は 導入年月日	確認書番号	所有 ・ 管理	備 考					
		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日								

肉 豚 引 受 台 帳 (農家単位引受方式)

住所  
氏名  
電話

農業共済組合

平成 年 月 日 作成

(飼養場所)

地区コード	組員等コード	引受年度	区分

保険関係	短期月数	共済掛金受領	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	事故除外区分	死亡限度適用除外区分

母豚常時飼養頭数	現在母豚頭数	現在有資格頭数	所有・管理

畜舎種類別面積 (㎡)	母豚舎	分娩舎	離乳舎	育成舎	肥育舎	その他1	その他2	合計

	年度	年度	年度	平均値
一腹当たり平均産子数				
年間平均分娩回数				
子豚の死亡率 (%)				
出荷頭数				
肥育回転率				

備 考
権利・義務

前年度引受時			
引受頭数	共済価額	共済金額	付保割合

引受頭数	共済価額	共済金額	付保割合	共済掛金	国庫負担額	組員等負担額			死亡共済金 支払限度額
						共済掛金	事務費賦課金	防災賦課金	

基準日	基準期間開始時データ						基準期間異動状況					
	基準期間開始	引受頭数	母豚頭数	共済価額 (千円)	共済金額	付保割合	産子頭数	離乳頭数	死亡頭数	出荷頭数	繁殖仕向数	導入頭数

分納	払込期限	共済掛金	受領年月日	分納	払込期限	共済掛金	受領年月日	分納	払込期限	共済掛金	受領年月日
1回目				5回目				9回目			
2回目				6回目				10回目			
3回目				7回目				11回目			
4回目				8回目				12回目			

様式 2 - 3

引 受 台 帳

住所

氏名

電話

平成 年 月 日 作成

(飼養場所 )

地区コード	組員等 コード	引受 年度	区分

保険関係	短期月数	共済掛 金受領	共済掛金 期間開始	共済掛金 期間満了	危険段階 区分
	か月				

継 続 直 前 の 状 況	千円		円	%	病傷給付対 象共済金額	共 済 掛 金			国 庫 負 担 額	組 合 員 等 負 担 額				病 傷 共 済 金 給 付 限 度 額
	共 済 価 額	共 済 金 額	付 保 合	死 産		病 傷	計	共 済 掛 金		事務費賦課金 (うち組員等割)	防災賦課金	計		
	千円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
														B
														A
共 済 番 号	名	号	耳 標	生 年 月 日	毛 色 ・ 特 徴			品 種	登 録 証 番 号	登 録 点 数	所 有 ・ 管 理			

備 考	検 査 日	年 月 日
	検 査 担 当	獣 医 師
	評 価 員	

様式 3

家畜共済掛金等納入告知（分納通知）書 兼 領収証書

家畜共済掛金等領収済通知書

家畜共済掛金等収納機関控

年 月引受

納入者へ

年 月引受

組合等へ

年 月引受

収納機関へ

(住所) 〒  (氏名)  殿	納付場所	
家畜共済への加入申込みを承諾 したので右記のとおり納入して下 さい。         平成 年 月 日  農業共済組合 組合長理事	畜 種	納 付 額 内 訳
		共済掛金 円 賦課金 円
	農 家 番 号	分 納 納 付 額 円
		回 目 /
	引受頭数 頭	共 済 金 額 円
	口座 種別	口座 番号
	納期限	平成 年 月 日
		上記の金額を領収しまし た。 領収印

納付者住所氏名 (住所) 〒  (氏名)  殿	
畜 種	納 付 額 内 訳
	共済掛金 円 賦課金 円
農家番号	分納 納付額 円
	回 目 /
口座 種別	口座 番号
納期限	平成 年 月 日
	上記の金額を領 しましたので通知 します。 領収印  農業共済組合 組合長理事 殿

納付者住所氏名 (住所) 〒  (氏名)  殿	
畜 種	納 付 額 内 訳
	共済掛金 円 賦課金 円
農家番号	分納 納付額 円
	回 目 /
口座名義人	
口座 種別	口座 番号
納期限	平成 年 月 日
	上記の金額の振替 納入を依頼します。 領収印  氏名 印

様式 4 - 1

〒

住所  
氏名 殿  
電話  
(飼養場所)

平成 年 月 日  
農業共済組合(市町村)  
組合長理事(市町村長) 印

包 加入証兼内容通知書(肉豚以外)

農業災害補償法令、定款及び 組合共済規程( 条例)に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、  
以下のとおり通知いたします。

地区コード	組合員等コード	引受年度	区分

共済関係成立日	短期月数	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	事故除外区分	死廃限度適用除外	子牛等選択	共済事故
	か月	平成 年 月 日	平成 年 月 日					

共済目的の種類	頭数	共済価額 千円	共済金額 円	付保割合 %	病傷給付対象 共済金額 円	共 済 掛 金			国 庫 負 担 額 円	組 合 員 等 負 担 額				死廃共済金 支払限度額 円	病傷共済金 給付限度額 円
						死 廃 円	病 傷 円	計 円		共済掛金 円	(組合員等割) 事務費賦課金 円	防災賦課金 円	計 円		
		( )	/												B
		( )	/												A
		( )	/												
		( )	/												
		( )	/												
合 計		( )	/							( )					

納入区分	一括又は分納第1回分	分納第2回分	分納第3回分	分納第4回分
共 済 掛 金 円				
事 務 費 賦 課 金 円				
防 災 賦 課 金 円				
合 計 円				
払 込 期 限				
払 込 方 法	口座振替			

〔注意事項〕

- 「共済価額」は、共済目的の家畜に異動があった場合には、当該異動後の共済価額となります。
- 「共済金額」は、家畜の死亡又は廃用により共済金が支払われた場合は当該共済金支払後、共済金額が増額された場合には増額後の共済金額となります。
- 「付保割合」については、上記1及び2により増減した後の共済価額及び共済金額により算出された割合となります。
- 通知等すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡して下さい。
- 上記4の通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

(注意)

- 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範共済規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第15条第1項から第4項まで、第45条第3項、第57条第1項及び第2項並びに第64条の通知等をすべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、〔注意事項〕4の「別紙」を「裏面」とすること。  
なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。

加入証兼内容通知書 (肉豚(群単位引受方式))

住 所  
氏 名 殿  
電 話  
(飼養場所 )

平成 年 月 日  
農業共済組合(市町村)  
組合長理事(市町村長) 印

地区コード	組合員等 コード	引受 年度	区分

農業災害補償法令、定款及び〇〇組合共済規程(〇〇条例)に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、以下のとおり通知いたします。

共済関係成立日	共済掛金 期 間	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	死 亡 限 度 適用除外区分	共済事故
	か月	平成 年 月 日	平成 年 月 日			

1頭当たり		千円	円	%	組 合 員 等 負 担 額				死亡共済金支払限度額		
群番号	頭 数	共済価額	共済金額	付保割合	共済掛金	国庫負担額	共済掛金	事務費 賦課金 (うち組合員等割)	防災賦課金	計	死亡共済金支払限度額
	頭	千円	円	%	円	円	円	円	円	円	円
							( )				
		生年月日	離乳年月日	資格取得又は 導入年月日	払込期限	払込方法					
		平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日		口座振込					

〔注意事項〕

- 通知等すべき事項は別紙のとおりであり、当該事項が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡して下さい。
- 上記1の通知等を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知等をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

(注意)

- 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組合員等に知らせること。
- 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範共済規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第15条第1項、第2項及び第4項、第45条第3項、第57条第1項並びに第64条の通知等すべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組合員等に知らせること。裏面に記載する場合は、〔注意事項〕1の「別紙」を「裏面」とすること。  
なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。

加入証兼内容通知書(肉豚(農家単位引受方式))

住所  
氏名 殿  
電話  
(飼養場所)

平成 年 月 日  
農業共済組合(市町村)  
組合長理事(市町村長) 印

地区コード	組員等コード	引受年度	区分

農業災害補償法令、定款及び〇〇組共済規程(〇〇条例)に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、以下とおり通知いたします。

共済関係成立日	短期月数	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階区分	事故除外区分	死亡限度適用除外区分	共済事故
		平成 年 月 日	平成 年 月 日				

母豚常時飼養頭数	現在母豚頭数	現在有資格頭数

	母豚舎	分娩舎	離乳舎	育成舎	肥育舎	その他1	その他2	合計
畜舎種類別面積 (㎡)								

	年度	年度	年度	平均値
一腹当たり平均産子数				
年間平均分娩回数				
子豚の死亡率(%)				
出荷頭数				
肥育回転率				

継続前現在高			
引受頭数	共済価額	共済金額	付保割合

引受頭数	共済価額	共済金額	付保割合	共済掛金	国庫負担額	組員等負担額				死亡共済金 支払限度額
						共済掛金	(組員等割) 事務費賦課金	防災賦課金	計	

納入区分	払込期限	共済掛金	納入区分	払込期限	共済掛金	納入区分	払込期限	共済掛金
一括又は分納第1回分			分納第5回分			分納第9回分		
分納第2回分			分納第6回分			分納第10回分		
分納第3回分			分納第7回分			分納第11回分		
分納第4回分			分納第8回分			分納第12回分		
払込方法	口座振替							

〔注意事項〕

- 「共済価額」は、共済目的の家畜に異動があった場合には、異動の時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時の共済価額となります。
- 「共済金額」は、家畜の死亡又は廃用により共済金が支払われた場合は当該共済金支払があった時の属する基準期間の次の基準期間の開始の時、共済金額が増額された場合には増額後の共済金額となります。
- 「付保割合」については、上記1及び2により増減した後の共済価額及び共済金額により算出された割合となります。
- 通知すべき事由は別紙のとおりであり、当該事由が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡して下さい。
- 上記4の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

(注意)

- 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組員等に知らせること。
- 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範共済規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第15条第1項、第2項及び第4項、第45条第3項、第57条第4項及び第6項並びに第64条の通知等をすべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組員等に知らせること。裏面に記載する場合は、〔注意事項〕4の「別紙」を「裏面」とすること。  
なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。

加入証兼内容通知書(個)

住所  
 氏名 殿  
 電話  
 (飼養場所 )

平成 年 月 日  
 農業共済組合(市町村)  
 組合長理事(市町村長) 印

地区コード	組員等コード	引受年度	区分

農業災害補償法令、定款及び〇〇組合共済規程(〇〇条例)に従い引受けした家畜共済に係る共済関係について、以下のとおり通知いたします。

共済関係成立日	短期月数	共済掛金期間開始	共済掛金期間満了	危険段階	共済事故
	か月	平成 年 月 日	平成 年 月 日		

継続直前の状況	千円		円		%		病傷給付対象共済金額	共 済 掛 金			国 庫 負 担 額	組 合 員 等 負 担 額				病傷共済金給付限度額
	共済価額	共済金額	付保割合	死 廃	病 傷	計		共済掛金	事務費賦課金(うち組員等割)	防災賦課金		計				
	千円	円	%	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
															B	
															A	
共済番号	名 号		個体識別番号	生年月日	毛 色 ・ 特 徴			品 種	登録証番号	登録点数	払込期限	払込方法				
												口座振替				

[注意事項]

- 1 通知すべき事由は別紙のとおりであり、当該事由が発生した場合には、速やかに組合等へ連絡して下さい。
- 2 上記1の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたときは、共済金の全部又は一部について支払われないことがあります。

(注意)

- 1 「共済事故」欄に具体的内容を記載しない場合は、同欄に「別紙のとおり」と記載し、具体的内容を記載した別紙を作成するか、又は「裏面のとおり」と記載し、裏面に具体的内容を記載して組員等に知らせること。
- 2 「通知等すべき事項」として、農業共済組合模範共済規程例の基準(平成16年1月9日付け15経営第5367号農林水産事務次官依命通知)第15条第1項から第4項まで、第45条第3項、第57条第3項及び第64条の通知等をすべき事項を記載した別紙を作成するか、又は裏面に記載して組員等に知らせること。裏面に記載する場合は、[注意事項]1の「別紙」を「裏面」とすること。  
 なお、「共済事故」欄について、別紙を作成する場合は、これを「別紙1」とし、「別紙2」として通知すべき事項を記載するか又は「別紙」として共済事故の具体的内容及び通知すべき事項を併記すること。

様式 5

### 個体整理簿(異動状況表)

平成 年 月 日作成

抽出条件  
 組合等名 _____  
 地区コード _____

家畜種類 _____

事故除外 ( )	
住所	
組合員番号	氏名

引受年度 年度 区分 共済掛金期間開始 平成 年 月 日 共済掛金期間満了 平成 年 月 日

共済目的	個体識別番号	母牛個体識別番号		名 号	性別	毛 色		特 徴 2		品 種		耳 標	登録証番号	特 定	異動事由1		異動事由2		所有管理	備考	
		個体番号	生年月日			責任開始	評価額(千円)	特 徴 1	特 徴 3	最終AI	最終分娩日				乳検番号	点数	異動年月日	順番			異動年月日

共済目的の種類	頭数	共済価額
	頭	千円
合 計		

(注) 1 必要に応じ、様式2-1の(注)引受台帳(変更関係)を添付する。  
 2 馬及び種豚については、表中の「個体識別番号」を「個体番号」とし、「個体番号」を「個体識別番号」とし、「母牛個体識別番号」を空欄とする。

様式 6

家 畜 共 済 引 受 通 知 書

平成 年 月 日

農業共済組合連合会会長 殿

農業共済組合長

(市町村長)

印

平成 年 月分家畜共済引受結果を下記のとおり通知します。

共済目的の種類		農家数 (群数) 戸(群)	引 受 頭 数 頭	共 済 価 額 千円	共 済 金 額 円	保 険 料 円	国 庫 負 担 額 円	納 入 保 険 料 円
包 括 共 済	乳 用 成 牛							
	成 乳 牛							
	育 成 乳 牛							
	乳 用 子 牛 等							
	乳 用 胎 児							
	肥 育 用 成 牛							
	肥 育 用 子 牛							
	そ の 他 の 肉 用 成 牛							
	そ の 他 の 肉 用 子 牛 等							
	そ の 他 の 肉 用 胎 児							
一 般 馬								
種 豚								
肉 豚 (群単位引受方式)	( )							
計								
一 括 納 入 計								
分 納 計								
特 定 包 括 共 済	肉 豚 (農家単位引受方式)							
一 括 納 入 計								
分 納 計								
個 別 共 済	乳 用 種 種 雄 牛							
	肉 用 種 種 雄 牛							
	種 雄 馬							
計								
合 計								

連 合 会 技 術 料	円	連 合 会 賦 課 金	円
-------------	---	-------------	---

様式6 (特定組合用)

家畜共済特定組合引受通知書

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合長



平成 年 月分家畜共済引受結果を下記のとおり通知します。

共済目的の種類		農家数 (群数) 戸(群)	引受頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	保険料 円	国庫負担額 円	納入保険料 円
包括共済	乳用成牛							
	成乳牛							
	育成乳牛							
	乳用子牛等							
	乳用胎児							
	肥育用成牛							
	肥育用子牛							
	その他の肉用成牛							
	その他の肉用子牛等							
	その他の肉用胎児							
共済	一般馬							
	種豚							
	肉豚 (群単位引受方式)	( )						
	計							
特定包括共済	一括納入計							
	分納計							
	肉豚 (農家単位引受方式)							
個別共済	一括納入計							
	分納計							
	乳用種種雄牛							
	肉用種種雄牛							
合計	種種雄馬							
	計							

様式7 - 1

平成 年 月 家畜共済引受通知書明細

( 年度引受分)

種類	組合等コード	料率地域番	地域号	保険関係	短期月数	办月	保留	割	事故除外区分	分納区分	指定地域区	分
危険段階区分	農家数 戸	頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	病傷給付対象共済金額 円	共 済 掛 金				保 険 料 円	国 庫 負 担 額 円	
						甲		乙 円	丙 円			計 円
						死 産 円	病 傷 円					
合 計												
納入保険料		連 合 会 社 技 術 会 料		連 合 会 社 賦 課 金								

平成 年 月 家畜共済追加引受通知書明細

( 年度引受分)

種類	組合等コード	料率地域番	地域号	保険関係	短期月数	办月	保留	割	事故除外区分	分納区分	指定地域区	分
危険段階区分	農家数 戸	頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	病傷給付対象共済金額 円	共 済 掛 金				保 険 料 円	国 庫 負 担 額 円	
						甲		乙 円	丙 円			計 円
						死 産 円	病 傷 円					
合 計												
納入保険料	円	連 合 会 技 術 料	円	連 合 会 賦 課 金	円							

様式 8

家畜共済引受集計通知書

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合連合会会長

印

平成 年 月分家畜共済引受集計結果を下記のとおり通知します。

共済目的の種類		引受頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	再保険料 円	国庫負担額 円	納入再保険料 円
包 括 共 済	乳用成牛						
	成乳牛						
	育成乳牛						
	乳用子牛等						
	乳用胎児						
	肥育用成牛						
	肥育用子牛						
	その他の肉用成牛						
	その他の肉用子牛等						
	その他の肉用胎児						
	一般馬						
	種豚						
	肉豚 (群単位引受方式)						
	計						
一括納入計							
分納計							
特定 包 括 共 済	肉豚 (農家単位引受方式)						
	一括納入計						
	分納計						
個 別 共 済	乳用種種雄牛						
	肉用種種雄牛						
	種雄馬						
	計						
合 計							

様式 9 - 1

平成 年 月 家畜共済引受集計通知書明細

平成 年 月 日  
農業共済組合連合会

県番号	保険関係	短期月数	保留	種類	事故除外区分	分納区分	危険段階区分	指定地域
	—	か月	割					

組合等	料率地域	農家数 戸	頭数 頭	共済価額 千円	共済金額 円	病傷給付対象共済金額 円	共 済 掛 金				保 険 料 円	再 保 険 料 円	国庫負担額 円	
							甲		乙 円	丙 円				計 円
							死 廃 円	病 傷 円						
合計	*													
(育)	*													
(他)	*													
(胎)	*													

(注) * 印の欄は記入しないこと。

納 入  
再 保 険 料 円

様式 9 - 2

平成 年 月 家畜共済追加引受集計通知書明細

平成 年度引受分

県番号	保険関係	未経過月数	保留	種類	事故除外区分	分納区分	危険段階区分	指定地域
	—	か月	割					

平成 年 月 日

農業共済組合連合会

組合等	料率地域	農家数 戸	頭数 頭	共済価額 千円	(増額) 共済金額 円	(増額) 病傷給付対象 共済金額 円	共 済 掛 金					保 険 料 円	再 保 険 料 円	国庫負担額 円
							甲		乙	丙	計			
							死 産 円	病 傷 円						
合計	*													
(育) (他)	*													
(胎)	*													

(注) * 印の欄は記入しないこと。

納 入  
再 保 険 料  
円

様式10

平成 年 月 名義変更引受通知書

農業共済組合連合会会長 殿  
下記のとおり引受けたので通知します。

平成 年 月 日

農業共済組合長  
(市町村長) 印

組合等コード															
保険関係		イ・ロ													
種類	変更	農家番号	共済金額	病傷給付 対象 共済金額	共 済 掛 金				保 険 料	国 庫 負 担 額	納 入 保 険 料	変更年月日			
					甲		乙	丙					計		
				死 廃	病 傷				円	円	円	円		円	
	前		円	円	円	円	円	円	円	円	/	年 月 日			
	後											年 月 日			
	前														
	後														
差 額				年 額								未経過月数			
				未経過分								月			

(注) 納入保険料が増額した場合のみ必要とする。

様式10 (特定組合用)

平成 年 月 特定組合名義変更引受通知書

農林水産大臣 殿  
下記のとおり引受けたので通知します。

平成 年 月 日

農業共済組合長  
印

組合等コード															
保険関係		イ・ロ													
種類	変更	農家番号	共済金額	病傷給付 対象 共済金額	共 済 掛 金				保 険 料	国 庫 負 担 額	納 入 保 険 料	変更年月日			
					甲		乙	丙					計		
				死 廃	病 傷				円	円	円	円		円	
	前		円	円	円	円	円	円	円	円	/	年 月 日			
	後											年 月 日			
	前														
	後														
差 額				年 額								未経過月数			
				未経過分								月			

(注) 納入保険料が増額した場合のみ必要とする。

様式11

平成 年 月 名義変更引受集計通知書

農林水産大臣 殿

平成 年 月 日

下記のとおり引受けたので通知します。

農業共済組合連合会会長



種類	変更	組合 等 コード	保険 関係	共済金額 円	病傷給付 対象 共済金額 円	共 済 掛 金				保 険 料 円	再 保 険 料 円	国 庫 負 担 額 円	納 入 再 保 険 料	
						甲		乙	丙					計
						死 産	病 傷							
	前					円	円	円	円	円	円	/		
	後													
	前													
	後													
差 額					年 額							未経過月数		
					未経過分									月

(注意)

- 「年 額」欄には、変更前と変更後の差額を記入するが、肉豚の場合、一般の共済掛金期間に対応する額を記入する。
- 「未経過分」欄には、年額 ×  $\frac{\text{未経過月数}}{\text{一般の共済掛金期間}}$  により算出された額を記入する。

2. 事故関係

様式13

共 済 事 故 発 生 簿

農業共済組合  
(市町村)

通知年月日	地区名	組合員等 氏 名	共済目的 の 種 類	組合員等コード、個体番号又 は共済番号(個体識別番号)	事故の種類	事故の状況	発病年月日	診療担当 獣医師名	通知方法	受付者	備考
					死・廃・病						
					死・廃・病						
					死・廃・病						
					死・廃・病						
					死・廃・病						
					死・廃・病						
					死・廃・病						
					死・廃・病						
					死・廃・病						
					死・廃・病						

(注意)

- 1 「組合員等コード、個体番号又は共済番号(個体識別番号)」欄については、番号が不明なときは名号等を聞いて記入しておき、後で番号を照合して記入する。
- 2 「事故の状況」欄には、患畜の状況、例えば「今朝から下痢」等と記入する。
- 3 「通知方法」欄には、例えば「電話」「口頭」「はがき」等と記入する。
- 4 「受付者」欄には、通知を受けた者の氏名を記入する。
- 5 「備考」欄には、転帰の日等を記入する。
- 6 特定組合においては、「(市町村)」、組合員「等」の不用文字を抹消する。

様式14

死廃事故診断書(検案書)					番 号				
					受付年月日				
組合員等住所氏名									
共済関係	包 個	括 別	事 除 区	故 外 分					
共済目的 の 種 類					組 合 等 コ ー ド			個体番号又は 共済番号 (個体識別番号)	
生 年 月		性		品 種	組 合 員 等 コ ー ド				
毛色特徴					発 病 の 原 因				
病 傷 名	(1)				診 療 回 数	回	転	帰	死 法 廃
	(2)					回			
発 病 年 月 日		初 診 年 月 日		終 診 年 月 日		転 年	月	帰 日	
稟 告									
現症及び経過(検案内容)									
予 後									
上記のとおり診断(検案)する。									
平成 年 月 日									
住所(所属)					獣医師氏名			(印)	

(注意)

- 1 「番号」欄には、組合等が診断書整理番号(受付順の一連番号)を記入する。
  - 2 「受付年月日」欄には、組合等が診断書を組合等で受け付けた年月日を記入する。
  - 3 「共済関係」、「組合等コード」、「組合員等コード」、「個体番号又は共済番号(個体識別番号)」、「共済目的の種類」、「生年月」、「品種」、「事故除外区分」、「毛色特徴」の各欄は、個体整理簿から転記する。なお、牛の胎児又は出生子牛に係る共済目的の種類は「乳用子牛等」又は「その他の肉用子牛等」にそれぞれ「胎児」又は「出生子牛」と付記する。
  - 4 「性」欄には、乳用子牛等、肥育用成牛、肥育用子牛、その他の肉用成牛、その他の肉用子牛等、一般馬、種豚の場合に、雄、雌、去勢の別を記入する。
  - 5 「発病の原因」欄には、獣医師が稟告と自分の診断結果とを総合して発病の原因と判断した事項を具体的かつ簡明に記入する。
  - 6 「病傷名」欄には、単一の疾患によるものである場合は(1)に該当疾患の病名を記入する。複数の病態(合併症、継発症)によるものである場合には、担当獣医師が支配的と診断した疾患の病名を第一病名として(1)に記入し、合併症又は継発症を第二病名として(2)に記入する。

また、家畜共済事故病類別表で小分類まで設定されている疾病については、診断により小分類まで確定された場合には該当する小分類の項目を、確定できなかった場合は小分類の「その他」を( )を付して、病傷名に付記する。
  - 7 「診療回数」欄及び「発病、初診、終診及び転帰年月日」欄には、6病傷名欄の(1)及び(2)ごとに、その回数及び年月日を記入する。転帰年月日は死亡又は廃用事故となった年月日を記入する。
  - 8 「転帰」欄は、該当文字に 印をする。
  - 9 「稟告」欄には、獣医師が求診された時に、患畜について、既往症、発病から初診に至るまでの状況及び経過、畜主のとつた処置等について、聴取した事項を記入する。
  - 10 「現症及び経過(検案内容)」欄には、診療日ごとの主な症状及び処置の概要、特に最終診療時の症状を詳細に記入する。検案については、その病名についての独特な病状及び状態を記入する。特に牛の胎児の場合は、死産に至った病因についても可能な限り記入する。
  - 11 「予後」については、不良と診断した理由を具体的に記入する。
  - 12 「年月日、住所(所属)、獣医師氏名」については、作成年月日及び獣医師の住所又は所属を明記し、記名捺印する。
  - 13 特定組合においては、組合員「等」、組合「等」の不要文字を抹消する。
- (注)(1) 診断、検案の別に不用文字を抹消する。
- (2) 家畜異常事故については組合等が(異)と朱書する。
  - (3) 特定事故については組合等が(特)と朱書する。
  - (4) 死廃事故診断書と病傷事故診断書を兼ねて作成する場合は、「病傷事故診断書」(様式19)の(注)によるものとする。

様式15

死 廃 事 故 認 定 書										番 号		
										受付年月日		
組合員等住所氏名												
共 済 関 係		包括個別		事故除外区分			支 払 限 度 適用除外区分					
共 済 目 的 の 種 類							組 合 等 コ ー ド			個 体 番 号 又 は 共 済 番 号 (個 体 識 別 番 号)		
生 年 月		性		品 種		組 合 員 等 コ ー ド						
毛 色 特 徴							責 任 開 始 年 月 日			認 定 年 月 日		
							発 年 月 日 病 日					
							転 年 月 日 帰 日			転 帰		死 法 廃 ( )
共済事故に至るまでの状況及び共済事故と認定した根拠												
事 故 家 畜 の 価 額							組 合 等 へ の 通 知			有・無		
残 存 物 価 額 又 は 評 価 額							連 合 会 へ の 通 知			有・無		
手 当 金 ・ 補 償 金 等							管 理 損 防 義 務 違 反			有・無		
共 済 価 額							立 ち 合 わ な か っ た 理 由					
共 済 金 額							事 故 家 畜 処 理 状 況					
残存物価額又は評価額を認定した根拠												
上記のとおり共済事故と認定する。												
平成 年 月 日												
農業共済組合連合会獣医師氏名											(印)	

## (注意)

- 1 死廃事故診断書と同様な事項欄については、死廃事故診断書に準ずる（個体整理簿から転記する。）。
- 2 「共済目的の種類」欄については、牛の胎児又は出生子牛の場合は「乳用子牛等」又は「その他の肉用子牛等」に「胎児」又は「出生子牛」と付記する。
- 3 「転 帰」欄については、該当文字に 印を付し、廃用の場合は（ ）内に規則第16条の該当号数を記入する。
- 4 「共済事故に至るまでの状況及び共済事故と認定した根拠」欄には、事故に至るまでの患畜の状況及び畜主又は獣医師のとつた処置の概要を記入する。
  - (1) 規則第16条第1項第4号に該当する場合は、取扱要領12の(2)のオの確認内容を記入する。
  - (2) 出生後1週間以内の子牛の廃用事故の場合は、獣医師、家畜人工授精師又は種畜の飼養者の授精(種付・移植)証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳によつて最終授精(種付・移植)年月日、授精(種付・移植)証明書番号、授精者氏名を記入する。また、牛の胎児の死亡事故又は出生後1週間以内の子牛の死亡若しくは廃用事故の場合で、組合等(連合会獣医職員が確認に立ち会つた場合を含む。)が、授精(種付・移植)証明書、家畜人工授精簿又は種付台帳によつて当該胎児若しくは子牛の授精等後の生育の程度を確認できなかつた場合又は、当該胎児若しくは子牛が自然交配を目的とする放牧(いわゆる「マキ牛」)により生産された場合にあつては、当該胎児若しくは子牛の背部、腹部及び四肢のつけ根を含めた全体表面の発毛状態を記入する。
  - (3) 待期間内に発生した共済事故(母牛の待期間経過後の胎児及び出生子牛の事故を除く。)にあつては、事故の原因が共済責任開始後に発生したと認める根拠を併せて記入する。
  - (4) 成育中又は肥育中の牛馬であつて事故の原因が発生した直前の家畜の価額を別に評価した場合には、成育中又は肥育中の条件に該当していると認めた根拠を併記する。
- 5 「事故家畜の価額」欄には、当該事故家畜の加入時又は期首における評価額を記入する。成育中又は肥育中の牛馬であつて事故の原因が発生した直前の家畜の価額を別に評価した場合には、その価額を( )を付して併記する。
- 6 「残存物価額又は評価額」欄には、家畜共済事務取扱要領12の(6)のウにより肉皮等残存物価額、廃用家畜の売渡価額又は再評価売渡価額の金額を記入する。ただし、肉皮等残存物価額、廃用家畜の売渡価額又は再評価売渡価額に代えて基準額を用いた場合は、当該基準額を記入する。
- 7 「手当金・補償金等」欄には、家畜伝染病予防法の規定による手当金の額を記入する。その他補償金、賠償金等がある場合には、その額及び理由を記入する。
- 8 「共済価額」及び「共済金額」欄については、包括共済関係にあつては事故発生時におけるそれぞれの額(肉豚の場合は、農家単位引受方式にあつては事故発生時の属する基準期間の開始時の、群単位引受方式にあつてはその飼養群の共済関係成立時のそれぞれの額)、個別共済関係にあつては事故家畜に係るそれぞれの額を記入する。
- 9 「組合等への通知」及び「連合会への通知」欄は、事故発生通知の有無により、該当文字に 印を付する。
- 10 「管理損防義務違反」欄は、通常の飼養管理、損害防止義務に違反した事実の有無により、該当文字に 印を付する。
- 11 「立ち会わなかつた理由」欄には、廃用又は死亡家畜の認定に立ち会えなかつたときにその理由を記入する。
- 12 「事故家畜処理状況」欄には、売却(埋却)年月日、利用の程度(例えば廃棄処分さ

れた部分)等を記入する。

- 13 「残存物価額又は評価額を認定した根拠」欄については、家畜共済事務取扱要領12の(6)のウにより枝肉で販売した場合は、控除した処理経費の額、生体で取引した場合は、基準とした市場価額、事故家畜の体重あるいは病傷により低下した価額等、廃用家畜の残存物価額又は評価額を認定した根拠を記入する。

ただし、事故家畜の枝肉価額、売渡価額又は再評価売渡価額に代えて基準額を用いた場合は、当該基準額の算定に用いた基準単価、枝肉重量又は事故家畜の体重及び処理経費を記入する。


- 14 組合等の家畜診療所の所長が廃用事故の確認を現地において行つた場合は、「死廃事故認定書」を「廃用事故確認書」に、「認定」を「確認」に、「農業共済組合連合会獣医師名」を「農業共済組合家畜診療所長名」に改め、「立ち会わなかつた理由」欄を削除する。

- 15 特定組合においては、「死廃事故認定書」を「死廃事故確認書」に改め、組合員「等」、組合「等」、農業共済組合「連合会」獣医師名の不要文字を抹消し、「認定」を「確認」に改める。

「組合等への通知」欄及び「連合会への通知」欄はそれぞれ「支所等への通知」及び「組合への通知」に改める。

(注)家畜異常事故については(異)、特定事故については(特)と朱書する。

様式16 - 1

死亡事故確認書						番 号	
						受付年月日	
組合員等住所氏名							
共済関係	包括個別	事故除外区分			支払限度適用除外区分		
共済目的の種類					組合等コード	个体番号又は 共済番号 (个体識別番号)	
生年月		性		品種	組合員等コード		
毛色特徴		責任開始年月日				確認年月日	
		発病年月日				確認場所	
		死亡年月日					
死亡事故に至るまでの状況							
事故家畜の価額					組合等への通知年月日		
残存物価額又は評価額					連合会への通知年月日		
手当金・補償金等					管理損防義務違反		有・無
共済価額					事故家畜の処理状況		
共済金額							
上記のとおり共済事故と確認する。 平成 年 月 日 <div style="text-align: center;">                     農業共済組合(市町村)                      確認者氏名                 </div> <div style="text-align: right;">  </div>							

**(注意)**

- 1 死傷事故認定書と同様な事項欄については、死傷事故認定書に準ずる。
- 2 「確認年月日」欄には、死亡事故を確認した年月日を記入する。
- 3 「確認場所」欄には、死亡事故を確認した場所を記入する。
- 4 特定組合においては、組合員「等」、組合「等」、「(市町村)」の不要文字を抹消し、「組合等への通知年月日」欄及び「連合会への通知年月日」欄はそれぞれ「支所等への通知年月日」及び「組合への通知年月日」に改める。

様式16 - 2

死亡事故確認書（牛の胎児及び出生子牛用）				番 号	
				受付年月日	
組合員等住所				氏 名	
組合等コード		死廃限度適用除外区分		個体番号 (個体識別番号)	
組合員等コード					
共済目的の種類		品 種		性	
母牛の共済責任 開始年月日		共済掛金期間 開始年月日		事故年月日	
現地確認年月日		確 認 場 所			
確 認 方 法		確 認 内 容			
1 授精(種付・移植)証明書 (添付:有・無)		最終授精(種付・ 移植)年月日	授精(種付・移植) 証明書番号	授精者氏名	
2 家畜人工授精簿(種付台帳) (写しの添付:有・無)					
3 妊娠鑑定書 (添付:有・無)		妊 娠 鑑 定 年 月 日		妊 娠 鑑 定 獣 医 師 氏 名	
胎児(又は出生子牛)の 授精等後の日数			出 生 子 牛 の 出 生 年 月 日		
死亡事故に至るまでの状況(死産の場合は母牛の状況)					
胎児(又は出生子牛)の価額			組合等への通知年月日		
残 存 物 価 額			連 合 会 へ の 通 知 年 月 日		
手 当 金 ・ 補 償 金 等			管 理 損 防 義 務 違 反	有・無	
共 済 価 額			共 済 金 額		
上記のとおり共済事故と確認する。 平成 年 月 日 農業共済組合(市町村) 確認者氏名 <span style="float: right;">(印)</span>					

**(注意)**

- 1 死亡事故確認書と同様な事項欄については、死亡事故確認書に準ずる。
- 2 「確認方法」欄は、該当する番号及び字句を で囲む(該当の書類又は写しがある場合には添付する。)
- 3 「確認内容」欄は、2の該当書類で項目を確認し転記する。
  - (1) 「最終授精(種付・移植)年月日」欄については、家畜人工授精簿(種付台帳)より転記する場合は当該胎児又は子牛に係る授精等の年月日、つまり、最終授精等の年月日であることに留意すること。
  - (2) 「授精者氏名」欄には、最終授精等を行つた家畜人工授精師(獣医師、種畜の飼養者)の氏名を記入する。
- 4 「胎児(又は出生子牛)の授精等後の日数」欄には、最終授精等の日を第1日とした死亡事故日までの日数を記入する。
- 5 「死亡事故に至るまでの状況(死産の場合は母牛の状況)」欄には、組合員等から聴き取り等により記入する。
- 6 組合等の家畜診療所の所長が死亡事故の確認を現地において行つた場合は、「確認者氏名」を「農業共済組合家畜診療所長名」に改める。
- 7 特定組合においては、死亡事故確認書に準ずる。

○様式17

現 地 確 認 書 (肉豚用)

		番 号	
		受 付 年 月 日	
組 合 員 等 名		確 認 印 ( サ イ ン )	
確 認 年 月 日	年 月 日	(肉豚の健康状態) (引受)  (事故)	
確 認 者 氏 名			
共 済 関 係	包括 特定包括		
事 故 除 外 区 分			
死 廃 限 度 適 用 除 外 区 分			
用 務	引 受 確 認 事 故 確 認		
確 認 頭 数	引受 頭 事故 頭		
事 故 の 確 認 事 項	発 病 年 月 日	年 月 日	(事故豚の体重・体長等)
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
	事 故 豚 の 処 理 状 況		
	連 合 会 へ の 通 知 年 月 日	年 月 日	

(注意)

- 1 「番号」欄には、確認した順に一連番号を記入する。
- 2 「受付年月日」欄には、連合会が組合等から提出のあつた年月日を記入する。
- 3 「確認印(サイン)」欄には、組合員等の確認印又はサインをもらう。
- 4 「確認年月日」欄には、引受け又は事故の確認を行った年月日を記入する。
- 5 「確認者氏名」欄には、引受け又は事故の確認を行った組合等職員の氏名を記入する。
- 6 「共済関係」欄には、該当する共済関係に○印を付する。
- 7 「事故除外欄」には、該当する記号を記入する。
- 8 「用務」欄には、該当する用務内容に○印を付する。
- 9 「確認頭数」欄には、確認した引受頭数又は事故頭数を記入する。農家単位引受方式において、家畜共済の事務取扱要領の27の(5)のエに示す理由によって導入された肉豚を現地確認したときは、その確認頭数を記入する。

- 10 「肉豚の健康状態等」の欄には、引受確認においては引受けをする飼養群の肉豚について、事故確認においては同一豚舎内の他の肉豚についての健康状態を確認して記入する。
- 11 「事故の確認事項」欄
  - (1)「発病年月日」、「死亡年月日」及び「事故豚の処理状況」は、確認に立ち会った組合員等からの聴き取り等により記入する。
  - (2)「連合会への通知年月日」は、連合会に事故発生通知をした年月日を記入する。
- 12 「事故豚の体重・体長等」欄には、事故豚が加入豚であるか否か判定資料となる体重、体長等を記入する。また、規則第47条の17の規定により死亡の一部を共済事故としない選択をしている場合の死亡事故については、必ず病傷名を記入する。
- 13 特定組合においては、組合員「等」の不要文字を抹消し、「連合会への通知」欄は削除する。







様式19

病 傷 事 故 診 断 書						番 号			
						受付年月日			
						共済責任 開始年月日			
組合員等住所氏名									
共済関係	包括 個別	事故除外 区分							
共済目的 の種類				組 合 等 コ ー ド		個体番号 又は共済 番号(個体 識別番号)			
生 年 月		性		組 合 員 等 コ ー ド					
名 号				毛 色 特 徴					
病 傷 名	診療回数	発病年月日	初診年月日	終診年月日	転 年 月 日	帰 日	転 帰		
(1)							治 死 法 廃 中		
(2)									
稟告・発病の原因				最 終 分 娩 年 月 日	現 在 乳 量	妊 娠 月 数			
					kg/日	か月			
月 日	現 症 ・ 経 過			治 療 内 容		薬 価		点数(除薬価)	
								B	A
				往診 km	円	点	点		
				往診 km	円	点	点		
				往診 km	円	点	点		
上記のとおり診断する。  平成 年 月 日 住所(団体名) 嘱託 獣医師氏名 (印) 指定					計				
					点数合計				
					診療費			円	
					初診料			円	
免責該当条項:共済規程(条例)第 条 号 免責額 円					給付額		円		
						取扱者印	年月日		

**(注意)**

- 1 死廃事故診断書と同様な事項欄については、死廃事故診断書に準ずる。
- 2 「共済責任開始年月日」及び「個体番号又は共済番号(個体識別番号)」欄は、組合等が個体整理簿から転記する。
- 3 「共済目的の種類」欄については、牛の子牛等を共済目的とする場合の出生子牛等の事故は「乳用子牛等」又は「その他の肉用子牛等」に「出生子牛」と付記する。
- 4 「現症・経過」欄には、症状の大要を一診療ごとに簡明に記入する。
- 5 「治療内容」、「薬価」及び「点数」欄には、行つた診療に応じて、それぞれ並列して記入する。
  - (1) 「治療内容」欄には、往診キロ数、行つた診療の種別、診療点数表に薬価基準表に基づく増点規定のある種別について医薬品を使用した場合には、その品名と使用量を記入する。指導を行つた場合は、指導書を添付する。  
組合員等が医薬品を提供した場合には、その旨を記入する。
  - (2) 「薬 価」欄には、使用した医薬品の量に応じ薬価基準表によつて計算された金額を記入する。
  - (3) 「点数(除薬価)」欄には、診療した種別ごとの診療点数を記入する。  
「イ」の保険関係においては、A点数を記入する必要はない。
  - (4) 「計」欄には、薬価、B点数及びA点数をそれぞれ合計して記入する。
  - (5) 「点数合計」欄には、薬価の合計額を10円で除した数(小数点以下は四捨五入し、その除した数が1に満たない場合は切り上げて1とする。)をそれぞれB点数、A点数に加えた点数を記入する。
- 6 「診療費」欄には、診療獣医師が組合員等から徴収する額より初診料を除いた額を記入する。
- 7 「初診料」欄には、診療獣医師が組合員等から徴収した初診料を記入する。
- 8 「免責該当条項」欄には、免責に該当する場合は、共済規程の該当条項及び免責額を組合等が記入する。
- 9 「給付額」欄には、組合等が家畜共済病傷事故記録の「支払共済金」欄から支払共済金の額を転記する。
- 10 「取扱者印、年月日」欄には、審査に当たつた組合等及び連合会の職員が捺印し、審査年月日を記入する。
- 11 特定組合においては、組合員「等」、組合「等」の不要文字を抹消する。

(注)死廃事故診断書と兼ねて作成する場合には次の方法による。

  - (1) 標題の「病傷事故診断書」を「死廃・病傷事故診断(検案)書」に改める。
  - (2) 死廃、病傷、診断、検案の別に不用文字を抹消する。
  - (3) 現症・経過欄に「死廃事故診断書(検案書)(様式14)」の注意の9及び10の内容を併せて記入する。



様式21

平成 年 月 家畜共済保険金請求書 (死廃事故)

平成 年 月 日

農業共済組合連合会会長 殿

金 円也

農業共済組合長  
(市町村長)

上記の家畜共済保険金を支払われたい関係書類等を添えて請求します。

印

<内訳>

共済目的の種類	頭数 頭	転 帰 用									請求保険金 円	事故の月 年月～年月		
		死亡 頭	法令殺 頭	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号				
包括共済	成 乳 牛													
	育 成 乳 牛													
	乳 用 子 牛													
	乳用胎児・出生子牛													
	肥 育 用 成 牛													
	肥 育 用 子 牛													
	その他の肉用成牛													
	その他の肉用子牛													
	その他の肉牛の 胎児・出生子牛													
	一 般 馬													
	種 豚													
	肉 豚 (群単位引受方式)													
計														
特定 包括 共済	肉 豚 (農家単位引受方式)													
個別共済	乳 用 種 種 雄 牛													
	肉 用 種 種 雄 牛													
	種 雄 馬													
計														
合 計														

様式21(特定組合用)

平成 年 月 家畜共済特定組合保険金請求書(死廃事故)

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

金 円也

農業共済組合長

上記の家畜共済保険金を支払われたく関係書類等を添えて請求します。

印

<内訳>

共済目的の種類	頭数 頭	転 廃 用									請求保険金 円	事故の月 年月～年月
		死亡 頭	法令殺 頭	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		
包括共済	成乳牛											
	育成乳牛											
	乳用子牛											
	乳用胎児・出生子牛											
	肥育用成牛											
	肥育用子牛											
	その他の肉用成牛											
	その他の肉用子牛											
	その他の肉牛の胎児・出生子牛											
	一般馬											
	種豚											
肉豚 (群単位引受方式)												
計												
特定包括共済	肉豚 (農家単位引受方式)											
個別共済	乳用種種雄牛											
	肉用種種雄牛											
	種雄馬											
計												
合計												



様式23

平成 年 月 家畜共済保険金請求書 (病傷事故)

平成 年 月 日

農業共済組合連合会会長 殿

金 円也

農業共済組合長  
(市町村長)



上記の家畜共済保険金を支払われたい関係書類等を添えて請求します。

<内訳>

共済目的の種類	件数	病類別内訳																	請求保険金 円	事故の月 年月~年月			
		循	血	呼	消	尿	生	乳	妊	新	神	感	内	運	皮	中	ウ	細			寄	外	
包 括 共 済	成乳牛																						
	育成乳牛																						
	乳用子牛																						
	乳用胎児・出生子牛																						
	肥育用成牛																						
	肥育用子牛																						
	その他の肉用成牛																						
	その他の肉用子牛																						
	その他の肉牛の胎児・出生子牛																						
	一般馬																						
	種豚																						
	計																						
個 別 共 済	乳用種雄牛																						
	肉用種雄牛																						
	種雄馬																						
	計																						
合 計																							

様式23(特定組合用)

平成 年 月 家畜共済特定組合保険金請求書(病傷事故)

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

金 円也

農業共済組合長



上記の家畜共済保険金を支払われたく関係書類等を添えて請求します。

<内訳>

共済目的の種類	件数	病類別内訳																	請求保険金 円	事故の月 年月~年月					
		循	血	呼	消	尿	生	乳	妊	新	神	感	内	運	皮	中	ウ	細			寄	外			
包 括 共 済	成乳牛																								
	育成乳牛																								
	乳用子牛																								
	乳用胎児・出生子牛																								
	肥育用成牛																								
	肥育用子牛																								
	その他の肉用成牛																								
	その他の肉用子牛																								
	その他の肉牛の胎児・出生子牛																								
	一般馬																								
	種豚																								
	計																								
個 別 共 済	乳用種雄牛																								
	肉用種雄牛																								
	種雄馬																								
	計																								
合計																									



様式25

平成 年 月 家畜共済再保険金請求書(死廃事故)

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

金 円也

農業共済組合連合会会長

上記の家畜共済再保険金を支払われたく関係書類等を添えて請求します。

印

<内訳>

共済目的の種類	頭数 頭	転 廃 用									請求再保険金 円	事故の月 年月~年月
		死亡 頭	法令殺 頭	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号		
包括共済	成乳牛											
	育成乳牛											
	乳用子牛											
	乳用胎児・出生子牛											
	肥育用成牛											
	肥育用子牛											
	その他の肉用成牛											
	その他の肉用子牛											
	その他の肉牛の胎児・出生子牛											
	一般馬											
	種豚											
	肉豚 (群単位引受方式)											
	計											
特定包括共済	肉豚 (農家単位引受方式)											
個別共済	乳用種種雄牛											
	肉用種種雄牛											
	種雄馬											
	計											
合計												



様式27

平成 年 月 家 畜 共 済 再 保 険 金 請 求 書 (病傷事故)

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

金 _____ 円也

農業共済組合連合会会長



上記の家畜共済再保険金を支払われたい関係書類等を添えて請求します。

<内訳>

共済目的の種類	件数	病 類 別 内 訳																	請求再保険金 円	事故の月 年月～年月					
		循	血	呼	消	尿	生	乳	妊	新	神	感	内	運	皮	中	ウ	細			寄	外			
包 括 共 済	成 乳 牛																								
	育 成 乳 牛																								
	乳 用 子 牛																								
	乳用胎児・出生子牛																								
	肥 育 用 成 牛																								
	肥 育 用 子 牛																								
	その他の肉用成牛																								
	その他の肉用子牛																								
	その他の肉牛の 胎児・出生子牛																								
	一 般 馬																								
種 豚																									
計																									
個 別 共 済	乳 用 種 種 雄 牛																								
	肉 用 種 種 雄 牛																								
	種 雄 馬																								
	計																								
合 計																									





様式30

平成 年 月 請求 家畜共済病傷事故共済金支払通知書 平成 年 月 日

〒

様

( )

病傷事故の共済金を下記のとおり支払いましたので、お知らせいたします。  
 なお、口座振替分については、平成 年 月 日に支払いました。

農業共済組合長  
 (市町村長)

印

記

年度	共済目的	個体識別番号	母牛個体識別番号 個体番号	病 傷 名 号	転 年 月 日	共 済 金 ( 円 )	支払方法	診療担当 獣医師名	限 超 過 額 ( 円 )	度 額
合 計				件	数	共 済 金 ( 円 )	限度超過額(円)			

様式31

家畜共済共済金支払通知書

組 合 員 殿  
(加入者)

平成 年 月 日

農業共済組合長  
(市町村長)



家畜共済に係る共済金を下記のとおり支払いますから受け取りに来てください。

記

1 共済目的の種類

個体(群)番号  
又は共済番号  
(個体識別番号)

2 事故の種類

3 支払共済金 金 円

4 日 時 平成 年 月 日～ 日 午前  
午後

5 場 所 当組合窓口  
(市町村)

6 支払方法 現金支払い

[注意] 当日は認印を持って来てください。  
支払いの期日までに受け取りに来られないときは〇〇〇の貴殿預金  
口座に振り込みます。

(注意)

特定組合においては、「(市町村長)」、「(市町村)」の不要文字を抹消する。

○様式32

家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状

農業共済組合長 殿  
(市町村長)

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印

私は、家畜共済加入家畜の病傷事故に係る共済金の受領を本組合(市町村)指定獣医師〇〇〇〇に委任します。

なお、当該病傷事故に係る診療費総額及びその内訳は下記のとおりです。

記

1 診療費総額 金 円

2 内 訳

No.	共済目的の種類	個体番号又は共済番号 (個体識別番号)	病 傷 名	初 診 年月日	終 診 年月日	診療費(円)	備 考
1							
2							
3							
4							
5							

(注意)

特定組合においては、「(市町村長)」、「(市町村)」の不要文字を抹消する。

様式33

家畜共済病傷事故共済金振込通知書(代理受領用)

平成 年 月 日

殿

農業共済組合長  
(市町村長)



貴殿が代理受領を委任されている病傷事故共済金を下記のとおり貴殿の口座に振り込みましたので、お知らせいたします。

記

- 1 振込額 金 円
- (1) 病傷事故件数 件
- (2) 事故月 平成 年 月～ 年 月
- 2 振込年月日 年 月 日

○様式34

家畜共済病傷事故共済金支払通知書(代理受領用)

平成 年 月 日

殿  
(指定獣医師)

農業共済組合長  
(市町村長)



貴殿が代理受領を委任されている病傷事故共済金を下記のとおり支払いますので、当日は認印を持って受け取りにきて下さい。

記

- |     |         |                |     |
|-----|---------|----------------|-----|
| 1   | 支 払 額   | 金              | 円   |
| (1) | 病傷事故件数  | 件              |     |
| (2) | 事 故 月   | 平成 年 月～        | 年 月 |
| 2   | 日 時     | 平成 年 月 日～      | 年 月 |
|     |         | ( 時～           | 時)  |
| 3   | 場 所     | 当組合窓口<br>(市町村) |     |
| 4   | 支 払 方 法 | 現金支払い          |     |

(注意)

特定組合においては、「(市町村長)」、「(市町村)」の不要文字を抹消する。

# 診療通知書

平成 年 月 日 処理分

平成 年 月 日 頁

農業共済組合長  
(市町村長) 殿

診療所長名

組合等コード	事故の月	平成 年 月	保険関係	共済目的の種類	診療所名	獣医師名
--------	------	--------	------	---------	------	------

組合等番号	年度区分	診断書番号	組合員等の氏名	個体識別番号	個体番号	病類1	病傷名 1	転帰	経過年月日				診療回数	使用点数		支払共済金 円	支払保険金 円	組合員等 徴収額 円	組合等 徴収額 円	備考
				母牛個体識別番号	病類2		病傷名 2		発病年 月 日	初診年 月 日	終診年 月 日	転帰年 月 日		B総点数	A総点数					
											合計									

(注)馬及び種豚については、表中の「個体識別番号」を「個体番号」とし、「個体番号」を「個体識別番号」とし、「母牛個体識別番号」を空欄とする。

### 保険金支払通知書

平成 年 月 処理分

平成 年 月 日 頁

農業共済組合長  
(市町村長) 殿

診療所長名

組合等コード	事故の月	平成 年 月	保険関係	共済目的の種類	診療所名	獣医師名
--------	------	--------	------	---------	------	------

組合等番号	年度区分	診断書番	組合員等氏名	個体識別番号	個体番号	病類1	病傷名 1	転帰	経過年月日					診療回数	使用点数		支払共済金 円	支払保険金 円	組合員等徴収額 円	組合等徴収額 円	備考	
				母牛個体識別番号	病類2				病傷名 2	発病年 月 日	初診年 月 日	終診年 月 日	転帰年 月 日		B総点数	A総点数						
									合計													

(注)馬及び種豚については、表中の「個体識別番号」を「個体番号」とし、「個体番号」を「個体識別番号」とし、「母牛個体識別番号」を空欄とする。

家畜共済再保険金返納申請書

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合連合会会長 印

家畜共済再保険金返納申請について

さきに支払いを受けた家畜共済再保険金について、下記のとおり返納したいので申請します。

記

1 返納する金額 金 円

2 内 訳

事故の種類	再保険金の 請求年月日	再保険金の 支払年月日	返納する 再保険金	組合員等 コード	個体番号 (個体識別番号)	発見の動機及び 返納理由
	年 月 日	年 月 日	円			

(注意)

- 1 「発見の動機及び返納理由」欄については、事故の種類別に、再保険金の返納に係る組合員等ごと及び個体ごとに具体的に記載する。
- 2 「再保険金の支払年月日」欄には、農林水産省が再保険金を振りこんだ年月日を記入する。
- 3 当年度支払いのものと過年度支払いのものは別々に作成する。ただし、当年度の4月支払いのものについては、他の月のものとは別に作成する。

様式37(特定組合用)

家畜共済特定組合保険金返納申請書

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合組合長 印

家畜共済特定組合保険金返納申請について

さきに支払いを受けた家畜共済保険金について、下記のとおり返納したいので申請します。

記

1 返納する金額 金 円

2 内 訳

事故の種類	保険金の請求年月	保険金の支払年月日	返納する保険金	組合員等コード	個体番号(個体識別番号)	発見の動機及び返納理由
	年月日	年月日	円			

(注意)

- 1 「発見の動機及び返納理由」欄については、事故の種類別に、保険金の返納に係る組合員等ごと及び個体ごとに具体的に記載する。
- 2 「保険金の支払年月日」欄には、農林水産省が保険金を振りこんだ年月日を記入する。
- 3 当年度支払いのものと過年度支払いのものとは別々に作成する。ただし、当年度の4月支払いのものについては、他の月のものとは別に作成する。

家畜共済再保険金差額請求書

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合連合会会長 印

家畜共済再保険金差額請求について

さきに支払いを受けた家畜共済再保険金について、下記のとおり差額を請求します。

記

1 請求する金額 金 円

2 内 訳

事故の種類	再保険金の請求年月日	再保険金の支払年月日	差額請求金額	組合員等コード	個体番号 (個体識別番号)	発見の動機及び差額請求の理由
	年 月 日	年 月 日	円			

(注意)

- 1 「発見の動機及び差額請求の理由」欄については、事故の種類別に、再保険金の差額請求に係る組合員等ごと及び個体ごとに具体的に記載する。
- 2 「再保険金の支払年月日」欄には、農林水産省が再保険金を振りこんだ年月日を記入する。
- 3 請求金額等については、差額請求にかかるもののみを記入する。

様式38(特定組合用)

家畜共済特定組合保険金差額請求書

平成 年 月 日

農林水産大臣 殿

農業共済組合長 印

家畜共済保険金差額請求について

さきに支払いを受けた家畜共済保険金について、下記のとおり差額を請求します。

記

1 請求する金額 金 円

2 内 訳

事故の種類	保険金の請求年月日	保険金の支払年月日	差額請求金額	組合員等コード	個体番号(個体識別番号)	発見の動機及び差額請求の理由
	年 月 日	年 月 日	円			

(注意)

- 1 「発見の動機及び差額請求の理由」欄については、事故の種類別に、保険金の差額請求に係る組合員等ごと及び個体ごとに具体的に記載する。
- 2 「保険金の支払年月日」欄には、農林水産省が保険金を振りこんだ年月日を記入する。
- 3 請求金額等については、差額請求にかかるもののみを記入する。

様式39

家畜共済免責同意書(理由書)

本組合(市町村)は、下記共済事故の免責についてはこれを適当と認めて同意する(適当と認める)。

平成 年 月 日

農業共済組合理事  
(市町村長)

氏 名 ④  
氏 名 ④  
氏 名 ④  
氏 名 ④

記

組合等 コード		組合員等コード・個体番号又 は共済番号(個体識別番号)		共済目的 の種 類	
組合員等住所氏名					
共済価額		共済金額		事故家畜の 価 額	
残存物価額 又は評価額		免 責 額		支払共済金	
病 傷 名		発病年月日		転帰年月日	
免責該当条項 共済規程(条例)第 条 号					
事故発生に至るまでの事情					
事故発生に至るまでの組合員等のとつた処理					
共済規程(条例)第 条 号の免責に該当するものと認めた具体的根拠					

(注) 連合会が独自に保険金について免責する場合の同意書もこの様式に準ずる。

**(注意)**

- 1 「免責該当条項」欄には、共済規程等の免責該当条項と号数及びその条文を記入する。
- 2 「事故発生に至るまでの事情」及び「事故発生に至るまでの組合員等のとつた処置」欄は、具体的かつ詳細に記入する。
- 3 特定組合においては、「(市町村)」、「(市町村長)」、組合「等」、組合員「等」の不要文字を抹消する。

様式40

指 導 書

加入者住所				氏名		管理等	指 導 内 容
共 済 目 的		個 体 番 号 (個体識別番号)		病 名			
必 要 養 分	患 畜	区 分	乾 物 量 DM	可消化粗蛋白質 DCP	可消化養分総量 TDN	運 動 及 び 日 光 浴	
	体重 kg	維持養分	kg	g	kg		
	乳量 kg	産乳養分				削 蹄	
	計(必要養分量)A						
現 給 与 飼 料	飼 料 名	給与量kg				畜 舎 環 境  [ 通 風 採 光 敷 瓦 糞 尿 処 理 温 度 湿 度 そ の 他 ]	
	計(給与養分量)B						
	養分量差引(A-B)						
改 善 飼 料	飼 料 名	給与量kg				発情の観察 及び授精に ついての 注意事項	
	計(改善養分量)B						
	充足率 (C/A)					平成 年 月 日 所 属 獣医師氏名	(印)

**(注意)**

- 1 指導の内容は、組合員等が実行可能で、しかも効果の上がるものとする。
- 2 「必要養分」欄については、患畜の体重を測定し、日本飼養標準（農林水産省農林水産技術会議編）により維持養分（DCP、TDN、DM）を決定し記入する。泌乳中の乳牛については、1日の泌乳量を測定し、同様に産乳養分を決定し、維持養分に加算し記入する。
- 3 「現給与飼料」欄については、現在飼養している飼料ごとに給与量を測定し、日本飼養標準の「飼料成分表」によりそれぞれの養分含有量及びそれらの合計を算出し記入する。
- 4 「改善飼料」欄については、改善した飼料名と給与量を決定し、それぞれの含有する養分量及びそれらの合計を算出し記入する。
- 5 「管理等」欄には、項目ごとの指導内容を具体的かつ明りょうに記入する。

(参考)

## 事務処理の流れ図

### I 引受関係

